

平成27年  
11月

# 宮崎県定例県議会会議録

平成27年11月20日開会

平成27年12月9日閉会

## 平成27年11月宮崎県定例県議会会議録 目 次

11月20日（金曜日）	
1. 出席議員 -----	3
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	3
1. 議長挨拶 -----	4
1. 開 会 -----	4
1. 会議録署名議員指名 -----	4
1. 議会運営委員長審査結果報告 -----	4
宮原義久議会運営委員長 -----	4
1. 会期決定 -----	4
1. 議案第1号から第19号まで上程 -----	5
1. 知事提案理由説明 -----	5
自11月21日（土曜日）	
休 会	
至11月25日（水曜日）	
11月26日（木曜日）	
1. 出席議員 -----	13
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	13
1. 一般質問 -----	14
日高博之議員質問 -----	14
・東京オリンピック・パラリンピックについて	
・国民体育大会について	
・夢・実現 甲子園優勝プロジェクト事業について	
・障がい者施策について	
・認知症対策について	
・医師確保対策について	
・細島港港湾計画の改定について	
・九州中央自動車道について	
・豊予海峡ルートについて	
・防災対策について	
・地元学について	
・再生可能エネルギーについて	
・雇用対策について	
・キャリア教育について	
高橋 透議員質問 -----	29

<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事の政治姿勢について</li> <li>・子供の貧困対策について</li> <li>・中小企業支援対策について</li> <li>・オリンピック・パラリンピック及びラグビーワールドカップ事前合宿対策について</li> <li>・宮崎県美術品等取得基金条例について</li> <li>・交通安全対策について</li> </ul>	41
<b>満行潤一議員質問</b> -----	41
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方主権の取り組みについて</li> <li>・危機管理・防災対策について</li> <li>・保健医療体制の充実について</li> <li>・教育の充実について</li> <li>・再生可能エネルギーについて</li> </ul>	
<b>田口雄二議員質問</b> -----	55
<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事の政治姿勢について</li> <li>・医療・福祉行政について</li> <li>・ミラノ万博について</li> <li>・地域活性化について</li> <li>・県土整備行政について</li> <li>・農政水産行政について</li> <li>・交通事故防止対策について</li> <li>・教育行政について</li> <li>・投票率の改善について</li> </ul>	
<b>11月27日（金曜日）</b>	
1. 出席議員 -----	73
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	73
1. 一般質問 -----	74
<b>来住一人議員質問</b> -----	74
<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事の政治姿勢について</li> </ul>	
<b>松村悟郎議員質問</b> -----	81
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本県のアピール力と観光について</li> <li>・景観行政について</li> <li>・県立農業大学のあり方について</li> <li>・口蹄疫ファンド事業について</li> <li>・小規模企業振興対策について</li> </ul>	

<b>黒木正一議員質問</b> .....	96
・食と農における訪日旅行対策等について	
・地域医療対策について	
・土砂災害対策について	
・農林水産業対策について	
<b>押川修一郎議員質問</b> .....	109
・T P P 協定について	
・ミラノ万博出展後の対応について	
・観光振興について	
・企業誘致について	
・全国農業担い手サミットについて	
・全国和牛能力共進会3連覇について	
・森林・林業行政について	
自11月28日（土曜日）	
至11月29日（日曜日）	休　　会
11月30日（月曜日）	
1．出席議員 .....	125
1．地方自治法第121条による出席者 .....	125
1．一般質問 .....	126
<b>清山知憲議員質問</b> .....	126
・知事の政治姿勢について	
・建設コンサルタント業について	
・緑化行政について	
・土地情報について	
・医師確保について	
・児童福祉について	
・防災拠点庁舎について	
<b>岩切達哉議員質問</b> .....	139
・地方自治の充実について	
・地方創生について	
・女子差別撤廃条約締結から30年を経て	
・児童福祉について	
・精神障がい者に対する差別意識の解消について	
・職員間のハラスメント防止について	
・動物愛護センターの設置について	

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 獣医師確保について</li> <li>・ 川内原発稼働に対する放射能測定について</li> <li>・ 地震対策について</li> </ul>	
<b>有岡浩一議員質問</b> .....	153
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事の政治姿勢について</li> <li>・ 県統合型GISについて</li> <li>・ 自転車保険加入促進について</li> <li>・ 消防団員確保対策について</li> <li>・ マダニ対策について</li> <li>・ TPP対策について</li> <li>・ 再造林の推進と遺贈寄附について</li> <li>・ 一人一役運動について</li> </ul>	
<b>井上紀代子議員質問</b> .....	165
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事の政治姿勢について</li> <li>・ 宮崎県観光の取り組みについて</li> <li>・ 宮崎県農業について</li> <li>・ 宮崎県教育について</li> </ul>	
<b>12月1日（火曜日）</b>	
1. 出席議員 .....	183
1. 地方自治法第121条による出席者 .....	183
1. 一般質問 .....	184
<b>西村 賢議員質問</b> .....	184
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次世代の人材育成について</li> <li>・ 薬草の里づくりに対する支援について</li> <li>・ ウナギの資源保護について</li> <li>・ 児童虐待について</li> </ul>	
<b>重松幸次郎議員質問</b> .....	194
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ TPPへの総合対策について</li> <li>・ 交通インフラの整備について</li> <li>・ 中小・小規模企業の支援について</li> <li>・ 地方創生の取り組みについて</li> <li>・ 災害廃棄物処理計画の策定について</li> <li>・ 教育文化施設について</li> <li>・ 松枯れ対策と環境について</li> <li>・ サンマリーナ宮崎の改善について</li> </ul>	

<b>二見康之議員質問</b> .....	208
・知事の政治姿勢について	
・18歳選挙権について	
・国際関係について	
・地方創生について	
・まちづくりと生活文化向上について	
<b>12月2日（水曜日）</b>	
1. 出席議員 .....	225
1. 地方自治法第121条による出席者 .....	225
1. 一般質問 .....	226
<b>河野哲也議員質問</b> .....	226
・知事の政治姿勢について	
・県土保全について	
・医療・福祉行政について	
・教育行政について	
・延岡南道路について	
<b>島田俊光議員質問</b> .....	238
・知事の政治姿勢について	
・農政水産施策について	
・林業施策について	
・地方創生の取り組みについて	
・教育施策について	
<b>井本英雄議員質問</b> .....	248
・知事の政治姿勢について	
・延岡のアユ対策について	
・エビデンスに基づく教育について	
・子供の貧困について	
・ギャンブル依存症について	
・景観と観光について	
・グーグルのマイナフルネス革命について	
・土木行政について	
1. 議案第19号採決 .....	263
1. 議案第1号から第18号まで及び請願委員会付託 .....	263
<b>自12月3日（木曜日）</b>	
<b>至12月4日（金曜日）</b>	
<b>常任委員会</b>	

自12月5日（土曜日）	休 会	
至12月6日（日曜日）		
12月7日（月曜日）	特別委員会	
12月8日（火曜日）	休 会	
12月9日（水曜日）		
1. 出席議員	-----	267
1. 地方自治法第121条による出席者	-----	267
1. 常任委員長審査結果報告	-----	268
清山知憲総務政策常任委員長	-----	268
後藤哲朗厚生常任委員長	-----	269
二見康之商工建設常任委員長	-----	270
渡辺 創環境農林水産常任委員長	-----	271
重松幸次郎文教警察企業常任委員長	-----	273
1. 討 論	-----	274
前屋敷恵美議員（議案第6号、第7号、第9号、第10号及び第17号に反対、 請願第4号の不採択に反対）	-----	275
1. 議案第6号、第7号、第9号、第10号及び第17号採決	-----	276
1. 議案第1号から第5号まで、第8号、第11号から第16号まで及び第18号 採決	-----	276
1. 請願第4号採決	-----	277
1. 請願第5－2号採決	-----	277
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決	-----	277
1. 議員発議案送付の通知	-----	277
1. 議員発議案第1号追加上程	-----	278
1. 討 論	-----	278
来住一人議員（議員発議案第1号に反対）	-----	278
1. 議員発議案第1号採決	-----	280
1. 議員派遣の件	-----	280
1. 閉 会	-----	280
<hr/>		
1. 資 料	-----	281
平成27年11月定例県議会日程	-----	283
議案送付文書	-----	284
一般質問時間割	-----	285
議案・請願委員会審査結果表	-----	287

閉会中の継続審査・調査申出一覧 .....	289
1. 議案議決件名一覧表 .....	291
1. 意見書、その他 .....	295
将来展望に立った農業政策を求める意見書 .....	297
議員派遣について（平成27年度九州各県議会議員交流セミナー） .....	298
1. 請願一覧表 .....	299
1. 議事経過 .....	309



11月20日（金）

# 平成 27 年 11 月 20 日 ( 金 曜 日 )

午前 10 時 0 分開会

## 出席議員 (38 名)

- |      |           |                 |
|------|-----------|-----------------|
| 1 番  | 有 岡 浩 一   | (愛みやざき)         |
| 2 番  | 重 松 幸次郎   | (公明党宮崎県議団)      |
| 3 番  | 来 住 一 人   | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 4 番  | 渡 辺 創     | (県民連合宮崎)        |
| 5 番  | 岩 切 達 哉   | ( 同 )           |
| 6 番  | 右 松 隆 央   | (宮崎県議会自由民主党)    |
| 7 番  | 二 見 康 之   | ( 同 )           |
| 8 番  | 清 山 知 憲   | ( 同 )           |
| 9 番  | 島 田 俊 光   | ( 同 )           |
| 10 番 | 日 高 博 之   | ( 同 )           |
| 11 番 | 野 崎 幸 士   | ( 同 )           |
| 12 番 | 日 高 陽 一   | ( 同 )           |
| 13 番 | 星 原 透     | ( 同 )           |
| 14 番 | 西 村 賢     | (無所属の会)         |
| 15 番 | 凶 師 博 規   | (愛みやざき)         |
| 16 番 | 河 野 哲 也   | (公明党宮崎県議団)      |
| 17 番 | 前屋敷 恵 美   | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 18 番 | 田 口 雄 二   | (県民連合宮崎)        |
| 19 番 | 高 橋 透     | ( 同 )           |
| 20 番 | 中 野 一 則   | (宮崎県議会自由民主党)    |
| 21 番 | 横 田 照 夫   | ( 同 )           |
| 22 番 | 押 川 修 一 郎 | ( 同 )           |
| 23 番 | 宮 原 義 久   | ( 同 )           |
| 24 番 | 黒 木 正 一   | ( 同 )           |
| 25 番 | 松 村 悟 郎   | ( 同 )           |
| 26 番 | 後 藤 哲 朗   | ( 同 )           |
| 27 番 | 徳 重 忠 夫   | (無所属クラブ)        |
| 28 番 | 新 見 昌 安   | (公明党宮崎県議団)      |
| 29 番 | 太 田 清 海   | (県民連合宮崎)        |
| 30 番 | 満 行 潤 一   | ( 同 )           |
| 31 番 | 井 上 紀 代 子 | ( 同 )           |
| 32 番 | 緒 嶋 雅 晃   | (宮崎県議会自由民主党)    |
| 33 番 | 山 下 博 三   | ( 同 )           |
| 34 番 | 丸 山 裕 次 郎 | ( 同 )           |
| 35 番 | 外 山 衛     | ( 同 )           |
| 36 番 | 坂 口 博 美   | ( 同 )           |
| 37 番 | 蓬 原 正 三   | ( 同 )           |
| 38 番 | 井 本 英 雄   | ( 同 )           |

## 欠席議員 (1 名)

- 公務出張 39 番 中 野 廣 明 (宮崎県議会自由民主党)

## 地方自治法第 121 条による出席者

- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| 知 事             | 河 野 俊 嗣   |
| 副 知 事           | 稲 用 博 美   |
| 副 知 事           | 内 田 欽 也   |
| 総 合 政 策 部 長     | 茂 雄 二     |
| 総 務 部 長         | 成 合 修     |
| 危 機 管 理 統 括 監   | 金 丸 政 保   |
| 福 祉 保 健 部 長     | 桑 山 秀 彦   |
| 環 境 森 林 部 長     | 大 坪 篤 史   |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 永 山 英 也   |
| 農 政 水 産 部 長     | 郡 司 行 敏   |
| 県 土 整 備 部 長     | 凶 師 雄 一   |
| 会 計 管 理 者       | 舟 田 美 揮 子 |
| 企 業 局 長         | 四 本 孝 一   |
| 病 院 局 長         | 渡 邊 亮 一   |
| 財 政 課 長         | 阪 本 典 弘   |
| 教 育 委 員 長       | 島 原 俊 英   |
| 教 育 長           | 飛 田 洋     |
| 公 安 委 員 長       | 山 崎 殖 章   |
| 警 察 本 部 長       | 野 口 泰     |
| 代 表 監 査 委 員     | 高 橋 博     |
| 人 事 委 員 長       | 村 社 秀 継   |

## 事務局職員出席者

- |               |         |
|---------------|---------|
| 事 務 局 長       | 日 隈 俊 郎 |
| 事 務 局 次 長     | 奥 野 信 利 |
| 議 事 課 長       | 亀 澤 保 彦 |
| 議 事 課 長 補 佐   | 伊 豆 雅 広 |
| 議 事 担 当 主 幹   | 松 吉 浩   |
| 議 事 課 主 査     | 松 本 英 治 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 森 本 征 明 |

---

◎ 議長挨拶

○星原 透議長 開会前に一言申し上げます。  
本日は、執行部、関係団体の御協力をいただき、古代衣装を着用し、本会議を開催させていただきます。

この取り組みは、平成24年から記紀編さん1300年記念事業の一環として実施しております。県議会としても、「神話のふるさと みやざき」の一層の定着が図られることを期待するものであります。

---

◎ 開 会

○星原 透議長 これより平成27年11月定例県議会を開会いたします。  
本日の会議を開きます。

---

◎ 会議録署名議員指名

○星原 透議長 会議録署名議員に、島田俊光議員、満行潤一議員を指名いたします。

---

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○星原 透議長 まず、会期の決定について議題といたします。

今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、宮原義久委員長。

○宮原義久議員〔登壇〕 おはようございます。御報告いたします。

去る11月12日の閉会中の議会運営委員会において、本日招集されました平成27年11月定例県議会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は合計19件、その内訳は、補正予算1件、条例11

件、予算・条例以外7件であります。このほか1件の報告があります。

これらの提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において審査をいたしました結果、会期につきましては、本日から12月9日までの20日間とすることに決定いたしました。

なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

今期定例会は、11月26日から5日間の日程で一般質問を行います。質問人数は合計18名以内とし、質問順序は、24日が締め切りとなっている通告書の提出を待って決定いたします。質問時間は1人30分以内といたします。

一般質問終了後、人事案件の採決を行った上で、その他の議案・請願について所管常任委員会への付託を行います。12月3日から2日間の日程で各常任委員会を開催していただき、12月9日の最終日に、付託された議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。

なお、議員から提出される議案の取り扱い及び特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○星原 透議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

---

◎ 会期決定

○星原 透議長 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委

員長の報告のとおり、本日より12月9日までの20日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

---

◎ 議案第1号から第19号まで上程

○星原 透議長 次に、お手元に配付のとおり、知事より議案第1号から第19号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

---

◎ 知事提案理由説明

○星原 透議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。平成27年11月定例県議会の開会に当たりまして、まず冒頭に一言御礼を申し上げます。

11月定例県議会の恒例となりましたが、本日は、県議会の御発案による取り組みといたしまして、記紀編さん1300年記念事業を盛り上げるために、古代衣装を身にまとっての本会議となりました。「神話の源流みやぎき」を県内外へ発信していく上でまたとない機会となっており、このような機会を設けていただきましたことに対しまして、星原議長を初め県議会の皆様に厚く御礼申し上げます。

それでは、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、5点ほど御報告をさせていただきます。

1点目は、「第18回全国農業担い手サミット in みやぎき」についてであります。

先週の11月10日と11日の2日間にわたり、宮崎市民文化ホール及び県内8地域で開催いたしました「第18回全国農業担い手サミット in みやぎき」につきましては、皇太子殿下の御臨席のもと、県内外から多くの意欲ある担い手や農業関係者の方々が集い、地域農業の発展等について語り合い、研さんを積んでいただくなど、盛会のうちに無事終了することができました。また、口蹄疫発生の際に全国からいただいた励ましや支援への感謝をお伝えするとともに、再生・復興に取り組む本県の姿を、豊かな自然や食など本県の魅力とあわせて、全国に発信できたものと考えております。これを契機といたしまして、農業生産を担う意欲ある多様な担い手の育成・確保に、より一層努め、農業の成長産業化をさらに進めてまいりたいと考えております。

また、皇太子殿下には、5月の「全国「みどりの愛護」のつどい」に続き御来県賜り、本県のさまざまな姿をごらんいただきましたが、各御視察先で温かいお言葉を賜るなど、親しく交流いただき、県民の皆様にとりましても大きな励みになったものと考えております。

私は、担い手サミットの直後に行われた園遊会に参加をさせていただき、皇太子殿下に御来県のお礼を申し上げることができました。皇太子殿下からは、「よい大会でしたね」と評価のお言葉を賜ることができました。

改めまして、全国から御参加いただきました皆様、また、開催に当たり多大な御支援と御協力をいただきました農林水産省並びに関係団体の皆様、そして県議会を初め県民の皆様の御理解と御協力に対しまして、心から感謝を申し上げます。

2点目は、TPP協定交渉の大筋合意を踏ま

えた対応についてであります。

T P P 協定交渉については、先月5日に大筋合意に至り、国は総理を本部長とする「T P P 総合対策本部」を設置し、「環太平洋パートナーシップ(T P P) 協定交渉の大筋合意を踏まえた総合的な政策対応に関する基本方針」を取りまとめ、今月下旬にも「総合的なT P P 関連政策大綱(仮称)」を策定する予定であります。

県といたしましては、「宮崎県T P P 協定対策本部会議」を開催するとともに、先週、国に対し、政策大綱に盛り込む具体的な内容について要望したところであります。今後とも、国の動きを捉え、迅速に対応するとともに、本県への影響分析などを行いながら、本県としての対策を検討してまいりたいと考えております。

3点目は、屋外型ナショナルトレーニングセンター誘致推進委員会の設立についてであります。

御案内のとおり、屋外型ナショナルトレーニングセンターにつきましては、8月末に文部科学省に対して要望活動を行ったところであります。この取り組みをより実現性の高いものにするため、先月26日に、本県選出国會議員や県内経済団体、スポーツ団体等で構成する委員会を設置したところであり、今後、官民一体となって誘致活動を推進してまいりたいと考えております。

4点目は、東京オリンピックの追加種目の決定に向けた取り組みについてであります。

追加種目につきましては、9月末に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会において、国際オリンピック委員会に提案する種目が決定したところであり、その後、政府関係者において、これらの種目の地方開催を検

討する動きも出てきております。

来年8月に開催される国際オリンピック委員会の総会において正式決定される予定となっておりますが、本県といたしましては、追加種目候補のうち、本県での開催に優位性がある野球・ソフトボール及びサーフィンについて、本県を競技開催地に選定していただくよう、先月22日に組織委員会に対し、全国に先駆けて要望活動を行ったところであります。今後、屋外型ナショナルトレーニングセンターと同様、官民一体となった誘致活動を推進してまいりたいと考えております。

5点目は、ジェトロ宮崎貿易情報センターについてであります。

先月28日に、ジェトロの国内事務所である宮崎貿易情報センターが、宮崎市のK I T E Nビル内に開設されました。今後、当センターでは、専門家による貿易投資相談や各種セミナーの開催、海外とのネットワークを活用したバイヤー招聘や展示会の出展支援など、県内企業の貿易促進に資するさまざまな活動が展開されます。県といたしましては、今後とも、ジェトロを初め関係機関との連携を十分に図りながら、オールみやぎの体制で、県内企業の海外展開を積極的に支援してまいりたいと考えております。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案についてであります。

補正額は、一般会計16億502万4,000円であります。また、歳入財源は、国庫支出金4億8,763万4,000円、財産収入32万7,000円、繰入金9億8,506万3,000円、県債1億3,200万円であります。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は7,064億4,701万4,000円となります。

以下、補正予算案に計上いたしました主な事業の概要について御説明いたします。

まず、「地域医療介護総合確保基金積立金」につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する事業の財源として、追加配分される国の交付金及び県費を基金に積み増すものであり、いずれも消費税率等の引き上げによる増収分が財源となっております。

この基金を活用した主な事業であります、「在宅医療・介護連携推進体制整備事業」につきましては、在宅医療の充実及び介護との連携推進を図るため、多職種にわたる在宅医療従事者に対する研修や医療機器等の整備の支援を行うものであります。

また、医療従事者の確保・定着を図るため、県医師会が行う保育支援サービスシステムモデル事業を支援する「女性医師等就労支援事業」や、医師事務作業補助者（医療クラーク）育成のための研修会の開催を支援する「地域医師キャリア形成支援事業」、質の高い歯科衛生士・歯科技工士を育成するために養成所の施設整備を支援する「歯科医療従事者養成充実事業」、災害拠点病院等の機能強化を図るために専門的な災害医療研修会の開催や資機材の整備等を支援する「災害拠点病院等人材強化事業」などを計上しております。

次に、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、いわゆる地方創生交付金の上乗せ交付分を活用する事業であります、「九州ベンチャーマーケット開催事業」につきましては、ベンチャー企業の資金調達・販路拡大を支援するため、九州・沖縄、山口の9県と経済団体が共同で、投資家等とのビジネスマッチングイベントを福岡で開催するものであります。

また、「九州U I J ターン就職応援フェア開

催事業」につきましては、九州・山口の8県が共同で、大学生及び転職希望者を対象に会社説明会や面接会を東京で開催するものであります。

これらの事業のほか、「産学官金連携による地域経済循環創造事業」につきましては、地域の資源と資金を活用し、先進的で持続可能な事業を起こす事業者の取り組みを支援するものであります。

また、「肝炎総合対策事業」につきましては、ウイルス性肝炎患者の経済的負担を軽減するために医療費の公費助成を行うものであります。新たにインターフェロンフリー治療薬が助成の対象となったことから、所要額の補正を行うものであります。

さらに、「児童入所施設等措置費」につきましては、児童入所施設等の運営の適正化及び入所児童の処遇改善のため、職員の待遇改善や入所児童への学習支援の拡充等を図るものであります。

最後に、公共事業についてであります。昨年6月の豪雨で被災した川南町の平田川及びことし4月の豪雨で被災した串間市の市木川の改良復旧事業、また、ことし8月の台風で被災した宮崎市の浜山地区防潮護岸の復旧事業の実施に伴い補正を行うものであります。

次に、予算以外の議案について御説明いたします。

議案第2号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」は、地方税法の一部改正に伴い、申請による換価の猶予制度が創設されたこと等から、関係規定の改正を行うものであります。

議案第3号「宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例」は、県民税均等割における超過課税措置の適用期限を延長するため、関係規定

の改正等を行うものであります。

議案第4号「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、引用する条文の改正を行うものであります。

議案第5号「宮崎県美術品等取得基金条例の一部を改正する条例」は、定額運用型の基金から積立取り崩し型の基金に変更するため、関係規定の改正を行うものであります。

議案第6号「宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の制定に伴い、宮崎県における個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供について、必要な事項を定めるものであります。

議案第7号「宮崎県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例」は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、宮崎県知事の行う認証業務が地方公共団体情報システム機構に移管されるため、廃止するものであります。

議案第8号「行政不服審査法施行条例」は、行政不服審査法の改正に伴い、審査請求に関する調査審議を行う附属機関の設置など、同法の施行に関し必要な事項を定めるものであります。

議案第9号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、知事の権限に属する事務のうち、煙火の消費に係る

事務などについて、取り扱いを希望する市町村に権限を移譲するための改正等を行うものであります。

議案第10号「宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例」は、住民基本台帳法の一部改正及び宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定に伴い、引用する条文の変更や新たな事務の追加に関する改正を行うものであります。

議案第11号「宮崎県女性保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」は、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、女性保護施設の施設長の資格要件について改正を行うものであります。

議案第12号「勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」は、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律に基づく職業能力開発促進法の一部改正に伴い、関係条例の改正を行うものであります。

議案第13号は、県営広域営農団地農道整備事業の沿海北部5期地区1工区のトンネル工事について、当初想定していたよりも脆弱な地質区間が存在し、対策工法に変更が生じたことなどから、工事請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第14号から第17号までは、県立芸術劇場、県営国民宿舎えびの高原荘及び県営えびの高原スポーツレクリエーション施設、県営国民宿舎高千穂荘並びに日向土木事務所、延岡土木事務所及び西臼杵支庁管内の県営住宅の管理を

行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第18号は、平成28年度の全国自治宝くじ及び西日本宝くじの本県発売金額を定めることについて、当せん金付証票法第4条第1項の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第19号は、収用委員会委員齊藤晃一氏が平成27年12月28日をもって任期満了となりますので、その後任委員として同じく齊藤晃一氏を任命いたしたく、土地収用法第52条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○星原 透議長 知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす21日から25日までは、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、26日午前10時開会、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時21分散会



11月26日（木）

# 平成 27 年 11 月 26 日 ( 木 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (39 名)

- |      |           |                 |
|------|-----------|-----------------|
| 1 番  | 有 岡 浩 一   | (愛みやざき)         |
| 2 番  | 重 松 幸次郎   | (公明党宮崎県議団)      |
| 3 番  | 来 住 一 人   | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 4 番  | 渡 辺 創     | (県民連合宮崎)        |
| 5 番  | 岩 切 達 哉   | ( 同 )           |
| 6 番  | 右 松 隆 央   | (宮崎県議会自由民主党)    |
| 7 番  | 二 見 康 之   | ( 同 )           |
| 8 番  | 清 山 知 憲   | ( 同 )           |
| 9 番  | 島 田 俊 光   | ( 同 )           |
| 10 番 | 日 高 博 之   | ( 同 )           |
| 11 番 | 野 崎 幸 士   | ( 同 )           |
| 12 番 | 日 高 陽 一   | ( 同 )           |
| 13 番 | 星 原 透     | ( 同 )           |
| 14 番 | 西 村 賢     | (無所属の会)         |
| 15 番 | 凶 師 博 規   | (愛みやざき)         |
| 16 番 | 河 野 哲 也   | (公明党宮崎県議団)      |
| 17 番 | 前屋敷 恵 美   | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 18 番 | 田 口 雄 二   | (県民連合宮崎)        |
| 19 番 | 高 橋 透     | ( 同 )           |
| 20 番 | 中 野 一 則   | (宮崎県議会自由民主党)    |
| 21 番 | 横 田 照 夫   | ( 同 )           |
| 22 番 | 押 川 修 一 郎 | ( 同 )           |
| 23 番 | 宮 原 義 久   | ( 同 )           |
| 24 番 | 黒 木 正 一   | ( 同 )           |
| 25 番 | 松 村 悟 郎   | ( 同 )           |
| 26 番 | 後 藤 哲 朗   | ( 同 )           |
| 27 番 | 徳 重 忠 夫   | (無所属クラブ)        |
| 28 番 | 新 見 昌 安   | (公明党宮崎県議団)      |
| 29 番 | 太 田 清 海   | (県民連合宮崎)        |
| 30 番 | 満 行 潤 一   | ( 同 )           |
| 31 番 | 井 上 紀 代 子 | ( 同 )           |
| 32 番 | 緒 嶋 雅 晃   | (宮崎県議会自由民主党)    |
| 33 番 | 山 下 博 三   | ( 同 )           |
| 34 番 | 丸 山 裕 次 郎 | ( 同 )           |
| 35 番 | 外 山 衛     | ( 同 )           |
| 36 番 | 坂 口 博 美   | ( 同 )           |
| 37 番 | 蓬 原 正 三   | ( 同 )           |
| 38 番 | 井 本 英 雄   | ( 同 )           |
| 39 番 | 中 野 廣 明   | ( 同 )           |

## 地方自治法第 121 条による出席者

- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| 知 事               | 河 野 俊 嗣   |
| 副 知 事             | 稲 用 博 美   |
| 副 知 事             | 内 田 欽 也   |
| 総 合 政 策 部 長       | 茂 雄 二     |
| 総 務 部 長           | 成 合 修     |
| 危 機 管 理 統 括 監     | 金 丸 政 保   |
| 福 祉 保 健 部 長       | 桑 山 秀 彦   |
| 環 境 森 林 部 長       | 大 坪 篤 史   |
| 商 工 観 光 労 働 部 長   | 永 山 英 也   |
| 農 政 水 産 部 長       | 郡 司 行 敏   |
| 県 土 整 備 部 長       | 凶 師 雄 一   |
| 会 計 管 理 者         | 舟 田 美 揮 子 |
| 企 業 局 長           | 四 本 孝 一   |
| 病 院 局 長           | 渡 邊 亮 一   |
| 財 政 課 長           | 阪 本 典 弘   |
| 教 育 委 員 長         | 島 原 俊 英   |
| 教 育 長             | 飛 田 洋     |
| 警 察 本 部 長         | 野 口 泰     |
| 選 挙 管 理 委 員 長     | 後 藤 仁 俊   |
| 代 表 監 査 委 員       | 高 橋 博     |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 亀 田 博 昭   |

## 事務局職員出席者

- |               |         |
|---------------|---------|
| 事 務 局 長       | 日 隈 俊 郎 |
| 事 務 局 次 長     | 奥 野 信 利 |
| 議 事 課 長       | 亀 澤 保 彦 |
| 議 事 課 長 補 佐   | 伊 豆 雅 広 |
| 議 事 担 当 主 幹   | 松 吉 浩   |
| 議 事 課 主 査     | 松 本 英 治 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 森 本 征 明 |

◎ 一般質問

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、日高博之議員。

○日高博之議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。自由民主党の日高博之でございます。きょうは議会のトップバッターということで、元気・勇気・博之で元気よくやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告書に従い順次お伺いいたします。

まず、東京オリンピック・パラリンピックについてでございます。

先月、知事が、追加競技種目のうち野球・ソフトボール、サーフィンの会場に、都道府県で初めて立候補を表明され、もし実現すれば、観光客等の増加、施設や交通機関の整備、そしてそれに伴う経済効果が莫大に期待されます。本県にとっては、今世紀最初で最後のオリンピックというビッグイベントのチャンスであります。そこで、本県誘致について、どういった経緯で行うことになったのか、知事にお伺いいたします。

以下の質問は質問者席にて行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

東京オリンピックの追加5競技の開催地につきましては、地方開催の検討という報道もなされる中で、私としましては、東京オリンピック・パラリンピックに対して本県ならではの貢献をしたいと考え、また、そのことを通じて「スポーツの聖地みやぎ」というものを世界に向けてアピールしたい、そういう思いで、野球・ソフトボール、サーフィンの開催地として、いち早く名乗りを上げたところであります。

野球・ソフトボールにつきましては、プロ野球の公式戦や女子野球ワールドカップが開催されておりますし、春や秋のキャンプの受け入れ、フェニックスリーグなど、野球という競技において、本県はいわば一つのベースキャンプのような役割を果たしている、そのような自負もあるところであります。

また、サーフィンにおきましても、プロサーフィンの世界大会や国内最大級のアマチュアサーフィン大会が開催されております。また、サーフィンという種目は、人工の競技施設で行われるのではなく、自然の波というものが非常に重要になってまいりますので、本県には良好なサーフポイントが数多く点在する、これは非常に強みであろうという思いのもとに、いずれの種目も本県のポテンシャルは非常に高いものと考えているところであります。

なかなか簡単なことではないと考えておりますが、本県での開催が決定しますれば、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、「スポーツランドみやぎ」のさらなる発展にもつながるという考えでありまして、私が先頭に立ちまして、誘致活動に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○日高博之議員 追加種目は来年8月のIOC総会で決定し、その後、国内開催地が決まると

見られているわけですが、そうすると残された時間はそうございません。また、本県誘致となると、地理的にも有利とは言えず、それを補うためには、県民の機運を盛り上げていくことが極めて重要だと思います。中途半端な活動ではなかなか許されません。

宮崎の支持を盛り上げるためには、例えば、空港に「ようこそ！サーフタウン宮崎へ」の垂れ幕やのぼり旗を設置するなど、県民の機運醸成を図り、また、後援会やイベントの企画、地元経済団体、関係団体を交えた組織委員会の設置など、スピード感を持って着実に支持を広げる運動を県民総ぐるみで行うことが必要と思いますが、今後、追加種目の中の実現性の高いサーフィンの誘致に向けて、具体的な取り組みについて、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 本県には、南北400キロにわたる海岸線に多様な波が発生するサーフポイントが多数点在するなど、トッププロサーファーにも満足いただける、他県にはないサーフィン環境にあります。このことが国内外のさまざまなサーフィン大会の開催実績につながっていると考えております。東京オリンピック・パラリンピックの組織委員会におきましては、追加種目の会場選定のための作業部会を来月中にも立ち上げ、来年8月までに会場候補地の選定を進めていくと伺っております。

県といたしましては、今お話にありましたように、県内での盛り上げ、それに続きまして、開催地決定のための条件等について情報収集を行いますとともに、本県のサーフィン環境の魅力をアピールしながら、日本サーフィン連盟に対する協力の要請、大会組織委員会や国への要

望活動等を積極的に行ってまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** サーフィン誘致のライバルになるところは、千葉県の南房総市、また神奈川県湘南、静岡県の下田市、そういった都市となると思われております。現在、サーフィンの世界選手権ジャパンツアーが毎年行われておりますが、その会場が今述べた都市と宮崎県日向市お倉ヶ浜で開催されております。もちろん県内では、1998年以降、世界が認定する大会はお倉ヶ浜船戸のみ開催されており、10回目という実績もあり、世界が認めるクオリティが高いサーフタウンとして世界屈指のサーフポイントであります。

また、地形的にも、8月の開催時期は、南からの波のうねりと南風がマッチングし、各候補地と比べ、ずば抜けてよい波が立ちます。ネームバリューとしましては、世界大会をワールド・サーフ・リーグジャパンがライブ中継を行っており、お倉ヶ浜の知名度は世界にも通っております。

そして、日向のサーフィン連盟が全国で初めてスポーツ少年団に加盟し、小中学生にコーチングやトレーニングマッチなど指導を行ったり、県内外からの子供の交流大会を企画したり、次世代のトップ選手の育成にも取り組んでおります。このように、お倉ヶ浜はポテンシャルが高く、サーフィンの開催地としてふさわしいと思いますが、商工観光労働部長に見解をお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 日向市のお倉ヶ浜におきましては、今ございましたように、これまでプロサーフィンの世界大会や国内最大級のアマチュアサーフィン大会が開催されるなど、国内外から多くのサーファーが訪れて

おりまして、県内屈指のサーフポイントの一つとなっておりまして。恵まれた波条件に加えまして、このような世界大会などの開催実績は、サーフィン競技の開催地実現に向けての大きなアピールポイントになると考えております。県といたしましては、お倉ヶ浜海岸を初めとしまして、県央、県南の多様な、さまざまなサーフポイントの魅力を、大会組織委員会等に強くアピールしてまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** ありがとうございます。先ほど、県内屈指ということでありましたが、私は世界屈指と思っております。知事も表明のときには、「お倉ヶ浜を検討」と表現して、サーフィンの世界大会開催の実績を強調されております。私も地元のサーフィン連盟の顧問であり、定期的に意見交換をさせていただいておりますが、世界屈指、最低でも国内屈指、だからこそ誘致するんだという高いポテンシャルを持って活動しておりますので、そんな小さいことで考えたらいけない。やはり自信を持って、しっかりと知事、先頭になって取り組んでもらいたい。

また、地元のサーフィン連盟も、もっと広域的に組織を広げて、もっと夢を持って楽しんでやろうじゃないか、盛り上げていこうじゃないかという気持ちがあります。ぜひ知事も意見交換がしたいと言っております。私も要望を受けておりますので、ぜひお倉ヶ浜のほうに御来場をお願いしたいと思います。

次に、国民体育大会についてでございます。

昨年は19位と大躍進を果たしたのですが、ことしは天皇杯42位、皇后杯47位と、残念な結果に終わってしまいました。この結果をどのように総括しているのか、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 国民体育大会、今年度の大会は、前年度の開催県であって優勝県であった長崎県が、地区予選である九州ブロックにもう一回復帰するというようなこともあって、厳しい状況もあり、予選において、実は本県が目標とした成績に届かなかったのが、危機感を持って臨んだ大会でありました。

そのような中、サッカー成年男子2連覇、そしてゴルフ少年男子、関選手の大会2連覇、ボクシング少年男子、齋藤選手の優勝、少年女子ハンマー投げの、メイン桜さんの優勝など、選手・監督が一丸となり、粘り強く戦っていた姿は、県民の皆さんに勇気・元気・感動を届けていただきました。

一方で、少年種別とか女子競技の得点が伸びず、ジュニアからの選手育成や女子競技力の強化について課題があると、改めて認識いたしたところでもあります。今後も、関係機関と連携を図りながら、課題への具体的な丁寧な対策を講じ、競技力の向上へつなげていきたいと考えております。

**○日高博之議員** 先日、教育長もお越しになったと思いますが、宮崎県の選手団の解団式に参加させていただき、いろんな競技団体の方とお話をさせていただく機会がございました。そこで感じたことは、強化費もさることながら、試合本番で、それぞれの選手がどう自分の持っている力を100%その場で発揮できるかというのが課題かなと思いました。また、最高のパフォーマンスを発揮するためには、メンタルタフネストレーニングの強化が特に重要であるとも感じました。

また、2巡目国体を見据えますと、次世代のことでもありますので、スポーツ少年団との連携強化も必要で、中学部活動の指導者育成、また

外部指導員の活用がターニングポイントになるのではないかなと思いました。そこで、来年度の岩手国体や2巡目国体に向けて、選手強化、指導者育成にどのように取り組まれるのか、教育長に再度お伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 議員の御指摘を、なるほどと思って今聞かせていただいたところですが、2巡目国体等に向け、本県では、選手の育成・強化、指導者の確保・養成、本番で力を発揮できるコンディションづくりなどが重要な課題であると認識いたしております。このため、選手の育成・強化では、これまでの中学・高校の優秀な選手を集めた合同合宿等の取り組みに加え、新たに女子アスリートへの支援や小学生段階からの有望選手の発掘などの事業に取り組み始めたところであります。

また、指導者の確保・養成では、県外の競技力の高い先進校等へ指導者を派遣することや、優秀な人材確保のための大学訪問等を行っております。私も先週、関東の大学にお願いに行つてまいりました。さらに、選手が最大限の力を発揮できるように、メンタル面の強化や体調管理を含めた栄養面の講習会の実施などに取り組んでおりますが、このような総合的な取り組みを力強く進めてまいりたいと考えております。

○日高博之議員 教育長は強化部長ということですので、来年、雪辱戦になりますので、そこにいろんな要素を入れて、来年は上位を目指せるように一緒に頑張つてまいりましょう。

次に、「夢・実現 甲子園優勝プロジェクト事業」についてであります。さきの9月議会において、この事業は一定の成果があったとの答弁がございました。この一定の成果とはどのような成果であるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 「夢・実現 甲子園優勝プロジェクト事業」においては、全国の強豪校との対戦を実際に経験させるために、大阪遠征や県外チームを招待しての強化試合などを行いました。そのことで、全国のどんな相手に対しても臆することなく戦える自信や勇気が芽生えたものと考えております。

このような取り組みを進める中で、甲子園での優勝こそかないませんでした。延岡学園高等学校が、甲子園準優勝という本県初の快挙をなし遂げてくれました。このことは、本県高校野球関係者にとって夢であった甲子園優勝が、「宮崎の子供たちでも優勝できるのではないか」という現実的な目標に変わる大きな契機になったと考えております。このような成果は、選手・監督・関係者の皆様の御努力によるものではありませんが、本事業もチーム強化策の一助になったと考えております。

○日高博之議員 ありがとうございます。このことについて、私は、県の高野連に足を運び、当時の理事長であります猪股先生に事業の成果についてお伺いしてまいりました。その結果、「高校球児に夢を与え、高野連も優勝校を近い将来出せるよう、各校の指導者の意識が変わった。また、中学生の選抜チーム強化試合、合宿など、次の世代の強化が図られたなど、知事、教育長に感謝したい」ということでありました。

また、一昨年準優勝した延岡学園の選手にも聞きました。「この強化費があったおかげで、私たちは関西の強豪チームと試合ができ、惨敗をしたわけだが、その経験で全国レベルを知り、これではいけないと思い、今まで以上に努力した結果、準優勝することができた。県の貢献に感謝したい」とのことでもございました。

そして、文字どおり甲子園優勝したわけではなく、あくまでも準優勝であります。「準優勝でよかった」と思うか、「準優勝で悔しい」と思うか。私は、あくまでも知事が掲げた「夢・実現 甲子園優勝」を目指すべきだと考えておりますが、今後、高校野球強化策について何らかの対応をされるのか、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 全国高等学校野球大会での本県代表校の優勝は、県民の悲願であります。ぜひ実現して、県民の皆さんに大きな感動と誇りを届けたいものだと考えております。そのため、現在、甲子園優勝という具体的な目標達成に向けて、県高等学校野球連盟や県中学校体育連盟などの関係者と県教委が一体となって、本県が優勝を勝ち取るための課題について分析・検討を行っているところであります。それらの分析を踏まえて、今後、本県チームをさらに強化するためにどんな手法がとれるのか、本番で選手が持てる力を十分に発揮するためのメンタル面をどう強化するのかなど、総合的な支援策について積極的に検討いたしているところであります。

**○日高博之議員** ありがとうございます。積極的に検討をよろしくお伺いいたします。私もこういう立場でなければ、どこかの監督をしてもいいかなと思っておるんですが、そういうわけにはいきませんので、今後、いろんな提言をしていきたいと思っております。また、知事、日南学園が本県代表として久しぶりに選抜甲子園に出る可能性が高いですので、ぜひ吉報を待ちたいと思っております。

次に、障がい者施策についてでございます。

国が、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方

公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて、障害者差別解消法を来年4月から施行することに伴い、県でも、障がい者差別の解消に関する条例の制定に向けて取り組んでいるところでございますが、現在の状況はどうなっているのか。また、条例の制定・施行まであと4カ月しかない中で、必要な対応を求められる市町村や民間事業者に対してどのように啓発を行っていくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 障がい者差別の解消に関する条例につきましては、現在、身体障がい者などの当事者団体や事業者団体との意見交換、県民アンケート結果などを踏まえながら、障がいを理由とした差別の禁止、合理的配慮の提供、それから相談体制などを柱とします条例案の策定作業を進めているところであります。お尋ねにあります市町村や民間事業者に対しましては、これまで、市町村担当者会議や条例の制定に向けた意見交換会を行いまして、差別の禁止や合理的配慮の提供等に関して必要な情報を提供するなど、周知・啓発に取り組んでいるところであります。今後も、こうした取り組みによりまして、条例案を提案し議決いただいた場合には、円滑に施行されますよう努力してまいりたいと考えます。

**○日高博之議員** 条例が施行されてからの啓発では遅いというのがありますので、市町村や民間団体に広く行き渡り、困難が生じないように今後取り組んでいかれますことを要望いたします。

次に、手話言語条例についてでございますが、平成23年に障害者基本法が改正され、国でも手話が言語であることが法的にも認められました。現在、日向市では、手話言語条例が今年12

月の制定に向け推進されております。都道府県では、鳥取県、群馬県、神奈川県の3県が既に条例化しております。そこで、聴覚障がい者への配慮のため、職員等を対象とした手話講習会を開催するなどの取り組みは行っていないのか。また、県内における手話通訳士、手話通訳者の数について、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 県ではこれまで、1年間を研修期間とする手話奉仕員等養成事業に取り組んでおりまして、約5,000名の方に修了していただいております。また、今年度から、手話への関心と理解を一層深めていただくために、民間事業所等の方々を対象とした手話学習会を、10月から来年3月までの6カ月間にわたりまして、県内3会場において開催しておりますけれども、予定を上回る約100名の方々が受講されておりまして、その中には県職員25名も含まれているところであります。

なお、お尋ねの国が認定する手話通訳士につきましては、平成27年3月末現在で、県内で24名、それから、県が認定いたします手話通訳者は、同じく27年3月末現在で112名の方々がいらっしゃいます。

**○日高博之議員** ありがとうございます。職員の皆さんも関心を持っておられるということがあります。県議会では、「手話言語法」制定を求める意見書を平成26年2月議会において採択し、また、市町村議会においても、請願・陳情が採択され、国に提出されております。県においては、民間・行政など幅広い取り組みの推進や県民への手話への理解と普及を促進するため、手話言語条例の制定をする予定はないのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 御質問にあり

ましたように、本県を含めまして全国の都道府県議会より、手話言語法の制定を求める意見書が国に提出されているところでありますので、国の法律制定に向けた動きなども見ながら検討する必要があると考えております。現在、制定作業を進めております、障がい者差別の解消に関する条例案の中では、全ての障がい及び障がいのある方に対する県民の関心と理解を深めるための啓発活動についても取り組むことを規定する予定にしております。手話への理解や普及・啓発につきましても、そうした啓発活動の一環として積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** よろしくお伺いいたします。

次に、認知症対策についてでございます。

先月10月28日に、宮崎市で死傷者7名を出す痛ましい交通事故が発生し、加害者は73歳の高齢者で認知症の治療を受けており、2日前まで入院していたとのことでありました。

県内の高齢者の免許取得率は25.2%で、統計をとっている九州各県では一番高く、それに伴い事故率も22.4%と九州各県でトップであります。また、高齢運転者の事故の推移を見ましても、毎年ふえており、平成15年と比べますと、平成26年は2,110件と倍近くになっております。高齢化率が高く車社会の本県にとって、高齢者の事故は重大な課題であり、認知症が原因で発生する事故が全国でも毎年ふえております。こういった事故を少しでも減少させるためには、認知症の早期発見、早期治療が必要ではないでしょうか。そこで、本県の認知症初期集中支援チームの市町村設置率は他県と比べてどうなのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 認知症初期集中支援チームは、認知症サポート医である専門



医の指導のもと、保健師や社会福祉士などの専門職が、認知症が疑われる方を直接訪問して、適切な医療や介護サービスなどにつなぐ活動を行うものでありまして、全ての市町村が平成29年度末までに設置することとされております。今年度末までの状況につきましては、厚生労働省の調査によりますと、全国で17.6%の市町村が設置予定となっておりますが、本県におきましては、既に設置済みの日向市のほか、5市町村が年度内設置を予定しており、設置率は23.1%となる見込みでございます。

**○日高博之議員** 全国平均よりも上回って23.1%ということですが、50%を超えている県が3県もあります。また、認知症になっても安心して暮らせる社会を目指すためには、認知症の早期発見により治療やケアを行うことで、進行を遅くしたり症状を軽くしたりすることは可能です。さらに、介護の負担も軽減されます。支援チームは平成30年までに設置と先ほどございましたが、本県の状況を考えますと、前倒しをし、設置するよう、市町村に対して県が促すことが私は必要だと思っております。今後どのようにして設置率を上げていくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 認知症初期集中支援チームを設置するためには、チームの構成メンバーとなります専門医や保健師等が、国が定めた所定の研修を受講することが要件となっておりますが、県では、市町村に対しまして、この研修受講費用の助成を行っているところであります。また、今月初めには、県内市町村や地域包括支援センターの職員に対する研修会を開催しまして、既にチームを設置しております日向市の取り組み状況や県外の先進事例の紹介などを行ったところであります。県といた

しましては、こうした取り組みによりまして、できるだけ早期に初期集中支援チームが設置されますよう、市町村に対する支援を行ってまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** できるだけ早期にというよりも、前倒ししてやれるような戦略とか、そういうのを各論的などころをぜひ考えてもらいまして、そういったものを意識して、しっかりと取り組んでいかれることを要望いたします。

続きまして、医師確保についてでございます。

地域によって県民の命の重さに差はあってはなりません。そして、安心・安全に暮らせる地域づくりのためには、医療機関の整備は不可欠であり、特に医師確保は最優先課題でなければならないと思います。

例えば、日向市の東郷病院は、常勤医の相次ぐ退職で診療科の縮小や入院患者の受け入れが休止になり、特に地域に住む高齢者にとっては欠かせない病院だっただけに、不安の声が強く、一日でも早い病院の医療提供体制の確立を望んでおります。医師が確保できないと、同市が来年度計画している病院の建てかえ計画に影響し、場合によっては、地域医療構想により、ベッド数まで削減される可能性もあります。市は、あの手この手で医師確保に取り組んでいますが、いまだに見つかってはおりません。私も微力ながら、つてを頼って探しておりますが、条件が折り合わず断念ということでもあります。

また、本県の他の自治体病院につきましても、将来の医師不足を不安視する声が多く上がっております。現在、自治医科大学卒業医師の派遣は11名と聞いておりますが、増員要請も含めて、県として医師確保にどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長にお伺いいたしま

す。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 医師確保につきましては、宮崎大学医学部への地域枠などの設置や医師修学資金の貸与、県外からの医師の招聘を行いますとともに、県内の臨床研修病院が若手医師等の確保を図るための病院説明会に合同で参加するなど、さまざまな取り組みを推進しているところであります。

また、今後、多様な疾患等に対応できる総合医の養成・確保は大変重要でありますことから、宮崎大学医学部に県の寄附講座である地域医療・総合診療医学講座を設置いたしますとともに、平成25年4月には県立日南病院に地域総合医育成サテライトセンターを設置するなど、さまざまな施策に取り組んでいるところであります。

さらに、お尋ねにありました自治医科大学卒業医師につきましては、中山間地域における医療の確保に大変貢献しておりますことから、本県では、自治医科大学の入学者枠について、通常2名を3名としていただくよう大学に要望しているところであり、最近では、平成24年度と26年度に3名の入学が認められているところでございます。今後とも、大学、県医師会、市町村など、関係機関と緊密な連携を図りながら、全力で医師確保に努めてまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** ありがとうございます。

続いて、今後、県内全域の医師確保を図る上において、自治医科大学卒業生や修学資金貸与者の義務年限だけではなく、義務年限終了後にどれだけ本県に定着してもらえるか、また加えて、県外からいかに医師を招聘するかが重要であると思っております。そこで、自治医科大学卒業医師で義務年限終了者の県内定着率と全国

平均をお伺いいたします。また、全国平均を下回っている場合につきましては、その要因について、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 義務年限を終えた第1期から第29期までの自治医科大学卒業医師の本県における県内定着率は67.2%となっております。これは、自治医科大学の調査による全国平均69.8%を若干下回っておりますが、制度発足当初は、県内に定着させる必要性が現在ほどは高くなかったのではないかなと思っております。なお、義務年限終了後の県内定着に向けた取り組みの成果もありまして、ここ10年で見ますと72.2%となっております。定着率はかなり改善してきていると考えているところであります。

**○日高博之議員** 改善されているとのことですが、全国平均よりも現実に低いわけですから、定着率をさらに上げなければならぬと思います。さらに上げていくためには、僻地勤務医等が自分のキャリア形成や家族への影響について心配することなく勤務できるような医師派遣の定期的な交代ができる枠組みづくりを、県職員として医師を任用し、自治体病院に派遣するシステム——これは鳥取県がやっているシステムですね——を創設する考えはないか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 本県では、議員がおっしゃいますような医師派遣システムを、実は平成18年度に創設しております。このシステムは、希望する医師を県職員として採用しまして、4年間で僻地勤務、研修、そして県立病院等での勤務と、ローテーションで勤務するものであります。このシステムによりまして、これまでに義務年限終了後の自治医科大学卒業医師が僻地の自治体病院等に派遣されたと

ころでありますけれども、実績としては3名にとどまっているところであります。今後とも、義務年限終了後の自治医科大学卒業医師を含めまして、医師が県内に定着するようさまざまな取り組みを進めてまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** 実績を積み上げてもらいたいと思いますので、よろしく申し上げます。

先ほどの答弁にありました総合診療医の件ですが、地域包括ケアシステムを推進していく中で、特に中山間地を多く抱えている本県にとって、総合診療医の育成・確保は喫緊の課題であり、現在、宮崎大学医学部に県の寄附講座として地域医療・総合診療医学講座が開設され、総合診療医の育成に力を入れていただいていることは、すばらしい取り組みだと思っております。この制度によって、僻地医療に従事する医師がふえてくることを望みたいと思っております。お願いいたします。

また、サテライトセンターのことも出ましたのでお伺いします。県立日南病院に地域総合医育成サテライトセンターが開設され、総合医の育成が図られているようですが、県立延岡病院にも同センターを設置する計画はないのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 地域総合医育成サテライトセンターにつきましては、宮崎大学からの距離が比較的近く、1次から2次医療にわたる幅広い診療を行っております県立日南病院が最も適しておりますことから、宮崎大学地域医療・総合診療医学講座の臨床の場として設置されたところでございます。県といたしましては、まずは県立日南病院に設置したサテライトセンターが今後しっかりとした実績を上げていくことが重要であると考えておりますの

で、県立延岡病院への設置につきましては、その成果も十分踏まえた上で、宮崎大学と検討していくことになろうかと考えております。

**○日高博之議員** 積極的に推進していただけることを要望いたします。お願いします。ことしの6月に清山議員が一般質問で話されたとおり、医師確保は基礎自治体の努力の限界を超えていると言わざるを得ません。今後とも引き続き、医師不足の解消に向けて努力していただけるよう、よろしくお伺いいたします。

続きまして、細島港港湾計画の改定についてであります。

前回に引き続き質問となりますが、細島港において、6月に供用開始された大水深岸壁を備えた国際物流ターミナルが完成し、今日では、コンテナとバルク貨物のすみ分けにより、使い勝手がよく効率的な港として、ストック効果が上がっております。また、中国木材株式会社の進出などにより、工業用地のあきがなくなってきたおり、日向市からも、利便性が増した細島港に新たな企業を誘致するための用地確保が訴えられているところでございます。そこで、新たな工業用地を確保するために、細島港港湾計画に日向製錬所の沖合を工業用地として盛り込むべきと思うが、どう考えるか。また、細島港港湾計画改定の時期はいつごろになるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（図師雄一君）** 細島港におきましては、高速道路網の整備や企業の進出など、周辺を取り巻く状況が大きく変化してきたことから、細島港長期構想検討委員会において、大型化する貨物船への対応や企業立地のための新たな用地の確保の必要性など、細島港全体の将来像について検討してまいりました。これまでの検討結果を踏まえ、現在、港湾計画の

改定作業を行っているところでありますが、計画に位置づける工業用地は、必要な面積を確保できるとともに、大水深の岸壁の整備が可能である日向製錬所の沖合が最適地であると考えております。

また、港湾計画の改定の時期につきましては、今後、県や国の審議会など必要な手続を経て、今年度中の改定を目指しているところであります。今後とも、細島港のより一層の港湾機能の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** ありがとうございます。年内に改定ということで、地元の意見も十分に反映されることを要望したいと思います。そして、細島港新時代に向けて、ますます期待が高まってくると思いますので、よろしく願いいたします。

次に、九州中央自動車道についてでございます。

九州中央自動車道は、九州東西の地域間格差を是正し、地方の自立と活力ある地域づくりを図る上で重要な役割を担い、南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時や救急医療活動支援のための命の道となる路線であります。さらに、東九州自動車道や細島港などの既存のインフラと一体的に機能し、幅広い分野で大きなストック効果を発揮することが期待される路線であります。一日でも早い整備が必要であると考えております。

しかしながら、現在の供用率は、知事御存じのとおり、熊本、宮崎の両県を合わせてわずか16%と、全国的に見ましても低い状況でございます。また、熊本、宮崎の両県をまたぐ蘇陽—高千穂間におきましては、新規事業化に向けて、現在、国の計画段階評価手続が進められて

いるところであり、一日でも早い事業化が待たれるところでございます。そこで、蘇陽—高千穂間の事業化に向けた手続きの進捗状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（図師雄一君）** 九州中央自動車道の蘇陽—高千穂間につきましては、国において計画段階評価が行われており、ことしの3月には、第2回目の九州地方小委員会が開催され、3つの概略ルート案が示されたところであります。今後は、ルート案を選定するため、国が第3回目の小委員会を開催するものと思われ、県といたしましても早期開催を要望しているところでありますが、その開催時期は今のところ未定であると伺っております。

現在、国におきましては、ルート案選定に当たって必要となる関係者の聞き取り調査に向けて、将来的な道路需要を踏まえながら、広範囲で幅広い方々の意見が反映できるよう、調査対象者や聞き取り方法の検討など、準備を進めていると伺っております。県といたしましては、今後とも、県議会の皆様を初め、県民の皆様と一体となって、一日も早い新規事業化を国に対して強く要望してまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** ありがとうございます。計画段階評価ということで、十分努力されておると。まだ未定ということですが、先ほど言いましたが、地元の意見を十分に反映して、早期事業化に向けた手続を進めていただくようお願いいたします。また、私たちも、地元選出の緒嶋先生を中心に、国土交通省道路局に強く要望してまいりますので、一緒に頑張ってもらいましょう。よろしくお願いいたします。

次に、豊予海峡ルートについてでございます。

太平洋新国土軸、豊予海峡ルートとは、愛媛県佐田岬半島と大分県佐賀関半島間13.9キロをトンネルや橋で結ぶルートのことです。このルートは、国が1998年の全国総合開発計画で、海峡横断プロジェクトとして明記しておりましたが、2008年に全国的な公共事業見直しの流れもあり、それ以降は凍結状態になっておりましたが、ことしの大分市長選挙で豊予海峡ルート構想実現を公約に掲げた今の佐藤市長が当選し、調査費を1,000万円つけたとのことで、一気に機運が高まり始めております。大分県議会も議員連盟を設立し、推進の方向で動いております。

また、大分県広瀬知事も、東九州高速道も先が見えてきたので、新時代の要請として議論しておく必要があると、大分市に協力する姿勢も示しております。また、東九州の玄関という考えで見ると、宮崎県知事と一緒に全体の動きを見ながらやっていくことが必要と、定例会見で発言しております。これが実現すれば、東九州自動車道の連結により、九州と四国、関西までの交流のあり方が大きく変わり、本県にとっても、観光、物流等の経済効果ははかり知れないのではないかと思います。そこで、豊予海峡ルート構想の実現に向けて、大分県等と連携した取り組みを進める考えはないのか、知事にお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 地方創生や国土強靱化の取り組みを進めていく上で、多軸型の国土を形成していくことは、大変重要な取り組みであろうと考えております。このため県では、豊予海峡ルート推進協議会や、東海から紀伊半島、四国、九州、沖縄へのネットワーク形成を目指します太平洋新国土軸構想推進協議会などに参加しながら、国への提言活動や地域間の交流事

業などの取り組みを行っているところであります。豊予海峡ルートの実現は、交通や観光、物流など、九州と四国の交流・連携のあり方を大きく変える可能性を有しているものと考えております。東九州自動車道の整備が前進している本県にとりましても、さまざまな効果が期待されますことから、今後とも、協議会の活動を通じて、構想の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** ありがとうございます。宮崎県には、まだまだ整備しなくてはならないインフラが多々ありますが、先日、宮崎県商工会議所連合会との意見交換会がありまして、その中でこの話が出まして、大半の会員の方から東九州新幹線よりもこっちのほうが効果があるよという意見があったものですから、その辺も含めまして、新しい時代の発展という方向で、知事には積極的に推進していただくことを要望いたします。

続きまして、防災についてでございます。

前回に引き続き質問をさせていただきます。津波避難タワーの施設整備に対する県の支援については、全体のたった3.3%で踏み込んだ内容と、前回、統括監は答弁されたわけですが、本当にそれで沿線自治体の首長は納得できるのでしょうか。もっと県は負担割合を上げるべきだとの声を私はよく耳にいたします。最近では、沿線自治体それぞれに危機意識を持たれ、避難訓練や防災講座、また地区公民館ごとの避難訓練など、防災意識が高まっており、そういった印象をひしひしと受けております。

私は、住民の安全と安心を担うことは、地方自治体にとって極めて重要な課題であり責務でありますし、まさに本県にとっての一丁目一番地であると認識しております。それだけに、県

のさらなる踏み込みが期待されます。そこで、沿岸の市や町が整備を進めている津波避難タワー等について、前倒しして進められるよう県はさらに支援すべきだと思いますが、危機管理統括監の考えをお伺いいたします。

**○危機管理統括監（金丸政保君）** 沿岸の市や町における津波避難タワー等の整備につきましては、国から交付される3分の2の交付金や、交付税措置のあります地方債を活用してもなお不足する財源について、その全額を県が支援するという制度を創設いたしまして、市や町にとって地方債の後年度負担はありますけれども、整備時には負担を必要としない仕組みとしたところでございます。

南海トラフ巨大地震の津波被害を大きく受けると想定される県が、太平洋沿岸9県でございますけれども、国の支援に加えまして、県がさらに支援することとしているのは、本県を含めまして4県でございます。本県の制度は、市や町の財政負担の軽減に配慮した内容であると考えております。市や町に対する財政上のさらなる支援につきましては、今後とも引き続き、国に対して要望してまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** 答弁は前回と一緒になんですよね。他県が4県どうなっているか、これはどうでもいい話だと思っております。本県として防災・減災に取り組む姿勢が、本当に住民の安心・安全を担うという行政の責務として、それで十分なのか、それを考えてほしい。国から交付される3分の2の交付金についても確保できるのか、まだ実際わからない。国の財政健全化計画を見ても、2020年には9.4兆円の財源不足が生じるなど、瀬戸際財政は厳しさを増すばかりでございます。次の世代にツケを先送りすることなく、解決するという意識で、この問題には取

り組んでいただきたいと思います。防災・減災につきましては、私のライフワークとして今後とも続けてまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、地元学についてでございます。

私は4年前、地元学の提唱者でございます吉本哲郎先生に出会い、地元学を学び、地域と触れ合い、地元で眠っている資源を掘り起こし結びつける、ない物ねだりからある物探しを地元で実践しているところでございます。また、私の政治信条でもあり、6月議会では地元学のツールであります「風土ビジネス」を質問させていただきました。知事からは、そのときは、総務省時代に培ってきたことや、知事に就任されてからも現場で地域おこしの観点から見てこられたことを交え、地元学というストーリー性を持って住民みずから地域おこしを行うすばらしい取り組みであると答弁もいただいております。

そして今回、平成28年度における重点施策の中に、しっかりと地元学と記されており、個人的にびっくりしたわけですが、本県において地元学の手法を生かして地域づくりにどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 地元学は、地域外の人の目もかりながら、地元のよさを再発見し、住民の力を生かして地域の活性化を図っていくものでありまして、本県が進める地方創生の取り組みにも通じるものがあると考えております。私は、県内に残る豊かな自然や伝統文化、それらが今なお生活に息づく地域の暮らしそのものが貴重な地域の価値でありまして、住民の皆さんが足元の宝に気づき、磨き上げ、発信していくことを通じて、自分の地域を誇りに思うこと

が何より重要であると考えております。

先週なるほどなと思ったことがありまして、延岡に約100人の文化人が集まってエンジン01という会議が行われました。そのウェルカムパーティーで、宮崎牛とか宮崎キャビアとか、またチキン南蛮、メヒカリ、さまざまな料理を提供したわけではありますが、料理評論家の山本益博さんが「どれもおいしかった。でも、自分が一番感動したのは、80代のおばあちゃんがつくった漬物だった」というふうな話をされました。食というものを通じて、身近にそういう宝があるんだということ、外の人の目で、視点で気づくということ、大変重要なことであろうかと考えております。県としまして、地域内の方、地域外の方、それぞれの視点や気づきの違いを大切にしながら、住民や市町村が主体となった個性豊かで魅力ある地域づくりを支援してまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** 御答弁いただき、ありがとうございます。知事の考えを担当課にしっかりと伝授していただきたいと思っております。地元学の定義を習得することは、まず職員がわかって、それを市町村に伝えていかななくてはならないのかなと思っておりますので、まずはその辺の職員研修等をやっていただけるよう要望いたします。

次に、再生可能エネルギーについてでございます。

2011年から、東北大学小濱教授と産業技術総合研究所、日向市は、旧リニアモーターカー実験施設で、海水を利用したマグネシウム燃料電池の開発に取り組み、既に実証実験も行われております。また、マグボックスという世界初のマグネシウム空気電池も既に実用化されており、マグネシウムエネルギーの発祥の地・宮崎を強調されております。まさに宮崎県の資源を

利用した新しい再生可能エネルギーの導入は、温室効果ガス削減効果のみならず、環境関連産業の育成や雇用創出といった経済効果が期待できると思いますが、このマグネシウムを活用するなど、新たな再生可能エネルギー分野への取り組みについて、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長(大坪篤史君)** 県では、平成24年度に策定した新エネルギービジョンに基づきまして、本県の地域特性を生かした太陽光やバイオマス、小水力、風力、地熱などの再生可能エネルギーの導入促進について、積極的に取り組んでいるところです。昨年度末現在の実績で申しますと、太陽光発電が56万キロワット、バイオマス発電が9万キロワット、そして小水力発電が1万キロワットなど、合計で平成34年度の目標値の約8割に当たる66万キロワットが既に導入されております。

再生可能エネルギーは、地球環境への負担が少なく、地域振興にも貢献するものでありまして、現在、さまざまな分野で新技術開発等の取り組みが進んでいるところです。日向市で試験研究されていますマグネシウム電池につきましても、関心を持ってその動向を見てまいりたいと考えています。

**○日高博之議員** 知事もここに多分視察に行かれたと思います。これもさっきの地元学と一緒に、地元で眠っている宮崎ならではの資源を掘り起こすという点では、地元学という原理に基づくものだと思っております。また、日向市では、マグネシウム電池関連の企業誘致が進められようともしております。宮崎県独自の新エネルギー開発の発信をぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、雇用対策についてでございます。

お隣の熊本県の蒲島知事が、進学や就職に伴う若者流出を最重点施策に掲げ取り組むとの記事が大きく取り上げられております。他の地方県の知事も、若者流出には神経をとがらせているようです。もちろん河野知事も、フードビジネスを目玉に、若者の働く場の確保に汗を流しているわけですが、現実を見ますと、この春卒業した人の県内就職率が全国でも最低の54%、また、厚生労働省の賃金構造基本統計調査によりますと、平成26年の本県の所定内給与額は、23万8,200円で46位、平成25年には、22万7,700円で全国最下位という厳しい結果が出ております。こういった現実を踏まえ、若者を県内に残すためには、良質な雇用の確保が必要と思っておりますが、これまでの取り組みと今後どのように取り組むのか、知事にお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 若者の県内定着を図るためには、県内産業の振興によりまして、安定的かつ良質な雇用を確保することが大変重要であると考えております。このため県では、地域経済を支え、雇用の受け皿となる中小企業の振興を図りますとともに、フードビジネス推進といった成長産業の育成等に取り組んでいるところであります。今後さらに、地方創生の実現に向けまして、より戦略的に施策を推進するため、今年度中に良質な雇用の確保と付加価値の高い産業の振興を目指します「みやざき産業振興戦略」を策定しまして、これまでの取り組みに加え、中核企業の育成や創業の促進、ITを初めとした新たな産業集積などを図ってまいりたいと考えております。

また、地元既にさまざまなよい雇用の場があるということに気づくことも大事であろうと。さっき地元学の議論がございましたが、昨日、最近取り組んでおります「知事が訪問！立

地企業の魅力発信事業」ということで、IT関連企業を訪問したわけでありましたが、平成13年に本県に立地して、最初は20人だったものが今600人以上の雇用を確保している。そういう雇用の場があるということに、まず気づくことも大変重要であろうかと考えております。行政、経済団体、労働団体等の代表が集まりまして、安定的かつ良質な雇用の確保に向けて意見交換を行い、共通認識を持つ場を設けるなど、官民一体となって若者の県内定着に取り組んでまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** ありがとうございます。若者の定着というのは、我々も一緒に課題で、一緒に取り組んでいかなくてはいけない最重点課題だと思っております。特に、地方創生の主役は若者です。県の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、平成31年度の高校生の県内就職率を65%に引き上げると明記されております。これから、高校生の県内就職率最下位という現状を改善するためにどのように取り組まれるのか、具体的に商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 高校生の県内就職率の向上を図りますことは、地方創生を進める上でも大変重要な課題であると考えております。今回の最下位という結果を受けまして、教育委員会と合同で、県内就職率の高い北陸3県を調査いたしました。いずれの県も、県内就職の促進に企業と学校が一体となって取り組んでおりまして、県としても、これまで以上に企業と学校、企業と生徒との接点をふやしていく必要があるということを実感したところでございます。

このようなことも踏まえまして、企業と高校の担当者による意見交換会を12月に開催し、そ



ここに教育長と私も出席することにしております。また、来月に予定されております、関係機関による新規学卒者等就職・採用応援本部、さらに今、知事が答弁しましたけれども、行政、経済団体、労働団体の代表者による雇用に関する懇談の場において、この問題を十分に議論し、例えば、企業が学校を訪問し、教師や生徒と接する機会をふやすなど、連携した取り組みを推進できる協力関係を強化していきたいと考えております。

**○日高博之議員** ありがとうございます。安倍総理も、昨年ですかね、給料を上げてくださいということを送信したわけです。自民党というのは、そういうところじゃなかったんですけども、今は変わってしまって、上げていくんだ、経済を上げていくのは必要だ、こういうふうにかじを切りましたので、知事も安倍総理に負けないように、思い切った発言をお願いしたいと思います。知事の手腕に期待したいと思います。

最後に、キャリア教育についてでございます。

日向市キャリア教育支援センターは、商工会議所と連携し、コーディネーターを配置する県内初の取り組みで、日向市の子供たちの未来づくりのため、職場体験や社会人講師派遣などに取り組んでいただいた成果があり、高い効果があったと思いますが、県は日向市キャリア教育支援センターにおけるキャリア教育モデル事業をどのように分析し評価しているのか。また、この成果を今後どのように広げていこうとしているのか、教育長にお伺いいたします。

**○教育長(飛田 洋君)** 日向市キャリア教育支援センターは、私も何度も視察させていただいて、見事な取り組みに敬意を持ってお話を聞

かせていただいたところであります。モデル地区に指定した日向市では、キャリア教育支援センターを設置され、地元企業などで働く大人が講師となって、児童生徒を対象に、働くことの大切さや、どう生きるか、なぜ学ぶのかについての講話を行う「よのなか教室」を、昨年9月から現時点までに、日向市内の小・中・高等学校の6割以上に当たる13校で合計64回実施されるとともに、教員に地元企業のよさを伝えるための見学会等を精力的に実施していただいているところでございます。

「日向の大人はみな子供たちの先生」というスローガンが掲げてありますが、このような取り組みは、地元企業の力を教育に生かす極めて有効な手段であるとともに、地域産業や企業への理解も深まるなど、地方創生の観点からも大変有意義であると感じております。モデル事業として行った本事業は、高い効果があると考えておりますので、今後、各市町村教育委員会、各商工会議所等と連携を深めながら、日向市の取り組みを全県下に波及させていきたいと考えております。

**○日高博之議員** 知事も、日向市の市民との意見交換会で、この事業の必要性に触れております。3年のモデル事業ではありますが、効果があれば改善事業として継続すると言われておりましたので、よろしく願い申し上げます。

あと、県内高校生の就職率アップを牽引する事業効果をキャリア教育で発揮できるよう、戦略をしっかりとって、商工観光労働部と教育委員会がつながって、それぞれが積極的に推進してもらうことを要望して、私の一般質問を終わります。きょうはありがとうございました。

(拍手)

**○星原 透議長** 次は、高橋透議員。

○高橋 透議員〔登壇〕(拍手) 一般質問初日から、我が県民連合宮崎、3名が登壇いたします。その1番バッターです。けさの党議で、とにかく壘に出ろという井上顧問・総監督からの指示がありました。空振りにならないように、先ほどの元気・勇気ではありませんが、踏ん張る、頑張る、要望・要求が高橋透で質問してまいります。

昨日、TPP政策大綱が決定しました。農林水産物の輸入拡大に備えて、米価安定や畜産農家の赤字補填の拡大などが盛り込まれました。TPPの発効は先のことでありますが、新たな財政出動です。集団的自衛権の行使による安全保障体制の強化を理由に、軍事費も手厚くされていくと思います。2025年対策を視野に入れた社会保障費の確保も忘れてはなりません。これらの財源をどこに求めるのか。経済成長による税収増は期待できず、消費税増税にも限界があります。

そこで、収支バランスをとるためには思い切った歳出カットであります。公共事業の最優先課題には、老朽化した橋やトンネルなどの長寿命化対策があります。高速道路整備などが道半ばである本県など、地方へしわ寄せが来ないものか危惧するところでもあります。さらには、財政需要をしっかりと満たす地方交付税の満額確保がなされていくのか、大きな課題もあります。

このような状況の中、本県の平成28年度の財政方針が示されました。地方交付税の伸びが期待できない中、高齢化の進行に伴う社会保障関係費の自然増等によって、毎年度200億円を超える収支不足が見込まれます。加えて、防災・減災対策や公共施設の老朽化対策、さらには、国体開催に伴う施設整備等に多額の一般財源が必

要になり、さらに厳しさを増す一方です。平成28年度当初予算編成の基本的な考え方についてお伺いいたします。

後の質問は質問者席で行います。(拍手)  
〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

平成28年度当初予算編成の基本的な考え方についてであります。平成28年度の当初予算につきましては、10月に予算編成方針を定め、各部局からの要求を取りまとめるなど、現在、編成作業を進めているところであります。歳入につきましては、県税収入等の大きな伸びが期待できない中、歳出につきましては、社会保障関係費の自然増に加え、ただいま議員から御指摘がありましたとおり、防災・減災対策や公共施設の老朽化対策、さらには、国体開催に伴う施設整備など、多額の財政需要が見込まれ、本県の財政運営は今後も厳しさを増していくことから、財政改革の着実な実行が最重要課題であると考えております。

一方、人口減少問題は、財政が厳しい中であっても、積極的に取り組んでいく必要がある喫緊の課題でありますことから、重点施策として、「みやざき新時代チャレンジ産業づくり」「世界ブランドのふるさとみやざきづくり」「2つのふるさとづくり」「子育ての希望を叶える県づくり」の4つの項目を掲げて、真に必要な性・緊急性が認められ、優先度の高い施策につきましては、予算の重点化を図り、積極的に推進することとしております。以上であります。〔降壇〕

○高橋 透議員 まずは財政改革の実行だということをございました。そして、4つの重点施策があるということで、優先度の高いところか

ら予算の重点化を図るということではありますが、どうしてもマイナスシーリングから入って予算編成を各部局はしなくてはならないということで、ぜひこの施策を何とか上げていきたい。新規で、改善でということに悩まれるんですが、その意味でも、平成27年度予算で知事特別枠がありました。こういったものが28年度当初予算においても措置されるのか、知事に伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 御指摘のとおり、今、予算編成は厳しい状況の中にあって、シーリングの中で、なかなか自由な発想、意欲的な発想というのは出にくい状況があるのではないかと、そのような心配のもとに、これまでも各部局にいろんなアイデアを出してもらうように積極的に促してきたところでありますが、27年度6月補正（肉付け）予算におきましては、従来のスキームにとらわれず、自由な発想で事業を構築したい、また、担当者から直接説明を聞きたいということでの特別枠を設けたところであります。

特徴としましては、従来の新規・改善事業要求枠ではなく、別途予算を確保したということ、財政課や総務部長の審査を行わず、知事ヒアリングにおける説明者を、担当部長ではなく担当者としたことなどが挙げられるわけであり、それは一定の成果があったものと考えておるところでありまして、28年度当初予算につきましても、今後、予算編成の協議を進める中で、本県の財政状況、また国の予算編成の動向等を勘案しながら、同様の取り組みというものも含めて検討してまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** わかりました。新規要求事業に対する特別枠ということで、先ほど申しまし

たように、やりたい事業はいっぱいあるが、どうしても義務的なものから順次予算編成していくと、残りがわずかになってしまう。どうしても復活できないかということで、部局内で再度煮詰めたものをまた再度チャンスをいただくということで、大変いい枠ではないかと私は思います。そしてまた、財政課長、総務部長のヒアリングを省略して、担当者とか担当主幹が直接知事にヒアリングをする。なかなか知事と直接会う機会もないわけですから、職員の士気も上がるんだらうと思いますので、ぜひこういったシステムを継承していただいて、特別枠が新年度予算でも設定されるように要望したいと思います。

次に、子供の貧困対策について質問してまいります。

現在策定中の「宮崎県子どもの貧困対策推進計画」には4つの柱があります。保護者に対する生活・就労支援、教育の支援、生活の支援、経済的支援となっております。大切なのは、この下に来る具体的施策であって、それが実効性のあるものになるかどうかであります。本県の子供の貧困の現状をどう認識し、計画における施策を実効性のあるものにするためにどのように取り組んでいかれるのか、知事にお尋ねします。

**○知事（河野俊嗣君）** 我が国では、生活保護世帯の増加やひとり親世帯の困窮化が進む中、十分な生活環境に置かれていない子供が増加していること、また、そうした家庭環境が子供の学力や進学率などに影響し、貧困が世代を超えて連鎖するということが強く懸念されているところであります。本県におきましても、全国と同様の傾向にありまして、こうした子供の貧困問題への対応というものは喫緊の課題であると

考えております。

このため、現在策定中の計画におきましては、生活、教育、経済的な観点から、保護者に対する就労支援や子供の居場所づくりを含む生活支援や学習支援など、さまざまな支援を行うこととしております。そして、これらの施策を総合的・効果的に実施するためには、福祉や教育、民間団体等の多様な主体と連携して、お互いにそれぞれの役割を理解した上で、一体的に取り組むことが非常に重要であろうかと考えております。今後、関係者が連携するために必要なネットワークを構築しまして、地域の実情に応じたきめ細やかな取り組みを進めてまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** 施策を実効性のあるものにするためには、しかるべき予算も必要だということも認識されていると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

1980年代まででしょうか。昔は、家計が苦しくても将来収入はふえる、頑張つて子育てすれば、成長した子供が正規社員となつて社会で活躍できる、そういう希望を持てた時代もありました。だから、貧困が虐待につながりにくいと言われたと思ひます。今は、御案内のように、非正規労働者が4割です。経済的に将来の生活の見通しが立たない子育て世代がふえていると思ひます。特にひとり親、母子家庭は、仕事のかげ持ちをされていますよね。夜遅くまで仕事をされて、子供と向き合う時間もないという家庭もあると認識してあります。

教育格差も広がつてあります。子育てをしても定職につけないのではないかと諦め、希望がないということで、頑張っている家庭もありますが、全ての親が経済的不安がない中で子育てできる環境を用意することが大事だと思つ

ています。貧困と虐待は無関係ではないと思ひますが、知事に見解を求めます。

**○知事(河野俊嗣君)** この痛ましい児童虐待、何としてもこれを根絶していきたい、そのように考えておるところであります。児童虐待に至る要因としましては、DV等の夫婦間の問題、また養育者の孤立や心身の健康上の問題、また失業等による経済的困窮、発達障がい等による児童の問題行動など、さまざまな要素が複合的に関連して発生するものと認識してあります。したがひまして、貧困が必ずしも直接虐待につながるものとは考えておりませんが、家庭の生活基盤を脆弱にし、保護者の心理状態に悪い影響を与えるような場合には、児童虐待発生リスク要因の一つになるものと認識してあります。

**○高橋 透議員** 虐待を受けた子供の行き場が非常に大事になってくると思ひます。社会的養護の課題と将来像についてお尋ねしてまいります。日本の社会的養護が、施設9割、里親・ファミリーホームが1割であるという現状に對しまして、厚労省が10数年の間に、施設の本体施設、グループホーム、里親等の児童割合を3分の1ずつにしていく目標を掲げられました。本県においても、地域の実情に即しながら、平成27年度から41年度までの15年間を計画期間として、国が示した目標に取り組むことになりました。そこで、社会的養護を担う里親等委託の推進及び施設における小規模化及び地域分散化における現状と課題について、福祉保健部長にお尋ねいたします。

**○福祉保健部長(桑山秀彦君)** 里親等委託の推進につきましては、平成27年3月末現在、本県における里親登録は90世帯にとどまつておりまして、里親の新規開拓が喫緊の課題となつて

おります。このため県におきましては、現在、県民に対する制度の普及・啓発に力を入れているところでありまして、今後さらなる取り組みの充実を図ってまいりたいと考えております。

また、児童養護施設等の小規模化・地域分散化につきましては、県内には児童養護施設の本体施設が9カ所、グループホームが3カ所設置されておりますけれども、日南・串間や西諸、それから西臼杵の各地域には設置されていない状況にあり、また乳児院も宮崎市に1カ所のみの設置となっているなど、地域偏在の解消等が課題になっているところでございます。

**○高橋 透議員** 今、御答弁がありましたように、児童養護施設の空白地帯があるわけですね。そして、乳児院の設置、宮崎に今1カ所ですから急がれると思いますが、設置計画について、福祉保健部長に引き続きお尋ねします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 児童養護施設の地域分散化に当たりましては、3つの地域のうち、今年度は最も入所対象児童数の多い西諸地域に児童養護施設を整備することにしております。残りの2つの地域につきましても、家庭的養護推進計画に基づきまして、地域の需要動向も踏まえながら、計画的な施設整備に努めていくこととしております。また、乳児院につきましては、児童相談所では対応できない乳幼児の一時保護機能も有しますことから、できるだけ早い時期に、児童相談所があります都城・北諸地域と延岡地域への整備などを検討してまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** 西諸地域は設置が予定されているようですが、日南・串間、西臼杵、できるだけ急いで設置されるようお願いしたいと思います。子供時代は大変大切でありまして、人の温かさに触れた体験が、人を信じさせるもの

だと思っています。しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、子供の医療費の助成制度についてお尋ねしていきませんが、これまでも本会議の場で幾度となく質問を取り上げてきました。そこでの答弁は決まり切っているんですが、国の責任において、全国的に統一して行われることが望ましいという見解を伺っております。ただ、地方自治体の先行的な独自の取り組みによって、国を動かす、国の政策をしっかりとつくらせる、そういう国が追随するなどの有効な策ともなってきた経緯があると思います。県内の市町村では、御存じのように、子供がひとしく医療費の助成を受けるために、独自に予算措置をされて、中には中学校卒業まで助成しているところもあります。県の支援が何とかできないものか、子供の医療費の助成制度について、制度の拡充ができないか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 乳幼児医療費の助成につきましては、乳幼児の健やかな成長と子育て家庭の経済的負担の軽減を図る、大変重要な子育て支援策であると思っております。県では、平成26年度の実績として、約9億円を助成しておりますが、これまでに対象年齢や自己負担額などの見直しを行いまして、制度の充実・拡充に努めてきたところでありまして、県といたしましては、この制度が全都道府県で取り組まれており、本来、国の責任において統一的に行われることが望ましいと考えておりまして、標準的な制度の枠組みの設定及び必要な財源の確保について、全国知事会等を通じ、国に対し要望しているところであります。

そして、ことし9月には、県におきまして「子どもの医療制度の在り方等に関する検討

会」が設置されまして、現在、子供の医療に係る自己負担のあり方等について検討が進められております。乳幼児医療費の助成につきましましては、今後、そういった動きも注視しながら、議論していく必要があると考えております。

○高橋 透議員 議論して、その後、どうされるのかというところが肝心なところなんですね。ぜひ検討していただきたいと思っております。

市町村も頑張っているわけなんですね。子育て支援、貧困対策の施策の一つとして、給食費の無料化もいろいろと頑張っている市町村もあるわけで、実は、小林市が来年度より、学校給食費の半分ほどを補助するようなことを伺っております。実は、小林市の9月議会で、ある議員が貧困対策の質問をして、「給食費の一部を市で助成することを約束する」と市長が答弁されました。県内では、国富町とか西米良村、木城町、諸塚村、美郷町、日之影町が給食費を補助しておるんですが、諸塚村は全額補助なんですね。そういう市町村は頑張っているんです。

質問された議員が、議会便りに思いを次のようにつづられております。「私は、7年前から子供の貧困問題を一般質問で取り上げてきました。6人に1人が貧困状態で暮らしており、子供たちを心身ともに健康な大人に育てることは、保護者だけではなく国民全体の義務だと思います。学校における食育の中心は給食であり、学校給食は生きた教材です。半額程度の助成によって子供たちは、地域の人や知らない市民が自分たちを支えてくれていることに気づきます。そこから大人への尊敬やふるさと小林への愛情が育つなど、生きた教材になると思います。県内では数少ない、9市では初めて、九州でも数少ない給食費助成を決断した市長は立派

です」と書かれていました。県内の各自治体は、県と同様に厳しい財政状況下でやりくりして頑張っています。どうか県御当局も、さらなる子育て支援にもう一步踏み出していただこうをお願いしておきたいと思っております。

次の問題に移りますが、中小企業支援対策であります。

地方創生対策特別委員会の調査で、先般、板橋区の企業活性化センターにお伺いいたしました。経営改善チームを率いる中嶋センター長は、過去に経営者として負債総額380億円の大型倒産で自己破産をされ、どん底から立ち直られた経験がある方でございます。中嶋センター長が冒頭から強調されていたのは、「リスク企業——リスクとは返済の条件変更の意味であります——が倒産したら恐ろしいことになる。何とか防ぐ必要がある。代位弁済が発生すれば、信用保証協会に膨大な税金投入の可能性が出てくる。連鎖倒産が起きる。失業者が急増する」と熱心に説明されました。

経営者が気軽に相談できる体制をつくるのが大事であって、板橋区には専門員が215名登録されております。経営改善計画を策定、実行支援できる人材が配置されておりました。本県における板橋区のようなよろず相談窓口は、産業振興機構が担っていると思っておりますが、産業振興機構の相談窓口の人的体制及び関係機関との連携について、商工観光労働部長に現状を伺います。

○商工観光労働部長（永山英也君） 産業振興機構では、3つの相談窓口、つまり技術開発やITなどの相談に対応します「総合相談窓口」、経営相談に応じます「よろず支援拠点」、そしてフードビジネス相談ステーションにおきまして、年間に約3,000件の相談を受けて

おります。ここでは、中小企業診断士やものづくり等の実務経験を積んだ方20名をコーディネーターとして委嘱しております。また、県内外の専門家約100名を登録し、必要に応じて招請するなど、体制の充実・強化を図ってきたところでございます。

また、同じ建物内にあります県の工業技術センター、食品開発センターにおいては、年間に3,000件を超える相談を受けておりますけれども、ここも産業振興機構と相互に連携を図りながら対応しているところでございます。さらに、県内各地の商工会等の経営支援チームや企業の再生支援にも対応します商工会議所との連携等により、中小企業等のさまざまな相談に対応しているところでございます。県として、中小企業の抱える諸課題の解決やスキルアップなどに資するよう、引き続き、体制の充実・強化や関係機関との連携強化を図ってまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** よろしくお願ひしたいと思ひます。

県は先般、地域中核的企業を認定されました。県はどのような効果を期待しているのか、商工観光労働部長にお尋ねします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 県では、国内外に通用する技術力や商品力により、域外から外貨を獲得し、さらに県内企業との取引によって経済を循環させることで、本県経済の全体の底上げを図るということを目標としまして、地域経済を牽引する中核的企業を育成するという事業を本年度から新たにスタートさせ、今回2社を認定したところでございます。

このうち、宮崎ひでじビールは、県産の大麦を用いて、SPGろ過技術により、常温流通可能な地ビールを開発し、海外マーケットにも販

路を開拓することとしております。また、ミツワハガネは、トップクラスの金属加工技術により、航空機の重要部品製造への本格参入を行うこととしております。県といたしましては、中核的な企業の育成に積極的に取り組み、経済循環や県内中小企業のレベルアップにより、本県経済を活性化させ、さらには雇用の確保を図ることで、宮崎ならではの地方創生を実現したいと考えております。

**○高橋 透議員** 今、部長がおっしゃいましたように、地域中核的企業は、域内から部品の調達とか共同研究とか、そういうことによって、域外から外貨を獲得したり循環させる。産業振興機構の緒方さんも強くこのことをおっしゃっていましたが、今年度2社が認定されました。私が聞いたところでは、平成29年度までの3カ年の事業で、10社近くは何とか認定したいということではありますが、雇用の確保とか、先ほど言いましたように、本県経済を活性化する、本当に大変すばらしい事業だと私は思っていますから、これを県内全域に幅広く行き渡らせることが大事だと思っています。各地域から認定を進めていくことが大切ですが、県の考え方を商工観光労働部長にお尋ねします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 中核的企業の育成は、先ほど申し上げましたように、県内経済全体の底上げを図るということを目的にしておりますので、県内各地域で中核的企業が育成されることが大変重要であると考えております。県内には、すぐれた技術を持つ中小企業や、農産物を初めとする他県に誇れる資源が数多くあります。これらの地域資源を生かし、新事業や新商品開発に意欲を持って取り組む多くの経営者の方々がいらっしゃいます。県としましては、中核的企業の認定あるいは産学官金の

連携のもと、技術支援や経営相談などの支援を通じて、それぞれの企業の持つ力を磨き上げることで、県内各地域において将来を担う中核的企業が育成できるよう、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 よろしく申し上げます。

先ほども出ておりましたが、本県高校卒の県内就職率が全国最低ということで話題になっております。また、就職後3年以内の離職、半数近く離職しているということで、深刻な問題を本県は抱えているわけです。離職率の高い要因として、マッチングとか人間関係とか情報不足など、いろいろ委員会でも説明を受けましたが、こういう事象というのは昔からあったんですよね。ただ、ひところまでは、ほとんどが正規労働者で雇用されて、賃金も安定していた。福利厚生もしっかりしていた。そういう時代だったんですが、今は違うんですよね。

学校の先生も頑張っていらっしゃると私は思うんです。現場に限界がある、そういうところを私は非常に危惧してまして、就職先である中小企業の体力をつける施策、今、部長もおっしゃったそういう取り組みが、今からはしっかり求められていくと思っています。そうすることによって、県内就職率は高まるだろうし、離職率も抑えることになると思っています。本県人口の社会減を抑制する重要な取り組みですから、中小企業支援対策に取り組んでいただきたいと思っています。

中小企業支援とあわせて、先ほど申し上げました子供の医療費の助成制度は、少子化対策の一環としてこれまた重要な事業であります。来年度当初予算の重要施策の一つとしても掲げてあります。地方創生対策に資する重要施策です。子供の医療費助成は、大きな財源を伴いま

すから、慎重に議論される場所なんでしょうが、段階を踏まえてやっていく方法もあろうかと思うんです。

例えば、子供には、6歳とか10歳とか、節目の年齢があるんですね。大体6歳というと、ぜんそくとかアトピー、こういったものが、だんだんと免疫ができてよくなるということもありますし、今、県が助成、お金を出しているのは6歳ですよ。1歳を一つ、2歳を二つというふうに数えます。10歳になると十と言いますよね。だから、「つ」がとれる10歳、ここにまず踏み込んでいただけないのかなと思ったりするわけです。

10歳は、2分の1成人式という意味合いで、お祝いをする方々もいらっしゃるようですが、まずは段階を踏んで、「つ」がとれる10歳、ここを何とか議論いただけないかなということをお願いしながら、今から本格的な当初予算編成作業が始まりますけれども、中小企業支援対策と子育て支援対策、恐らく新規事業が出てくるんじゃないかと私は期待しております。そのときに、しっかりと予算措置を決断されるのか、知事の意気込みをお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 限られた財源の中で、取り組むべき課題は多々あるわけでありまして。予算編成に当たりましては、「選択と集中」という理念のもと、いかにメリハリをつけるかが重要なポイントであります。今、御指摘の中小企業支援及び子育て支援につきましても、人口減少問題を克服し、地方創生を実現する上で、大変重要な施策であると考えております。それぞれを4つの来年度予算編成に向けた重点施策の中に位置づけているところでありまして、今後、各部局としっかり協議を重ねながら、よりよい事業を構築できるよう、攻めの姿



勢で積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 とにかく壘に出ろということでしたから、私にヒットを打たせてください。攻めの予算編成に期待をしております。

次に移りたいと思います。オリンピック事前合宿誘致対策でございます。

11月10日付の読売新聞の、「合宿地 はや招致合戦」という記事に目がとまりました。「計9区市町が早くも合宿誘致を内定させた」とあり、いち早く招致活動に取り組んでいるはずの本県の名前がありません。本県の2020東京オリンピック・パラリンピック及びラグビーワールドカップ2019の事前合宿誘致の取り組み状況について、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿につきましては、9月に、私が直接、ドイツ陸上連盟、また柔道連盟を訪問して、トップセールスを行ってきたところであります。また、ラグビーワールドカップ日本大会の事前合宿につきましては、ことし5か月にわたり本県で強化合宿を行い、イングランド大会で快進撃を見せた日本代表チームに、引き続き本県で合宿を実施していただけるよう、日本ラグビー協会に対して提案・要望を行っているところであります。また、イタリアラグビー協会に対しても、9月に担当職員が訪問して、イタリア代表チームの合宿誘致を行ったところであります。

今後、来年のリオデジャネイロオリンピックが終わった後に、いよいよ本格的にさまざまな合宿地が決まっていく状況であろうかと思っておりますが、スポーツキャンプの受け入れ環境やスポーツメディカルなどアスリートに対する本県の優位性、また豊富なキャンプ受け入れ実

績などをアピールしながら、積極的にスピード感を持って誘致活動に取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 スピード感を持って取り組んでいただきたい。朗報を期待しております。知事も今おっしゃいましたように、ラグビーワールドカップ2019の事前合宿——ことしのラグビーワールドカップイングランド大会で、強豪南アフリカを倒して、一躍世界から脚光を浴びた日本代表だったと思います。その日本代表が4月から8月まで宮崎で合宿をしたということで、エディー・ジョーンズ前ヘッドコーチは、「自分が経験した中で世界一の環境」と太鼓判を押されました。本県には、その話題性とか、こういった強みを生かした合宿誘致が求められます。日本代表チームの事前合宿はシーガイアでありました。練習場が隣接していたということで、このことが魅力だったと伺っていますが、そういう意味では、私の地元のかんぽの宿、隣が総合運動公園でありますから、日南市も候補の地となるんじゃないかということで、ひそかに期待しているところであります。

次に、市町村レベルの誘致活動についてお尋ねしてまいりますが、市町村レベルで合宿招致に意思表示をしているのは、6市2町と伺っております。各市町がおもてなし部会に参加して、意見交換をされているとのことですが、具体的な招致にはまだ至っておりません。既に他県では活発化しておりまして、人口が約3,000人の青森県今別町は、モンゴルのフェンシングチームの合宿招致に成功しております。本県の6市2町が招致合戦に乗りおくれぬように、さまざまな機会を通して招致活動に取り組むよう連携・協力が図れないのか、商工観光労働部長にお尋ねいたします。

○**商工観光労働部長（永山英也君）** 県では、平成25年12月に東京五輪おもてなし部会を設立しまして、市町村や関係団体と情報共有を図りながら、代表チームの誘致活動に取り組んでおります。現在、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会では、来年開催されますリオデジャネイロオリンピックの参加国に対して、国内の事前キャンプ地を紹介するサイトを作成中であります。ことし4月に開催したおもてなし部会におきまして、登録についての説明を行い、現在、先ほどありましたけれども、県と6市2町がこのサイトへの登録作業を行っているところでございます。

今後、全国的に誘致活動が活発化してまいります。県といたしましては、まずは、日本代表クラスの合宿の受け入れ実績を重ねることで、海外チームの誘致につなげていくこと、また、市や町と連携して、競技団体等を訪問し、本県の優位性をアピールすること、さらに、市や町独自のネットワークを活用した自主的な誘致活動を促すといった取り組みを行いながら、合宿誘致の実現に向けて、多面的に、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○**高橋 透議員** 県内ではそれぞれ市町がライバル同士になるんでしょうけれども、県はしっかりそこをうまく調整していただきながら、いろんな情報が共有できるように御検討いただけたらありがたいと思っています。

静岡県は、オリンピック東京大会開催が決まった直後の2013年10月、庁内に招致活動の推進本部を設置して、ことし4月には、担当職員を3人から7人に倍増させて、取り組まれているようであります。本県も同年、スポーツランドみやざき推進協議会に東京五輪おもてなし部会が設置されて、知事を先頭に活動を進められ

ております。招致活動を円滑に進め、合宿誘致の実現を図るために、担当部局の人員増を含めた組織体制の整備を図るべきではないのか、知事に伺います。

○**知事（河野俊嗣君）** 今、部長が答弁しましたように、東京五輪おもてなし部会、県だけではないに、市町村も競技団体も一体となって、いろんな形でのネットワークを活用しながら、取り組みを進めておるわけではありますが、その一つの中核となるのも県であろうと考えております。観光推進課内にスポーツ合宿や大会誘致等に取り組むスポーツランド推進担当を平成14年度に設置して、これも他県に先駆けて、さまざまな誘致活動を展開しているところであります。

大規模な国際スポーツ大会の事前合宿の誘致につきまして、過去の例を見てみますと、2002年日韓共催ワールドカップサッカーにおきまして、ドイツ、スウェーデンの事前合宿誘致決定に伴い、合宿受け入れのために組織体制の整備を図ったという例もございます。今後、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、今後の誘致活動の進捗状況を見ながら、体制の強化等についても検討してまいりたいと考えております。

○**高橋 透議員** 今の行財政改革の中で、窮屈な人員体制だとは承知の上で私は申し上げているんですが、しっかりと体制を整えて誘致活動を進めていただきたいと思います。ありがとうございます。

次に、県美術品等取得基金条例についてお伺いしてまいります。

この条例につきましては、今議案の中で提案がありまして、定額運用型基金から積み立て取り崩し型の基金へと条例改正をされますが、そ

の理由について、教育長にお尋ねします。

○教育長（飛田 洋君） 宮崎県美術品等取得基金は、すぐれた美術品をタイミングよく購入できるように、平成元年度に設置されたものでありますが、購入の際には、代金相当額を購入後に補填し、本基金の金額である3億円を維持しなければならない定額運用型の基金でございます。しかしながら、予算の確保が見通せない現状にあっては、現基金の3億円を定額のままで維持するよりも、3億円を有効に活用し、美術品をより効果的に購入することが必要であると考えております。

魅力的な新たな美術品の購入は、県民の方々がリピーターとして来館いただくためにぜひ必要でありますし、収蔵品の厚みを増し、全国の美術館から注目されるようなコレクションにすることで、他の美術館との交換展や企画展を可能にし、本県では未公開の作品の展示・鑑賞につながる効果もあると考えております。このため、基金が有効に活用できますように、取り崩し型の基金へと条例の改正をお願いするものでございます。

○高橋 透議員 最後に購入されたのが平成14年度、このときに、執行額が1億3,400万円、27点収集されているようであります。今、教育長からございましたように、理由については理解いたしますが、タイミングよく購入できるように基金を設けたんだけど、タイミングよく購入できなかった。ただ、取り崩し型にしても、伴うものは財源ですから、タイミングよく購入できるのかなと。最初はいいでしょうけど、使えばなくなってしまいますから。そういう意味では、非常に悩ましい問題ですが、タイミングよく購入できないがために取り崩し型にして、今度取り崩す。ということは、何か買われるんだ

ろうなという臆測が働くわけですが、そういった購入する美術品はどのようなものを考えていらっしゃるのか、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（飛田 洋君） 県立美術館は、これまで、次の3つの方針をもとに作品の収集を行っております。1点目は、郷土出身作家及び本県にゆかりのある作品、2点目は、日本の美術の流れを展望するにふさわしい作品、3点目は、海外のすぐれた作品であります。基金を活用できるようになりましたら、本県美術館の特色であるこのような収集方針を継承し、郷土出身作家でまだ十分な収集ができていない瑛九等の作品や、瑛九に影響を与えたシュルレアリスム作品などの海外の作品、日本の美術の流れを展望できるもので、現在、県立美術館が収蔵できていない作品などの購入ができればと考えております。新たな作品を購入することで、コレクションの厚みが増し、県立美術館の特徴や魅力がさらに高まっていくものと考えております。

○高橋 透議員 額面については、あえておっしゃらなかったようですが、そのことについては、また常任委員会にお任せしたいと思います。

けさの新聞にも書かれていましたけれども、県立美術館の人員の問題、いわゆる専門的知識を有した学芸員が1名だということ、ほとんどが教職員経験者であるという問題指摘がなされているわけですが、館の企画力、こういったものを含めた、運営上に支障はないのか、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（飛田 洋君） 学芸員の役割は、美術品の収集・保管・展示や調査研究等でありますが、本県では、館内での活動はもとより、宮崎県立美術館ならではの特色と言えると思うん

ですが、収蔵作品を持ち出して県内各地で巡回・展示するような取り組みや、県内在住作家による地域素材を活用した創作、そして展示活動など、教育普及活動の充実にも幅広く取り組んでいるところであります。

そのため、県立美術館では、美術館学芸員として採用した職員を1名、美術科教員出身の専門性の高い職員を8名配置しておりますが、教員出身の職員のうち3名は、高い専門性を担保する国家資格である学芸員の資格も有しております。学芸員ということであれば、合計4名の学芸員を配置しております。その意味でも、専門性は担保されているものと考えております。

これらの職員それぞれが、個々の専門性と経験を生かして、現在の業務に取り組んでいると考えておりますが、美術館運営には高い専門性が必要でありますので、今後も、職員の研修の充実や資質の高い職員の配置に努めるなど、県民の皆様へのより一層のサービスができるよう取り組んでまいりたいと考えております。職員配置のポイントは、幅広い識見とか専門性をいかに発揮させるように職員を配置するかだと考えております。

**○高橋 透議員** 現状は学芸員4名いるんだよという教育長の答弁だったと思うんですが、私ども会派調査で、あと特別委員会の県北調査でも、日向市東郷町にございます中島記念館を訪れる機会がありました。2度行きましたが、中島記念館は、県北初の常設美術館として2012年に開館し、メディキット株式会社創立者の中島弘明氏が収集した日本画や洋画、陶磁器コレクションを中心に展示されております。館内に展示されております100点近い作品を1点1点、女性職員の方から、それぞれの作品の背景などを

メモも持たずに興味深く説明され、機会があればまた訪れたいなという気持ちに駆られたものであります。

その女性の方に「学芸員の資格をお持ちなんですか」と聞いたら、「いや、独学で勉強しました」ということで、これまた私はびっくりしたんですが、専門知識を持たなくても役割を果たせる場はあるとは思うんですよ。ただ、美術館の実力を示すバロメーター、評価は、自主企画展の数ということを言われております。開館20年です。知事も開館20年式典でも挨拶で言われているようですが、原点に戻って、県立美術館の課題だと思いますから、専門性を生かした館のあり方、こういったところをいま一度協議いただいて、必要などころには惜しまず予算措置をされて、魅力ある、県民から親しまれる美術館へと御尽力賜るよう、よろしく願いいたします。

最後になります。交通安全対策でございます。

11月に入りまして、交通死亡事故が多発しているようであります。交通安全対策には、常日ごろからきめ細やかな取り組みを警察本部が展開されてきたにもかかわらず、残念な状況であります。着任早々の警察本部長の御心労をお察しする次第でございます。そこで、ことしの事故発生状況について、警察本部長にお尋ねいたします。

**○警察本部長(野口 泰君)** 本年11月24日現在、県内では、8,327件の交通事故が発生し、46の方が亡くなっておられます。発生件数につきましては、前年同期に比べて217件減少しておりますが、死者数は、今月に入ってから交通死亡事故が相次いで発生したことにより、昨年同期と比較して2人の増加に転じるなど、大変厳

しい情勢にあります。交通事故の特徴としては、脇見・安全不確認等の漫然運転によるものが全事故の約7割を占めるなど、依然として運転者の「てげてげ運転」による事故が後を絶たない状況にあります。死亡事故につきましても、全死者の約6割に当たる29人が高齢者であります。また、本年の大きな特徴として、歩行中にはねられて亡くなるケースが多く、全死者の半数以上に当たる24人に上っております。

**○高橋 透議員** わかりました。「てげてげ運転」がかなり死亡事故につながっていることもお聞きしますので、一層の対策がまた求められるなど考えているところでもあります。

夜間とか雨天時に、はっとするときもあるんですが、そのときに頼りになるのは、センターラインとか路側帯、こういったところにある白線を頼りに運転いたします。最近気になるのは、白線等が消えかかっているところが多いんじゃないか、そういう印象を受けるんですね。地元からもかなり要望を受けたりいたします。白線等の道路標示について、交通安全対策に大きな役割を果たしていると思われませんが、白線等の道路標示の重要性について、どのように認識されているのか、警察本部長にお伺いします。

**○警察本部長(野口 泰君)** 道路標示は、交通の安全と円滑を確保するため重要なものであり、交通の流れを整え、ドライバーの注意力を必要な箇所に集中させる効果があり、道路標識とともに重要なものであります。そこで、これらの道路標示を適切に維持管理していくことは、交通管理上、極めて重要なことと認識しております。

**○高橋 透議員** そこで、県が管理する道路の消えかかっている区画線、あるいは警察が管理

する消えかかっている道路標示について、どのように対応されているのか、それぞれ答弁を求めます。

**○県土整備部長(図師雄一君)** 県管理道路のセンターラインや外側線等の区画線につきましては、日ごろから道路パトロール等で状況を把握しているところであります。このうち、消えかかっている箇所については、交通量の多い箇所やカーブ区間などの危険な箇所を中心に、緊急性の高いところから順次対応しており、昨年度は、約500キロメートルを塗りかえております。特に通学路におきましては、市町村や地元警察などとの合同点検により策定されました「通学路交通安全プログラム」に基づき、今年度から計画的に区画線の塗りかえを行っているところであります。今後とも、警察などの関係機関と連携を図りながら、適切な道路管理に努めてまいりたいと考えております。

**○警察本部長(野口 泰君)** 道路標示の摩耗状況につきましては、年1回の点検月間や、平素の警察活動などを通じて、補修すべき必要箇所を把握しております。道路標示は、設置箇所の交通量により摩耗の程度が大きく異なりますので、点検結果等を踏まえて、緊急性が高く、しかも、摩耗の著しい箇所を優先して補修しております。県警としましては、限られた予算の中で、交通安全施設の必要な場所への整備と維持管理を効果的に行うため、交通規制をきめ細かく見直すことで、道路標識、標示の削減にも努めております。今後も、道路管理者等と綿密な連携を図りながら、相互に情報共有し、交通安全施設の適切な維持管理に努めてまいります。

**○高橋 透議員** 予算不足ということまでは答弁の中になかったんですが、今、警察本部長は

限られた予算ということで答弁されました。国道とか市町村道も含めて私は要望を受けていますから、県の管理の部分については、それなりに補修がされているのかなという理解もすべきなんでしょうが、ただ、補修が追いついていない現実があると私は思っているんです。そういう意味では、交通事故につながるおそれがあるものですから、しっかりと点検いただきたいし、県が及ばない国道とか市町村道は、警察本部からいろいろと進言いただくような、そういうことも今後取り組んでいただけたらと思っています。

用意した質問は珍しく時間内に終わりますが、2分ほどありますから、若干意見を述べて終わりにします。何らかの記事で、歴代知事の功績を見ました。黒木知事は、農林水産業など1次産業を発展させた。松形知事は、宮崎のインフラ整備の基礎をつくった。安藤知事は、特別支援教育を初めとする福祉に貢献、そして東国原知事は、宮崎県産品のアピールということで、じゃ河野知事はどういったことを残されるのか、今されようとしているのかということが話題になるんでしょうが、対話と協働はわかりました。あと、東九州の新時代はまだですよ。県内に高速道路がつながって、東九州の新時代ということをマスコミが書いてくれると思います。ぜひ子育て支援の河野、県内の中小企業支援をしっかりとやり遂げた河野知事だったということを、後々の子供たちが語ってくれる、そういう宮崎の歴史の一つになることを、心から、心から、心から御期待を申し上げまして、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○星原 透議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時54分休憩

---

午後1時0分開議

○中野廣明副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、満行潤一議員。

○満行潤一議員〔登壇〕(拍手) 県民連合宮崎2番手、満行潤一です。満ちて行く潤う一番、名前に恥じないように頑張っていきたいと思えます。

地方主権確立の取り組みについて、知事にお尋ねいたします。

まず、新幹線——新幹線より日豊本線だという話を申し上げたいと思えます。東九州新幹線、前回500万円の補正予算で、一躍有名になりました。しかし、対投資効果を考えれば、私は、日豊本線の高速化、ダイヤの改正や複線化によって、そちらのほうがよっぽど経済的効果は高いのではないかと思います。都城から鹿児島中央駅を経由して博多まで2時間38分、往復2万1,600円、片道1万800円で行けます。私たち都城から見れば、ぜひこっちのほうを急いでいただきたい、切に希望するわけでありまして。知事の所見を求めます。

以下、質問者席より行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

日豊本線は、従来から、本県の産業振興はもとより、県民の地域交通手段として、また観光客の移動手段としても重要な役割を果たしているところでありまして。したがって、その利便性の向上につきましては、大変重要なことと私も認識をしております。次年度の国の施策・

予算に関する「みやぎきの提案・要望」や、県内の市町村等で構成をします宮崎県鉄道整備促進期成同盟会を通じるなどして、機会あるごとに国やJR九州に対しまして要望を行ってきたところでもあります。その結果、駅舎のバリアフリー化でありますとか、このたびの全国共通の交通系ICカードの導入など、徐々にその利便性の向上等、実現をしているところでもあります。今後とも粘り強く日豊本線の利便性向上について必要性を訴えて、実現を図ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○満行潤一議員 ありがとうございます。

豊予海峡ルートについてもお尋ねしたいと思いましたが、午前中ありましたので、割愛させていただいて、地方創生についてお話を進めていきたいと思えます。

日本創生の発端は、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる10年後、2025年問題から派生していると私は考えます。日本創成会議の東京圏高齢化危機回避戦略、いわゆる増田レポートによると、東京圏の高齢者が急増し、介護職員も介護施設も足りない、介護難民が出現をする。地方への介護移住を提案したのが、地方創生の始まりだと思えます。人口減少は地方が大変だ。消滅可能性自治体は全国自治体の半分、900市区町村と危機をあおり、同時に、20代、30代の女性の都市移動により、都市での出生率の低下が人口減少になるとも指摘をしています。また、ユニセフも、「東京の少子化は異常だ」と勧告もしているわけでもあります。地方創生は、都市圏の移住希望者をあの手この手で奪い合う、新たな地域間競争へと変質しつつあります。国の総合戦略には、東京一極集中を解消する抜本的な対策は盛り込まれておりませ

ん。ただただ雇用の確保だの地方の努力のみ押しつけようとしているとしか私には映りません。

日本版CCRCは、元気なうちに地方に移住し、介護が必要になっても継続的にケアを受けられる共同体システムと定義され、国の有識者会議は「生涯活躍のまち」を正式名称としていますが、どう見ても東京中心の理論です。これで出生率向上につながるとは到底思えません。東京を再生・延命するための日本創生、地方創生であり、介護難民対策としての移住促進策ではないのか。小学校、中学校、高校、そして大学生に仕送りを行い、教育費、養育費を地方で負担し、都市部に就職し労働力を提供し、納税者として貢献をする。退職後、地方に移住して医療・福祉のサービスを受ける。地方だけに対策を求める、これで本当に地方が豊かになるのか。国の進める地方創生のあり方について、知事の所見をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） これまでもさまざまな形で地域の活性化の取り組みが進められてきたわけではありますが、今回の地方創生につきましては、人口減少という問題を国全体の問題として捉えまして、地方の活性化と東京一極集中の是正をあわせて行うことによって問題の克服を図っていく、そのことにポイントがあるのではないかと考えております。このため、本県を初めとします地方では、地域に根差した、地域の実情を踏まえた政策というものをしっかり構築し実施してまいりたいと考えておるところであります。国においても、東京一極集中の是正に向けた全体の方向づけや具体的な対策、そして、地方がその実情に応じて自立的に成長できる仕組みづくりに向けて、責任を持って取り組んでいただきたいと考えております。

○満行潤一議員 文章には、「人口減少」「中央の一極集中是正」と書いてはあるんですが、なかなか具体的な施策が見えてこない。来年度、新型交付金、国の概算要求では1,080億円となっています。ほかの自治体のモデルとなるような事業に重点配分するとなっているようですが、結局、自治体間の競争になってしまっている。真に本県にメリットのある本県ならではの事業になるよう国に働きかけてはどうかと思いますが、知事いかがでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 地方創生の実現は、なかなか一朝一夕にできるものではない、非常に長期にわたる取り組みが必要であろうかと考えておきまして、安定的な財政運営に不可欠な地方の一般財源総額を継続的に確保する必要があるわけでありまして、今回の新型交付金の概算要求は、必ずしも地方が要望した内容とはなっていない状況もあるわけでありまして、こうした新型交付金を含めた財源をしっかりと確保するよう国に要望しているところであります。一方で、何に取り組んで、どのように成果を出していくかということが、地方の現場では求められているわけでありまして、非常に重要でありますので、新型交付金も含めた国の地方創生関連予算というものをしっかりと活用しながら、本県としましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた施策に取り組んでまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 1,080億円と聞くと、県庁の皆さん、「1%だから10億だな」とつぶやきが聞こえてくるわけです。この財源の配分、傾斜配分、東京にも全く同じ配分額をずっと戦後されてきている。この配分のあり方を変えないと、地方は地方だけでは生き延びていけないと思いますので、ぜひ中央に対してそのことを申し上げ

げていただきたいと思っております。

危機管理、防災についてお話をさせていただきます。

私自身、公民館の自主防災隊の隊長を仰せつかって、防災士にもなり、地域で活動しているわけなんですけれども、自主防災の組織率というのが目にとまりました。平成26年度の実績が、人口カバー率でいくと82.7%、大変高いカバー率だなと思っております。この82.7%、自治体間のばらつきがあるのか。高いところ、低いところ、特徴的なものがあつたらお教えいただきたいと思っております。

○危機管理統括監(金丸政保君) 県内における自主防災組織の活動カバー率は、平成26年4月1日現在で82.7%で、全国平均の80.0%を上回っておりますが、これを市町村ごとに見てみますと、10の市町村がカバー率100%となっている一方で、率の低い市町村もあるなど、地域的に偏りが見られるところがございます。これらの市町村につきましては、自主防災組織の活性化につきまして助言を行ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 高いところは100%というところもあれば、低いところもあるということですので、さらなる組織率の向上に努力をいただきたいと思っております。

先ほど申し上げたように、自治会、自治公民館で活動していると、どうも、自主防災組織をつくれというときには一生懸命行政からアプローチがあつた気がするんですが、その後、結成した後に行政から具体的なアプローチが見えてこないというか、直接何もないという思いがあるんですが、県としてはどういう状況なのか伺いたします。

○危機管理統括監(金丸政保君) 自主防災組



織の活動につきましては、市町村におきまして、防災訓練や資機材整備に要する経費の補助等が行われております。それに対しまして、県では、こうした市町村の取り組みに対する財政的支援を行うとともに、自主防災組織の要請に応じまして、防災専門家を派遣し地域の防災上の課題に対してアドバイスを رفتたり、また、県職員による防災出前講座を実施するなどの取り組みを行っております。災害時に被害を最小限に抑えるためには、自主防災組織を初めとする、いわゆる共助の取り組みは重要でありますので、今後とも市町村と連携しながら、これらの活動を支援してまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** いろいろな支援をいただいているみたいで、ありがたいことなんです。自治会で自主防災隊、年に1回の総会とかするんですけども、講師をお呼びして勉強したい、そういうときもぜひ支援をいただきたいと思っております。

庁舎の非常電源浸水対策についてであります。9月に関東・東北豪雨がありました。大きな被害が出たところであります。このとき、茨城県常総市役所の非常電源装置が浸水をし、市役所の電話が長時間不通になり、市民からの救助要請が受けられなかった事例が発生したと報道されています。この記事を見て驚くことが2つありました。1つは、災害対策本部を置く市役所本庁舎は昨年11月に建てかえられたばかりで、なおかつ洪水ハザードマップで庁舎付近も浸水の危険性が予想されていたので、市議会議員から「電源装置は2階以上に置くべきだ」と指摘をされながら、市は「費用がかさむ」として、庁舎外、1階に設置をしていた。それで浸水に遭って電源装置が動かなかったというこ

とですが、さらに驚くべき2つ目、この市長は、「市役所が浸水する可能性は知っていたが、電源がなくなると市役所の電話が不通になるということを知らなかった」とコメントしています。どうもお粗末な気がしてなりません。住民の生命・財産を守るという姿勢が見えてこないわけであります。本県の状況はどうか、再度お尋ねします。

**○危機管理統括監(金丸政保君)** ただいま議員からお話がありましたように、ことしの9月の関東・東北豪雨を受けまして、消防庁が調査を行っております。その調査の結果でございますが、本県の状況について申し上げますと、まず、県の庁舎におきましては、非常電源を設置し、その浸水対策も実施しております。また、市町村におきましては、25の市町村の庁舎で非常電源を設置するとともに、浸水のおそれのある全ての庁舎でその対策が講じられております。なお、1つの自治体が「非常電源未整備」と回答しておりますが、これは、非常電源の確保対策は行っているものの、災害発生時に必要な電源が十分でないとの理由によるものでございます。

**○満行潤一議員** 本県では、県も大方の市町村も大丈夫ということで、安心しました。

次に、ドクターヘリ等の広域連携についてお尋ねしてまいります。

富山県が8月に運航開始しました。38道府県、46機、今後導入が確実な宮城、愛媛、奈良、鳥取の4県を加えると、42道府県、50機となります。京都は入っていませんが、関西広域連合で全域カバーされているので、実質的な未導入は東京、石川、福井、香川の4都県だけとなりました。ちなみに、日本よりわずかに狭いドイツは全土で80カ所、九州と同じくらいのス

イスには13カ所の拠点があります。本県のドクターヘリの26年度実績は、要請件数563件、出動件数470件、相当実績も上がっております。また、防災ヘリ「あおぞら」による医師ホイスト、国内では高知県と和歌山県に次ぐ取り組みとお伺いし、大変心強く思っているところであります。

お尋ねしますが、県警ヘリ、防災ヘリの広域連携、他県との連携協定はどうなっているのか。出動実績等ありましたら含めて、それぞれお答えいただきたいと思っております。

**○危機管理統括監（金丸政保君）** 防災ヘリコプターの隣県との連携につきましては、本県、熊本県、大分県、鹿児島県の4県におきまして、広域の応援協定を締結しております。協定の内容は、各県の保有するヘリコプターが定期検査等により運航できない場合や、運航可能であっても、重要・緊急事案が発生し、他県のヘリコプターの応援が必要であると判断される場合に、応援を求めることができることとなっております。平成26年度は、本県が他県の応援を行ったケースといたしまして、大分県の久住山で負傷した登山者の救助など全部で10件となっており、逆に、本県が他県から応援を受けたのは、尾鈴山の林道から転落された方を救助する際に、熊本県の防災ヘリに来ていただいたケースなど、全部で4件となっております。

**○警察本部長（野口 泰君）** 警察ヘリにおける他の都道府県との連携についてであります。警察ヘリの活動は各都道府県単位が原則であります。ただし、他の都道府県の応援等が必要な場合には、警察法に基づき、公安委員会は他の都道府県に対し援助の要求を行うことになっております。本年の他の都道府県への派遣状況につきましては、皇室の警衛警備のため

に、本県からは大分県に2回の派遣を行うとともに、本県には、5月に福岡と徳島の両県警察から、11月には福岡と大分の両県警察から派遣を受けております。

なお、昨年、本年ともに事件や事故、災害に対する相互の応援派遣等はありません。

**○満行潤一議員** ありがとうございます。福岡県と佐賀県、当然隣同士なんですけれども、久留米市と佐賀市ですから本当に距離が短いんですが、この2県はドクターヘリの相互応援協定を結んでいます。防災ヘリにもありましたが、重複要請とか複数の傷病者がいる場合、2機体制の運用ができるということで、隣県と相互の応援協定をドクターヘリが結んでいるということでもあります。本県ドクターヘリも、さらなる効果を高めるために九州各県と応援協定を結ぶべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** ドクターヘリの隣県などとの相互応援は、多数の傷病者の発生や重複要請など、自県のドクターヘリのみでは対応できない場合に、救急患者の救命率の向上や後遺症の軽減を図る上で大変効果が高いものと思っております。現在、鹿児島県との間では、相互の医療機関への搬送やランデブーポイントの利用に関するマニュアルを作成いたしますとともに、熊本県とも、高速道路上での事故等の際の消防機関の連携・役割等に関する一定の合意をしているところでございます。今後、さらに踏み込んだドクターヘリの相互応援を実施していくためには、基地となります病院の意向を初め、相互に応援を行う地域の選定でありますとか、燃料費の負担等の課題を解決していく必要がありますので、そういった点も考慮しながら、隣県との協議を行ってまいりたいと考

えております。

**○満行潤一議員** 都城は鹿児島県の隣接地で、かなり、鹿児島県のドクターヘリが搬送先に都城の病院、医師会病院等を選んでおりているという実績があります。航空医療学会というのが群馬県前橋市でこの前ありましたので行ってきましてけれども、鹿児島ドクターヘリのドクターは、広域連携が必要だと強く訴えていました。ぜひ今後具体的に、諸般の問題はあるだろうと思いますけれども、相互応援協定というのを早急に結ぶべきではないかと思っております。防災ヘリとドクターヘリ、県警ヘリの連携状況はどうなっているのかお尋ねいたします。

**○危機管理統括監（金丸政保君）** まず、防災ヘリとドクターヘリとの連携でございますが、防災ヘリが山岳等で救助した傷病者を、合流地点でありますランデブーポイントでドクターヘリに引き継ぐといったことがございます。また、ドクターヘリが医療事案で活動中に別の事案が発生した場合に、防災ヘリがドクターヘリにかかわって医師を乗せて現場に運航することがあります。

次に、防災ヘリと県警ヘリとの連携でございますが、山や海での行方不明事案が発生した場合に、2機のヘリコプターが共同で捜索に当たることがございます。

このほか、大規模災害時におきましては、この3機を含めた多数のヘリコプターを効果的、効率的に活用することが重要となりますので、県総合防災訓練等におきまして、そのための訓練を行っております。

**○満行潤一議員** 県の3つのヘリコプター、それに海上保安庁、自衛隊、ヘリコプターはいっぱいあるわけですが、機動性に富むヘリだからこそ、いろんな機動力を生かされて、いざとい

うときに活躍できると思いますので、ぜひ今後とも連携強化を切にお願いしたいと思います。

次に、ドクターヘリの2機体制についてお尋ねをいたします。ずっと前に私は、延岡にドクターヘリを設置するべきだと質問をしているんですが、それは県北が余りにも宮崎中心部から離れているからであります。ドクターヘリ本来の効果が期待できる半径50キロ、到達時間にすると15分となっておりますが、そうすると延岡、日向、西臼杵は宮崎のドクターヘリの範囲から外れ、高千穂町あたりは大分と熊本の重複エリアに入ることになります。結局、川南ぐらいいから上はすっぱり50キロ範囲から飛び出してしまうということでもあります。ですから、延岡に2機目を設置すると県内が全ておさまる。九州各県のドクターヘリの活動範囲を基地病院から半径75キロぐらいにすると、ほぼ九州本土が重複することになるんですけれども、そうすると2機体制でカバーできることとなります。とりあえず、隣の大分県との相互利用によって県西、県央、県北がほぼ重複するカバー範囲におさまることになるわけで、延岡に設置するとしても、経費は隣の大分と折半をすとか、熊本まで入れて3県で負担をすとか、そういう工夫もしながら、本県のドクターヘリ2機目、延岡に設置ができないかお尋ねいたします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 新たにドクターヘリを導入するためには、運航管理システム等の初期導入経費に加えまして、年間2億円を超える運営経費の負担、さらに基地病院での救急専門医や看護師の確保などが必要となってまいります。こうした多額の財政負担や医療スタッフの確保の問題などを考慮しますと、さらなるドクターヘリの導入につきましても、今後の需要動向なども踏まえながら、その必要性に

ついて慎重に検討すべきではないかと考えます。県としましては、今後とも基地病院と協議しながら、より一層効率的な運航に努めますとともに、重複要請のあった場合の防災救急ヘリとの連携がさらに円滑に図られるよう努力してまいりたいと考えます。

また、お尋ねのありました隣県との協力体制につきましても、構築に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** ドクターヘリは宮崎では飛んだばかりで、2機目というのは時期尚早という意見があるのもわかります。しかし、全国を見ると2機体制がどんどんふえているわけです。北海道は広いから4機ありますし、2機体制というのが3つ、4つ出てきましたし、隣の鹿児島県も来年度には2機体制の検討が始まると聞いています。検討から整備まで、今おっしゃったような課題もありますので、早いうちにぜひ2機体制の検討を始めていただきたいと思っております。

ヘリで最後の質問ですが、県警ヘリ「ひむか」は、かなり活動範囲が広がり、新聞で見ましたが、救助出動が対前年比3倍だと載っています。ことし1月から8月の遭難者や行方不明者の救助のための出動は23回、前年同期比で3倍と書いてあったわけです。川や海、山の遭難がふえたことが要因とあります。機体が一回り大きなEC135、かなり守備範囲も広がっていると思います。ただ、県警の航空隊は5名体制なわけです。これだけ出動回数がふえています。これで大丈夫なのか。国の指針はどうなっているのか、他県の状況はどうなのかお伺いいたします。

**○警察本部長(野口 泰君)** 警察ヘリの出動回数についてであります。10月末現在での昨

年との比較では48回の増加であり、159回の出動回数を数えております。また、現在の本県の警察航空隊の体制につきましては、昨年、整備係1名が自己都合により退職したため、現在1名欠員の状態ではありますが、定員は、操縦係が3名、整備係が3名の6名体制であります。現在のところ活動に支障は生じておりません。これは、警察庁が示す組織基準に基づき、平成23年の機種更新時にそれぞれ1名ずつ増員したものであり、他の同規模県もおおむねこの基準に沿った定員となっております。欠員となった整備係につきましては、本年公募を行いました。応募者がなかったことから、今後も継続して公募等を行っていく予定であります。

**○満行潤一議員** 退職された後補充ができてなくて5名体制ということですね。早急に補充がいただけるとありがたいなと思っています。

マイナンバーに関するというか、自治体サイバー攻撃についてお尋ねをしたいと思っております。9月22日の宮崎日日新聞に大きく報道されました。マイナンバーの通知がほぼ終わろうとしています。我が家にはまだ来ていません。税金の無駄遣いとか、制度自体を否定的に捉える方も多いし、わかりづらい説明で、必ず個人番号カードをつくらないといけないと誤解している人もおられるようです。また、予期せぬ情報流出が怖くて戸惑っている人もいます。3番目の利用、災害時の利用となっておりますが、これはとってつけた利用法で無理があるとは思いますが、マネーロンダリング(資金洗浄)とか脱税防止など必要な制度ですから、引き続き広報活動が重要だろうと思っております。

さて、自治体へのサイバー攻撃が広がっています。日本年金機構の情報流出は大きな衝撃が走りましたが、自治体の情報も狙われていま

す。行政情報が外部流出することが危惧されておりますが、市町村のセキュリティー対策は十分なのかお尋ねします。

○総合政策部長（茂 雄二君） 情報システムにおける情報漏えいの防止やサイバー攻撃への対応などの情報セキュリティー対策につきましては、個人情報保護や行政の信頼性を確保する上で重要な課題であると認識しております。市町村におきましては、マイナンバー制度開始に伴います国からの指示も踏まえ、緊急時対応のための体制の強化や、既存の住民基本台帳ネットワークシステムとインターネットとの分離などの対応を徹底してきたところです。一方、住民基本台帳ネットワークシステム以外の通常の業務システムにつきましては、インターネットと分離するなど厳重なセキュリティー対策を講じている団体もありますが、財政状況や職員数などの違いもあり、こちらについては、全市町村での分離には至っていない状況であります。現在、国におきまして、それぞれのシステムとインターネットを分離するなどのセキュリティー強化策が検討されておりますので、その内容を踏まえながら、市町村とともに対応を図っていきたいと考えております。

○満行潤一議員 今、共有という話も出てきました。住基ネットなどの情報管理システムがインターネットと回線共有なら、どれだけ対策を強化しても、サイバー攻撃で外部流出の危険性は残ります。インターネット回線と切り離し専用回線を利用すべきです。しかし、どこも合併をして、旧役場、現総合支所との情報通信回線の確保とか、専用回線が非常に経費がかかるといった問題で、対策をされていない自治体もあると聞きます。県内に共有している自治体が存在するのか、再度お尋ねいたします。

○総合政策部長（茂 雄二君） サイバー攻撃などを考慮いたしますと、マイナンバー関連システムや一般的な業務システムと、インターネットとを分離することが適切であると認識しております。御質問にありました、市町村における本庁と支庁の間の通信回線の状況までは、現在把握しておりませんので、今後調査をしてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 事が起こってからでは大変なので、ぜひ、セキュリティーの強化をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、県と市町村とのセキュリティーの関係ですが、対等だとは思いうんですけども、県として市町村に対して具体的な指導とか助言とか、どのような状況なのかお伺ひいたします。

○総合政策部長（茂 雄二君） 県では、市町村の情報セキュリティー対策に対しまして、情報共有のための連絡会議や担当職員向けの研修会を行いますとともに、国の制度を活用した専門家によるアドバイスなども実施しているところです。今後とも、情報共有や意見交換を適宜実施しまして、現場のニーズに応じた対応を図りますとともに、国におけるセキュリティー対策の検討状況を踏まえて、市町村とも連携を図ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 小さな町村ほど、そういう専門集団もなかなかなくて、財源的にも大変な状況と。そういうところをぜひ支援というか交流を図っていただいて、改善に向けて努力いただきたいと思ひます。

要望なんですけれども、マイナンバー制度が大々的にテレビ、新聞に、「発送されました」とか言っている。その制度に便乗した詐欺や不審電話が全国的に多発しているようです。大半は高齢者をだまして現金や個人情報を得ようと

する手口のようなのです。消費生活、警察など関係機関が連携してその防止に当たっていただきたい。お願いを申し上げておきます。

次に、口腔保健、歯科の現状と課題についてお尋ねをいたします。

「宮崎県民はデンタルI Qが低い」と嘆く歯科医師、私の主治医ですけれども、「本当に意識が低いんだ」とよく嘆いています。実際、国は長い間、8020運動、音頭を取っています。ところが、「年をとれば歯は抜けるものだ」、また、「20年も30年も歯医者に行ったことがない」、自慢するような方も私の周りにはおられます。実際、統計で本県と全国を見ると、80歳で20本以上の自分の歯を持っている人、本県25%、全国40%。大きくおくらせています。また、定期的に歯科健診に行っている人、本県18%、全国、何と48%、すごい意識の差だと思います。きょうの宮崎日日新聞にも、歯の少ない人は認知症や要介護状態になりやすいと調査結果が載っていました。医療費や介護費の節減にもつながる大事な大事な口腔保健だろうと思います。まずは、地域健診、職域の健診に歯科健診を内科検診と同じように追加して実施してもらうことが肝要だと思いますが、県の取り組みはどうでしょうか。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 職域での歯科健診は、歯と口の健康づくりのために大変重要であると認識しております。しかしながら、労働安全衛生法におきましては、歯科健診は努力義務とされておりますので、職域での歯科健診の取り組みは進んでいない状況にあります。このため県では、県歯科医師会や宮崎労働局などの関係団体で構成します県歯科保健推進協議会に、平成25年度から成人期部会を設置しまして、成人期の歯科健診を推進しているところで

あります。具体的には、事業所歯科健診の現状調査、モデル事業所での歯科健診の取り組み、事業所へ歯科健診を推奨するリーフレットの作成・配付などがございます。また、国に対しましては、職域単位で行う特定健診に歯科の項目を追加するよう要望を行っているところでございます。

**○満行潤一議員** 確かに労安法では努力義務ということになっているようですけれども、だからこそ、歯とか歯科医院というのが遠い世界にあるのかな。ガンマG T Pが高いとか肝機能がどうのこうのと。年に1回受けると、そういう話題にはなるんですけれども、自分の歯のことは誰にも言わない、そういう状況だなと思っています。小学校、中学校、高校、学校にいる間は年に1回歯科健診があつて、それはそれなりの効果があると思うんですけれども、社会に出る、職場に出ると突然、歯科健診とか歯科医院というのが本当に遠い状況にありますので、ぜひこの啓発が必要だと思っています。歯科健診を企業に広めるために、先駆的な取り組みをしている企業を表彰するなど、そういうことはできないのかお尋ねいたします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 県では、「健康長寿日本一」を目指し、去る8月に宮崎県健康長寿社会づくり推進会議を設立しまして、県民を挙げて健康長寿社会の実現に取り組むこととしております。この中では、歯科保健を含むさまざまな健康指標の改善を目指すこととしておりまして、健康づくりに積極的に取り組む企業等に対する表彰制度も創設したところでございます。お尋ねの歯科健診に積極的に取り組んでいる企業に対しましても、この制度の中で健康づくりに資する取り組みとして評価して、表彰を行ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 表彰制度はあるということで、ぜひ有効に生かしていただいて、企業へのアプローチを広げていただきたいなと思っています。

県行政部局に歯科医師とか歯科衛生士などの歯科保健の専門職をふやすべきではないかと思いますが、現状はどうなのかお尋ねいたします。

○福祉保健部長(桑山秀彦君) 歯科保健を通じた県民の健康づくりを推進する上で、歯科専門職の果たす役割は重要であると考えております。このため、福祉保健部内に歯科医師1名を配置しておりまして、関係機関、市町村等と連携しながら、ライフステージに応じた歯科保健対策を推進しているところでございます。また、定期的な歯科健診の受診、高齢者施設等における口腔ケアなど歯科保健のさらなる推進のために、ことしの7月には福祉保健部内に口腔保健支援センターを新たに設置しまして、非常勤の歯科衛生士を配置したところでございます。今後とも歯科保健の取り組みを積極的に進めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 歯科医師1名、非常勤の歯科衛生士が1名、保健所もちろんありますが、もっといろんなところに専門集団をぜひ配置いただいて、歯という部分の啓発を引き続き広げてほしいと思っています。

次、教育問題に進めます。

決算審査をしましたが、毎年、学校の監査指摘事項が多数報告をされています。その原因として、プロパー職員が長年採用されていない、指導できる経験豊富な学校事務職員が減っているからではないかと思えます。プロパー採用を再開すべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○教育長(飛田 洋君) 教育をめぐる社会情勢の変化に伴い、学校事務職員には、学校経営にこれまで以上に深くかかわることが求められていると考えております。具体的に申し上げますと、学校教育における課題解決、地域との連携などにおいて役割を担うことが一層求められますことから、学校事務職員に学校教育への深い理解と高い専門性を備えた人材を確保することは、大変重要であると考えております。そのため県教育委員会では、平成25年度にまとめました「学校事務のあり方に関する庁内検討委員会」の検討結果に基づき、学校事務職員の任用のあり方や人材育成の方策について、関係部局と連携を図りながら具体的な検討を行ってまいりました。その結果、任用につきましては、平成28年度に実施する県職員採用試験より、一般行政区分の最終合格者の中から、主に教育委員会事務局や学校で勤務し、教育行政の核となる職員を、教育委員会が採用することとしたところであります。

○満行潤一議員 28年度から採用を再開するというので、今、2分の1ぐらいがプロパーだとお聞きしていますので、ぜひその率を高めていただきたい。教育長がおっしゃいましたが、高い専門性とか地域との連携、これは学校という特異な部分でもあります。また、準公金と言われるPTA会費とか校納金、知事部局にはない制度がいっぱい存在しますので、ぜひ専門集団の育成が急がれると思います。また、知事部局から今、相当数の出向者がいるわけですが、この出向者の中でも長い人は2回ぐらい異動をする方もおられると聞くんですけども、基本的には3年で帰ってくる知事部局の人たちを、再度、人事異動で教育委員会に配置して、準プロパー職員みたいに養成・確保する、そういう

工夫はできないのか。知事部局でも税とか特殊な職場があります。当然、税の専門職というのはいないわけですがけれども、税の経験を2回、3回した人が幹部職員になってというやり方をしていますので、そういうやり方を教育委員会でも検討できないのかお尋ねします。

○教育長（飛田 洋君） 学校事務職員として、知事部局からの出向職員が年々増加していることを受け、関係部局と連携を図りながら、再び学校へ出向する職員や、学校で連続して勤務する職員の拡大を図っているところであります。今後も、2回目とか3回目の再出向などにより、より多くの学校勤務経験を積んだ職員をふやし、学校事務職員としての知識・経験を備えた職員の確保に努めますとともに、その中から、本人の意欲や適性等を踏まえ、学校事務及び教育行政の核となる人材の確保・育成に努めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 今もおっしゃいましたが、意欲とか適性とかいうのもあるだろうと思うんです。学校が好きでたまらない、1回行ったら、学校にもう一回行きたいという意欲のある人もおられると思いますので、そういう方の養成も大事かなと思っております。

もう一つ、プロパーについてですが、県立美術館の学芸員のプロパー採用についてです。先ほど高橋議員もちょっと触れました。また、プロパー1人というのが全国で例を見ないと、新聞で指摘をされておりました。教員として当然資質は持っている、美術館に出向しても、異動しても、また学校に帰ってくればそれは経験として生かされるとは思いますが、専門集団として学芸員プロパー複数配置が望ましいというのか、全国はそういう流れで、全員がプロパーというのが大部分で、人事交流というのが圧倒的

に少ない、そういう指摘もされています。複数配置ができないのか、教育長にお尋ねします。

○教育長（飛田 洋君） 現在、県立美術館には、専門的な技量を持った職員を9名配置いたしております。その内訳は、御指摘にありましたように、美術館学芸員として採用した職員が1名、高度な専門性を有する美術科教員出身が8名であります。学芸員ということ言えば、教員出身の職員のうち3名、プロパー職員が1名、計4名が専門資格である学芸員資格を有しております。4名の学芸員がいるということになります。また、専門性が発揮できますように、人事でもいろんな工夫をしております。例えば、県立美術館が通算10年目、それ以上の職員というのが4名在籍しております。専門性が発揮できるような人事異動の処置も対応いたしているところであります。県立美術館職員は、その高い専門性と豊富な経験を生かして、学芸員の役割である美術品の収集や保管、展示や調査研究の業務にしっかりと取り組んでいると考えております。今後も、高い専門性を発揮できるように職員の確保と育成を図り、県民の皆さんへのサービスを十分果たせるような体制づくりに努めていきたいと考えております。

○満行潤一議員 学芸員、1人プロパー、あとは異動ということであります。当然、10年ぐらいたされた先生たちはまた現場に帰る。10年間美術館にいて、また学校現場、戸惑いもある、なかなか大変なんだろうとは思いますが、ただ、美術館で働けるという経験はなかなかできるものではないと、それはよくわかります。でも、1人だけプロパーで、ほかは人事異動というのまどうなのかなと、ぜひ検討に値するんじゃないのかなと思ってます。



知事にお尋ねしますが、きょうの宮崎日日新聞に、この学芸員、パート2みたいにきょうも大きく載っていました。学芸員体制について、知事のコメントが最後にちょっと載っていましたけれども、知事の考えをお聞きしたいと思えます。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘の記事は、美術館の20周年の記念式典における私の発言であります。学芸員のことについても触れたわけですが、それは、新聞紙上でプロパー学芸員が1人だというような御指摘もある、そのことも含めて、美術館のあり方を20周年という節目に当たってしっかり考えるべきではないかということで、申し上げたところであります。学芸員のこと一つ一つの論点であろうかと思っておりますし、この県立美術館が、県民に開かれた、より親しまれる美術館となるために、もっともいろいろな工夫をして、その魅力を高めていく努力をすべきではないか。今、「旅する美術館」ということで、アウトリーチ、地域に出かけていったの展示会なども行われておりますし、美術品の収集のあり方の議論、それから学芸員というスタッフのあり方、県内であと3つある美術館との連携だとか、いろいろな論点があるかと思えます。そういうことを含めて、例えば、芸術劇場であれば、国際音楽祭のあり方についていろいろな意見をいただきながら、県民参加でありますとか地域での開催、そういうふうな見直しがなされてきた。図書館であれば、これまでの図書館のあり方についてのシンポジウムとか、図書購入費の削減という中で、司書の充実だとか市町村図書館との連携などさまざまな論点があったわけでありまして。美術館に関しても、そういうさまざまな論点を改めて議論し、より魅力あるものにしていくべきではない

か、そのように考えておるところであります。

○満行潤一議員 ありがとうございます。20年前の背景があってプロパーが1人というのもあるんだろうと思うんです。私も、この宮日新聞を見るまでは気づきませんでした。知事もそうだったのかもしれない。20年前、いろいろな状況があってプロパー1人から始まったのかもしれませんが、20年経過し、全国的な状況とかいろいろな有識者の意見を聞いて、ぜひ県民にそれが還元できるようなすばらしい美術館になってほしいと思えます。

小学校、中学校の校舎不備の問題、ちょっと触れたいと思えます。会計検査院の抽出調査で、小中学校の校舎の不備が4万件、これを放置していたという記事が載っておりました。非常ベル、火災報知器、消火栓の不良など学校設備に不備があっても、予算が確保できなく、修繕等が行われず放置していたのではないかと思います。子供たちがいる学校施設という特異性からも、何をおいても予算化し、優先的に改善すべき案件ではないかと思えますが、本県にこの対象となる学校があるのかお尋ねいたします。

○教育長(飛田 洋君) 会計検査の対象となった県内の市町村立小中学校の施設について、課題があるとして3つの指摘がございました。まず、建築基準法に基づく定期点検の義務があるが、適切に検査を実施していなかったものが、3市56校となっております。次に、点検を実施した結果、改善を要するが、それをしていなかったものが、2市18校となっております。さらに、消防法に基づく消防設備等の点検では、改善を要するが、それをしていなかったものが、5市4町36校あると報告されております。県教育委員会といたしましては、学校の維

持管理が適切に行われることは大変重要なことと考えており、引き続き市町村への情報提供や助言などを行ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 相当な数だということがわかりました。必要な予算を必要な箇所にぜひつけていただいで、早急な改善をお願いしたいと思います。

教育の問題もう一つ、主権者教育についてです。選挙権年齢が18歳に引き下げられることに伴って、1969年通知の廃止と新たな通知「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」、発出をされています。主権者教育の趣旨がうまく反映された教育が学校現場でできるのか、大変心配です。「先生は投票に行くの。先生の支持する政党はどこ」、どう受けとめるのか。政治的中立性の名のもとに、管理者から過剰な抑制指導などが無いように、校長や管理職の研修の強化が必要ではないかと思いますが、教育長いかがでしょうか。

○教育長（飛田 洋君） 今回の選挙権年齢の引き下げにより、若者の声や思いを直接的に政治に反映できる仕組みが整えられ、若者一人一人に、社会のために自分は何をなすべきかを考えさせるなど、絶好の機会になったと認識いたしております。そこで、学校の教職員がその意義を踏まえ積極的に指導してほしいという思いから、県立学校長会で、「各学校がこれまで実践してきた良識ある公民を育てる指導は、一つも揺らぐことはない。これからも自信を持って、さらに充実するように取り組んでほしい」と指導いたしました。また、現場の教職員を混乱させてはいけないという強い思いを持って、文部科学省から配付された資料等をもとに、丁

寧で深まりのある学習を各学校での確に実践できるよう、校長会や担当者会等の場で主権者教育に関する研修を行い、各学校での指導體制づくりを進めているところであります。今後、学校現場からの質問等に対してはしっかり丁寧に答え、各学校での指導の充実が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 よくわかりました。

きのう、主権者教育推進委員会、主権者教育推進リーダーを設置・任命すると、記者会見、記者発表され、きょう新聞にも載っていました。全国初と言われるこの取り組みについてお尋ねしたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 県教育委員会では、18歳までの選挙権年齢引き下げを積極的に受けとめておまして、主権者教育の充実を図るための企画・立案を行う主権者教育推進委員会を全学校で設置するとともに、その推進の中心となる主権者教育推進リーダーを任命するように通知したところで、それを報告させていただいたところであります。そのリーダーにつきましては、社会科、正確に言うと高校では地歴公民科と申しますが、地歴公民科の職員だけというんじゃないくて、生徒指導主事とか教務主任とか校務運営の中心となる職員を充てることが望ましいと通知をいたしました。その狙いというのは、学校で特定の教科だけで主権者教育をやるんじゃないくて、例えば生徒会活動だとか、それぞれの教科でディベートをすることとか、全校でそういう取り組みを進めていきたい、そういう強い思いを持って……。また、推進委員会としたのは、前向きにやれというような意味でそういう名前にしたところでございます。制度設計の助言を受けるために文部科学省にお尋ねいたしましたが、現段階でよその都道府県で

こんなことをしているところはないと。だから参考のコメントはいただけなかったんですが、「うちはやります」ということを申し上げたんです。今後、校長と主権者教育推進リーダー等を対象とした研修会も開催し、主権者教育の指導体制、それから校内推進体制等を確立するとともに、各学校において丁寧で深みのある主権者教育が行われるよう、積極的に学校を指導してまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** 具体的な取り組みをいただいている、特に学校を挙げてこの主権者教育に取り組む姿勢はよくわかりましたので、ぜひ、学校の混乱がないように、子供たちがスムーズに履行できるようにお願いしたいと思います。

再生可能エネルギー、2問させていただきます。

エネルギーの地産地消、地域の自立、防災の観点からも、再生可能エネルギーは大変重要だろーと思います。都城市山田町に小水力発電所があります。発電出力最大420キロワットアワーの駒発電所です。昭和30年に、当時の山田町役場が総事業費7,565万円で建設しています。この発電所の建設に、当時の宮崎県電気部（今の企業局の前身）が設計施工を担当しており、現在まで地域に大きく財政的貢献をしています。企業局における小水力の取り組み、市町村への支援の状況についてお伺いいたします。

**○企業局長（四本 孝君）** 小水力発電は、環境に優しく、また、未利用エネルギーを有効に活用する観点からも重要であると考えております。このため企業局では、これまで発電に利用されていなかった治水ダムにおきまして、日南ダム発電所の建設を進めますとともに、新たな開発地点の検討も行っているところです。さら

に、市町村に対しましては、農業用水等を利用した小水力発電について、関係部局と連携し、開発可能性調査などの技術的支援や法令等の事務手続に関する助言を行っているところであります。開発に当たりましては、年間を通じて一定の水量を確保できる地点が少ないなどの課題がありますけれども、これまで培ってまいりました技術あるいはノウハウを生かしながら、引き続き市町村支援を行ってまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** 企業局は電気と土木のプロでありますから、ぜひそのノウハウを自治体、各市町村に普及支援をする取り組みをお願い申し上げたいと思います。

環境森林部に再生可能エネルギー等導入推進基金事業というのがあります。大規模災害時に避難所となる学校や福祉施設に太陽光発電、蓄電池を導入する事業です。24年度、東北大震災の次の年から実施をされて28年度までの事業となっていますが、今後とも、これらの自治体等に対する補助事業を継続していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 御質問の基金につきましては、再生可能エネルギーの導入や災害に強い地域づくりを進めるために、平成24年度に環境省の補助金を活用して、総額9億円で設置したものでございます。そして、この基金を活用して、本年度までに16市町村、21件に補助を行いまして、災害時に避難所等となる公共施設に太陽光発電設備等を整備してきたところでございます。この事業につきましては、来年度で終了する予定ですが、環境省では本年度から、市町村等を対象に直接補助する同様の事業を創設しております。県としましては、市町村に対し、当該事業を積極的に活用できるよう

情報の提供や周知に努めてまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** スキームが変わっても、また市町村へそういう補助事業が残るということですね。ありがとうございます。

予定していました質問を全て終わりました。これで終わりたいと思います。ありがとうございます。(拍手)

**○中野廣明副議長** 次は、田口雄二議員。

**○田口雄二議員**〔登壇〕(拍手) 県民連合の田口雄二でございます。本日、そしてことし最後の質問となります。きょうは、県民連合の中では3番目の質問となります。前の2人が私にプレッシャーをかけるものですから、かなり気合が入っておりますが、しっかりとヒットが打てるように、五郎丸選手のようにルーチンワークでもしようかと思いましたが、議場のひんしゅくを買ってはいけませんので、やめることにいたしました。

きょうは、傍聴者の方が多く来ていただいております。私には非常に珍しいんですが、久しぶりに延岡からも来ていただいております。遠いところ、本当にありがとうございます。初めて傍聴する若い方ばかりですので、県や県北の課題がよくわかったと思っていただくような質問になればと思っています。それに対して、県もこんなに考慮していただいているんだと安心していただくような答弁を、よろしくお願ひ申し上げます。

さて、11月21日からの3日間、延岡において「エンジン01文化戦略会議オープンカレッジinのべおか」が開催されました。各界の著名な文化人120名が延岡に集い、延岡総合文化センター、九州保健福祉大学を舞台に行われました。63の多彩な講座、中高生に無料で仕事の魅

力を語る「ハローワークinのべおか」が27講座、講師陣と膝を交え酒を飲み交わしながら交流する「夜楽」が23講座など、100をはるかに超える実にぜいたくなイベントでした。知事御夫妻を初め、各部長や教育長、そして多くの県庁職員にも御出席をいただいております。120名の講師に講演料が発生したら2億円ぐらいかかったのではないかと延岡市が試算していましたが、それが全てボランティアで来ていただきました。14回目の開催でございましたが、これまで一番人口が少ない都市で行われたにもかかわらず、主催者の一人である作家の林真理子さんより開会挨拶の中で、「チケットは延岡が今までで一番早く売り切れた。知的好奇心の強い人が多い」と、うれしいコメントをいただきました。こんな機会は二度とないなと思い、私も、本日の質問準備があつたにもかかわらず、3日間の聴講できる全ての時間を使い、大きな刺激を与えていただく至福の時間を過ごすことができました。3日間で延べ1万7,000人が参加しました。2年前の3万人を集めた東京ガールズコレクション、そしてエンジン01、ともに大成功させ、交通の便の悪い地方でも、頑張れば全国レベルのイベントをやれるということを実証しました。今回の開催にかかわった全ての方々に、心から感謝とお礼を申し上げます。

それでは、今でもまだエンジン01の余韻が残っている状態の中で、県政の課題について質問をさせていただきます。

まず初めに、知事の政治姿勢をお伺いします。

T P P交渉の大筋合意が10月5日に発表されました。安倍総理は、総選挙では「絶対やらない」と明言したにもかかわらず、また、国会決議にも反する形でT P P交渉をまとめました。

約9,000余りの品目のうち、最終的に関税をなくす物品の割合は95%に達し、農林水産分野での撤廃率も8割を超えます。国内の農林水産業への影響は大きく、さまざまな対策を講じなければならぬところですが、国の財政状況を見ると大きな期待はできません。今回の合意に国民の評価する声大きいことは承知していますが、農林水産業が基幹産業である本県への影響は甚大なものになると思われまます。地方創生どころか、地方消滅に陥るのではないかと不安です。県においては、TPP協定の大筋合意を受けて、宮崎県TPP協定対策本部会議を開催し、国に対し政策大綱に盛り込む内容を要望されましたが、どのような要望をされたのか。また、今後、TPPについてどのような対応をしていくお考えなのか、知事にお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終了いたします。

(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

県では、TPP協定におきまして大きな影響が懸念をされます、本県の基幹産業である畜産を初めとする農林水産業につきまして、農業者など関係者が不安を払拭し、将来にわたって希望を持って経営に取り組むことができるよう、具体的な対策について国へ要望を行ったところでもあります。例えば、セーフティーネットの強化でありますとか生産体制の強化、そして担い手の確保・育成と地域サポート体制の強化など、5つの視点から行ったところでもあります。この内容につきましては、昨日発表された国の政策大綱にもおおむね取り入れていただいたものと受けとめておるところではありますが、今後出される予定の国の影響試算も参考にしながら

ら、本県に与える影響についての数値の試算を、県としても行いますとともに、国の政策大綱も踏まえた短期的な対策はもとより、中長期的な観点も持ちながら、農業を初めとした本県産業の競争力確保、成長化に向けまして、県として必要な対策を迅速に検討、さらに実施をしてまいりたいと考えております。以上であります。[降壇]

○田口雄二議員 国には地方の実情をしっかりと把握していただきまして、引き続きしっかりと手だてを要望していただきたいと存じます。農家がやる気を失うことがないように、本県の対策もよろしく願いいたします。

次に、医療・福祉行政についてお伺いいたします。

東九州道の大分まで、そして北方延岡道路の全線開通を受けまして、人や物の流れが大きく変わってまいりました。高速道路は医療の面でも大きく前進しています。この4月以降、県北地区での医師派遣など朗報が多く聞かれました。医療環境の改善状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(桑山秀彦君) 高速道路の開通によりまして、まず、救急搬送時間が短縮されましたので、患者の救命率の向上に直接つながっております。また、医師の移動時間が短縮されたことによりまして、延岡市の医師会病院では、大分大学医学部からの医師派遣によつて、念願でありました神経内科の専門外来がことしの4月に新設されましたほか、延岡市の夜間急病センターでは、宮崎大学医学部からの小児科医師の派遣回数が増加しているところがございます。さらに、延岡市の開業医の方が高千穂町国民健康保険病院の当直支援を行うなど、高速道路の開通によりまして、医師不足

への対応にも効果が出てきているところでございます。

○**田口雄二議員** ありがとうございます。神経内科の専門医は県北にはずっと不在でございましたので、医師派遣がふえたことは大変ありがたいと思っております。引き続き医療スタッフ確保には御尽力賜りますように、よろしく願いいたします。

次に、本県の医師確保に関しては、本県出身者が宮崎大学の医学部に入学する学生が少なく、他県の大学に進学し、そのまま研修医として残り、本県に帰ってこない問題がありました。本県出身者が一番少ないときは、宮崎大学医学部で1割を切っていたこともありました。この状況を解消するため、宮崎大学医学部の御理解のもと、地域枠を設置していただき、本県出身の学生の入学がふえてまいりました。その地域枠創設以来10年が経過をいたしました。その成果と今後の取り組みについて、福祉保健部長にお伺いいたします。

○**福祉保健部長（桑山秀彦君）** 宮崎大学医学部における地域枠推薦入試制度は、本県の地域医療を担う医師を確保することを目的に、平成18年度に宮崎大学に要望して創設されたところでございます。現在の臨床研修制度が開始されました平成16年度から23年度までに、本県で臨床研修を開始した研修医数は年平均で38名でありましたが、地域枠の医学生が卒業し、臨床研修を始めた平成24年度以降は平均51名となっております。一定の成果が出てきているものと思っております。県では、この制度を生かす上からも、宮崎大学医学部と連携しまして、地域枠入学者を初めとする医学生を対象とした、僻地での診療を体験する地域医療ガイダンスや5年生への地域医療実習などを通じまして、県

内定着に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えております。

○**田口雄二議員** ありがとうございます。一定の成果が出ているということでございましたが、その後、地域特別枠も設置されましたので、さらに本県出身者の比率は上昇しています。さらに県内定着に向けた取り組みに御尽力をいただきますように、よろしく願いいたします。

次に、この4月から施行されています生活困窮者自立支援制度について伺います。今、日本では、所得が平均的な水準の半分以下の相対的貧困と呼ばれる層が16.1%に達し、特に現役世代の単身女性は3人に1人が相対的貧困となっています。しかも、その貧困により孤立や諦めを生み、ますます貧困から抜け出せなくなる悪循環に陥っています。生活が著しく困窮したときに頼ることができる制度が生活保護で、最低生活保障のための大事な制度ですが、生活困窮者自立支援法は、この生活保護に至る手前にもう一つのセーフティーネットを張ろうとするもので、また、生活保護から脱却した人が再び生活保護に戻ることをないようにすることが目的として策定されました。具体的には、心身障がいや失業、家族の介護などの問題について、相談支援の窓口で一人一人の事情に合った総合的な支援計画を作成します。自治体の判断で、就労支援、住居や食料などの一時生活支援、子供の学習支援、家計相談の支援など、法律に定められた新しい事業を開始することができます。さらに、障がい、雇用、介護などの既存の縦割りの制度を連携させた支援や、地域のNPOなどの活動とつなげた支援も期待されます。しかし、同時に、法の施行に先立つ準備の状況などから、幾つかの課題も浮き彫りになっていま

す。生活困窮者支援は福祉分野の特別な業務とみなされがちで、地域と自治体全体で取り組む流れが定着していません。そこで、生活困窮者自立支援制度がスタートしたことを受け、本県における県内の生活困窮者の状況と市町村の取り組みの状況を、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 県及び各市におきましては、福祉事務所等に相談窓口である自立相談支援機関を設置しまして、相談支援員などが、生活困窮者に対しまして自立に向けた包括的、継続的な支援を行っているところであります。ことし9月末現在で、新規相談の受付件数は県全体で約990件、月平均で160件前後となっております。国が目安とする人口10万人当たり月20件——県の人口でいきますと220件程度——と比べますと、現在、新規相談件数は国の目安の7割程度の件数となっております。自立相談支援事業におきましては、潜在的な生活困窮者を早期に把握して支援につなげていくことが重要でありますことから、県といたしましても、今後とも積極的な制度の周知を行うとともに、関係機関等との情報交換会や人材育成の研修会を開催するなど、自立相談支援事業が円滑に進むよう努めてまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** ありがとうございます。埼玉県では、年老いた認知症の母親を父親と面倒を見ていた娘さんが、父親の体調不良で収入がなくなり、介護疲れも重なり、親子3人利根川に車ごと入り心中するという事件が、つい先日ありました。娘さんだけは助かりましたが、殺人で逮捕されています。その後の報道では、直前に生活保護の申請をしていたようです。こういう事態に陥る前に手を差し伸べられなかったの

か、残念でなりません。埋もれている生活困窮者がたくさんいることと思います。生活困窮者の掘り起こしの体制構築をよろしくお願い申し上げます。

逆に、県内では明るいニュースもありました。御紹介いたします。延岡市の九保大を運営する順正学園は、延岡市と日向市、宮崎市、門川町、高鍋町と、子供のいる生活困窮者世帯を支えるため、子ども支援に関する協定を8月に締結しています。生活困窮者世帯に食品を届けるフードバンク事業をスタートさせます。石井十次の精神に基づくもので、今後は学習支援等も計画されています。このような生活困窮者の支援の輪がさらに広がってほしいものと思っております。

次に、ミラノ万博について伺います。

「食」をテーマに5月1日からイタリアで開催されていましてミラノ国際博覧会が、184日間の日程を終え、10月31日に閉幕いたしました。日本館は数あるパビリオンの中で大人気で、日に日に来館者がふえ、8時間から10時間も並んだと報道されていまして。日本食のバリエーションの広さに驚く声や、「日本に強い興味を持った」などの声も上がっているようです。本県も「神々の宿る地 宮崎の食」をテーマにミラノ万博に出展し、本県の紹介や、県内の食品関連企業21社の自慢の食材等をミラノの皆さんに堪能していただきました。ミラノの皆さんがおいしそうに試飲試食する姿を見て、日本人が食べておいしいものは世界共通なんだという認識もいたしました。万博も終了いたしました。本県出展の総括、手応えを、総合政策部長にお伺いします。

**○総合政策部長（茂 雄二君）** ミラノ国際博覧会は、期間中2,150万人の来場者を記録し、大

変な盛況のうちに閉幕いたしました。中でも日本館は、全来場者の1割に当たる228万人が訪れ、博覧会国際事務局の選ぶパビリオンプライズで金賞を受賞するなど、高い評価を受けております。本県も、4日間という短い期間ではありましたが、1万5,000人を超える来場者にお越しいただき、このような高い評価の一端を担えたことを、大変誇らしく感じているところであります。本県出展では、海外初の銀鏡神楽の奉納を初め、食のパフォーマンスなどによって、宮崎の食や伝統、文化のすばらしさを世界の方々に強くアピールできたものと考えております。また、今回の県産品の輸出や試食提供などを通じて、県内企業がEU市場の可能性を実感し、新たな海外市場にチャレンジする土壌が培われたものと考えております。

**○田口雄二議員** 現在、世界的には和食ブームで、日本の食材に対しても大きな関心が世界中に広まっております。ミラノ万博に出展した企業は、その後、EU市場の販路開拓に向けてどのような活動をされたのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** ミラノ万博では、現地の消費者ニーズを把握するため、各出展企業が合計で4,000食もの試食提供とアンケート調査を実施し、味や価格、さらには食べ方等に関して多くの意見を聴取したところでございます。また、その後、ドイツ・ケルンで開催されました世界最大級の食品見本市でありますアヌーガには、県内から12社が出展をいたしました。博覧会で得た意見を踏まえ、現地のバイヤーとの商談活動に、創意工夫をしながら積極的に取り組んだところであります。先日、出展企業の皆様との意見交換会を実施しましたところ、現在、多くの企業が、アヌーガでの商談

相手に対する商品サンプルの送付や取引条件、見積書の提示など、成約に向けたフォローアップを行っております。また、来年フランスで開催されます大規模食品見本市へも出展意欲を示されるなど、EU市場への販路開拓に向けて精力的に取り組まれているところであります。

**○田口雄二議員** 宮崎牛とか、もともと食肉文化の国ですから、あのあたりでは人気が出るだろうとは思っていたんですが、意外だったのは、たくあんなんか非常に人気があって、食べたことがないと思うんですけど、それも「おいしい」と言って食べたのには非常に驚きました。このようなミラノ万博の手応えを受けて、出展企業の皆さんは積極的に取り組んでいるようですが、EU市場の販路開拓に今後県はどのように取り組むのか、商工観光労働部長に再度伺います。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 今回のミラノ万博とアヌーガへの出展は、マーケット情報や輸出ノウハウの習得、さらには、人的ネットワークの構築や新たな取引先の獲得など具体的な成果とともに、県内企業にEU市場を身近に感じていただく貴重な機会だったと考えております。また、一部の企業においては、EU市場で評価を受けることで、アジアや北米等への販路開拓につなげていきたいという思いから、現地でスーパー等へ営業活動を独自に行うなど、積極的な展開をしていただきました。県といたしましては、今年度策定予定の「みやざきグローバル戦略」の中におきまして、東アジア市場とともにEU市場につきましても、販路開拓に向けた取り組みの方向性を示したいと考えております。あわせて、10月に開設しましたジェトロ宮崎貿易情報センター等の関係機関とも十分に連携しまして、輸出に意欲のある企業



に対して積極的に支援を行っていきたいと考えております。

**○田口雄二議員** EUでは質に非常にこだわるようでございますので、こういう実績ができますとブランド化につながると考えております。今後、東アジア戦略等の販売拡大にも非常に役立つのではないかと考えておりますので、出展企業の後押しもしっかりとよろしく願いいたします。

次に、東九州メディカルバレー構想についてお伺いいたします。

東九州地域で、医療機器産業の集積と地域経済への波及、産業集積を生かした地域活性化と、医療分野でアジアに貢献する地域を目指して策定されたものです。この構想が策定されてから、先月で5年を迎えました。平成23年末には国の地域活性化総合特区の指定も受け、財政的な支援や規制緩和もなされ、研究開発が進めやすい環境も整えられました。構想策定以来5年を迎え、これまでの評価と今後の取り組みについて、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長(永山英也君)** 東九州メディカルバレー構想につきましては、医療機器産業の拠点、研究開発の拠点、医療人材育成の拠点など4つの拠点づくりを目指して、産学官が連携して取り組んでおります。このうち医療機器産業につきましては、これまでの取り組みにより、県内企業等の新規参入が着実に進展しております。また、研究開発につきましては、産学官による研究開発が活発化しており、中でも、九州保健福祉大学が中心になって進めております世界初となる自動たん除去システムが、臨床試験に向けた準備段階にありまして、今後に大いに期待をしているところでございま

す。この構想につきましては、参入意欲の醸成から販路開拓までのさまざまな段階に応じた支援スキームで取り組んでおりまして、これまで比較的順調に進んでいると考えております。今後は、特に販路開拓の分野に力を入れまして、国内はもとより、海外マーケットを視野に入れた販路の拡大に積極的に取り組むなど、さらなる成果を目指して進めていきたくと考えております。

**○田口雄二議員** 今お話がありました自動たん吸引装置は、間もなく県立延岡病院で臨床試験が始まるかと思っております。いい結果が出てほしいものだと思っております。

また、先日のTPPの大筋合意を受けた直後の県議会の全員協議会で私が、「TPPは東九州メディカルバレー構想にはどのような影響があるのか」という質問をしましたところ、「この構想にとってはプラスになる」と部長はお答えになりました。研究開発に関しましても、宮崎大学や九州保健福祉大学などの先生方と、技術力のある県内企業との共同開発も順調に推移しており、医療機器が本県の成長産業となって牽引してくれるようになるとありがたいものだと思っております。引き続き御支援よろしくお伺いいたします。

次に、細島港についてお伺いいたします。細島港は、重点港湾の指定を受け、格段に利便性が向上してまいりました。東九州道の開通効果や北方延岡道路の全線開通等で環境も変わりつつあります。九州中央自動車道の早期完成に取組み、西九州の物流を受け入れるにしても、さらなる港湾の整備促進を進めていかなければなりません。細島港の今後の整備の考え方について、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長(図師雄一君)** 細島港におき

ましては、これまで、2基のガントリークレーンを備えた国際コンテナターミナルや、石炭などのばらもの貨物を取り扱う国際物流ターミナルなどを順次整備してきており、高速道路網の整備などとも相まって、多くの企業の立地や航路の拡大が図られているところであります。しかしながら、大型化する貨物船への対応や企業立地のための新たな用地の確保などが課題となっていることから、現在、これらに対応する港湾計画の今年度中の改定を目指して取り組んでいるところであり、改定後は、新たな計画に基づいた整備に向けて努力してまいりたいと考えております。今後とも、利便性の高い港を目指して、さらなる国際競争力の強化を図り、より一層の港湾機能の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** 今の答弁では、今年度中に港湾計画の改定を目指しているということをごさいました。さらに使い勝手のいい港に整備を進めていただきますように、よろしく願いいたします。

次に、県土整備行政についてお伺いいたします。

延岡市の県議会議員5人は、延岡市建設関連団体協議会の10団体の皆さんと定期的に意見交換会を開催しております。県北においては、東九州自動車道の開通と北方延岡道路の全線開通で、国関係の事業量が激減しています。よって、県の継続的、そして安定的な公共事業予算の確保と防災・減災対策の積極的な取り組み、地元企業の優先的な入札制度を要望する声が多く出されておりました。公共事業の発注時期が集中することにより、人や資機材の不足や不調・不落等の原因となるだけでなく、労働者の長時間労働など労働環境の悪化にもつながり、若年

労働者の建設離れが懸念されています。若年技術労働者は、災害時の対応や技術伝承に欠かせない存在です。公共事業の発注の平準化、計画的な発注はできないのか、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長(図師雄一君)** 公共工事発注の平準化を図ることは、企業の受注機会の確保につながり、ひいては安定的な経営に資するもので、大変重要であります。このため国におきましては、品確法の改正を受け、国庫債務負担行為の活用や適正な工期の設定などにより、平準化の取り組みを推進することとされております。県におきましては、これらの品確法に関する国の動きや入札契約などの情報を共有し、意見交換を行うため、国、県、市町村で構成される連絡協議会を設置しておりますが、本年9月には、さらにきめ細やかな情報共有などの場として、土木事務所単位の支部会を新たに設置したところでありまして、これらの場で、計画的な発注の取り組みや債務負担行為などさまざまな制度の活用について検討を行っているところであります。今後とも、関係機関と連携しながら、発注時期の平準化に取り組んでまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** 計画的に仕事ができるように、平準化をぜひともお願いいたします。また、この件は一般県民からも私どもに対しまして、「年度末になると工事がふえる」と、よく苦言が呈されております。ぜひ前向きに検討をお願いいたします。

次に、測量業務の入札において質問をいたします。技術者単価、消費税等の変動に対応していない入札参加資格要件の見直しについてはどうお考えになっているのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○**県土整備部長（図師雄一君）** 測量業務における入札参加資格につきましては、当該業務を確実に遂行できる能力を求めるために、測量延長や面積の業務実績を参加要件の一つとして設定しているところであります。現在の業務実績に係る基準は、平成21年度に設定したものでありますが、近年、労務単価や諸経費、消費税等が上昇し、基準を設定した当時と状況が変化してきたことから、今後、実情に応じた基準となるよう、入札参加資格の見直しについて検討してまいりたいと考えております。

○**田口雄二議員** 早急な見直しをよろしくお願い申し上げます。

次に、南海トラフ大地震に関連して、津波対策が現在進められていますが、しかし、私ども身近で一番心配なのは、やはり台風やゲリラ豪雨による水害です。本県に過去最悪の甚大な被害を出した10年前の台風14号では、私自身も床上70センチまでつかっておりまして、大変な思いをいたしました。激特事業により安全性は高まりましたが、近年の森林伐採等で山が荒廃し、土砂が河川に流出しています。防災・減災対策として、堆積土砂の対応も含めて、県管理河川の維持管理の取り組み状況について、県土整備部長にお考えを伺います。

○**県土整備部長（図師雄一君）** 県では、定期的に河川巡視や施設点検を実施しており、河川内の状況や堤防、水門などの河川管理施設の状態を確認し、異常がある場合には随時対応することにより、適切な機能の維持に努めているところであります。特に河川の断面を著しく阻害する堆積土砂につきましては、浸水被害の要因になることから、地域からの除去の要望も多く、家屋浸水のおそれがある箇所など、緊急性の高い箇所から優先的に除去しているところで

あります。厳しい財政状況であります、今後とも効率的、効果的な事業の執行に努め、適切に河川の維持管理を図ってまいりたいと考えております。

○**田口雄二議員** 小さな河川を初め河床掘削などは、地域の方々から議員への要望の非常に多いテーマでもあります。危険度から優先順位を決めながら、積極的な取り組みをお願いいたします。建設関連団体の皆さんには、災害発生時や老朽化した橋梁などの延命化等々、これからも大変お世話にならなければなりません。疲弊し過ぎることのないように、御配慮よろしくお願いいたします。

次に、これも建設関連団体からの要望ですが、これは五ヶ瀬川のアユ資源の枯渇を心配してのものです。江戸時代中期に建設された五ヶ瀬川上流の岩熊井堰は、以前は水がなく荒れ果てた地域が、収穫が飛躍的に伸び、農家の生活向上に大きく貢献した施設です。昭和46年にコンクリート化されて現在に至っております。アユの遡上の時期になると、小さなアユが飛び上がるシーンがよくテレビ等のマスコミで紹介される場所です。魚道が3つ設置されていますが、晴天が続く水位が下がると、コンクリートブロックが露出し魚道と下流の間が繋がらず、アユが遡上できなくなる魚道があります。岩熊井堰においてアユの遡上に問題はないのか、実態について農政水産部長に伺います。

○**農政水産部長（郡司行敏君）** 岩熊井堰につきましては、アユが遡上しにくい状況がありましたことから、左岸の可動堰を倒すことにより魚道付近の流量をふやす対策や、舟が行き来する水路を魚道に改修するなどの機能改善を図ってきたところでございます。しかしながら、河川の水量が少ない時期には、堰の下流側にある

ブロックが障害となりまして、議員御指摘のとおり、アユが遡上できない状況があると承知しております。このような状況も含めまして、五ヶ瀬川のアユ資源の減少にはさまざまな要因があることから、県といたしましては、アユ資源の実態調査を実施いたしますとともに、関係者会議を開催し、資源回復のための協議を進めているところであります。今後とも、これらの取り組みを通じ、長期的な視点に立ったアユの生息環境の改善に努めてまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** 平成10年に、100トンとれる五ヶ瀬川を目指して、「アユ資源管理の進め方」という報告書を、県と延岡市と宮崎大学でまとめています。しかし、実態は、いろいろな要因があるのですが、減少の一途であります。今までの取り組みでは難しいのかもしれませんが。総合的にチェックして、再度対策を考えていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

何点か建設関連団体等の皆さん方の質問をいたしました。先ほど申しましたように、延岡の5人の議員は定期的にこういう意見交換会をしておりますので、この後の延岡の議員さんも多分このような質問をするかもしれませんので、よろしく願いいたします。

次の質問に入ります。この議場にいらっしゃる方々は、「青天の霹靂」が話題になっているのは御存じでしょうか。これは、2015年2月の米の食味ランキングの最上位「特A」を取得した青森県産の米の銘柄です。米どころ東北で、これまで青森県だけが特Aを取得したことがなく、約10年を費やして研究や品種改良を重ね、新しいおいしさを追求して育成した乾坤一てきの品種です。「青天の霹靂」というそのネーミ

ングの奇抜さとPRもうまく、その結果、ことしの新米は売り切れ続出で、それがまた話題になっております。店頭価格は5キロ2,500円前後で、新潟県の魚沼産のコシヒカリと同じ水準です。九州で特Aを手にしていないのは宮崎県だけです。私は以前、この特A取得に関して本県の取り組みを質問いたしました。産地間競争に負けられないためにも、また、本県の米農家の名誉のためにも全力を尽くしていただきたいと思っておりますが、本県の米の食味ランキング特A取得に向けた取り組みを、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長(郡司行敏君)** 米の需要が減退する中で、食味ランキングの最高位であります特Aを取得することは、販売を有利に進める上で大きな意義があるというふうに考えております。このため本県では、米の生産や流通、販売にかかわる関係者で組織いたします「宮崎米「特A」取得対策会議」を本年9月に設置いたしまして、土づくりから栽培管理、収穫、乾燥・調製に至るまでの総合的な支援や、特A取得のための研修会の開催などの取り組みを強化しているところでございます。産地におきましても、出荷された全量について食味分析を行うなど、意欲的な取り組みも見られておりますので、県といたしましては、産地との連携を強化しながら、本県産米の特A取得とブランドづくりに努めてまいりたい、このように考えております。

**○田口雄二議員** TPP対策や、さらに厳しくなる産地間競争に勝ち抜くためにも、特Aの取得はぜひ必要だと思っております。また、今回のやりとりの中で担当の方と話をしておりますので、ことしの米のできは非常に良かったというようなことも聞いておりますので、来年2月に

は朗報が入ることを期待いたしております。よろしく願いいたします。

先日、全国ニュースにもなりました、自動車が宮崎市高千穂通りの歩道を700メートルにわたり暴走し、駅前交差点で複数の歩行者をはねた後に交差点で横転した事故が、全国的に話題になりました。この事故の際には、ドクターヘリが交差点に着陸をするなど大きく報道され、この事故で6人が死傷し、県民に衝撃が走りました。逮捕された容疑者は——実は私の女房のふるさとなんです——鹿児島から運転してきたそうでした、かなりの長距離を走ってきたにもかかわらず、この間の認識がないようなことが言われ、当初、治療歴もあり、認知症ではないかと言われていました。その後、てんかんの治療も受けていたと報道されています。原因はまだ公表されていませんが、てんかんや認知症等の一定の病気を有する人が運転免許を取得または更新する際には、警察の対応はどのようになっているのか、警察本部長にお伺いいたします。

**○警察本部長（野口 泰君）** 平成23年に栃木県で発生しました、クレーン車が児童の列に突っ込み6名が死亡した事故を初め、一定の病気を有する者による重大事故が相次いで発生し、さらに、これらの者が病状を申告せずに免許を更新していた問題を受けて、道路交通法が改正され、昨年6月からは、運転免許を取得または更新する全ての人に質問票の提出を義務づけ、虚偽の申告には罰則が設けられました。質問票は一定の病気に関する5つの質問があり、具体的には、「過去5年以内に意識を失ったことがあるか」などで、1つでも該当すれば、申請者から詳しい病状を聴取し、必要により診断書の提出を求め、その内容等で免許の継続が可

能か等を判断いたします。質問票の趣旨は、一定の病気の人を排除するのではなく、交通事故防止にありますので、申請者は正しく申告することが重要です。また、一定の病気に関する相談は運転免許センター等で随時受け付けているほか、交通事故現場等において一定の病気が疑われる場合にも、警察署と連携しながら的確に運転者対策に取り組んでおります。

**○田口雄二議員** 質問票の提出が義務づけられ、虚偽の申告には罰則も設けられたようですが、これは正直に申告していただくことを願うばかりです。

県内のてんかんによる事故数は、ここ数年、年間2～3例のようで、事故による死者はいません。最近は薬の服用でそのような状況を見ることはなくなりましたが、私どもは小中学生のころ、倒れて激しくけいれんを起こすのを何度も見ていますので、てんかんとはそういうものだと思っていました。ところが、体の一部だけが硬直するもの、一瞬だけ気を失うもの等々、てんかんにもさまざまな症状があることが今回わかりました。また最近、高齢化に伴い、脳梗塞や脳出血等でてんかんを発症する例もふえているそうです。現在は症状がなくても、いつ自分がてんかんを発症するかわかりませんので、私も不規則な生活や不摂生を改めなければと思ったところであります。

次の質問に移ります。本県の東九州道は、追い越し車線以外は全て片側1車線の対面通行です。中央分離帯はなく、簡易なポールが立っているだけで、「4車線化を」との県民の声が届いています。そのような中、会計検査院より、全国の片側1車線の事故調査報告がなされました。全国の高速道路は約1万キロ、そのうち暫定2車線が4分の1の2,423キロ、また、その中

で中央分離帯のないところが1,752キロです。この中央分離帯がない区間での2014年までの10年間で、対向車線に飛び出す事故は2,208件、死者は119人に上っていました。地元の宮崎日日新聞は、「高速道路100キロ当たり事故件数、対面通行は30倍」と大きな見出しで取り上げていました。この記事を読んだ方は、こんなに危険なのかと思ったことと思います。警察本部長に、東九州道の交通事故の状況についてお伺いします。

**○警察本部長（野口 泰君）** 東九州自動車道は、全体の約87%がポストコーンが設置されただけの簡易分離帯の構造となっております。このような高速道路は全国で約3割に上り、中央分離帯のある道路に比べ、対向車線にはみ出す事故発生率が高くなることは当然であり、実際、本県の東九州自動車道では昨年、事故総数188件のうち、はみ出し事故は7.4%に当たる14件、本年は10月末現在で、180件のうち10.0%に当たる18件となっております。いずれにしても、対向はみ出し事故は重大事故につながる危険性が極めて高いことから、高速道路交通警察隊では、事故多発時間帯における取り締まりや白バイによる警戒活動など、先行的な対策に取り組んでいるところであります。

なお、新聞等で報道されました危険性30倍という数値は、あくまでも中央分離帯のある高速道とない高速道での対向車線へのはみ出し事故を比較したものであり、全ての事故数はほぼ変わらないので、中央分離帯のない高速道の全てが危険だということではありません。東九州自動車道は、来春には宮崎一北九州間が全線開通することから、引き続き道路管理者と連携を強化し、同道路での交通事故抑止対策に取り組んでいきたいと考えております。

**○田口雄二議員** 30倍は、事故率ではなくて、反対車線に飛び出すことだということがわかりました。記事を見て萎縮して通行量が減ると困ります。通行量がふえないと4車線化はさらに遠のいてしまいますので、ぜひ、今話を聞いていただきまして、事故率ではないんだということで、安心して——安心ではないんですけども、乗っていただきたいと思っております。

そこで、今の中央分離帯の話ですが、東九州道の北川インターの北、大分方面に向かって。それと北方延岡道路の北方一蔵田間は、片側1車線であるにもかかわらず、コンクリート製の中央分離帯が設置されております。ドライバーの心理的な安心感も違いますし、安全性も当然高いものと思います。簡易ポール設置区間でも同様の対策をしていただくよう、NEXCO西日本などに要望できないものか。これは県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（図師雄一君）** コンクリート製などの剛性の中央分離帯などにより、上り下りの方向を完全に分離する道路につきましては、故障車両が路肩に停車してもほかの大型車が通行できるよう、道路構造令の規定により、道路の幅を12メートル確保する必要があります。しかしながら、簡易ポール設置区間の標準的な道路の幅は10.5メートルであり、橋梁やトンネル区間ではさらに道路の幅が狭くなっているため、剛性中央分離帯を設置するためには、道路の拡幅工事なども必要になってまいります。このため、県といたしましては、抜本的な解決策となる4車線化の早期実現を前提としまして、交通状況や地形などの条件を踏まえながら、できるところから剛性中央分離帯の設置や追い越し車線の設置などの効果的な安全対策に取り組むよう、西日本高速道路株式会社などに

対して求めていくとともに、当面の安全対策として、簡易ポールの視認性を向上させる改良などについても要望してまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** 簡易ポールのところは、現時点では、道路が狭くてコンクリートの中央分離帯は置けないということはわかりました。しかし、引き続き安全対策をNEXCO等に求めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、教育行政について伺います。

文部科学省が、公立小中学校と特別支援学校で昨年度に起きたいじめの調査結果を発表しました。いじめ防止対策推進法は、被害者本人が苦痛を感じるものは全ていじめと定義しています。全国で18万8,000件が報告されていますが、都道府県のばらつきが大きく、また、いじめがゼロと報告した学校が全体の42%もあり、正確に報告しているのか疑わしいものもあります。しかし、教職員がいじめの7割近くを見つけていることも今回の調査でわかりましたので、学校や教職員の役割が大きいことも明らかになりました。本県だけを見ると8,637件で、1,000人当たりの件数にすると、全国で3番目に多い結果となっています。この結果は、特に宮崎が荒れた教室で、陰湿ないじめが多いというわけではなく、逆に小さな事案まで拾い上げて認知した結果だと思っています。このことは評価すべきだと思いますが、現実には、程度の差はあれ、いじめが教育現場にあります。本県において、いじめを積極的に認知した結果、認知件数が全国的に多い状況となったと私は考えていますが、今回の結果をどのように捉えているのか、教育長の所見をお伺いいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** いじめは外部から見

えにくいものであり、また、いじめほどの学校でも、どの教室でもあるという視点に立ち、小さなサインを見逃さないことが重要であるというふうに考え、各学校を指導いたしております。平成26年度の全国調査で、本県のいじめの認知件数が全国の中でも多かったことは、各学校が、アンケートや教育相談などあらゆる機会を捉えて、いじめの認知に努めた取り組みの結果があらわれたものであるとは思いますが、一方で、いじめはもともと外からわからないように行われることが多いとか、近年、インターネット等を介して非常に見えにくくなっているいじめがある、把握が困難なものがあるというようなことが起こっておりますので、今後も緊張感を持って各学校を指導してまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** 今回の調査結果を受け、いじめ問題対策につきまして今後どのような対策に取り組んでいくのか、再度、教育長にお伺いします。

**○教育長（飛田 洋君）** いじめ問題への対策につきましては、これをやればいじめはなくなるとかそういうような対策はないと、特別な方法はないと考えております。そのため、これまでの取り組みを丁寧に継続し、より充実していくことこそが重要であると考えておまして、いじめの積極的な認知や解決に向けた取り組みを徹底するよう、学校を指導しているところであります。さらに、何よりいじめの防止に向けては、当事者である子供たち自身が、いじめの問題を自分たちの問題であると考え、しっかりと認識させることが大切だと考えております。そのため、思いやる心の育成を目指した道徳教育の充実はもとより、児童会や生徒会が主体となったいじめの防止に向けた集会の開催など、

子供たちの規範意識や人権感覚の向上を目指した取り組みを各学校で進めるよう指導しているところであり、今後も全ての学校に対し、いじめ問題への対策を一層充実するよう積極的な指導をしてまいります。

○田口雄二議員 ありがとうございます。「日本一いい子が育つ」と評価された宮崎県です。他県よりも優しい思いやりのある子供が多いと信じています。子供たちに少しでもいい思い出が多く残る学校生活を送り、すばらしい成長がかなえられますように、いじめ対策に引き続き御尽力よろしくお伺いいたします。

次に、高校生の県内就職率についてお伺いします。今春、県内の高校を卒業した生徒の県内就職率が全国でワーストワンの54%であったことが、文部科学省の調査でわかりました。県内の卒業生は1万716人で、就職した3,241人のうち、県内就職が1,751人でした。全国平均が81.6%で、本県は27.6ポイント下回っています。九州は軒並み低く、熊本、佐賀、長崎、鹿児島各県も60%以下となっており、人口減少社会を迎える中、人材の流出は深刻で、地方創生どころではありません。高校生の県内就職率が全国最下位であったことについて、教育長のお考えをお伺いいたします。

○教育長(飛田 洋君) 宮崎県の人口減少や地域産業の担い手の減少が懸念される中で、今回、高校生の県内就職率が全国最下位であったこと、そして先ほど御指摘がありましたように、その割合が54%であったということを変重く受けとめております。地方創生が叫ばれる中、本県の活力を維持し発展させていくためには、まず宮崎に人が残ることが大事であり、そのような意味からも、地元で育った高校生が1人でも多く宮崎の地で力を発揮し、活躍

することが大切であります。県内への就職率を改善するためには、県教育委員会としましても、これまでの取り組みをより一層推進していくとともに、企業やその関係団体、学校、県や国の関係機関が役割をお互いに確認しながら連携を深め、それぞれがしっかりと取り組んでいくことが大切であると考えております。

○田口雄二議員 国が目指す地方創生に向けた本県版の総合戦略を作成したばかりのところですが、県内就職率アップを明記しておりますが、その改善策を教育長にお伺いいたします。

○教育長(飛田 洋君) 数年前までは、高校生が就職できなくて、就職させてくれということでもずっとお願いをしてまいりましたが、雇用情勢が回復傾向にある現在、人材不足や人材確保が課題となっており、学校や県はもとより、企業と産業界、国の関係機関それぞれが、県内就職について現状を見直す大きな転換点を迎えているというふうに考えております。これまで高校におきましては、県内への就職を意識し、県内企業視察やインターンシップの実施、また、熟練工を学校に招聘し、職業講話や技術指導を実施するなど、地元企業や宮崎のすぐれた人材の魅力を生徒に伝える取り組みをしてまいりました。今後は、これまでの取り組みを一層しっかりやることはもちろんですが、少し新たな発想も必要ではないかなと思っております。その視点としては、求人量より質というような目線、例えば、早く求人票を出すとか、求人内容だとか、それからもう一つは企業からPRをしてもらうというような視点とか、そんなこともいろいろ考えられると思います。教育委員会から発信するのは難しい面もありますが、例えば、企業経営者のほうから高校生や教員に対



して、会社の魅力や仕事への思い、そして夢を、情熱を持って生徒たちに語っていただく機会を設けるとか、あるいはこれまで学校がお願いしていたインターンシップを、逆に企業のほうから、インターンシップに来ませんかというインターンシップの求人を出してもらい、そういう企業側から積極的にかかわってくださるよう働きかけをするようなチャレンジもしてみたいと考えております。

**○田口雄二議員** いろいろな提案もございましたが、県内就職率アップの対策は、教育委員会だけでは、頑張っても効果は薄いものになります。県内企業と高校生の接点がなければ改善されません。この改善策、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 県内の中小企業の持続的発展を図るためには、高校生の県内就職を促進することは極めて重要であると考えております。一方で県内の企業からは、「高校生に対して自社の魅力を十分に伝え切れていない」、あるいは「人材の確保がますます難しくなっている」というふうな声を伺っているところでございます。県としましては、このような状況を踏まえて、今後はさらに、企業と学校、あるいは企業と生徒、保護者との接点をふやしていく必要があると考えております。このため、企業と高校の担当者による意見交換会を12月に開催しまして、県内企業の魅力を学校に発信しますとともに、相互理解を深めたいと考えております。また、今後予定されております関係機関による新規学卒者等就職・採用応援本部、それから行政、経済団体、労働団体の代表者による雇用に関する懇談の場において、この問題を議論し、例えば、生徒や保護者に企業の魅力を知ってもらう機会をふやすなど、具体

的な取り組みが進むよう、共通認識の形成を図ってまいりたいと考えております。今後とも、教育委員会と十分に連携して、成果を目指してやっていきたいと考えております。

**○田口雄二議員** いろいろ取り組みが高校3年生になってからのほうが多かったものですから、1年生や2年生のときから早目に取り組んでいただきたいと思います。よろしくお伺いいたします。

次に、選挙管理委員長にお伺いします。最近の各選挙におきまして低投票率が話題になります。特に若者の政治への関心が低く、若い世代ほど低投票率になる傾向があります。その上に18歳から選挙権が与えられることになりました。総務省の中間報告では、期日前投票の投票率は上昇しており、なお一層の利便性向上を図り、政治への関心を高めるような手だてが求められています。そのような中、他県においては、駅やショッピングセンター、また大学等で期日前投票を実施し、有権者への利便性の向上で投票率アップにつながっているところがあります。有権者にとりまして非常に投票しやすい環境となり、投票率アップにつながるものと思います。また、既に実行しているショッピングセンター等でのアンケートでは、期日前投票に来られた約75%の方が店内で買い物や食事をしており、相乗効果を生み出していることが推測されます。このような商業施設に期日前投票所を設置することにより、投票率アップにつなげられないか、選挙管理委員長にお伺いをいたします。

**○選挙管理委員長（後藤仁俊君）** 選挙は、国民が主権者として政治に参加する最も重要な機会でありますことから、投票しやすい環境を整備していくことは大変重要と考えております。

特に、大規模商業施設に設置される期日前投票所については、買い物とあわせて投票ができることとなり、投票の利便性が向上するものと考えております。このため、県内の市町村においても設置の検討が進められておりますが、選挙人が投票済みかどうかを確認し、二重投票を防ぐための専用回線の設置等の技術的な課題もございます。県選挙管理委員会といたしましては、他県での先進事例や国の動きを情報収集し、これらの課題解決に向けた助言等を行いながら、期日前投票所の設置主体である市町村選挙管理委員会を支援してまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** 今回、私もこの質問で初めて知ったんですが、投票を済ませると、要望すれば投票済証明書というのが選管から発行されるようです。その投票済証明書が、他県に比較して、県内の市町村では発行が大変煩雑で時間がかかると聞いていますが、選挙管理委員長の見解を伺います。

**○選挙管理委員長（後藤仁俊君）** 投票済証明書や投票所来所証明書などの証明書につきましては、法的な根拠はなく、発行するかどうかを含めて、各市町村の選挙管理委員会の判断に委ねられておりまして、本県では半数近くの市町村で発行していると伺っております。これらの証明書は、その利用方法によっては、選挙の自由や投票の秘密保持の観点から問題が生ずるおそれがありますことから、今後とも、各市町村選挙管理委員会において、慎重に対応していただきたいと考えております。

**○田口雄二議員** 有権者のさらなる投票行動促進に向けては、投票所を設置した商業施設事業者との連携により、投票済証明書を活用したプレミアムサービスを実施しているところがあり

ます。店舗内の投票所で投票を済ませると、選挙管理委員会が発行した証明書を受け、その証明書で店内で買い物をすると何%かの割引があるサービスです。本年の統一地方選挙時に神奈川県の大船店で実施しております。店側も、投票所をよりアクセスしやすく、買い物にも便利な場所にすることで投票率アップに寄与し、地域貢献できると考えて実施しているようです。投票済証明書を用いたプレミアムサービスの実施を検討する気がないか、再度、選挙管理委員長にお伺いをいたします。

**○選挙管理委員長（後藤仁俊君）** 投票済証明書の提示による買い物料金割引等の特典付与につきましては、商店街など民間事業者等の自発的な取り組みによるものと伺っております。県選挙管理委員会といたしましては、これらの特典付与が投票率向上に寄与する可能性がある一方、先ほど申し上げましたような投票済証明書発行に当たっての問題や、特定事業者への利益誘導につながるおそれも排除できないことから、これらの取り組みの導入について慎重な判断が必要かと考えております。

**○田口雄二議員** 既に他県では実施されておりますので、実態をよく研究していただきたいと思っております。

今までのようなことで選挙管理委員会にお話をしたこともありますが、よその県の選管でオーケーなものが宮崎県ではできないというのが非常に多くあります。そういう意味では、同じ法律なのに、県によってその判断が違うというのはおかしいものがありますので、ぜひ今後とも検討をよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

平成27年11月26日(木)

○中野廣明副議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後 2 時59分散会

11月27日（金）

# 平成 27 年 11 月 27 日 ( 金 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (39 名)

1 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
5 番	岩 切 達 哉	( 同 )
6 番	右 松 隆 央	(宮崎県議会自由民主党)
7 番	二 見 康 之	( 同 )
8 番	清 山 知 憲	( 同 )
9 番	島 田 俊 光	( 同 )
10 番	日 高 博 之	( 同 )
11 番	野 崎 幸 士	( 同 )
12 番	日 高 陽 一	( 同 )
13 番	星 原 透	( 同 )
14 番	西 村 賢	(無所属の会)
15 番	凶 師 博 規	(愛みやざき)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	田 口 雄 二	(県民連合宮崎)
19 番	高 橋 透	( 同 )
20 番	中 野 一 則	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	横 田 照 夫	( 同 )
22 番	押 川 修 一 郎	( 同 )
23 番	宮 原 義 久	( 同 )
24 番	黒 木 正 一	( 同 )
25 番	松 村 悟 郎	( 同 )
26 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	満 行 潤 一	( 同 )
31 番	井 上 紀 代 子	( 同 )
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	山 下 博 三	( 同 )
34 番	丸 山 裕 次 郎	( 同 )
35 番	外 山 衛	( 同 )
36 番	坂 口 博 美	( 同 )
37 番	蓬 原 正 三	( 同 )
38 番	井 本 英 雄	( 同 )
39 番	中 野 廣 明	( 同 )

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	茂 雄 二
総 務 部 長	成 合 修
危 機 管 理 統 括 監	金 丸 政 保
福 祉 保 健 部 長	桑 山 秀 彦
環 境 森 林 部 長	大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長	永 山 英 也
農 政 水 産 部 長	郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長	凶 師 雄 一
会 計 管 理 者	舟 田 美 揮 子
企 業 局 長	四 本 孝 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	阪 本 典 弘
教 育 委 員 長	島 原 俊 英
教 育 長	飛 田 洋
警 察 本 部 長	野 口 泰
代 表 監 査 委 員	高 橋 博 昭
人 事 委 員 会 事 務 局 長	亀 田 博 昭

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	日 隈 俊 郎
事 務 局 次 長	奥 野 信 利
議 事 課 長	亀 澤 保 彦
議 事 課 長 補 佐	伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明

◎ 一般質問

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。通告に基づいて質問をしてみたいと思います。一般質問なんですけど、前屋敷議員と詳しく協議して行っている質問でありますから、日本共産党を代表して質問していると、このように捉えていただいても結構でございます。

まず、T P P大筋合意に関連して質問をいたします。T P P大筋合意を受けてJ A宮崎中央会の森永会長は、中央会が発行する「みやざきアグリッシュ！」において、「大筋合意に憤りを抑えることはできない。安倍首相はT P Pが国家百年の計と言うが、国の礎である農業をないがしろにする合意内容には到底納得できない。国会決議に反している」とコメントされております。合意の内容については割愛をいたします。

全国肉牛事業協同組合の試算では、牛肉に与える被害額が3,262億円、日本養豚協会試算では、豚肉では4,141億円。この道に明るい東京大学の鈴木宣弘教授によると、このほか、米、乳製品、小麦、主要な果物を合わせると、大筋合意による被害額は1兆1,438億円になると試算をされております。畜産が農業生産額の約6割を占める本県の農業に与える被害、影響は深刻なものになると予想され、農業を主要な基幹産業としている宮崎県の経済と県民の暮らしに、は

かり知れない打撃を与えることになると思います。

本県議会は、T P Pに関する意見書をこれまで採択して送付しておりますけど、平成25年2月議会までは、T P P交渉への参加に反対する意見書となっております。その後も、主要5品目は完全撤廃の対象から除外すること、国会決議を遵守することなどが主要な内容となっております。

ここで知事に所見を伺います。今回のT P P協定の筋合意をどう評価しておられるのか。また、国会決議は遵守されていると判断されているのか、答弁を求めます。

後は質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

T P P協定は、巨大な経済圏の構築に向けて、関係国の間でこれまで5年以上にも及ぶ交渉を行ってきたところであり、国に対しましては、いろいろな形で要望してきたところがありますが、大筋合意につきましては、国も国会の決議や国民の声を踏まえて、国益をかけたぎりぎりの交渉をしたものでありまして、私としても重く受けとめているところであります。大筋合意では、重要5品目の関税撤廃の例外に加え、関税削減期間の長期化、セーフガードの措置などが講じられておりまして、国としては、農林水産業への影響を最小限にとどめるよう努力されたものと考えておりますが、その内容は、米の輸入枠拡大や牛肉・豚肉等の関税引き下げなど、畜産を初め、農林水産業が基幹産業である本県にとっては厳しいものと受けとめているところであります。以上であります。

〔降壇〕

〔「国会決議について」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 再度質問してください。

○来住一人議員 知事、改めてお尋ねします。今回の合意については、国会決議が守られていると判断されているのかどうか。

○知事(河野俊嗣君) 国会の決議を踏まえてぎりぎりの交渉をされたものと、私は重く受けとめているところであります。

○来住一人議員 あんまりだと思うんですが、国会決議が守られているのかということですから、守られているのか守られていないのかと聞いているわけで、じゃ、守られていると理解されているということで確認していいんでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) これから国会で、その遵守のいかんについてはいろんな議論がされると思っておりますが、私としましては、国会の決議を踏まえたぎりぎりの交渉の結果だと重く受けとめているということでございます。

○来住一人議員 JA中央会の森永会長のコメントについては、先ほど紹介しましたように、「憤りを抑えることはできない。国会決議に反している」と明確に述べられておりまして、森永会長のコメントは一面的で間違っているかということになるわけですが。また、単に、TPPからの否定的影響を受ける農業団体の役職をされているから、こういう森永会長のようなコメントが出るのかということ、僕は違うと思います。

例えば、牛肉の関税は、38.5%から76.6%も削減されて9%になります。それから、豚肉は、キロ482円が89.6%削減されて50円に落ち込む。つまり、原形をとどめることができないという状況であります。確かに関税が少しは残ります。完全撤廃ではありません。しかし、現にこのように原形をとどめないという状況であり

ますから、明らかに国会決議に違反していると思います。9%だとか、50円残っているから、いわゆる完全撤廃をしていないんだから国会決議に違反していないと言うのは、私は全く詭弁だと思います。森永会長のコメントは、一つの農業団体の代表という狭い枠からのものではないと私は思います。会長のコメントは、「国の礎である農業をないがしろにする合意内容には到底納得できない」と述べておられまして、国民の食料をこれ以上外国に委ねることは、日本の存亡にかかわる問題として、深く、しかも大きく、そして危機感を持って捉えているからだと思います。

TPPは厳しい面だけではなくて、例えば、アメリカへの牛肉の輸出が今後40倍にふえるというようなことを言っておりますけど、これは、現在、アメリカから輸入されている量の3.3%です。現在の国内生産のわずか1.7%であって、輸出はふえないよりはふえたほうがよい、これは決まっております。しかし、TPPによって瀕死の重傷を受けながら、生産量のわずか2%にも満たない輸出によって畜産が全体として振興するなどということはあり得ないと思います。知事は、合意内容の賛否についての共同通信のアンケートにおいて、「どちらとも言えない」と答えられておりますけど、これはどのようなことを意味するのでしょうか。御答弁をお願いします。

○知事(河野俊嗣君) TPP協定は、関税だけでなく、サービス・投資などの市場アクセスの自由化に加え、さらには知的財産、電子商取引、環境など、幅広い分野の新たなルールの構築を含んだものであります。農林水産業を初めとした県内の産業、県民の生活などにもさまざまな影響が及ぶことが想定されるわけでありま

す。しかしながら、T P P協定の内容の詳細や本県に及ぼす具体的影響につきましては、現時点では不透明な部分も多いことから、アンケートでは「どちらとも言えない」と答えたところであります。

**○来住一人議員** どちらとも言えないという回答であります。そうすると、協定は、本県のどの分野においてどれほどプラスになって、どれほどこの分野ではマイナスになると、そういう影響を試算された上での回答なんでしょうか。

**○知事(河野俊嗣君)** 今申し上げましたように、今の時点ではそこまで十分に影響を見きわめることができない、不透明な部分が多いので、どちらとも言えないと回答したところであります。

**○来住一人議員** T P Pが最初問題になったところに、政府は、日本における農業分野に与える影響、つまり関税が撤廃されたときに、何ら手を打たない場合はどれほどの影響を受けるかというのを計算して出されました。僕は都城の市会議員でしたから、そのとき、都城では多分400億ぐらいの影響を受けるということが出されておりましたし、県も当然出されておると思います。いずれにいたしましても、T P Pが農業に対して重大な影響を与えるということは想像がつくと思います。ですから、そういう点で、具体的にプラスがどうなる、マイナスがどうなるという計算をしないまま、どちらとも言えないというような答えというのは、僕はいかなものかと思います。

先進国の中で、食料自給率が5割を切って39%というのは日本だけです。その主要な原因は何だと、何がこのように後退させているのか、その原因についてどのように理解していらっしゃるのでしょうか。まず、この点について部

長の御答弁をお願いしたい。あわせて、自給率は高いほどいいわけですけど、しかし、39%でも仕方がないというようにお考えになっていらっしゃるのか。その辺も率直に御答弁をお願いしたいと思います。

**○農政水産部長(郡司行敏君)** 日本の食料自給率が低い要因といたしましては、食生活の変化によりまして、輸入原料を用いた食品の消費が増加するなど、食の多様化が進んだことが一つあると思います。それと、安価な輸入原料を用いた加工・業務用の消費が増加するなど、食の外部化が進んだこと等にあると考えております。食料を自国で生産し、国民に安定的に供給することは、食料安全保障の上からも極めて重要であり、引き続き、食料自給率の向上を目指していく必要があると考えております。

**○来住一人議員** 国民の食の志向が変わるとか、それはイギリスでも変わっている。みんな一緒だと思います。フランスでもどこでも。もちろん東洋人と西洋人とではちょっと違いはあると思いますが、しかし食生活の変化という点では、僕は、西洋も日本もほぼ何にも変わらないと思います。ですから、それが主要な原因だとは私は思いません。

それで、引き続き部長にお聞きしますが、県内の平成2年と平成26年の耕地面積、それから作付の延べ面積、また、平成7年と22年の基幹的農業従事者の数について、御報告をお願いしたいと思います。

**○農政水産部長(郡司行敏君)** 県内の耕地面積につきましては、平成2年の7万6,600ヘクタールが平成26年には6万8,200ヘクタールに、また作付延べ面積につきましては、平成2年の9万8,800ヘクタールが平成26年には7万3,000ヘクタールに、それぞれ減少しているところであ



ります。また、基幹的農業従事者数につきましては、平成7年の6万6,498人が平成22年には4万9,198人と、これも減少しているところであります。

**○来住一人議員** 農業の基本は何といても農地がどうなっているか、ふえているのか減っているのか。それから、その農地に対して働きかける労働力がどうなっているか。これは非常に重要な内容であると思います。今、部長が御答弁されたように、耕地面積も減る。耕地面積が減るだけでなく耕地の利用率が非常に低い。今、102%ぐらい。宮崎県だったら、裏作と表作をすれば200%になるのが普通なんだけど、結局1.2とか1.02というような状況になっています。それから、基幹的労働力、これも非常に大きく後退しております、調査をしましたら、この間に1万7,300人減少しておりました。これは300人いる会社が58社倒産したというぐらいになります。非常に深刻な事態になっていると思います。

自給率が39%とこのように低いのは、農家の働き方が足りないわけでもないし、農業技術が低いというものでもありません。耕地面積が少ないというものでもありません。他の先進国に比べて、比べようもないぐらい、異常なまでのアメリカ追随があります。他の先進国に比べて、外交、軍事の面でアメリカにノーと言ったことは日本はありません。もう一つは、これまた異常なまでの大企業優先で、特に、輸出大企業の利益を確保するために農産物の輸入の拡大を続けて、日本農業を犠牲にしてきたところにあります。

それは当然のことながら、食料主権、食料安保を放棄しているものであって、特に安倍政権になってこの2つの異常は、これまでの歴代政

権の枠を超えると思っております。TPPも、沖縄の辺野古も、さらには安保法制も、この異常が極に達しているものであり、したがって、国民や沖縄県民の声を一顧だにしないというものだと思います。TPPの推進は、農業の問題だけでなく、まさに日本の主権にかかわる問題だと思います。

先ほど言いましたように、農業生産の基盤となる耕地は、宮崎県でマイナス8,400ヘクタール、労働力である農業従事者は1万7,300人、26%減少。特に畜産部門の減少は大きくて、肉用牛の飼養戸数は70%減少し、養豚の飼養戸数は85%、乳用牛は飼養戸数が68%、頭数が49%、そして生乳生産が28%と、大きく減少しております。このように後退を続けている中で、1戸当たりの耕地面積が日本の100倍、1,000倍もあるアメリカやオーストラリアと、TPPにおいてこれからさらに競争させるなどというのは、私は全く正気の沙汰ではないと思います。政府が影響額も出さないまま対策大綱を発表いたしました。国会は開かないままです。野党が要求しても国会は開かない。審議もしない。そして、実際に影響額も出していないのに対策大綱だけは出した。まさにこれは来年の参議院選挙の対策であることは明白です。本当に私は無責任だと、党利党略だと言われても仕方がないと思います。大筋合意で決まったわけではありませんし、アメリカ自身が批准するかどうかも非常に不透明です。改めて申し上げたい。宮崎県の農業、日本の農業、そして日本の食料を守る上で、TPPからの即時の撤退を要求して、この問題については終わりたいと思います。

次に、八紘一宇の塔の石の問題について質問をしてまいりたいと思います。

八紘一宇の塔は、戦前、県や陸軍が深くかかわって建立されたものでありまして、同時に現在、県が管理をされておりますので、塔についての真実を明らかにして、県民に展示することが県の責任であるというのが、我が党の立場です。

まず、知事に一般論としてお聞きしたいと思いますが、略奪された相手がどのような態度をとるかは別にして、略奪物というのは、返還をするという立場に立つのが私はごく当然だと思いますけど、まず、このことについて知事の見解をお聞きしたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 一般論のお尋ねであります。略奪とは、暴力で無理やり奪い取ることですので、他人からそういうことで奪ったものが明らかであれば、それを返すことは道理であると考えております。

**○来住一人議員** 昭和14年に当時の相川知事が板垣陸軍大臣に、「八紘之基柱（あめつちのものはしら）」、つまり、塔を建立したいので、国内外から石を送ってくれるように要請をいたしております。この要請に基づいて、陸軍大臣がそれぞれの師団、部隊に対して石を送るように指示を出しておりますが、その文書が存在していることは御承知でしょうか。まず確認したいと思います。

**○県土整備部長（図師雄一君）** そのような文書が存在していることは承知をしております。

**○来住一人議員** 陸軍大臣の命を受けて、陸軍省の川原直一副官が当時の中国に展開していた師団に出した指示によると、もう御承知だと思いますけど、明年紀元2600年を迎えるに当たり、宮崎県においては「八紘之基柱」を建立することになり、その基柱の材料の一部として、国内はもとより、国外の関係深き各地より石の

寄贈を仰ぎたい。さらに、今次事変——事変と書いていますから、多分、盧溝橋事件のことを言っているのかわかりませんが、これは中国に展開する軍に出した指示ですから——に際し、特に赫々たる武勲をたてし、光輝ある皇軍の征地における記念石を加えて塔を建てたい、そういう願いがあったと。これを適当と認めて通知するものだと書いてあります。その石は、2個送れとなっております。1個は、師団司令部の所在地付近のものを送りなさいと。それからもう1つは第一線付近のもの。第一線とは、皇威の及ぶ——軍の及ぶですね、天皇の軍ですから——極限点付近のものとなっております。これは日本軍が侵略し、占領していたところの石であり、まさに第一線で戦闘状態になっている地域の石ということになります。このような状況から、明らかに略奪したものと。言い方を変えれば、戦利品だと容易に判断できると思いますけど、略奪物ではないんでしょうか、確認をしたいと思います。

**○県土整備部長（図師雄一君）** 議員御指摘の文書の内容からは、石の取得方法について判断することは困難であると考えております。

**○来住一人議員** ここに持っているんですが、これは相川知事が出した文書、それから軍が出した指示文書、（「資料提示を認めているんですか。議運では諮っていませんよ、資料提示」と呼ぶ者あり）まずいんですか、これを持って質問するのは、はっきりさせてください。

**○星原 透議長** 内容を話すのは結構です。

**○来住一人議員** そうでしょう。（「資料提示しますと言った」と呼ぶ者あり）

**○星原 透議長** 資料提示はできないですけど、内容については大丈夫です。

**○来住一人議員** 提示するということが一言も

言っていません。資料は持っていらっしやいますから、向こうは。

それで、さきに読み上げた文書には、もともと、軍が、略奪してこいとか、そんなことを書くはずがないです。そんな証拠を残すはずがありません。しかし、同時に、今読み上げた文書の中には、中国政府やまたは石の所有者から譲り受けたものを送りなさいと、そんなことも書いてありません。ここに「八紘一字」の塔を考える会が出版した「石の証言」という本がございます。もう皆さんお読みになったと思います。考える会は韓国や中国に出向いて、石がどの石であったのかを特定して、送った部隊がどのような任務、役割を果たす部隊であったのかを実に克明に調査されております。私は提案したいと思いますが、県が独自に調査をする必要があるのではないかと思いますけど、答弁を求めたいと思います。

○**県土整備部長（図師雄一君）** 県立平和台公園につきましては、県内外から訪れる方々に大変親しまれておる公園でございます。そして、宮崎の観光地にもなっております。平和の塔を取り巻く背景あるいは経緯につきましては、いろいろな御意見があるかと存じますが、現状のまま保存してまいりたいと考えておりました、今後、調査を行うことは考えておりません。

○**来住一人議員** 「八紘一字」という字についてお尋ねいたします。「八紘一字」とは、神武天皇が即位した際に発したとされる「八紘をおおいて宇（いえ）となす」、これに基づいてつくられた造語であります。全世界を天皇の威光のもとに一体化しようという意味でもあって、軍部を中心に用いられ、日本の海外進出を正当化するために用いられた標語であると思います

が、これに間違いはないかどうかを、知事、よろしくお願いします。

○**知事（河野俊嗣君）** 「八紘一字」という言葉であります。その成り立ち、日本書紀、さらには中国の史書などにも言葉が用いられているということではありますが、それぞれの時代においてさまざまな用いられ方をしてきたということは認識しておるところであります。

○**来住一人議員** 私が今述べたことについては否定はされないということになるのでしょうか、改めて確認します。

○**知事（河野俊嗣君）** 今の言葉の成り立ちについて申し上げ、それぞれの状況においてさまざまな用いられ方をしてきたということは認識しております。

○**来住一人議員** 黒木知事は碑の中で、「八紘一字」という字について、秩父宮殿下が永遠の平和を祈願して書いたと、このようになっております。黒木知事は書いた本人に確認されたのでしょうかね。それはわかりませんか。

○**県土整備部長（図師雄一君）** 把握しておりません。

○**来住一人議員** 部長がさっきおっしゃったように、平和台は県民の皆さんから親しまれていると。多くの方々があそこに行っておられます。非常に重要だと思います。僕は、八紘一字の塔の存在がどうかと、そんなことを言っているんじゃないんです。大事なことは、県民の皆さんからそうやって親しまれているんだからこそ、正確にしなきゃならぬと思います。

黒木知事が書いた碑文には、「当時世界各地に在住した日本人団体及び友好諸国から寄せられた石」だと。「八紘一字」の文字が永遠の平和を祈念して刻み込まれている」と書かれております。略奪して送られた石であるかという

ことについては、今の段階ではお認めになっておりませんが、しかし、軍から送られてきたものであることは認められると思いますが、これは間違いないですか。軍から送られているものは、僕が数えたら60数個あると思いますが、軍から送られていることについては確認できますか。

**○県土整備部長（図師雄一君）** 石をどういふふうを取得してきたかについて判断することは、困難であると考えております。

**○来住一人議員** 答弁にならない。軍が送ったことは間違いないんです。軍がちゃんと送り状までつけていますから。それで、黒木知事の碑文には、軍が関与したと、軍が石を送る、それに関与したという重要な事実を欠落させております。また、八紘一字の意味についても、永遠の平和というのは全く違います。したがって、この碑文は重大な誤りがあると、このように思います。今の段階でもあると思います。碑文は、予断や主観を入れずにありのままに書き改めることが大事だと思いますけど、改めてお聞きしたいと思います。

**○県土整備部長（図師雄一君）** 先ほども申し上げましたけれども、平和の塔につきましては、現状のまま保存してまいりたいと考えておりますので、これにつきましては、このまま保存してまいりたいと考えております。

**○来住一人議員** この問題は、以前、前屋敷議員も取り上げておまして、この問題については今後も取り上げます。なぜかといったら、事実と違うからです。やっぱり正確にしなきゃだめだと思います。今後、改めて取り上げていきたいと思います。

川内原発の再稼働に関連して質問をいたします。

宮日新聞の10月28日付の「窓」欄に、青木幸雄さんの投稿が出ております。これによると、県当局は、川内原発での最大事故はどれぐらいと考えているかという市民団体の質問に対して、「福島事故と同じぐらい」と答えたところ、このように投稿されているんですけど、まず、このことについて説明を求めます。

**○危機管理統括監（金丸政保君）** 原子力発電につきましては、厳しい新規規制基準のもとで、安全に十分配慮した稼働が行われなければならないと考えておりますが、一方で、私どもとしましては、安全神話にとらわれることなく、万一のことは起こり得るということを前提とした対応が必要であると考えております。お尋ねの市民団体とのやりとりの中での発言は、そのような趣旨で申し上げたものと考えております。

**○来住一人議員** その団体の公開質問状に対して、ことし5月28日に回答を寄せられておまして、「宮崎県の地域防災計画の原子力災害対策編で、県民の声明と財産を守ることができるのか」という問いに対して、全部は申し上げませんが、国の原子力災害対策指針が改正されたこと。原子力発電所から30キロを超える地域については、事故発生後、原子力規制委員会が屋内退避の必要性と範囲を判断するとされたところだと、このようになって、これを踏まえて、地域防災計画のさらなる改正について検討してまいりたいと、このように回答されているんですけど、地域防災計画のさらなる改正というのはいつされるのか、お聞きしたいと思います。

**○危機管理統括監（金丸政保君）** 本年4月に国の原子力災害対策指針が改正されまして、原子力発電所から30キロ圏外につきましては、国が防護措置の必要性を判断し、放射性物質が到

達する前に屋内退避を実施することが基本とされるなど、事故の状況等を踏まえた対応が示されたところでございます。30キロ圏外に位置する本県では、この指針を踏まえながら、県地域防災計画の原子力災害対策編について見直しの作業を行っておりますが、今後、国から専門の見地からの助言をいただくとともに、市町村との意見交換を重ねていく必要もあります。このような手順を踏まえた上で、年度内もしくは来年度の早い時期には改正を行いたいと考えております。

**○来住一人議員** 原発事故が発生した場合、さっき言いましたように、30キロを超える区域については、規制委員会が屋内退避の必要性和範囲を判断するとなっております。それでお聞きしますが、屋内退避の計画の作成です。集中豪雨ということになりますと、かなり局地的になります。しかし、原子力災害になりますと、その地域全体になりますから、かなり広範囲になると思いますけど、その計画の作成、徹底、それから、それを実際に実施するという事について、県はどのようにお考えになっているのでしょうか。

**○危機管理統括監(金丸政保君)** 原子力発電に関しまして、万一事故が発生した場合には、九州電力との覚書がございます。この覚書に基づきまして、県に対して直ちに連絡が行われることとなっております。また、原子力規制委員会は、事故の状況等を踏まえ、屋内退避の必要性和範囲を判断し、その内容が伝達されることとなっております。県では、これらの情報を市町村へ伝達し、市町村では、防災行政無線等の情報伝達手段を駆使して、屋内退避指示を住民に周知する。また、住民は屋内退避の行動をとる。そういった一連の流れが迅速・円滑に進む

ことが求められていると考えております。このためには、引き続き情報伝達訓練を重ねるとともに、市町村を初め、関係機関と十分に連携を図っていく必要があると考えております。

**○来住一人議員** 屋内退避を指示するのが冬か夏か、夜か昼間か、日曜日が普通の日なのかで全然違うと思います。現に、例えば都城全域でみんな屋内退避しなさいと、そんな指示を具体的に誰がどうやって出せるのか。具体的にそれがどうやって徹底できるか。一回、練習でもしておかないとできない内容だと思います。30キロ圏という線を引くこと自体が何の科学的根拠もないと思います。新たな安全神話をつくっているとしか言えないと思います。改めて原発からの撤退を要求したいと思います。

最後になりましたけど、私は通告では、農業行政について、都城市美川町の県単独かんがい排水事業について出しておりましたが、これについては事前にお話をする機会がありまして、今回、これは取り下げたいと思います。

これをもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

**○星原 透議長** 次は、松村悟郎議員。

**○松村悟郎議員〔登壇〕(拍手)** おはようございます。自由民主党の松村悟郎でございます。

ことしの夏、時間をつくって、兵庫県の宝塚大劇場に出かけてきました。生で鑑賞するのは初めてでしたし、満員のお客様はほとんど女性で、気おくれ感もありましたが、開演すると、タカラジェンヌの演じるレビューにあつという間に引き込まれ、その華やかなステージにすっかり魅了されました。大学生の娘が宝塚の大ファンということもありますが、娘の同級生のお姉さんが宝塚歌劇団雪組の娘役トップに抜て

きされ、その応援でもありました。雪組娘役のトップの咲妃みゆさんは、地元高鍋東小学校から日向学院を経て、東大に入るよりも難しいと言われる宝塚音楽学校に入学し、娘役トップにまで上り詰めました。これからさらに活躍が期待されています。また、来週12月1日に宮崎公演が開催されます。私ももちろん、地元の咲妃みゆファンクラブの一員でありますし、応援をしたいと思っています。県民の皆様もぜひ地元宮崎出身の咲妃みゆさんのステージを見ていただき、応援していただきたいと思ひます。

それでは、質問に入ります。まず、本県のアピール力と観光について質問いたします。

ブランド総合研究所では、ことしも47都道府県を対象に、認知度や魅力度、イメージなど、全77項目について地域ブランド調査を実施し、その結果を発表しています。この調査で、本県の魅力度ランキングは、昨年度の25位から13位に躍進しています。九州内でも福岡、長崎に次いで第3位。各県ともそれぞれ競い合って地域ブランドをアピールしています。この結果も一つの指標だとは思いますが、今回の地域ブランド調査の都道府県魅力度ランキングの結果について、知事の所感をお伺いいたします。

以下の質問は、質問者席にて行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

本県の魅力度ランキングが、平成21年と並ぶ、過去最高の13位に躍進したことにつきましては、全国の皆様にも宮崎が魅力ある地域として高く評価いただいた結果として、大変うれしく受けとめているところであります。その要因としてはさまざまありましようが、例えば、県内市町村でふるさと納税を積極的にPRし、非常

に注目度が高まっているということもございませうし、県産品を取り上げた情報番組の放送、テレビの放送などの影響というものがあましようし、また、今年度開始しました「日本のひなた宮崎県」プロモーションによる効果というのも一因としてあるのではないかと考えております。いずれにいたしましても、市町村を初め、民間企業・団体、県民の皆様のご協力による取り組みの成果であると、心から感謝をしているところであります。

また、議員から今、御指摘がありました宝塚の公演、私も先日、東京で咲妃さんの公演に触れる機会がありました。大変質が高い公演で感動いたしましたし、咲妃さんがその中で娘役トップとして大変輝いている、すばらしい方だと思ひましたが、そういう人の魅力、さまざまな分野で活躍される本県出身の人というものも、地域ブランドにも大きくプラスになっているのではないかと受けとめているところであります。

各地域が地方創生の取り組みを進める中、地域間競争を勝ち抜き、選ばれる地域となるためにも、今後とも、皆様方と力を合わせ、宮崎のさまざまな分野における魅力にさらに磨きをかけながら、効果的・継続的なプロモーションを展開していきたいと考えております。以上であります。[降壇]

○松村悟郎議員 ありがとうございます。各県とも、観光客誘致や地場産品の拡販に、ゆるキャラや有名タレントなどを起用し、さまざまなPR活動に取り組まれています。例えば、俳優の要潤さんをメインキャラクターとして、うどん県をアピールする香川県が話題を集めました。本県でも、「太陽のメロディー」で口蹄疫復興に力強いメッセージを発信してくれた高鍋

出身の今井美樹さん、来年のNHK大河ドラマ「真田丸」の主演を演じる宮崎出身の堺雅人さん、そして、冒頭で紹介した高鍋出身の咲妃みゆさんなど、全国に通用するたくさんのタレントの皆さんがいらっしゃいます。各県が地元ゆかりのタレントが参加するプロモーションを実施していますが、本県のタレント参加による取り組みについてどう考えるのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** タレントの皆さんなど、情報発信力が高く影響力の強い著名人の方に、本県の魅力発信をお手伝いいただきますことは、大変心強く、また効果的な手法であります。本県におきましても、宮崎にゆかりのある方々に「みやざき大使」を委嘱しまして、本県のPRに御協力をいただいているところでございます。今回、「ひなた」のプロモーションにつきまして、蛭原友里さんにポスターとして登場いただきました。ひなたらしいということで大変好評でございます。現在、蛭原さんも含めてですけれども、本県出身あるいはゆかりの方、タレントの方も含めて、著名人の方に登場いただく新しいプロモーションの動画を作成中でございます。もうすぐ発表できるのではないかと考えていますが、きっといいものになると思っております。

「ひなた」につきましては、このような取り組みを通じて、しっかりと県外にアピールしていきたいと思っております。また、今後とも、宮崎ならではの食や観光、物産など多彩な魅力を、キャッチフレーズも含めまして浸透・定着させ、宮崎の好感度をさらに高めていきたいと考えております。

**○松村悟郎議員** ありがとうございます。地域ブランド力をさらに上げていくには、本当に今

がチャンスだと思います。発信力や人気度の高いタレントの起用、あるいは今お話がありましたように、ユーチューブやフェイスブック、しっかり道具を使って積極的に発信していただきたいと思います。

先月、22日間にわたって、サンマリスタジアムなどで、みやざきフェニックス・リーグが開催されました。日本のファーム球団を中心に、韓国から3球団、全体で16球団が参加し、144試合が行われました。球団の関係者だけでも相当な数に上ります。熱心な野球ファンの方もたくさん来られると思います。そこで、みやざきフェニックス・リーグが本県観光へどのような効果をもたらしているのか、県がどのような支援を行っているのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** プロ野球の若手選手育成を目的としましたフェニックス・リーグは、宮崎市や県などの関係自治体による誘致活動の結果、平成16年より本県で開催され、ことしで12回目となっております。当初は6チームの参加で始まったものでございますけれども、先ほどありましたように、現在、日本プロ野球の12球団、韓国から3球団など、合計16チームが参加し、144試合における観客数は約3万5,000人となっております。期間中に参加チームの選手やスタッフが延べ約1万5,000泊されました。県外からの観客も多数見受けられたところでございまして、本県観光における経済効果は大きいものがあると考えております。県といたしましては、宮崎市を初めとします関係自治体で構成する実行委員会に参画しまして、財政面、運営面での支援を行っているところであります。今後とも引き続き宮崎で開催できますよう、主催者であります日本野球機構に対し

で働きかけを行っていきたいと考えております。

**○松村悟郎議員** 今、答弁にありましたように、1万5,000泊、すごいイベントだと思います。今月、南九州観光議連の会合に参加した折、熊本、鹿児島両県の議員さんから、うらやむ声をいただきました。春のキャンプもそうですが、他の県から見ると、喉から手が出るほどうらやましい、そんなイベントだと思います。県外からの野球ファンの観戦ツアーなど、これからさらに磨きをかけて、よそに持っていかれないように、しっかり頑張りたいと思います。

次に、2020年東京オリンピックの開催に向けてであります。野球、ソフトボール、サーフィンの競技種目の本県誘致に向けての取り組みが発表されました。野球、ソフトボールについては、本県は、春の野球キャンプなどで十分な実績があると思いますが、サーフィンについては、県民の皆様の競技種目としての認知度は、必ずしも高くないのではないかと感じております。そこで、サーフィンの誘致について、本県への誘致が実現する可能性がどの程度あると考えているのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** オリンピック追加種目の開催誘致につきましては、先月、東京オリンピック・パラリンピックの組織委員会に対しまして、他県に先駆けて要望書を提出し、本県の優位性や魅力を強くアピールしてまいりました。サーフィンについてでありますけれども、その後、神奈川県や千葉県などが競技の開催について誘致を表明したという情報もございますが、本県には数多くの良好なサーフポイントがあること、また、プロサーフィン

の世界大会や国内最大級のアマチュア大会が開催され、実績が豊富でありますことから、オリンピックを開催するポテンシャルは非常に高い、日本ではナンバーワンであると考えております。会場候補地の選定につきましては、組織委員会において作業部会を立ち上げ、来年8月までに選定を進めていくと聞いております。県といたしましては、情報収集も行いながら、実現しますように、しっかりと要望活動を行っていきたいと考えております。

**○松村悟郎議員** 私もインターネットで、日本のサーフポイントを調べてみました。どのページにも宮崎県がトップに来ています。また、サーフィン人口も宮崎県は非常に多いということも聞いております。誘致環境の優位性は十分にあると確信しております。そこで、サーフィンの開催を本県に誘致することができた場合、どのような効果があると考えているのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** オリンピックのサーフィンが本県で開催された場合、オリンピックの期間中に国内外から多くの方が来県されます。また、大会前後にも多くのサーファーが本県を訪れますことから、「サーフィンの聖地みやざき」としての知名度が高まり、スポーツや観光面だけではなく、宮崎への移住ということについてもつながっていくのではないかと考えております。さらに、オリンピック競技が開催されたということで、「スポーツの聖地みやざき」が世界にアピールされ、世界レベルの大会誘致や、代表クラスのキャンプの誘致など、スポーツランドみやざきのますますの磨き上げにつながると考えております。このように、オリンピック期間中のみならず、将来に向けて大きな効果が見込まれますとともに、本



県のブランド力の向上にもつながりますから、ぜひとも本県での開催を実現させたいと考えております。

**○松村悟郎議員** 地元の高鍋町にも、カリスマプロサーファー東川さんが経営するサーフショップがあります。また、神奈川県から波乗りお医者さんが移住して、歯科医院をこのたび開業いたしました。「高鍋の蚊口浜は波も最高だけれども、ここにいる人たちが本当に最高なんだ」というコメントもされています。ほかにも、サーフィンをライフワークとして移住される方もたくさんいらっしゃいます。サーフポイントに恵まれた宮崎県でございます。オリンピック誘致を機会に、サーフィン移住がもっと進めばと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

祭りについてであります。日本では各地で、生活に密着した伝統ある祭りが行われています。ふるさとへの思いやアイデンティティーを強く感じさせるものがあります。また、多くの人々の気持ちを引きつけ、出かけたくなるのが祭りでもあります。京都祇園祭、青森ねぶた祭、九州では博多祇園山笠など、どのお祭りも観光ツアーが組まれるなど、大きな集客力のある観光資源となっています。本県には神話や伝説に由来する祭りも多いことから、観光の視点を取り入れ、さらに磨き上げを図ることで一層の観光誘客につなげていくことが重要だと考えます。商工観光部長の見解をお伺いします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 本県には、西都古墳まつりや師走祭りのように古くから受け継がれてきたもの、それから、高原町の日本発祥地まつりのように新たに始まったものなど、神話や伝説に由来した祭りが多数あり、これらは本県の重要な観光資源であります。こ

のような祭りを観光資源として磨き上げをしますことは、誘客効果を高め、地域の活性化にもつながると考えております。例えば、椎葉平家まつりでの鶴富姫、御田祭での早乙女の募集とか、都市部などで神楽を上演するなどの取り組みが行われておりますけれども、このことで、多くの方々が本県の祭りや地域の伝統に興味を持っていただき、実際に現地へと足を運んでいただくなど、県内外からの誘客に大きくつながっております。県では、今後とも市町村等と連携し、祭りを初めとします観光資源の磨き上げをしっかりと行ってまいりたいと考えております。

**○松村悟郎議員** 祭りは本当にいいと思います。秋の宮崎神宮の大祭「神武さま」は、子供のころは、沿道に幾重にも人垣ができ、神幸行列を見るのも大変なほど、本当に盛大なお祭りであったことを覚えています。記紀編さん1300年記念事業に取り組む本県としては、日本発祥のお祭りとして「神武さま」を磨き上げることも一つかもしれないと考えています。

次に、宮崎空港の利用拡大についてであります。平成26年統計によりますと、宮崎空港の乗降客数は年間約280万人、全国85の空港で13番目です。国際線に限って見ると、現在、本県は3カ国の定期路線が開設されており、約7万人と急激に増加していますが、全国では21番目に位置しています。九州各県でも東アジアへの展開を積極的に進めており、競争の激化が懸念されています。そこで、宮崎空港の国際線の維持・充実について、これまでの取り組みと今後どのように展開していくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（茂雄二君）** 宮崎空港の国際線につきましては、路線の魅力のPRやキャ

ンペーンの実施など、利用促進に積極的に取り組むほか、航空会社等への要望活動などを行い、路線の維持・充実を図っております。今後の展開といたしましては、既存の国際線における増便や機材の大型化など、利便性の向上を目指しますとともに、アジアのハブ空港とつながる国際線を活用し、引き続き、インバウンド、アウトバウンド、双方向の利用促進等を実施してまいります。さらに、旺盛な外国人の訪日需要を取り込むため、観光需要の高い時期に運航するチャーター便の誘致を進めるなど、観光部局とも連携しながら、本県の航空ネットワークの充実に向け、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○松村悟郎議員** ソラシドエアが、先月、宮崎と高雄間を結ぶ国際チャーター便を運航しました。ソラシドエアのホームページには、国際線運航の実現については、社名のスカイネットアジア航空とあるように、設立当初から、九州から海外へとつなぐかけ橋になりたいという思いで社内準備を進めてまいりましたと書いてありました。このソラシドエアの国際線の展開について、知事の所見をお伺いします。

**○知事（河野俊嗣君）** 本県に本社を置くソラシドエアではありますが、初の国際チャーター便が宮崎空港から運航されたことは、会社創業からの悲願が成就したものであり、私としましても大変感慨深いものと受けとめております。ここに至るまでには、燃油の高騰など、経営を取り巻くさまざまな困難があったわけですが、それらを経てここに至ったということ、関係者の皆様の御尽力に深く敬意を表するものであります。ソラシドエアから次の運航計画はまだ伺っておりませんが、今回のチャーター便の結果を評価・分析し、今後の国際線の運

航につなげていただけるものと考えております。宮崎空港を発着するソラシドエアの国際線は、県民の利便性向上や本県の産業、地域の活性化等にご貢献いただけるものと期待をしておりますので、県としましても、関係機関と連携しながら、さらなる展開に向けて協力してまいりたいと考えております。

**○松村悟郎議員** 南九州の国際線は、ほとんど海外航空会社によるものです。もちろん、大事にこれを伸ばしていかないといけないとは思いますが、本社が宮崎にあるソラシドエアについては、県民の航空会社としてもっと飛躍してほしいと思っています。定期路線化に向けて、私もぜひ応援したいと思っています。県民挙げて支援の輪を広げていただけるよう、県としての取り組みをよろしく願いしておきます。

次に、景観行政についてであります。

6月議会において、宮崎の美しい景観について知事の所見をお伺いしました。「本県が全国に先駆けて沿道修景美化条例を制定し、県民協働で取り組んできた美しい景観づくりは、先人たちが築き上げた貴重な財産であり、宮崎らしい魅力あふれる景観づくりは、宮崎の観光再生にも寄与するものであることから、この取り組みを継承し発展させていくために、新たな県土美化条例の制定に向けた検討を進めてまいります」、こういう知事の答弁でございました。そこで、県土美化条例制定に向けて今後どのように進めていくのか、知事にお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 本県はこれまで、全国に先駆けて定めた宮崎県沿道修景美化条例に基づきまして、自然環境と調和のとれた沿道の修景美化に努めるとともに、県民協働による道路や河川、海岸の美化活動に取り組んできたところであります。私が提唱いたしました県土美化

条例が目指す美しい宮崎づくりの推進には、県民の皆様や民間事業者等との協働をさらに進めることが大変重要であると考えております。このため、先日、景観の専門家をお招きして、「ゆたかな風景を手にするために」と題した講演会を開催したところでありまして、多くの県民の方々に御参加をいただき、これからの美しい宮崎づくりを県民の皆様と一緒に考えていくきっかけとなったのではないかと考えております。今後は、検討会を設置するなどして、美化活動を初め、地域づくりに取り組まれている県民の方々や企業、学識経験者などから、幅広く御意見を伺ってまいりたいと考えております。このプロセス自体も非常に重要であり、みんなで考える、そしてみんなで力を合わせるという地盤を築いてまいりたいと考えております。個性あふれる地域づくりを目指す地方創生の時代を迎え、県民の皆様が心豊かに暮らし、訪れる人の心に響くような美しい宮崎づくりを推進する条例の制定に、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

**○松村悟郎議員** よろしく願いしておきます。

次に、沿道修景の管理のあり方についてお伺いします。昭和44年、全国に先駆け、沿道修景の整備に取り組んできた本県ですが、現在植栽されている街路樹等の高木化・老木化、また、サイクリングやジョギングなど道路を使うライフスタイルの変化、沿道修景環境も大きく変化しております。本県においても、整備・管理のあり方を見直すと伺っております。そこで、沿道修景の見直しについてどのように取り組まれるのか、県土整備部長にお伺いします。

**○県土整備部長（図師雄一君）** 県では、沿道修景美化の取り組みを通して、県内外の皆様

に、花と緑にあふれた道路環境を提供してまいりましたが、東九州自動車道の開通に伴い交通状況が変化したことや、一部の樹木で老木化・高木化などが進むような課題が生じてきております。このような状況を踏まえ、本年10月には、学識経験者等による沿道修景の見直しに関する第1回検討委員会を開催し、植栽地区の新設やリニューアル、さらには、めり張りのある効果的な維持管理のあり方などについて検討を始めたところであります。今後は、県内5地区でワーキンググループを設置し、地域で道路美化に取り組む団体の皆様など、地域の方々の御意見も幅広く伺い、見直しに反映していくこととしております。今後とも、潤いと安らぎのある宮崎らしい沿道修景の創出に努めてまいりたいと考えております。

**○松村悟郎議員** あわせて、歩行者や自転車の通行を大きく妨げない植栽、あるいは年間を通して容易に草刈りがしやすい植栽の選定、そのあたりも検討していただきたいと思います。

次に、一ツ葉有料道路についてであります。この道路は、私も年間200回以上使う道路ですが、高鍋から宮崎空港などへのアクセスもよく、美しい海岸と松林の中を通るロケーションは、ほかに類を見ない美しい道路だと感じています。県外からの方がお見えになったときも必ず案内し、美しい宮崎を感じていただく自慢の道路でもあります。

この道路は、現在、建設費の償還も順調に進んでおり、平成32年には県に移管され、無料での通行になる予定と伺っております。これまで、一ツ葉有料道路の維持管理は通行料金収入によって賄われてきました。無料開放後は、維持管理水準が下がってしまうのではないかと心配しております。今後の維持管理のあり方につ

いて検討していく必要があるのではと感じております。そこで、一ツ葉有料道路の現在の収入と維持管理費用の状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（図師雄一君）** まず、一ツ葉有料道路の現在の収入についてであります。平成26年度におきましては、通行台数が北線で約215万台、南線で約370万台であり、約10億4,000万円の収入となっております。次に、平成26年度の維持管理費用についてであります。植栽されている樹木の剪定や草刈りのほか、舗装補修や橋梁補修などの補修工事を実施しております。その費用は約3億円となっております。なお、このほかにも、料金徴収に係る費用や人件費などの費用が約2億5,000万円となっております。

**○松村悟郎議員** 繰り返しになりますけれども、私は、この一ツ葉有料道路は、本県を代表する観光資源であり、本当にすばらしいインフラストックだと思います。よく40年前にこのような松林を抜ける景観豊かな道路を計画されたなど感心しております。今でも少しも色あせていないと感じております。仮に償還が終わった後も今のまま有料道路方式を続けたとしたら、年間約10億円の財源が確保でき、維持管理に利用することができます。公共事業予算の確保が大変厳しい現状を考えると、通行される受益者の皆さんの理解をいただいた中で、有料道路方式を継続できないものかと考えるわけです。そこで、この無料化が予定されている一ツ葉有料道路を、引き続き有料道路として管理することが制度上可能なのか、県土整備部長にお伺いします。

**○県土整備部長（図師雄一君）** 有料道路は、道路整備特別措置法に基づき、料金徴収期間終

了後は無料開放することとなっております。ただし、特例として、道路の維持修繕に要する費用が一般的な道路に比べ特に多額の費用を要し、かつ、県などの道路管理者で行うことが著しく困難または不適當な場合に限り、国土交通大臣の許可を受けて、引き続き、道路公社が有料道路として管理することができることとなっております。現在、この許可を受けている道路は、海底トンネルの関門トンネルや富士山有料道路など、全国で3路線のみであります。これらは、特殊な道路の構造や自然環境のもとで、漏水対策や除雪等の維持管理に多額の費用を要する路線であり、このような全国的な事例と比較をしますと、一ツ葉有料道路で許可を受けることは困難ではないかと考えております。

**○松村悟郎議員** 許可の条件が大変厳しいということはよくわかりました。平成32年に予定どおり無料化されると、この道路は一般の県道としての取り扱いになります。これまでどおりの道路維持管理ができるか、大変心配しています。無料化後も維持していく必要があると思います。私は、この一ツ葉有料道路を大変重要な観光道路と考えておりますが、知事の考えをお伺いしたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 一ツ葉有料道路であります。私も、車ではもちろんであります。シーガイアトライアスロン大会のバイクのコースで自転車でも走っておりますし、青島太平洋マラソンのフルマラソンのコースであったときも、あそこを走ったこともございます。フラットでとても走りやすい道路だと考えております。また、一ツ葉海岸は日本の白砂青松100選に選ばれている名所でありまして、沿道にワシントンニアパームやビロウなどが並んで、その眺めも、宮崎ならではの南国情緒を感じさせる風景

が見られるわけであります。県民はもとより、本県を訪れる観光客にもその魅力を実感していただける道路であると考えております。このように、観光道路として貴重な財産であるこの路線をしっかりと守り、次世代に引き継ぐことが大変重要であると考えておりますので、私としましては、一ツ葉有料道路を初め、県内の景観のすぐれた道路において、沿道修景の見直しを含め、美しい宮崎づくりの推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 維持管理の水準が下がらないように、よろしく願いしておきたいと思いません。

次に、県立農業大学のあり方についてであります。

2010年に始まったTPP交渉は、5年半を経て終結し、世界のGDPの約4割を占める巨大な経済圏が誕生することとなります。この巨大経済の世界から見ると、我が国のGDPの1%しか占めない農業の存在は、確かに小さいものかもしれません。一方、真の国益と有事の際を考えたとき、日本国民の胃袋を満たすのは農業であり、農業は国の根幹であるべきと考えております。その農業を担う農業者の状況は、基幹的農業従事者について見ると、平成24年の年齢構成は、65歳以上が約60%、39歳以下が約5%であります。世代間バランスの崩れた状況になっています。農業者の高齢化によるリタイア、世代の交代というものは、もう本当に待たなしの状況にあります。国民の生活と国土を守り、国が目指す強い農業を実現するためには、農業の将来を担う若者たちの育成が重要であり、彼らが意欲を持ち、安心して仕事に取り組める環境づくりが必要となってきています。農業を支えている若者が、フードビジネスの展

開など広い視野と深い見識を身につけ、農業の戦略的な経営手法や高い経営スキルを習得するなど、これからの農業の活性化につながるような支援活動が必要であり、将来の農業を担う若者を育成する教育現場の充実が喫緊の課題ではないかと考えています。そこで、本県の農業者を育成する実践的教育機関である農業大学の現状をどのように認識され、今後どのような方向づけをされようとするのか、知事にお伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 農業大学の卒業生の多くは、自営及び法人への就農、または農業関連産業に従事しておりまして、地域農業を牽引するリーダーとして活躍するなど、本県農業の発展に大きく貢献しているところであります。さきの担い手サミットでは、農大校にて、皇太子殿下の行啓を賜り、学生みずからが殿下にしっかりと学修成果を説明する姿を見て、未来の担い手として頼もしく感じたところであります。特に、農大校の畜魂碑の前で当時の在校生が——今は卒業して畜産を担っておられるということではありますが——当時の思い出を語り、今は畜産経営に積極的に取り組んでおられる姿を説明する。口蹄疫からの再生・復興の大きな力となるとともに、その経験を生かして宮崎の農業の担い手となっている姿をしっかりと説明することができたのは、大変よかったのではないかと考えております。我が国の農業全体が変革のときを迎える中、この学生たちをさらにたくましく、実践力を備えた経営者に育てるためには、農業大学の役割はますます重要であるとの思いを強くしたところであります。

私は、全国に先駆けて、農業大学を次世代農業の総合研修拠点として位置づけまして、民間企業や先駆的な農業経営者との連携等も図り

ながら、先端技術や経営ノウハウを学び・実践できますチャレンジファームやトップランナー養成塾を新たに開設したところでありまして、農業大学校生はもとより、担い手が夢と希望を持てる農業の実現を目指してまいりたいと考えております。

**○松村悟郎議員** 6月の本会議で教育長に、農業高校と県立農業大学校との高大連携、一貫教育などの取り組みについて伺い、教育長から、「5年間を見通した進路指導を含めた担い手教育を検討中であり、今年度中に何らかの一定の方向性を出したい」との答弁をいただきました。今年度も後半に差しかかり、どのような方向性で検討が進められているのか、農政水産部長と教育長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 農政水産部といたしましては、教育委員会と連携して、高校では経営の基本的な知識・技術の習得を、大学校では実践的で最先端の生産技術や経営スキルの獲得を、それぞれ目標として掲げ、高大連携の新たな一貫教育の仕組みを構築いたしますとともに、多様な農業形態に対応できる経営者の育成を目指しているところであります。具体的には、先進経営体へのインターンシップ先の共有であるとか、農作物に関する共同実習・共同研究を実施したいと考えておりまして、一部につきましては、既にモデル校である高鍋農業高校と実践に移しているところであります。また、農業大学校においては、より実践的で高度な生産技術等を身につけることができますように、教育委員会と連携して、学科や教育課程について検討を行っているところであります。

**○教育長（飛田 洋君）** 農政水産部長のお話と重なりますので、少し具体的なお話をさせていただきます。

高鍋農業高校と県立農業大学校との連携につきましては、2つの視点での魅力づくりを検討いたしております。1つが、両校のカリキュラムを一層、系統性があり魅力的なものとするこ、もう1つが、就農の志を強固にするため、キャリア教育をどう行うかという点でございます。

まず1点目のカリキュラムの視点からは、高校3年生のときに実施している課題研究について、農業大学校まで連続性を持たせた継続研究とできないか、それから、各高等学校、農業大学校のそれぞれの段階で、こんな力、こんな学力をつけさせるというイメージを、中長期的な観点から検討しているところでございます。

また、キャリア教育の視点からは、外部講師による職業講話について、5年間を見据えて系統性・発展性を持たせていきたい。さらに、インターンシップについては、高校ではまず就農の志を育むことを目的とし、農業大学校では経営スキルの習得を狙うなど、専門性を段階的に高めていくよう検討をいたしているところであります。

このような練り上げを行っていったって、農業を目指す若者が一流の農業者へと飛躍していくための5年間の助走路をしっかりと整備していきたいと考えております。

**○松村悟郎議員** ありがとうございます。農業高校での3年間と農業大学校での2年間、連続したカリキュラムで担い手教育ができる。これは、これからの農業を担う若者に、しっかりした技術力と実践力のある経営者として農業に従事できるという夢と希望を与えるものではないでしょうか。農政水産部、教育委員会、垣根を越えて新しい教育システムに取り組んでいただいております。本当に画期的なことではないか

と思っております。できるならばなるべく早く、できたら29年度からの高校入学に間に合うような高大一貫教育コースの設置をお願いしたいと、そのように思っているところでございます。

次に、「農業大学校は、農場現場での教育指導が農業高校に比べたら弱いらしい」との声を、農業高校出身者からお聞きしたことがございます。県立農業大学校での教育の現状と指導体制、今後の対応について、農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 農業大学校は、「自律・創造・協調」の理念を掲げ、学生の自主性を重んじたプロジェクト学修や、先進的な農業法人、食品関連企業等での校外学習など、生産現場に着目した教育指導に努めているところであります。一方、昨年度設置いたしました外部評価委員会におきましては、教育指導におきまして、経営の視点を重視することや、ICTや機械化等による営農技術や経営の高度化等の観点が必要であるというふうな意見もいただいているところであります。県といたしましては、さらに生産現場のニーズに対応できる教育・指導体制を強化するために、研修等により職員の技術向上を図るとともに、学生が先進経営体の実践的な経営に直接触れる研修機会を確保するなど、教育環境の充実にも今後とも努めてまいりたいと考えております。

**○松村悟郎議員** 農場現場を運営指導する経験豊かな現場の教育指導員、マンパワーの適正配置も検討していただきたいと思っております。

農業の担い手不足が懸念されておりますが、規模拡大を考えている農家や農業法人の方も多くおられます。その方々に実情を聞くと、点在している狭い農地をそれぞれ借り受けて耕作し

ており、実に効率の悪い作業をしていると言われております。一方、県では、先月、農業大学校の10ヘクタールの広大な圃場を農業法人に貸し出し、大規模な畑作のモデル実証を行う研修会を行ったと聞いています。広大な圃場での農作業には大型機械も必要になってきますが、県内では圃場整備が進んでいないこともあり、30アールに満たない狭い圃場を使った農業がまだまだ一般的であります。今回の研修は、現場ではなかなか直接見るできない農業経営を実践し、経験させる狙いもあったのではないかと思います。そこで、次世代型農場チャレンジファームを開催した目的と今後の方向について、農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** チャレンジファームにつきましては、農業大学校生や農業高校生を初め若い農業者が、将来の農業をイメージし、みずからの経営の夢を膨らませることができるよう、最新の技術や大型機械等に直接触れて経営ノウハウを習得できる場として、本年度から全国に先駆けて設置したものであります。現在、大規模経営の畜産飼料コントラクターや、大規模露地野菜経営の実証を進めておりまして、先日行われました第1回の現地研修会では、レーザーレベラーによります精密均平作業やGPSによるトラクターの無人走行などの新しい技術の実習を行ったところであります。これらの経営実証を通して、また、他の品目、技術等の新たな導入も検討しながら、引き続き、最新技術や経営の研修環境の充実を図り、本県農業を牽引いたします力強い担い手の育成と産地づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

**○松村悟郎議員** 今後の生産体制を維持していくためには、農地をしっかりと集積していかない

といけないわけであります。そのために、県では、農地中間管理機構で農地の集積を今、推進しておりますが、地域によって取り組み状況に大きな差があると聞いております。そこで、このような大規模農業に必要な農地集積に向けた課題と取り組みについて、農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 本県におきます土地利用型農業は、露地野菜や飼料作物などを中心に、着実に規模拡大が進んできておりますが、一方で、圃場が分散しており、生産効率や機械化体系の構築がなかなか難しいといった課題もございます。このため県では、昨年度スタートいたしました農地中間管理事業を核として、積極的な農地の面的集積に取り組んでおりますが、未相続農地や不在村地主等が多数存在していることであるとか、移動がなかなか難しいハウスであるとか茶園等がかなり多く点在しているというふうなことから、事情の異なる多数の当事者間の話し合いや調整に時間を要している状況でございます。このように、農地の問題は、一朝一夕には解決しないさまざまな要因がございますことから、全市町村に推進チームを設けまして、専任職員を設置し、農地の出し手、受け手の掘り起こしや、地域での話し合いを重ねるなど、地道な活動を現在進めているところであります。今後は、農地集積に意欲の高い大規模土地利用型経営体を積極的に取り込んだ推進を図ることで、農地集積の加速化に取り組んでまいりたいと考えております。

**○松村悟郎議員** 農業経営の夢を大きく膨らませるには、次世代型農場チャレンジファームの取り組みにも若い皆さんが夢を描いていただける、これが大事だと思います。そのためには農地集積にかかっています。全力で取り組んでい

ただきたいと思えます。

次に、口蹄疫ファンド事業についてであります。

平成22年に発生した口蹄疫は、県内経済や県民の生活に甚大な影響を与え、特に児湯地域は、産業の柱を根本から失うなど、経済活動の停滞や雇用、生活への不安など、さまざまな課題が生じました。こうした中、県においては、あらゆる財源を活用して、さまざまな分野で対策を講じてられました。特に口蹄疫復興対策運用型ファンド事業は、復興対策のかなめとして、県民からの期待も非常に大きかったわけがあります。この取り組みへの国からの支援措置は、今年度までで終了することになっております。県民、とりわけ口蹄疫被害が甚大でありました児湯地域の住民にとりましては、これから非常に気になるところであります。そこで、まずは、口蹄疫復興対策運用型ファンド事業のこれまでの成果について、知事にお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 口蹄疫復興対策運用型ファンド事業につきましては、県内経済、県民生活の早期の復興・再建を図ることを目的としまして、畜産新生やフードビジネスの推進、中小企業振興、誘客対策、地域振興など、幅広い支援を行ってきたところであります。このような取り組みによりまして、畜産の分野では、肉用牛の一年一産を達成するモデル農家が出てくるなど、生産性の向上が図られてきておりますほか、昨年度の牛肉の輸出量は、過去最高の148トンに達しているところであります。また、地域の農畜産物を活用した新商品の開発や販路拡大などの取り組みによりまして、売り上げ増加や雇用の拡大等に結びついている事例も多数出てきております。さらに、地域振興の取り組み



の中には、西都児湯鍋合戦や「水平線の花火と音楽」のように、県民に親しまれ定着してきているものも多くあります。ファンド事業の取り組みは、本県畜産の新生のみならず、県内経済の活性化に寄与しているものと考えております。

**○松村悟郎議員** このファンド事業による取り組みは、一定の成果を上げたとのことではありますが、私自身も、きめ細かな支援がされ、大変有効な財源であったと感じています。一方で、「口蹄疫からの復興はまだ十分にはなし遂げられていない」「まだ取り組むべき課題が山積している」との声も、少なからず私のところに届いているところであります。直接被害をこうむりました児湯地域の畜産の現状を見ますと、家畜の飼養頭数も以前の水準には回復しておらず、こうした農家の方々の声を切実感を持って受けとめていかななくてはなりません。県全体を見ましても、高齢化による離農を背景とした担い手不足、飼料価格の高どまりによるコスト高など、喫緊の課題のある中、T P P大筋合意による農家の不安も加わり、畜産を取り巻く環境はますます厳しいものとなっております。そこで、県では、口蹄疫から5年を経た今、畜産の現状をどのように認識しており、今後どのような課題が残されていると考えているのか、農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 県におきましては、本県畜産の新生とさらなる発展に向け、全国のモデルとなる安全・安心で付加価値や収益性の高い畜産の構築に取り組んできたところでもあります。この結果、畜産は徐々に持ち直し、平成25年の県全体の畜産産出額が、口蹄疫発生前の水準である1,850億円になるとともに、宮崎牛が全共2連覇を達成するなど、復興

の歩みに着実な手応えを感じております。しかしながら、家畜の飼養頭数は、口蹄疫発生以前と比較して、県全体でも約9割、西都・児湯地区では、議員御指摘のとおりでございますが、約7割にとどまっております。復興はいまだ道半ばであると認識しております。このため、今後とも、繁殖雌牛の増頭などにより生産基盤の整備を進めるとともに、新規就農者の確保を初め、将来の本県の畜産を担う経営体の育成などの対策にしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

**○松村悟郎議員** 児湯地区の現状の厳しさは、畜産にとどまるものだけではありません。地域内の有効求人倍率は低迷を続けており、卸売・小売業の総生産も伸び悩みを見せております。商工業者の方々からも、口蹄疫復興対策の継続を求める声を幾つもいただいております。これまでの5年の間に、口蹄疫復興ファンド事業は、幅広い分野において一定の成果を上げてきたとの知事の考えでございますけれども、私もそのように認識しております。せっかくまいった種は、それを定着させ、本物に成長していくまで大切に育てていかなければなりません。そのためには、まだまだ継続的な支援が必要だと考えております。そこで、口蹄疫復興対策運用型ファンドで実施してきた取り組みを、来年度以降も継続することが必要だと感じておりますが、そのお考えについて知事にお伺いしたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 口蹄疫からの再生・復興につきましては、なお残された課題があると考えております。口蹄疫復興対策運用型ファンドの延長につきまして、国に対し、私自身も繰り返し強く要望してきたところでもあります。先日も、人事異動で交代したばかりの総務省の自

治財政局長——担当局長であります——に、これまでの経緯等について説明してまいりました。今後につきましては、ファンドの延長という形ではありませんが、西都・児湯地区における畜産業の復興対策に係る県の事業につきまして、来年以降も引き続き、特別交付税により直接措置されることとなっているところであります。議員御指摘のとおり、この5年間に、市町村や多くの事業者が蓄積してきましたさまざまな取り組みの成果に磨きをかけ、これからの産業づくりや地域づくりにしっかりつなげていくことは、非常に重要な視点でありますので、こうした視点を生かすことができるよう、今後検討を進めてまいりたいと考えております。

**○松村悟郎議員** 地元でも、西都児湯鍋合戦や花守山事業、新たな観光スポットの育成、そのように今回の地域復興対策においても、ようやく花が咲き始めたところでもあります。立派な実りとなりますよう、どうぞよろしく御支援をお願いしておきたいと思っております。

次に、小規模企業復興対策についてであります。前回の議会におきましても、自由民主党、蓬原議員からの質問もございましたが、関連して質問させていただきます。

日本経済は、緩やかな回復基調が続いていると言われておりますが、好循環を全国津々浦々まで広げていくためには、地域の経済や雇用を支える中小・小規模企業が重要な存在であり、その活力を最大限に発揮させることが必要であります。しかし、人口減少や高齢化、地域経済の低迷など、厳しい経営環境に直面し、売り上げや取引先の減少、経営の世代交代が進まない等の大きな課題を抱え、苦戦しているのも周知のとおりであります。中でも、本県でも88%を占める小規模企業は、きめ細かい商品やサービ

スを提供し、商店街など地域経済を支える存在であります。今後も、事業が継続して活躍できる環境を整備していくことが重要となります。そこで、小規模企業復興に大きな視点を当てた中小企業復興条例の改正について、どのような内容になるのか、商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 県内企業の約9割を占めます小規模企業は、地域の経済社会や雇用を支える重要な役割を果たしていただいております。県といたしましても、小規模企業に光を当てて、必要な施策・事業に取り組む必要があることから、現在、条例改正を検討しているところでございます。改正の考え方としましては、まず第一に、小規模企業が地域経済の重要な担い手であるということ、基本理念として明確に位置づけたいと考えております。加えまして、小規模企業復興の基本的な視点として、小規模企業の持続的発展を新たに規定し、さらに、小規模企業の復興に係る基本方針等を盛り込む方向で考えているところでございます。現在、商工会議所、商工会等の関係団体からも意見を伺いながら、検討を進めているところでございます。県内約3万3,000社の小規模企業について、その復興の方向性を示す条例にしたいと考えております。

**○松村悟郎議員** これまでの宮崎県中小企業復興条例では、小規模企業については、第4条第3項の配慮規定があるのみでした。条例が改正された場合、県はどのような施策を実施していくつもりなのか、商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 小規模企業は、資金や人材といった経営資源に大きな制約があることに加え、価格競争力やリスク対応

力が弱いため、社会構造の変化等の影響を受けやすく、このことが経営の低迷や廃業につながっているものと考えております。このような状況を踏まえ、県におきましては、中小企業振興条例の改正とあわせて、今年度新たに策定中の「みやざき産業振興戦略」においても、小規模企業振興策について検討を行っているところでございます。具体的には、ビジネスプランに基づく経営の促進や需要の開拓に向けた支援、さらには、創業や新事業へのチャレンジの支援、若手経営者等の育成など、小規模企業の成長発展あるいは持続的発展に資する施策に取り組んでまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、商店街について、大型店の出店や商業施設の郊外化などで、商店街から地域外に流出する店舗が大変多くなっております。あわせて、商店街の中でも店舗の老朽化や空き店舗の増加など、商店街の活性化はまさに今、喫緊の課題であります。そこで、商店街を構成するのは小規模企業であります。商店街再生のための県の支援について、その実績と今後の課題を、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（永山英也君） 本県におきましては、全体として景気を持ち直しの動きが続く中で、地域の商店街では、お話にありましたように店舗数の減少が続いており、厳しい状況が見られます。こうした中、県では、商店街組織等が取り組みます、まちなか商業再生のための事業に対する助成や若手リーダーの育成等を行っております。例えば高鍋町では、この事業を活用しまして町屋風物産館を整備され、歴史と文化を生かした商店街再生の取り組みが、平成25年度の国の「がんばる商店街30選」として表彰されたところでございます。また、

県の事業ではございませんけれども、日南の油津商店街等、さまざまな地域でにぎわいを取り戻すさまざまな取り組みが行われているところでございます。県としましては、今後も引き続き、各地域が取り組むこのような特色ある商店街再生事業を積極的に支援していくことで、地域内での消費を促進し、地域経済の好循環が拡大するよう努めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 地域の小規模企業を支えるのは、地域の商工会、商工会議所であります。

「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律」では、商工会等が中核となって、小規模事業者を支援する体制を全国に構築することとされております。地域商工業に密着した商工会、商工会議所の役割は、本当に重要になってまいります。しかし、商工会の現状は、会員数の減少に伴い、経営指導員の職員数の削減を余儀なくされております。経営指導体制の弱体化が懸念され、特に中山間地域では、地域経済力の低下はもとより、地域のコミュニティーそのものが大きな影響を受けています。商工会、商工会議所の人的体制の充実強化を図ることが、まずは何より重要だと思います。そこで、小規模企業に対してきめ細やかな経営指導を行うため、商工会議所、商工会の経営指導員の適正配置やスキルアップを図ることが大事だと思いますが、商工観光労働部長の考えをお聞きしたいと思います。

○商工観光労働部長（永山英也君） 小規模企業の振興に当たって、商工会議所あるいは商工会の果たしていただく役割は極めて大きいと考えております。商工会議所・商工会の小規模企業に対する経営支援につきましては、昨年の小

規模支援法の改正によりまして、新たに経営戦略にまで踏み込んだ支援を実施するとされたところであり、経営指導員の支援能力の向上は極めて重要な要素であります。県と商工会等は、これまでも連携・協力しまして、商工会職員の合同設置や、中小企業大学校研修を活用した経営指導員のスキルアップ等を推進してきたところでございます。今後はさらに、商工会等が小規模企業に対してきめ細かな経営支援ができますよう、県といたしまして、経営発達支援計画の策定等を支援しますとともに、中小企業診断士資格の取得の促進や、県内外のレベルの高い支援機関への派遣等により、経営指導員が大きくスキルアップできる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

**○松村悟郎議員** 先ほども何度も申しましたけど、小規模事業者、そして商店街を支えているのは、本当に地域の商工会だと思います。これからの地域づくり、商店街づくりは必ずやっつけていかなければいけないわけですが、商工会が年々小さくなっては、厳しいものになると思います。今、答弁にあったように、経営指導員のスキルアップ、そして、何よりも指導員の増員、商工会・商工会議所の機能をもっと大きくしていただきたいと、心から願っております。

以上をもちまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

**○星原 透議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時44分休憩

---

午後1時0分開議

**○中野廣明副議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、黒木正一議員。

**○黒木正一議員**〔登壇〕(拍手) 通告に従いまして質問を行います。

国際博覧会で世界初となる、食料をテーマとしたイタリア・ミラノ万博が終わりました。私も、9月初めにあった宮崎県の出展のときに参加しました。会場に着いて、パビリオンを眺めての第一印象は、木材がよく使われているということでした。21世紀は木の世紀になるんだろうという感じがいたしました。日本館は、訪問した日も長い行列ができていました。220万人を超す入場者があったということですが、最新のテクノロジーを駆使して、日本の食文化をわかりやすく紹介し、地域色豊かな食材の提供など反響が大きかったのではないかと思います。

なぜミラノ万博に行ったかといいますと、私の地元の小さな村から乾シイタケを出展すると聞き、どのように評価されるのか、地元のシェフがどういう料理をつくるのか、何とか行って味わってみたいという思いからでありました。地元のシェフが乾シイタケを大切に料理するのを現地を見て、生産者の一人として感激しました。乾シイタケという食材をどう思うかとシェフに聞いたのですが、イタリアは料理によくキノコを使うが、シイタケはすばらしい、しかも、自然と循環した栽培を行っているのもすばらしいと、栽培方法まで知っているのに驚きました。

聞くところによりますと、乾シイタケ、量は少ないものの、今月中にはヨーロッパに送るようです。本格的な輸出には困難が多くあると思いますが、このことがきっかけとなり、生産地の元気にもつながればよいと思います。

本県から幾つもの食材などを出品しましたが、乾シイタケのことばかり述べましたけれども、宮崎牛が主役であったことは間違いありません。出品者・団体それぞれに、大小さまざまなお会いや足がかりができたのではないかと思います。ドイツ・ケルンで行われたアヌーガにも出展したと聞きますが、県産品の新たな販路拡大に向けて、どのような成果があったと考えるか、知事にお伺いします。

以下の質問は、質問者席より行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

ミラノ国際博覧会につきましては、今お話がありました、宮崎牛や乾シイタケなどの食材の調理パフォーマンスや、県産品の試食提供などを通じて、宮崎の食の魅力を十分にアピールできたところであり、私も実際に、宮崎牛のステーキの試食提供に参加したところですが、現地の消費者の皆さんの圧倒的な評価、おいしいという評価を目の当たりにし、また好意的な意見を多くいただき、EUへの輸出に確かな手応えを感じたところでもあります。

また、出展した企業におきましても、その後のドイツ・ケルンにおけるアヌーガ見本市への出展を通じて、消費者ニーズの把握や一定の販路の開拓などの成果がありました。そして、何よりも、現地バイヤーとの人的ネットワークの構築により、今後のEU市場の販路拡大に向けた足がかりができたことが最大の成果であると考えております。県としましては、今後とも、海外における県産品のPRや販路の拡大に向けまして、グローバルな市場に挑戦する意欲ある企業の支援に、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。[降壇]

○黒木正一議員 先日、林前農林水産大臣が宮崎に来られて講演をされました。もちろん知事もおられましたけれども、「輸出が拡大し、日本食のファンがふえることは、本場の日本食の味を知るために日本を訪れるというインバウンドにも結びつく」という話をされました。外国人旅行者が訪日旅行で期待することの1位が食事で、日本の食は世界中から注目を集めているけれども、必ずしも輸出につながっていないこともあって、平成26年の農産物・食品輸出額は約6,000億ですけれども、32年には1兆円が目標ということで、輸出の増加を訪日客の増加にもつなげたいという話だったと思います。

最近、全国どこに行っても、外国人旅行者がふえていると感じます。昨年の訪日外国人旅行者は1,341万人で、ことしは1,700~1,800万人と予想されておりますが、本県への外国人旅行者の入り込み客数と観光消費額の動向について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長(永山英也君) 県では毎年、観光入り込み客についての調査を行っており、確定値は平成26年の数値でございますけれども、訪日外国人の入り込み客数は、25年の10万人に対して、平成26年は13万1,000人となっております。31%の増加であります。また、この調査における飲食費や交通費などを含む観光消費額としましては、平成25年が40億4,600万円、平成26年は66億5,200万円となっております。64.4%の増加となっております。

なお、直近の傾向といたしまして、宮崎市内のホテル・旅館20施設における外国人宿泊客数の動向は、平成27年1月から10月まで、宮崎—香港線の就航の効果等もありまして、前年同期比で45.8%の増加となっております。観光消費額につきましても、大きな増加が見込めるので

はないかと考えております。

○黒木正一議員 入り込み客数、観光消費額、宿泊者数とも大きく増加しているということでもありますけれども、報道によりますと、本県に入港した外国クルーズ船の経済効果調査では、1億7,000万円余の消費支出があったようでありますが、具体的にはどのような消費支出であったのか、消費額の動向を商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（永山英也君） 8月に、細島港、油津港に入港しました3回の外国クルーズ船の乗客を対象に実施いたしました経済効果等調査結果につきましては、本県内での推計消費総額は、3回合計で約1億7,000万円となっております。消費項目としては、食料品・飲料が約4,200万円、次いで、化粧品、医薬品が約3,500万円、電化製品が約2,200万円となっており、改めて外国クルーズ船の大きな経済効果が確認できたところでございます。今後、関係自治体や事業者等と連携し、品ぞろえの充実や免税対応などの受け入れ環境の整備に努めまして、消費の拡大や県内経済の循環につなげてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 外国人旅行者が訪日旅行で期待することの第2位がショッピングということで、やはり食料品や化粧品、家電などの消費が大きかったようであります。現時点で土産市場は全国で7,000億と言われており、昨年10月に消費税免税制度が改正され、対象範囲が農林水産物やお菓子などの食品にも広がっており、さらに国は、農林水産物の輸出戦略の一環として検疫体制を整える動きをしており、今のところ、輸出できる国、地域は限られておりますけれども、将来の観光客の動向を見据えて、農業県として戦略を練っておく必要があるのではないかと

と思います。

本県に寄港したクルーズ船は、3隻で約9,000人だそうでありますけれども、九州全体では、ことしの1月から8月までだけでも44万人を超えており、本県に来るのは、九州でもほんの一部にすぎないわけであります。クルーズ船誘致や受け入れ対応に向けた取り組みも、本県の観光振興にとって、これからの大きな課題ではないかと思えます。

次に、地理的表示保護制度についてお伺いします。農林水産物などの地域ブランドを守る新たな制度、地理的表示保護制度がスタートし、制度導入のメリットとして、地域ブランドの保護・活用による農山漁村・地域の活性化、伝統的な食文化の継承、農林水産物・食品の輸出促進などが言われています。政府は、TPP関連政策大綱の中で、輸出促進策として、日本の地理的表示が海外で保護されるような取り組みを考えているようですが、この制度の概要と本県の取り組み状況について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 地理的表示保護制度につきましては、農林水産物等の品質や社会的評価等が、産地の気候や風土などと結びついている場合に、その名称を知的財産として保護する制度でありまして、我が国では、ことしの6月に創設されたところであります。その特徴といたしましては、1つには、国が製品の品質についてお墨つきを与え、不正使用を取り締まること、2つには、地域の生産者全体が共有財産として使用可能となることなどが挙げられます。本県では、制度の活用について、市町村やJA等と検討を進めるとともに、生産者団体や事業者を対象に相談会等を実施してきたところでありまして、今後、例えば「黒皮かぼ

ちゃ」であるとか「釜炒り茶」など、制度にかなった商品の登録に向けて、産地への支援を行ってまいりたいと考えております。

**○黒木正一議員** ことし6月に制度ができたばかりで、また、いろんな多様な認証制度というのがありますし、課題も多いと思いますけれども、この制度の狙いの一つは、訪日旅行における消費と輸出の好循環を推し進めるものだと思います。本県においても、可能性を探っていく必要があるのではないかと思います。

次に、世界ブランドのふるさとみやざきづくりについてお伺いします。「宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」には、みやざき創生始動プロジェクトとして3つのプロジェクトがあり、その1つに「世界ブランドのふるさとみやざきプロジェクト」があり、中山間地域の活性化につながるとあります。また、28年度当初予算編成方針にも、重点施策の1つとして、世界ブランドのふるさとみやざきづくりがありますが、その取り組み内容について、総合政策部長にお伺いします。

**○総合政策部長(茂雄二君)** 県内の大部分を占める中山間地域の活性化は、本県が地方創生に取り組む上で大変重要な課題であり、本県の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」におきましても、社会減の抑制を図るため、先行的に取り組む施策として、「世界ブランドのふるさとみやざきプロジェクト」を掲げております。このプロジェクトは、豊かな自然と伝統文化が今に息づく本県の中山間地域の生活を、世界に誇る貴重な地域価値と捉え、世界農業遺産、ユネスコエコパーク、世界ジオパークなどといった国際機関の認定取得に取り組むことで、発信力の強化や地域の誇りの醸成を図るものであります。また、その貴重な価値を次の世代に引き

継いでいくため、農山漁村の所得の向上や地域を支える人財の育成にも取り組み、地域の維持・活性化を図ってまいりたいと考えております。

**○黒木正一議員** 世界ブランドとして、世界農業遺産とかユネスコエコパーク、世界ジオパークなどの国際機関の認定取得に取り組むということでもありますけれども、先日、常任委員会で、平成23年に世界農業遺産に日本で初めて佐渡地方とともに認定された能登地方に行きました。「能登の里山里海」地域は、能登4市4町で構成されていますが、その中の能登町の「春蘭の里」と呼ばれる約50軒の農家民宿を中心とした農作業体験などの取り組みについて話を聞いたのですが、世界約20カ国以上から旅行者が訪れ、年間約1万1,000人の訪問者のうち、1,800人近くが外国人旅行者ということでした。自然以外に何もないことをアピールし、ありのままの暮らしでおもてなしをしており、能登空港から15分から20分という利便さがあり、14~15年前からグリーンツーリズムなどの誘客に向けた取り組みを行うなどの歴史はあったものの、世界農業遺産が世界ブランドとして外国人の誘客につながっているのではないかと思います。

ちなみに、外国人訪問者で最も多いのはイスラエルの富裕層で、中国などからの教育旅行も多いということでありました。本県から認定を目指している「高千穂郷・椎葉山」地域、知事はミラノ万博出席の折にも、ローマのFAO本部に行き、早期認定の要請を行うなど積極的に取り組んでいますが、12月の国際会議に向けての意気込みを知事にお伺いします。

**○知事(河野俊嗣君)** 高千穂郷・椎葉山地域の世界農業遺産の認定は、地域の皆様に大きな

自信と誇りを与えますとともに、国内外への発信、認知度アップなど、さまざまな波及効果が生まれ、地域の活性化につながるものと、大いに期待をしているところであります。県におきましては、認定に向けて、地元の皆様と一丸となって、全力で取り組んでいるところであります。5月に高千穂で行われた国連食糧農業機関（FAO）の現地調査におきましては、私みずからプレゼンテーションを行うとともに、今御指摘のありました、9月にはローマのFAO本部を訪れて、担当幹部に働きかけを行ってまいったところであります。

来月、FAO本部で開催される国際会議の最終審査におきましても、私みずから赴いてプレゼンテーションを行うこととしており、当地域が持つ農林業システムや伝統文化等の重要性を強くアピールいたしまして、何としても認定をかち取ってまいりたい、そのように考えております。

**○黒木正一議員** 何としてもかち取ってまいると、力強い言葉をいただきました。ぜひローマでは頑張っていたいただきたいと思っております。

次に、地域医療対策について数点お伺いいたします。

最初に、全国的に増加している医師地域枠についてですが、昨日、田口議員からも取り上げられましたけれども、平成9年度に、札幌医科大学、兵庫医科大学の2大学で11人の募集人員でスタートして、平成26年度には68大学1,452人と飛躍的に増加し、平成26年の医学部の総定員は9,069人ですので、地域医療に従事する意思がある新入生が約16%を占めたこととなります。

地域枠は、平成16年に新しい医師臨床研修医制度がスタートして、なかなか地元の大学病院に残らないケースがふえて、地域医療を担う医

師が不足し始めたことなどが設置の理由と言われておりますけれども、国は、平成18年に新医師確保総合対策を示して、定員の増員を進めておりまして、19年と26年を比較しますと、定員は1,444人ふえ、地域枠の募集人員も1,269人ふえて、約8倍となっております。

本県においては、平成18年、宮大医学部入学者10人を県内高校出身者限定とする地域枠を設け、さらにその3年後には、一定期間指定する病院に勤務すれば奨学金が免除される特別枠が導入されております。今後、地域医療の担い手として期待されますが、宮崎大学医学部地域枠及び特別枠のこれまでの入学者数と卒業生の状況について、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（桑山彦彦君）** 御質問にもありましたように、本県におきましては、宮崎大学医学部における本県出身者の増加を図るために、大学側の協力のもと、平成18年度から地域枠が導入され、平成21年度からは、医師修学資金貸与と地域枠がセットになりました地域特別枠が導入されているところでございます。地域枠のほうでは、これまで98名入学しておりまして、このうち平成24年度以降、卒業して臨床研修を開始した36名のうち、26名が県内で研修を開始しております。また、地域特別枠につきましては、これまで58名が入学しております。平成27年度に、最初の卒業生であります2名が県内で臨床研修を開始したところであります。今後、県内に定着して、地域医療へ貢献してくれることを期待しているところでございます。

**○黒木正一議員** まだまだこれからということで、将来に期待したいと思います。

次に、地域医療構想についてお伺いします。このことにつきましては、さきの議会で宮原議員が代表質問でも取り上げましたけれども、最



近の医療政策の大きな話題は、地域医療構想ではないかと思えます。高齢化が進展する中で増大する医療・介護サービスの需要を見据えて、平成37年に向けて都道府県が目指す医療提供体制を策定する整備計画ということのようですが、病床数の削減、在宅医療の推進が言われており、特に医療資源の乏しい地域においては、今後どうなるのかという不安の声があります。地域医療構想の概要、策定に向けての今後のスケジュールについてお伺いします。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 地域医療構想は、地域の医療機関などが、将来の医療需要の変化を共有して、地域にふさわしいバランスのとれた医療提供体制を自主的に構築していくためのものであります。現在、宮崎県地域医療構想策定委員会や二次医療圏単位で開催する構想調整会議におきまして、医師会や看護協会等の医療関係者、市町村や保険者協議会など、さまざまな立場の方々の御意見を伺いながら、年度内を目途に策定作業を進めているところであります。

なお、策定委員会におきましては、より時間をかけた審議が必要ではないかといった御意見等が出されておりますので、そういった意見も踏まえながら、今後、構想策定に取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 次に、総合診療専門医についてお伺いします。医師不足、偏在の原因の一つは、専門分野が細分化した結果ではないかとも言われており、新専門医制度で専門医の一つとなる総合診療専門医は、本県にとって、地域医療の担い手として大きな期待が寄せられていると聞きます。2年後に開始される新専門医制度の目玉と言われているそうですが、総合診療専門医の概要、県下での養成・確保に向けた取り

組みについて、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 平成29年度から開始されます新専門医制度において、従来の内科や外科といった専門医の一つに加わる総合診療専門医は、疾患の治療だけでなく、予防医療や保健・福祉など幅広い地域のニーズに対応する、まさに地域を診る医師でありまして、地理的条件などから医師を確保することが困難な中山間地域の地域医療を担う医師として期待されているところでございます。現在、本県では、宮崎大学医学部附属病院を初め4つの医療機関が、この新専門医制度に沿った総合診療専門医の研修プログラムの策定を行う予定と伺っております。

○黒木正一議員 地域医療に関して数点質問をいたしましたけれども、先日は、日高議員が東郷病院の話をしていただきました。東郷でも医師が見つからない。この問題が起りまして、とりわけ、県から医師の派遣を受けている僻地公立病院は神経をとがらせております。各地の秋祭りに行きましたが、昨年までは、道路の整備や鳥獣被害の話題が多かったんですけども、ことしは、医師を何とか確保してほしいという切実な声が最も多くありました。あの手この手で医師確保に飛び回っているものの、容易ではありません。将来の人口の動態などを見据えて、限られた医療資源をどう有効に活用し、医療崩壊につながらないようにするのか、しっかりした仕組み、計画を立てる必要はあると思えます。

ただ、派遣医を突然引き上げるようなことをしてもらおうと、医師の少ないところの医療はたちまち崩壊してしまうのが現実です。地域医療構想、より時間をかけた審議が必要との意見があるとのことでもありますけれども、よい構想ほど慎重に進めていただきたいと思えます。

次に、ドクターヘリについて伺います。ドクターヘリの広域な連携とかいうのは、きのう満議員が質問いたしましたけれども、平成24年4月に運航が開始されて、とりわけ交通の便が悪い地域における救急体制は大きく前進、県民の安心・安全な暮らしにつながっております。そこで、ドクターヘリの出動件数はどうなっているのかを福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 平成26年度のドクターヘリの出動件数は、現場への出動や転院の搬送などで470件となっております。前年度と比較して、12件増加しているところでございます。

**○黒木正一議員** さきの宮崎駅前での事故にもドクターヘリが出動していましたが、山岳地帯といいますか、林業地帯では、草刈り機や伐採時の重大事故が発生しており、人命が救われております。ドクターヘリが着陸できない山間部などで重篤な傷病者が発生したときに、県の防災救急ヘリ「あおぞら」から医師をワイヤで直接現場におろす活動を12月から始めるということですが、「あおぞら」の出動回数はどれほどか。また、既に医師の現場投入活動を行っている県の実施状況についても、危機管理統括監にお伺いします。

**○危機管理統括監（金丸政保君）** 県の防災救急ヘリコプターは、平成17年2月から運航を開始しておりまして、山岳・海での遭難者の救助や傷病者の救急搬送のほか、山火事の消火活動などを行っております。宮崎空港を拠点といたしまして、県内の消防本部から派遣された8名の消防士により業務が行われており、平成26年度の出動件数は138件となっております。

今回新たに、防災救急ヘリに医師が搭乗する

仕組みを導入いたしました。これは、ドクターヘリは、空中に停止したままで人を地上におろすことはできませんが、防災救急ヘリはそれが可能でありますことから、山間部などで重篤な傷病者が発生した場合に、消防士がサポートしながら医師に現場においていただき、その場で医療行為を行うこととしたものであります。これは、全国で3県目の取り組みでありまして、平成26年度の実績では、高知県で4回、和歌山県で1回の医師降下実績がございます。

**○黒木正一議員** ドクターヘリの活躍で、防災救急ヘリ「あおぞら」は、少し影が薄くなっている気がしておりますけれども、お聞きしますと、多様な救援・救助活動を行っているということがよくわかりました。「あおぞら」での医師現場投入活動を行うことになり、救命救急センターのフライトドクター、活動の範囲も危険も広がるわけでありまして。その取り組み姿勢に頭の下がる思いです。先進県では、医師降下実績が数件あるようですが、十分に訓練をして、安全にも注意をして活動に当たっていただきたいと思っております。

次に、土砂災害対策について、県土整備部長に数点お伺いします。

最初に、土砂災害防止法についてでありますけれども、平成11年に31人が死亡した土砂災害をきっかけに、ハード対策に加え、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備などソフト対策を推進するため、土砂災害防止法が施行されました。しかし、不動産価格が下がるという反対などで、土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地の利用状況などの基礎調査が進んでいなかったようですが、昨年8月に起こった大規模土砂災害を受けて、改正土砂災害

防止法が成立、5年程度で基礎調査を終えるよう求められています。本県における現在の基礎調査の進捗状況、また、調査後に警戒区域などの指定も行うようですが、その進捗状況についてもお伺いします。

**○県土整備部長（図師雄一君）** 県では、土砂災害の危険な箇所を周知するために、地形などの基礎調査を行った上で地元説明を行い、市町村長の同意を得られたものから、順次、土砂災害警戒区域等の指定を進めております。平成27年10月末の進捗状況につきましては、基礎調査を予定している1万2,300カ所のうち、約7,300カ所の調査を完了したところです。そのうち約3,600カ所について、土砂災害警戒区域の指定が済んでおり、さらに、このうち約2,300カ所について、土砂災害特別警戒区域を指定しております。

なお、基礎調査につきましては平成31年度までに、区域の指定は平成33年度までに完了させることを目標としております。

**○黒木正一議員** 基礎調査は順調に進んでいるということだと思いますけれども、指定された土砂災害警戒区域と特別警戒区域はどう違うのか、特別警戒区域に指定されると、どのような規制がかかるのかをお伺いいたします。

**○県土整備部長（図師雄一君）** 土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンは、土砂災害が発生するおそれがあると認められる区域であり、これが指定されますと、市町村は避難場所の指定や情報連絡網の構築など、住民の早期避難のための体制を整備することになります。このイエローゾーンのうち、土砂災害が発生した場合に、建築物の損壊により、住民の生命に危害が生じるおそれがあると認められる区域が土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンで

あります。これが指定されますと、住宅の立地を目的とした開発行為などを行う場合には、知事の許可が必要となり、また、新築や増改築の際には、壁の補強や擁壁の設置が必要となります。

**○黒木正一議員** いわゆるレッドゾーンに指定されると、住宅の開発行為の許可が必要になったり、新築や増改築の際には、壁の補強や擁壁の設置が必要になるということですが、最近、レッドゾーンに指定されて、そこに家を改築して住み続けたいけれども、擁壁の設置など予定外の費用がかかるために転出するということが起こっています。そこで、土砂災害特別警戒区域にある住宅の改修や移転に対する支援策があるのかをお伺いします。

**○県土整備部長（図師雄一君）** 土砂災害特別警戒区域内で活用できる支援策といたしましては、「がけ地近接等危険住宅移転事業」があります。この事業は、住宅を安全な場所に移転させるための土地の購入、造成、あるいは住宅の建設などに要する費用について、金融機関から借り入れる資金の利子相当額を補助する制度であります。

なお、ことし2月に、既存建築物を対象として、土砂災害に対応した鉄筋コンクリート造擁壁を設置するなどの改修を行った場合に、その費用の一部を補助する事業が、新たな国の制度として創設されたところであります。

**○黒木正一議員** 支援策があるということですが、レッドゾーンに指定されて転出する家の近所の人、「あの人は地区の役員をしたり郷土芸能の継承など地域に必要な人なので、何とか転出せずに残ってほしい。いい方法はないだろうか」という小さな集落の切実な声があります。この法律はもともと、都市近郊の

新興住宅地、都市に人が集中して、住宅地を求めて郊外の傾斜地にそれがつくられ、そこが土砂災害に遭ったことがきっかけで、住民の安全を守るためにできた法律ではないかと思いません。しかし、これは言い方が悪いかもしれませんが、結果として、これまで急傾斜地域に長年住んでいた住民を追い出してしまうことにつながり始めております。

現在、基礎調査の進捗状況は約6割ということですのでありますから、調査が進むと、レッドゾーンに指定される地域はさらに増加するということになります。土砂災害のおそれがあると認められる箇所を、土石流、地すべり、急傾斜の3つに分類されておりますが、土砂災害危険箇所として、現在、順次ハード対策を進めておりますが、その整備率についてお伺いします。

**○県土整備部長（図師雄一君）** 土砂災害危険箇所は、議員御指摘のとおり、3つの危険箇所に分類されておりますが、県内には、土石流危険渓流が3,239カ所、地すべり危険箇所が273カ所、急傾斜地崩壊危険箇所が8,314カ所、合計で1万1,826カ所の土砂災害危険箇所があります。このうち、被害想定区域内に人家が5戸以上ある箇所や公共施設等の人が集まる箇所など、4,366カ所について、優先的に整備に取り組んでいるところであり、その整備率は、平成27年3月末で29%となっております。今後とも、災害履歴のある箇所や要配慮者利用施設のある箇所などのハード対策を計画的に進めるとともに、土砂災害警戒区域等の指定などのソフト対策を組み合わせ、土砂災害から県民の生命を守るよう努めてまいります。

**○黒木正一議員** 全国では、年間平均1,000カ所を超える土砂災害が起こっています。安全な場所に住むのは、定住の一番の条件です。ことし

9月には、鬼怒川流域で数日にわたって豪雨が続き、下流の堤防が決壊、広域に浸水被害が起きるなど、時間雨量100ミリを越す豪雨、台風の巨大化など、気候変動が身近に感じられるようになってきています。問題は、今後さらに気候変動が進行して、各地でこうした災害が頻度や深刻さを増すと予測されていることです。これまで住み続けてきたところが、必ずしも安全とは言えなくなっています。

土砂災害危険箇所のハード対策を計画的に進めてもらっていますが、ただいまの答弁のとおり、約3割の整備率ということですので。全てを整備するには、莫大な費用と時間がかかることとなります。人は住みなれたところにいつまでも住み続けたいものでありますけれども、土砂災害から県民の生命を守るためには、費用負担、気象変動など考慮しますと、危険箇所のハード対策とあわせて、できれば近隣の安全な地域を住宅ゾーンとして宅地造成を行うなどの政策が今後は必要になってくるのではないかと思いますので、御検討いただきたいと思っております。

次に、農林水産業対策についてお伺いします。

まず、杉素材生産量25年連続日本一に関してお伺いします。本県の杉の素材生産量は、153万立方メートルで全国の14%を占めており、平成3年から24年連続日本一で、来年は25年連続日本一が予想されます。24年前と比べますと、木材価格は約半分、林業従事者も半減していますが、生産量は約2倍となっております。これは、全国に先駆けた拡大造林、林内路網の整備や高性能林業機械などの生産基盤の整備によるものと思っております。民有林の人工林率は59%で、伐採可能な8齢級以上の面積が72%を占めています。年間成長量は165万立方メートルと、生産量

を上回っています。これは先人たちの大変な努力の結晶であり、25年の節目の年に新たな気持ちでのスタートを切る企画が必要ではないかと思いますが、環境森林部長に考えをお伺いします。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 本年、平成27年の統計につきましては、来年の4月に発表される予定ですが、そこで日本一ということになりますと、25年間、実に四半世紀の長きにわたり、日本一を継続するということになります。振り返りますと、議員もおっしゃいましたように、本県は戦後の大規模な拡大造林にいち早く取り組み、林業担い手の育成や路網の整備、さらには、高性能林業機械の導入などを積極的に進めてきた結果、我が国を代表する木材供給基地としての地位を築いてまいりました。

来年、25年連続日本一が達成されるということになりますと、本県林業にとっては大きな節目となりますことから、その歴史を振り返り、木材の生産はもとよりですが、県土の保全や水源の涵養など、本県林業が果たしてきた大きな役割を県内外に向けて発信したいと考えております。そして、将来に向けて、資源循環型の林業の振興と山村地域の活性化に、しっかりとつなげてまいりたいと考えております。

**○黒木正一議員** 恐らく25年連続日本一は間違いないでしょうから、ぜひ元気の出る企画をしていただきたいと思います。

次に、再造林についてお伺いたします。先日、森林・林業・木材産業講演会がありました。そこで、日本は京都議定書の枠組みから抜けたものの、気候変動枠組条約によって森林吸収量を報告する義務を負っており、平成32年までに3.8%の炭素排出量削減を表明し、そのうち2.8%以上を森林吸収量が担うことが計画され

ており、より科学的な観点から、炭素吸収量を維持するためには、間伐ではなく、皆伐・再造林を推奨するべきであるといった内容の講演でありました。多面的機能の面からも、循環可能な森林資源の造成の面からも、必要なところは切ったらすぐ植えることが重要であるということです。

しかし、全国では、北に行くほど植林されずに植栽未済地がふえているということもあります。次の世代に資源を残すためにも、再造林に対する予算の確保は、特に本県においては重要ではないかと思います。本県の再造林の状況と予算確保に向けた取り組みについて、環境森林部長にお伺いします。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 再造林の現状につきましては、森林所有者の意欲の減退や担い手の高齢化などの諸課題はございますが、最近では、毎年1,600ヘクタール前後の一定の水準で推移している状況でございます。本県の場合、多くの森林で伐採期を迎えていることから、今後、伐採面積は増加するものと予想され、将来に向けて、持続可能な森林・林業を継続するためには、再造林を含めた森林整備事業予算をしっかりと確保することが不可欠でございます。

しかしながら、国からは、来年度の予算は特に厳しくなると伺っていますので、本県では、「みやざきの提案・要望」の中に森林整備事業予算の確保をより強く明確に盛り込みまして、市町村や関係団体とも連携して、繰り返し要望活動を行ってきております。また、県議会でも意見書を採択されまして、議長や森林・林業活性化議員連盟のほうからも、積極的な働きかけをいただいたところでございます。今後とも、関係機関と十分連携しながら、年末の政府予算

の策定や本県への傾斜配分に向けて努力してまいります。

**○黒木正一議員** 今回は、私は鳥獣被害の質問はしないんですけれども、周りの議員から、いろんな声大きいということがありましたが、造林して、鹿の食害に遭って、やる気をなくしている事例があります。鹿ネットの整備など、鳥獣害対策のためにも、しっかりとした森林整備事業予算、一緒になって予算確保に努めなければならないと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、TPPと林業に関してお伺いします。日本は戦後、復興のために大量の木材を必要としたことから、国産材の価格は高騰しました。そこで、安い外国産木材を輸入しやすくしようと関税の撤廃を推進し、昭和26年には丸太関税撤廃、昭和39年には木材貿易自由化となりました。合板、製材品などは関税がかけられておりますが、今回のTPP大筋合意の内容について、環境森林部長にお伺いします。

**○環境森林部長(大坪篤史君)** TPPの林業への影響につきましては、まず、木材製品では、現行の関税率そのものが10%以下と低いことや、長期の関税撤廃期間の設定、さらにはセーフガードが措置されていることなどから、短期的には、TPPによる影響は限定的なものになると考えています。しかしながら、長期的には、関税撤廃に伴いまして、県産材の価格の下落、ひいては、林業経営意欲の減退や森林整備のおくれにもつながるのではないかと懸念しているところであります。

一方、特用林産物であるシイタケにつきましては、関税率が引き下げられるものの、TPP参加国からの輸入がないこと等から、現時点では、直接的な影響はないものと考えておりま

す。県といたしましては、12月下旬には政府が影響の試算を示すと聞いていますので、それを受けて本県林業への影響を慎重に分析するとともに、これを機に、国内外に向けた販路開拓などを積極的に進めまして、真に競争力のある木材産業の構築を図ってまいりたいと考えております。

**○黒木正一議員** 林業にとりましては、ほとんど丸裸状況でありましたから、最大の焦点となったのは、マレーシアの合板とカナダのSPF製材であったと言われておりますが、16年目で関税撤廃という長い期間での合意を取りつけることができたようでありまして、また、輸入量が急増した場合、セーフガードが林産物に初めて発動されるということのようで、大きな影響がないことを願いたいと思います。

次に、農業の振興につきまして、農政水産部長の考えをお伺いしたいと思います。先ほど述べたとおり、林業の場合、昭和39年、貿易は完全自由化となりまして、以来、半世紀の間に、木材市場は安くて豊富な外材に席卷されてしまいました。昭和30年には95%だった木材自給率は、平成10年代には18%にまで落ち込み、ようやく現在、30%に回復はしておりますけれども、木材価格は、昭和50年ごろをピークとして、現在はその3割まで落ち込んでおります。林業の不振のために、農山村から若い働き手が流出して、林業従事者は高齢化、手入れも行き届かず、自分の山の境界もわからなくなった人が多くなっている状況にあります。

一方、将来の木材需要に対応しようと、拡大造林政策で針葉樹の人工林化が進められ、ようやく供給可能なまでになりました。ただ、林業だけで生活している人はほとんどおりませんで、これは農業を営むことによって可能になっ

たと言えます。

TPPの影響はどこまであるのか、TPP対策として、農業の大規模化・企業化、輸出産業化などが言われており、確かにそのとおりだとは思いますが、零細、分散した農地を特徴とする中山間地域の農業がどうなるかは不安です。農業が林業の二の舞になれば、さらに中山間地域からは人が流出します。大規模農業や次世代型農業、中山間地の農地を守る小さくても儲かる農業など、多様な農業経営の展開が、人口が増大している世界の中で、食料安全保障の上からも必要ではないかと思えます。TPPに関する本県から国への要望の中にも、多様な地域の発展を促す地域政策の支援強化が書かれています。

私は3カ月ぐらい前、あるところで、農業普及指導員をしていた県職のOBの方と偶然に出会いました。今から37年前の昭和53年に行われた農業改良普及事業30周年記念大会のときの決意表明を大事に持っており、見せていただきました。それは、「農業・農村・農業者をめぐる情勢は極めて厳しいが、農業者の信頼の上に新たな決意を持って、本県農業の発展のために邁進する」と書かれてありました。農業情勢の行方は、TPPが批准されるかどうかにかかわらず、混沌としております。農業関係の人材、試験場や農業改良普及センターなど関係施設、総力を挙げて振興に取り組むべきと考えますが、農業振興にかける部長の考えをお伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** TPP協定交渉の大筋合意によりまして、将来の農業経営に対する農家の不安が広がる中で、生産技術や農業経営の改善指導を通じて、中山間地域も含めた生産の現場で農業者を支える普及指導員の役

割は、ますます重要になると認識しております。このため、農業改良普及センターが核となり、これまで以上に関係機関・団体と連携しながら、産地や農業者個々の問題点などを分析し、課題の解決に向けた技術や経営の指導を行うなど、現場に密着した取り組みを強化してまいりたいと考えております。今後とも、生産の現場で直接農業者に寄り添い指導を行う普及指導員の活動をなお一層強化し、地域農業の牽引役として、農業の所得の向上への取り組みを含め、しっかりと役割を果たしていきたい、私も決意を新たにしたいと、そのように考えます。

**○黒木正一議員** 先日、全国農業担い手サミットが行われました。その中央大会で、パネルトークに参加しました門川町の若い女性担い手の方、染田さんが、「農業を守ることは地域を守ることだ」と言われました。ぜひ、地域を守るために、宮崎県を守るために、振興に御努力いただきたいと思えます。

次に、漁業に関しまして、農政水産部長に数点お伺いします。和食ブームが外国では言われておりますが、日本人の魚離れが進んでいます。家計調査年報によりますと、最も多く魚を消費しているのは70代以上で、50代を境として、それ以上は魚をよく食べる世代、それ以下は魚を余り食べない世代ということが言えるようで、20代は60代以上の4分の1しか食べていない。消費の減少、漁業資源の減少、就業者・担い手の減少など、漁業を取り巻く状況は厳しいものがあります。

このような中、天然物に欠けている規格性や安定性を求めた養殖技術が進んでおります。日本人がよく食べる海面養殖魚は、ブリ、カンパチ、マダイ、ヒラメなど、いずれも伝統的でおいしい高級魚で、近年はクロマグロも養殖され

るようになっていきます。海面養殖の発展は漁業の大きな柱となり、日本の水産物市場は養殖魚なしには成り立たないとも言われており、海面漁業全体に占める養殖業の割合は、生産量で2割を超え、生産額では約3割のようですが、本県の海面養殖業の概要と振興対策についてお伺いします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 本県の海面養殖につきましては、収穫量約1万3,000トン、金額にいたしますと約85億円と、本県漁業生産額の約4分の1を占める主要な漁業の一つとなっております。対象魚といたしましては、議員からもお話がございましたが、ブリ、カンパチ、マダイ、シマアジ、マサバなどがあり、中でもブリとカンパチは、生産額の約8割を占める重要な魚種となっております。県におきましては、これまで、シマアジやマサバなどの種苗生産技術の開発や、カンパチ養殖の経営改善に取り組んできたところであります。今後とも、関係団体と連携を図りながら、養殖魚の生産力の向上と、輸出も含めました販路拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

**○黒木正一議員** 本県の養殖漁業、生産額では全体の4分の1ということで、これもかなり大きいものがあります。ただ、養殖適地の制約などから、海面養殖の拡大には限界があり、こうした中で、今後、立地を選ばず、海面、内水面に比べ高い生産性を実現し得る陸上養殖に対する需要が高まっていく可能性があるとも言われているようです。本県における陸上養殖の現状と課題についてお伺いします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 県内における海産魚の陸上養殖につきましては、ヒラメを対象に、6つの経営体が養殖を現在行っております。年間約110トン、生産額にしまして1

億5,000万円程度の生産となっております。このヒラメ養殖につきましては、近年、魚価の低迷や飼料の高騰などによる生産コストの上昇もあって、収益性の向上が大きな課題となっております。このため、県といたしましては、水産試験場による技術的な指導や、カワハギなどの新たな魚種の導入による複合養殖の推進等、経営安定に向けた支援を引き続き行ってまいりたいと考えております。

**○黒木正一議員** 陸上養殖は少ないということですが、陸上養殖は気候・気象の影響を受けにくいものの、最大のネックは、施設整備のインシヤルコスト、電気使用量などのランニングコストが高額になるということのようでありませけれども、海面養殖においても、養殖の対象となる高級魚が、養殖が発展すればするほど、価格が安い大衆魚になってしまう。ブリもマダイもヒラメも、当初の高級魚としての価格から大衆魚の価格まで下がってしまう。近年の養殖業界は、こうした悪循環に陥っているとも言われています。県内の漁港におきましても、県有地に陸上養殖の放棄施設があり、環境上も課題と思われる場所があります。関係部局で何かよい解決方法はないかなど、御検討いただきたいと思ひます。

最後に、漁船の高齢化についてお伺いします。漁業就業者の高齢化と並び、漁船の高齢化が深刻化していると聞きます。全国的には船齢19年が全体の中央値となっているようですが、本県の状況はどうなっておりますか、お伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 本県の漁船につきましては、厳しい漁業情勢の中で、建造後、15年以上の船の割合が、平成26年末で約9割になるなど、老朽化が進んでいる状況にあり



ます。そのような中で、省エネルギーで収益性の高い漁船への転換も含めた漁船の更新の問題は、大きな課題であると認識しております。このため、県といたしましては、国の補助事業等を活用しながら、低燃費型エンジンの導入に係る補助や、高収益型漁船の導入による漁業モデルの実証支援により、漁船や機器の更新に取り組んできたところでありますが、今後とも、国に対して、低燃費型エンジンの導入補助の継続などについて強く要望してまいりますとともに、関係団体と連携しながら、漁船の更新対策についてしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

**○黒木正一議員** 本県の漁船も相当高齢化が進んでいるということでありまして、現在、リースの取り組みとかいうのが話題になっておりますが、漁業が継続して取り組める対策をぜひお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。(拍手)

**○中野廣明副議長** 次は、押川修一郎議員。

**○押川修一郎議員**〔登壇〕(拍手) 自由民主党の押川修一郎でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、TPPについてお尋ねいたします。

TPPの意義は、我が国への経済効果だけにとどまらず、新しい経済圏をつくります。アジア太平洋地域における新たなルールをつくり上げていくことは、日本の国益となるだけでなく、必ずや世界に繁栄をもたらすものと確信をしています。

首相は、関税の撤廃・削減で巨大な自由貿易圏をつくるTPPを経済施策アベノミクスの柱と位置づけ、約5年半に及んだ交渉は難航をきわめたが、TPPが発効されれば、消費者には海外からの農産品が安く入手できる利点があ

る、日本からの輸出増加も期待できる、TPPを攻めの農林水産業に切りかえるチャンスにしていくと決意されましたが、TPP交渉の内容については、まだまだ十分な説明がされていないと思っていた中、10月5日に政府は大筋合意を受け入れました。そこで、知事は、この大筋合意を受け、県としての今後の対応について、どのような指示をされたのかお伺いし、以下の質問は質問者席からお尋ねさせていただきます。(拍手)〔降壇〕

**○知事(河野俊嗣君)**〔登壇〕 答えします。

TPP協定交渉につきましては、大筋合意に至った翌朝、10月6日に、宮崎県TPP協定対策本部会議を開催したところであります。TPP協定につきましては、物品関税だけでなく、投資や知的財産など、幅広い分野で新しいルールを構築するものでありまして、農林水産業を初めとした県内の産業、また県民の生活等にもさまざまな影響が及ぶことが想定される場所でもあります。対策本部会議の中では、合意内容の詳細な内容について情報収集に努めること、農業を初め本県産業にどのような影響があるのか分析すること、国に対し県として必要な要望をしていくこと、農家はもとより県民の不安にしっかり向き合って対応することという指示を出したところであります。以上であります。

〔降壇〕

**○押川修一郎議員** ありがとうございます。ただいまありましておとり、情報の収集、影響の分析が一番大事だろうと思います。そこで、全国各地で品目を含み説明会が行われています。本県でも10月30日、畜産関係説明会がアズムホールで開催されました。このことを受けて、県では農業への影響を分析されたとのことですが、

が、どのような結果となったのか、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** TPP協定の大筋合意は、農畜産物の関税引き下げや撤廃を内容とするものであり、本県農業産出額の6割を占めます畜産を初め、農業への影響が懸念されるところであります。

主な品目として、まず、畜産につきましては、当面、輸入が急増する可能性は低いものと見込まれますが、長期的には、関税引き下げによる価格の下落を懸念しているところであります。また、米につきましては、政府備蓄米の運用など、国産米に与える影響を回避する確実な措置が講じられない場合には、国産米全体の価格への影響が懸念されます。野菜、果樹等につきましては、影響は限定的であると見込まれますが、長期的には、輸出相手国の変化等により、影響が懸念されるところであります。

一方、牛肉や花卉等につきましては、輸出先の国の無税枠の拡大であるとか関税撤廃等によりまして、アメリカを中心に輸出の拡大が期待されるところであります。

**○押川修一郎議員** 国は合意内容について、一度に情報を出すのではなく、3回にわたって情報提供されましたが、これまでの説明会の中でも、参加者の不安が払拭され、将来に向かって歩き出そうという気持ちにはなっていないと思います。先日もいきなり、ピーマンでは価格下落の影響が懸念されるなどの報道があり、生産者には動揺が広がっており、このように大きな変革は、生産者も含めて十分に理解することが重要であります。合意内容の周知徹底にどのように取り組んでいくのか、同じく農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** TPP協定の

大筋合意により、畜産を初め本県農業への影響が懸念されており、生産者に不安が広がっていると、そのように認識しております。このため県では、農業改良普及センター等を通じ、生産者の意見の聞き取りや情報提供を行いますとともに、国に対し、合意内容の十分な情報提供と丁寧な説明について、あらゆる機会を通じて要望してきたところであります。その結果、国では大筋合意後、畜産などの各分野ごとの説明会やJA宮崎県大会における説明などの対応をいただいたところであります。県といたしましては、引き続き、国や関係団体と連携し、農家の不安にしっかりと向き合いながら、さまざまな機会を捉えて意見交換を実施するなど、合意内容や今後の対策等につきまして、周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** 実は昨夜もJA西都都於郡支所、私の農協の配列の中でありましてけれども、壮年部約40～50名の仲間と一緒に、勉強会の中で、あと懇親会を含めて、いろんな意見交換会をしたんですが、今ありましたとおり、いろんな普及所あるいは農業団体、農協の職員、指導員あたりと一緒に、これからいろんなものが出てくると思いますので、しっかり情報を伝えていただくことが大事だなと思いました。仲間も一生懸命、今、現場で仕事をしているわけですから、これはしっかりそういう状況の中でお願いしておきたいと思います。

また、国が大綱を取りまとめ、そして今後、集中的な対策を打つということですが、県はこの大綱の取りまとめに際し、知事みずから要望していらっしゃいます。その要望が今回の大綱にどのように反映されたのか、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 県では、国に

対しまして、先月、再生産が可能となる万全の対策等について、包括的な要望を行いますとともに、今月12日には、国の大綱に本県の実情が反映されるよう、1つ目がセーフティーネットの強化、2つ目が生産体制の強化、3つ目が攻めの輸出体制と6次産業化の強化、4つ目が担い手の確保・育成と地域サポート体制の強化、それから、5つ目として地域政策の強化の5つの視点から、具体的な対策を講じるよう国に要望を行ったところであります。

その結果、最も影響が懸念されます牛・豚につきましても、制度の法制化や補填率の引き上げ、国庫負担水準の引き上げなどの経営安定対策の充実や、畜産クラスター事業の拡充などが盛り込まれましたほか、水田・畑作・果樹等の国際競争力の強化を図る「産地パワーアップ事業」の創設や、漁業の担い手へのリース方式による漁船導入など、大綱に我々の要望した多くの項目が盛り込まれたものであると考えているところであります。

**○押川修一郎議員** 要望されたことを大綱の中にある程度導入していただいたということでありまして、本当に皆様方の努力というのは見ていきたい、評価させていただきたいと思いますが、大綱を受けて、県は今後どのような対応をしていくのか、知事にお伺いしておきたいと思っております。

**○知事（河野俊嗣君）** 今、答弁申し上げましたとおり、国の大綱には、本県が要望した項目が多数盛り込まれているわけでありまして、農業を基幹産業とする本県の実情が反映された内容となっているものと考えております。大事なことは、これを具体化し、また実行していくことでありまして、県といたしましては、今後、大綱の内容が確実に実行されるよう、国の動きを

注視しますとともに、具体的な対策が打たれた際には、生産者や関係団体等と連携し、積極的な活用を図ってまいりたいと考えております。今後とも、農家の皆様が希望を持って農業に取り組むことができるよう、国際競争を勝ち抜く生産体制の強化や攻めの海外展開など、県として必要な対策を行い、本県農業の成長産業化に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** ありがとうございます。本当に農業県宮崎であります。基幹産業の農業、そして関連する人たちがたくさんいらっしゃるわけですから、しっかりお願いしておきたいと思っております。

ここで要望したいと思いますが、国においても、関税撤廃まで最長16年かかる品目もあり、対策を効果的に実施し、基金を設置・拡充することを検討されているようであります。県におきましても、国の対策を活用しながら、各種施策を実施されると思いますが、口蹄疫のファンド事業は5年間で30億円でした。TPPは県内全域に大きな影響を与えることが懸念されますので、県としても、例えば5年間で100億円の基金を設置し、農業者の不安を一気に振り払い、農業生産の体質を一気に強化するようなことが必要であると考えておりますので、ぜひ知事を中心に検討していただければありがたいと思っております。

次に、ミラノ国際博覧会への本県の出展に伴い、河野知事と一緒に、昨年3月に見つかった、私の地元出身の伊東マンショの肖像画を所有されているトリブルツィオ財団を訪問しました。そこでのトリブルツィオ理事長と知事の会談で、来年、肖像画の里帰りが決まり、地元の皆さん方も大変喜んでいらっしゃいます。ま

た、銀鏡神楽奉納も海外で初めて披露され、多くの来場者が見入り、「宮崎県は神秘的」「伝統的なものは受け継いでほしい」等の温かい声をいただいたということで、大変喜んでおられました。あわせて、知事には感謝申し上げたいと思います。それから、今回のミラノ博、企業に対するフォローアップにつきましては、昨日、田口議員のほうから質問がございましたので、割愛させていただきます。

そこで、ミラノ博に続いて出展されたアヌーガ2015が2年に一度開催され、世界108カ国、7,000社以上が参加し、約16万人の来場者があったということであります。今回の見本市、県内からも12社が出展されたようですが、出展した企業における畜産物や水産物及び林産物のその後の商談の状況について、農政水産部長及び環境森林部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** ミラノ万博及びアヌーガにおきましては、宮崎牛、ブリ、茶などの農水産物が出展され、高い評価を得るとともに、多くの商談を行ってきたところであります。そのうち、宮崎牛につきましては、フランスの輸入業者との商談が成立し、既に取り引きが開始されております。年明け以降も追加の注文が入っていると伺っているところであります。また、ブリにつきましては、9カ国の業者との商談が進んでおまして、そのうちドイツの輸入業者とは、日本食レストラン向けの商談が成立し、既に出荷が始まっていると伺っております。このように、出展の成果が見え始めており、EU向け輸出に手応えを感じているところであります。県といたしましては、引き続き、商談機会の提供など、輸出に取り組む産地・企業への支援を行いながら、輸出拡大に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 林産物につきましては、乾シイタケが出展されましたが、農産物と同様、試食の提供などを通して高い評価を得るとともに、鋭意、商談が進められたところでございます。そのうち、現在1社が、デンマークの企業と輸出に向けて具体的な内容を詰めておまして、その他の出展企業でも、商社等と連携して、商談が続けられている状況でございます。このように、林産物につきましても、輸出の可能性に手応えを感じておまして、日本食ブームの中、高級食材としての乾シイタケのヨーロッパ市場での販路開拓に、多いに期待しているところでございます。今後とも、産地や企業等と連携しながら、本県林産物の輸出に向けて、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** 今回のミラノ博、そしてアヌーガ、それぞれ宮崎の牛肉を初め、ブリ、シイタケ、本当に評価が高く、継続ができるような形の中で、今後、輸出もできるということでもありますから、本当にありがたい結果だなと感じさせていただきました。中でも、宮崎牛は評判がよかったわけでありまして、今回、フランスとの商談が成立しているということでありまして、喜んでいるところであります。

そういう中で、今回、EU市場へ出展を決定した段階から根幹にあるのは、ミラノ万博はゴールではなく、きっかけである。県産品を試食してよかったというだけで終わりにはしたくない。フードビジネスアカデミーを開いて、コースの一つにEU市場販路開拓実践塾を設置し、海外輸出における規制や基本的なノウハウの取得を含め、準備を行ってきた経緯もあります。本年度中には、みやざきグローバル戦略を策定し、米国、EU圏を含む世界市場を視野に入れ

た、さらなる海外展開を進めていかれるということ、知事が述べていらっしゃいます。

今回の牛肉の出展では、本県はヨーロッパ向けの基準に適合する施設がなく、鹿児島県の認定工場で屠畜されたものを再度買い取って出展されたと聞いておりまして、残念でなりません。今後、EUなど輸出先の基準をクリアした食肉処理施設を整備しなければ、知事が言われるように、今後、宮崎牛の海外輸出を積極的に進めていくことはできないと考えております。そこで、EUへの輸出を見据えた食肉処理施設を整備すべきと考えますが、知事の決意をお願いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 私は、今回のミラノ国際博覧会におきまして、宮崎牛を試食された一般の消費者の皆様、またレストランのシェフからの高い評価をお聞きしまして、改めて、宮崎牛の持つ高いポテンシャルとEUへの輸出に大きな可能性を感じたところであります。そして、県内にもEU輸出に対応できる食肉処理施設をぜひ整備したい、そこで処理した宮崎牛を自信を持って送り出したいという思いを、これまでも増して強く抱いたところであります。

これまでも畜産新生プランなどで、その課題は掲げておったところであります。整備に当たりましては、多額の費用を要するなど課題もありますが、私としましては、ぜひとも宮崎牛を新たな世界の舞台でアピールしたいと考えておりますので、その実現に向けて、関係者の意向も踏まえ、具体的に検討を進めてまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** ありがとうございます。知事の意気込みというものとはとれるわけですが、通告はしておりませんでしたけれども、ミヤチク施設も老朽化している状況の中で、

例えばミヤチクあたりから、御相談とか何らかの形で支援をとるか、そういったお話は来ていないものではないでしょうか。あればお聞きしておきたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** ただいま答弁した「関係者の意向も」というのは、ミヤチクなどの関係者ということでありまして。しっかりと、大きな目標に向けて協議を進めてまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** 国も輸出1兆円産業という考え方もあるようでございますから、今回、先ほど言いましたように、TPPの中でそういったものがもし出てくれば、早目に要請なりあるいは要望をしていただければありがたいと思います。

次に、観光振興について伺います。

来春の北九州—宮崎間の開通を前に、東九州自動車道の佐伯—蒲江間が本年3月に結ばれました。佐伯—蒲江間の開通により、ようやく大分県と結ばれ、北九州ともほぼつながりました。県南地域などの課題はまだ残りますが、人・物・金・情報の流れが変わり始めています。九州地方整備局と西日本高速道路が取りまとめた、この夏の観光面の効果を見ますと、主要観光地などの8月の入り込み客数は、前年同期の1.1倍、本県11の施設で、開通前と開通後では、約5万4,000人の観光客が増加したということでありまして。開通効果が出ていると考えますが、高千穂などの観光地の状況について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 御質問にありましておおり、NEXCO等が実施した調査によりますと、本年8月の本県の主要観光施設11施設への入り込み客数は、東九州自動車道

大分一宮崎間の開通効果もありまして、昨年の46万人から51万4,000人と、5万4,000人増加したところでございます。また、観光施設等での滞在時間の延長とともに、観光施設を3カ所以上立ち寄る車両が約60%に達するなど、さまざまな効果があらわれてきているところであります。

特に、県内観光地の代表的なものである高千穂峡についてであります。これは高千穂町による調査によりますと、ことしのゴールデンウィーク7日間の入り込み客数が、昨年の約8万人から約12万人と、1.5倍に増加するとともに、ことしのシルバーウィーク5日間だけで、約11万人が訪れたと伺っております。県といたしましては、引き続き、開通効果が県内全域に波及するよう、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** 東九州自動車道の効果というものがあらわれているなど、今の数字を聞いても、わかったところであります。

同じく、東九州自動車道を活用し実施されている「大分・宮崎ドライブパス」は、大変好調だと聞いております。先ほども言いましたとおり、いよいよ来春には北九州までつなぐと、さらに利用者が多くなると思います。ドライブパスの現在の状況と、来年度以降も続けてほしいと思いますけれども、商工観光労働部長のお考えをお伺いいたします。

**○商工観光労働部長(永山英也君)** 「大分・宮崎ドライブパス」につきましては、このキャンペーンが本県への誘客効果に大きく貢献することから、NEXCO西日本や大分県等と連携し、北部九州や中国・四国地方を主なターゲットとして、メディア等を活用した認知度向上に、積極的に取り組んできたところでございま

す。NEXCO西日本からは、報告があつておりますが、ことし3月の佐伯一蒲江間の開通効果もあり、今月15日時点で、昨年の利用実績の2,420件の4倍を超える1万件以上の申込数となっております。北部九州を中心に、また中国地方からの申し込みも増加していると伺っております。

県といたしましては、来年春には北九州一宮崎間が全線開通することによりまして、さらなる事業効果も期待できると思いますので、継続して実施いただけるよう、NEXCO西日本に対して、大分県と共同で要望してまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** 話によりますと、通常、福岡一宮崎間、今1万円以上かかるということでありました。ドライブパスを使うと約半額ということでありますから、メリットはあるわけがあります。積極的な働きかけをお願いしておきたいと思っております。

実は、11月4日から、特別委員会で北陸3県の観光振興の調査に行つてまいりました。特に、北陸新幹線東京一金沢間開通により、石川県では新幹線効果があらわれ、ホテルはほぼ満室で、なかなか予約もとれないような状況だとお聞きして、うらやましい限りであります。福井県での取り組みは、数ある観光地の中から、恐竜博物館と一乗谷朝倉氏遺跡をツートップに選定し、観光地として磨き上げ、そこから県内観光地へ結びつけていくということでありました。本県も、東九州自動車道の開通で、観光客が増加している高千穂の効果を県内に広く波及させるために、福井県の取り組みを参考にしてはいかかかと考えております。具体的には、県央地区の観光地、特に世界遺産登録を目指しております西都原の磨き上げが重要だと思いま

が、商工観光労働部長のお考えをお聞かせください。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 本県と大分県が東九州自動車道でつながった、その効果を県内全体に波及させることが必要でありまして、そのためには、県内観光地の磨き上げが一層重要であると考えております。その中でも特に西都原は、国内最大級の古墳群を擁し、菜の花やコスモスで彩られる本県を代表する観光地の一つであり、県の中央部に位置する地理的な特性からも、今後、県内周遊の核になり得る、あるいは核になるべきと考えております。こうした中、県では、関係市町とともに、西都原を初めとする本県の古墳群を、世界遺産も視野に入れ、観光振興や地域づくり等に生かしていく方策を検討する勉強会を立ち上げたところであります。引き続き、観光資源としての磨き上げを図りながら、誘客に努めてまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** ありがとうございます。よろしく願いしておきます。今回、この発表を見たときに、福岡、大分あたりから延岡、高千穂、鹿児島からも宮崎を通って高千穂、その先は、おそらく福岡に上がるか、鹿児島に帰られるかということですから、しっかり、高千穂に行かれた観光客の方々を、宮崎中央、そして南にどう引っ張っていくか、あるいは高千穂に行かなくて、こちらのほうに先に来て、帰りに高千穂から福岡に帰ってもらう、そういった工夫というものが大事じゃないのかなと思いましたので、今回、東九州自動車道、観光についての質問をさせていただいたところでありまして。よろしく願いしておきたいと思えます。

次に、企業誘致についてお伺いします。

本県の豊富な農林水産資源を生かしたフード

ビジネス関連産業、情報通信技術（ICT）を活用した成長性の高い情報サービス産業、環境、エネルギー及び医療機器等の次世代型産業、東九州自動車道等のインフラ整備を生かした自動車関連産業、物流関連産業などの振興や県内への企業立地を促進するとあります。アクションプランでは、平成23年から26年、企業立地100件、雇用創出数5,000人の目標に対して、実績は、企業立地135件、雇用創出数5,524人です。これを受けて、平成27年から30年、企業立地目標150件、雇用創出数6,000人と、高い目標を掲げておられますが、企業立地目標の達成に向けた今後の取り組みについて、知事にお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 企業立地は、雇用の確保と地域経済の活性化に即効性のある取り組みであります。アクションプランに、今御指摘がありましたような、本年度からの4年間で立地企業150件、6,000人の雇用創出という、これまでの4年間で上回る目標を掲げて、重点施策の一つとして取り組んでいるところであります。この目標を達成するために、フードビジネス関連産業や情報サービス産業などの重点分野に加算措置を設けるなど、企業立地促進補助金を拡充しますとともに、立地の受け皿となる基盤整備や本県の立地環境の魅力の発信、私が企業を訪問してのお手伝いなどもしておりますが、立地企業に対するきめ細かなフォローアップなどに取り組んでいるところであります。

本年10月末現在で、立地件数が21件、最終雇用予定者数は739人となっているところであります。今後、東九州自動車道や細島港等のインフラの整備促進を追い風としまして、引き続き、これらの取り組みを市町村とも連携の上、推進しますとともに、私みずからも先頭に立ちまし

て、企業立地活動に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** ただいま東九州自動車道とか細島港のインフラあたりが進んでくるということで、特に、知事、以前にも、東九州道の開通により、北部九州には3系列の大手自動車メーカーの立地を初め、自動車産業がありますが、県内の関連企業の支援を目的に、昨年、福岡豊前市に宮崎県自動車産業北部九州フロンティアオフィスを開設されました。営業活動の拠点としての活用に加え、現地自動車メーカーの社員を委嘱し、販路開拓や取引のサポートも行っていただいております。引き続き、我々も、北部九州の自動車関連の企業誘致に期待しておりますので、ぜひ、よろしくお願い申し上げます。

また、今、フォローアップというようなことも、知事の答弁の中にあつたところではありますが、ただいまお答えの中に、きめ細やかなフォローアップなどに取り組んでいるとの答弁でした。私も、企業の誘致だけでは不十分だと考えております。誘致した企業を宮崎に定着いただくよう、しっかりフォローアップするべきだと考えますが、立地企業のフォローアップの取り組みについて、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 立地企業のフォローアップにつきましては、4人の専任職員を配置しますとともに、市町村や県外事務所、総務商工センター等と連携しまして、立地企業の県内事業所はもとより、県外の本社などを定期的に訪問しております。本年度は、10月末現在で231件の訪問を行い、経営状況等の把握に努めますほか、人材育成や設備投資等に関する要望、相談に対して、関係機関と連携して対

応しているところであります。立地企業の地元定着や事業拡大の促進を図る上で、フォローアップは非常に重要であります。今後とも、立地企業が末永く県内で操業を続けていただけるよう、積極的な企業訪問を行い、きめ細かな支援に取り組んでまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** ありがとうございます。

宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略では、資源を呼び込むとあります。具体的な施策の一つとして、都市部から本県への企業・人材等の移転や県内企業の事業拡大に取り組まれるとのことですが、本社機能の移転・拡充について、今後どのように取り組んでいかれるのか、知事にお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 企業の本社機能の地方移転・拡充につきましては、都市部から地方への人の流れを生み出しまして、若者等の雇用の拡大や地域経済の好循環につながる効果があるものと考えております。このため、県としましては、国の新たな税制優遇措置の創設に伴いまして、本年10月に、本社機能の移転・拡充を目指す区域等を定めた「地域再生計画」を策定しまして国の認定を得るとともに、九州各県に先駆けて、独自の補助メニューを設けたところであります。

先般、東京で企業立地セミナーを開催したところでありますが、その中で私みずから、本社機能の移転・拡充についても、参加企業の皆さんへプレゼンを行い、具体的な提案活動を行ったところであります。今後、県外におきましては、宮崎にゆかりのある企業をターゲットに、本社機能の移転・拡充の働きかけを行うとともに、県内におきましては、立地企業のフォローアップ訪問等の中で幅広くアプローチしていくこととしており、私自身も積極的にトップセー



ルスを行ってまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** 知事、しっかりお願いしておきたいと思っております。

次に、全国農業担い手サミットについてであります。

初代開催は、山形県酒田市の認定農業者の呼びかけを端緒に、「認定農業者サミット」として山形県で開かれたのが平成10年です。平成18年から現在の名称に改称され、今日まで継続されています。今回、本県で初めて「第18回全国農業担い手サミット in みやざき」が、市民文化ホールで皇太子殿下御臨席のもと、全体会には全国の農業生産者約1,700名が参加され、「語ろう未来を受け継ごう今を！ 農業の無限の可能性を信じて」を大会テーマに開催されました。

皇太子様からは、「大きな転換期を迎える中、新しい時代を切り開く日本の農業を力強く築いていかれることをお願いします」と、心強いお言葉をいただいたところでもあります。また、ともに開会行事のすばらしさに感動したところでありました。また、全体会行事も、担い手メッセージや女性3人を含む6人のパネルトークなど、大成功だったと思います。そこで、本県での開催の狙い、大会会長としての所感を知事にお伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 全国農業担い手サミットにつきましては、県内外から農業の担い手が一堂に会し、交流や相互研さんを通じて、みずからの経営改善と地域農業の発展を目指しまして、夢と希望を語り合うとともに、口蹄疫の終息から5年となる本県が、全国からいただいた御支援に感謝しながら、再生・復興に全力で取り組む姿を全国に発信するという強い思いのもとで開催したところでもあります。大きな成果を

得ることができたものと考えております。

また、皇太子殿下の行啓を賜り、農業大学生や県内青年農業者との御交流を初め、多くの担い手の方々に励ましのお言葉をいただくなど、参加者に強い感銘と元気をいただいたところでもあります。サミット直後に行われました秋の園遊会にも参りまして、御来県へのお礼を申し上げるところであります。直接殿下から「よい大会でしたね」とお褒めの言葉をいただいたところでもあります。

さらに、農業高校生やベテラン農業者による力強い担い手メッセージや、若手や女性農業者を交えたパネルトークなどを通じまして、参加者が日本の農業に夢と希望を持って邁進できる、新たな改革の扉を開く大きな契機となったものと考えております。

**○押川修一郎議員** ありがとうございました。

全体会終了後には、8会場で地域交流会も開催されました。私も児湯地域交流会に参加しました。高鍋町四季亭の会場は満杯で、女性の方も多く、生産者同士、さまざまな意見交換、交流が行われていました。次の日は、県内38コースに分かれて現地研修会が開催され、本県の農業のすばらしさが参加者に伝わったと思いますが、そのようなことも含め、全国農業担い手サミットの開催の成果と今後はどう生かしていくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長(郡司行敏君)** 今回の全国農業担い手サミットは、「語ろう未来を受け継ごう今を！ 農業の無限の可能性を信じて」のテーマのもと、県内外から約1,700名の参加を得て開催したところでありまして、全体会、地域交流会等を含め、担い手の皆さんが、さまざまな形で交流して、活発に意見交換をしていただいたものと考えております。県内参加者から

は、サミット全体を通じて、全国の担い手と大いに交流を深めることができたと同様に、県内外の担い手にとりまして、さまざまな刺激を受けて、みずからの経営発展を考える、すばらしい機会になったものと考えております。今後は、サミットを通じて構築されました担い手の皆様のネットワークをさらに強化いたしますとともに、意欲ある担い手の経営改善を後押しし、本県農業のさらなる発展につなげてまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** さらに続きますけれども、担い手サミット開催前に、10年ぶりに「第14回全日本ホルスタイン共進会北海道大会」が、10月23日から26日まで開催されました。大会の中で高校生の枠があり、高鍋農業高校が第3部で1等賞4席、都城農業高校が第7部で1等賞5席に入ったとのことでありまして、とてもすばらしいことであり、私もうれしくなりました。これからはしっかり頑張ってもらいたいなと思ったところであります。

このように、将来の畜産を担う高校生が活躍しています。担い手サミットでも、担い手メッセージで、都城農業高校2年生の興梶君がすばらしい発表を行ってくれました。今後の担い手の育成を進める上で、職業意識の高い農業高校生を育てることが重要だと考えますが、農政水産部長に考えをお聞きいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 今回の全国農業担い手サミットでは、今お話がありましたように、都城農業高校の2年生が発表いたしました「「和牛日本一！グランドチャンピオン獲得」私はこの夢を必ず実現します」という力強いメッセージが、参加者の皆様に大きな感動を与えました。今後の担い手の育成を進めていく上で、大きな夢を抱く意識の高い農業高校生を

育てていくことが極めて重要であると、改めて認識いたしましたところであります。このため、教育委員会とも十分連携を図りながら、小学校、中学校の早い段階から、本県の魅力ある農業の姿について情報発信を行いますとともに、食育や農業を実際に体験する活動等を行い、将来、多くの若者が、夢と希望を持って農業を職業として選択するような環境づくりに、今後とも努めてまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** ありがとうございます。今回も、まだ2日目でありますけれども、農業担い手の問題も、いろいろ議員からも出ております。このように、しっかりした高校生もいらっしゃるわけでありますから、こういった方々が宮崎県の後継者として、今後を担う農家の子供として、大きく、大きく育ててほしいなと思います。今回通告しておりませんから、教育長にもお願いしておきたいと思いますが、小学校、中学校の段階から、そういった意識を持ってもらうような教育をぜひお願いしておきたいと思っております。

次に、全国和牛能力共進会3連覇についてであります。

「第11回全国和牛能力共進会」の特徴は、それぞれの時代における和牛生産と改善上の重要課題を反映した出品区を設定し、日常の登録事業を通じた改良の成果の検証とあわせ、次世代を託せる素材の選択と展示により、今後の和牛改良の方向性を明示することにあると思っております。このような中、本県は、29年9月に開催される全共3連覇に向けて、28年度は準備の年になると思っております。現在、ライバルと言われております開催県宮城県を初め、他県が本県の優秀な子牛を買い求めているとも聞いております。そこで、子牛価格が平均70万円前後と高値取引が

行われていますが、雌子牛の保留対策が大事だと思います。例えば、1頭20万円、500頭導入の補助などの対策を打って3連覇を達成していただきたいと考えますが、知事のお考えをお聞きしたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 今後とも、宮崎牛がチャンピオンブランドとして確固たる地位を築き、世界の注目が集まります東京オリンピック・パラリンピックで「日本一の宮崎牛」をPRするためには、何としても前人未到の3連覇を達成しなければならないと考えておるところであります。ほかの県としても、「今度こそは自分たちが」という強い思いで臨んでくるわけありますから、我々としても、並々ならぬ覚悟と、万全の準備をして臨むことが必要であろうと考えております。

現在、県推進協議会を中心に、生産者、関係団体等が「チーム宮崎」として一丸となり、2年後に迫りました宮城全共に向けまして、出品牛の作出など全力で取り組んでいるところであります。出品対策を総合的に進める中で、特に来年度は、出品候補牛となる優良雌子牛の保留が重要であると考えております。私としまして、県推進協議会の名誉会長でもありますので、万全の準備ができますよう、引き続き、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** よろしく願いしておきたいと思います。やはり知事のそういう姿勢が、関係機関の方あるいは生産者に伝わってくる、県民にもそうだと思います。今度こそ3連覇でありますから、オール宮崎、そういう姿勢の中で取り組んでいただくことが一番大事だと思います。それと、先ほど言いましたとおり、これには予算というのが必ずついてくると思いますので、しっかり予算もつけていただいて、万全

の体制の中で2年後を迎えていただければありがたいと思いますので、よろしく願いしておきたいと思います。

同じく、肥育の候補牛導入は、前回2連覇を達成した長崎大会においては、84頭を肥育農家にお願ひしたと聞いております。先ほども述べましたが、子牛価格が高騰している中、肥育牛対策も重要だと考えますが、今回どのような対策を考えておられるのか、農政水産部長にお願ひいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 宮城全共に向けた出品対策のうち、肥育牛の対策につきましては、肉牛の部に出品する候補牛を作出するため、平成26年度から、産肉能力にすぐれた繁殖雌牛に計画的な交配を実施してきているところであります。来年には、候補牛の選定を経て、肥育農家に導入することといたしております。肥育農家におきましては、通常の肥育よりも早期に素牛を導入し、肥育期間も短縮して早期に出荷しなければならないなど、高度な飼育管理が求められますとともに、定期的な調査により、牛への負担も伴いますことから、肥育農家へきめ細やかな支援を行う必要があると、そのように考えております。今後とも、全共3連覇を達成するため、「日本一の努力と準備」を合い言葉に、しっかりとした対策を関係機関・団体と一緒に講じてまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** 肥育の生産者の仲間もたくさんいるわけでありましてけれども、このことを男のロマンとしてやりたいという人もいらっしゃると思います。ただ、ロマンだけではなかなか難しい面もありますから、ぜひお願ひしたいと思いますが、部長の意気込みは十分伝わってきましたので、先ほど知事にも言いましたけれど

も、しっかり来年度、予算もつけていただいて、向かっていただければありがたいと思います。よろしく願いしておきます。

最後に、森林・林業行政について5問ほどお伺いいたします。

まず初めに、森林・林業行政を推進していく上で、その根幹をなす「第七次宮崎県森林・林業長期計画」について伺います。この長期計画は、杉素材生産量24年連続日本一となるなど、全国を代表する林業県である本県にとって、非常に重要な計画であると思います。現行の計画は、平成23年度から32年度までの10年間の計画期間としており、これまでさまざまな施策が講じられておりますが、策定から5年経過するため、中間年度である今年度に改定されることとなっております。近年の林業界は、木質バイオマス発電に係る燃料安定供給体制の整備など、川上から川下にわたる新たな課題が発生し、5年前からすると情勢が大きく変化しております。このような状況のもとで改定となるわけですが、改定のポイントについて、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 本県では近年、大型製材工場や木質バイオマス発電施設の稼働、さらには大都市との連携協定の締結など、林業を取り巻く環境が大きく変化するとともに、再生林の増加に伴う苗木の不足や野生鳥獣による森林被害の増加など、多くの課題も出てきている状況でございます。そこで、こういった諸課題に的確に対応するため、現在、県議会を初め、森林審議会や県民の皆様の御意見も伺いながら、森林・林業長期計画の改定作業を進めているところでです。

改定のポイントとしましては、大きく3つの視点を持っているところでございます。1点目

は、森林づくりとして、「伐って、使って、すぐ植える」という資源循環型林業の確立、2点目が、産業づくりとして、CLTの活用や輸出促進による県産材の需要拡大、それから3点目が、人づくりとして、「みやざき林業青年アカデミー」による次世代の林業担手の確保・育成、こういったことを盛り込みながら、本県林業の成長産業化を図る計画にしていきたいと考えているところでございます。

**○押川修一郎議員** 計画がしっかりできるようにお願いしておきたいと思います。

森林環境税についてお伺いいたします。森林環境税につきましては、平成18年度に導入され、平成23年度からさらに5カ年延長されておりますが、その課税期間も本年度までとなっております。9月議会では、宮原議員の代表質問に対し、「森林を県民共有の財産として、将来に向けてしっかりと守り育てていくためにも、森林環境税は貴重な財源であり、継続してまいりたい」との知事の答弁がありました。今回、条例の一部改正により、森林環境税の適用期限延長の議案が上程されているところでありますが、森林環境税を導入し、この10年間でどのような成果があったのか、また、次の展開としてどのようなことを考えておられるのか、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 森林環境税につきましては、これまで「県民の理解と参画」「公益的機能の重視」「資源の循環利用」の3つの視点から、さまざまな施策に取り組んできたところでございます。その結果、森林ボランティア団体数が増加するなど、県民参加の意識醸成が図られるとともに、広葉樹の植栽など森林の整備等によりまして、公益的機能の維持増進が図られたところであります。また、木づか

い運動等によりまして、木材利用の意義や重要性を広く県民にアピールできまして、県産材利用の促進が図られたものと考えております。今後は、全ての世代を通じた森林環境教育や木育など、「森林を守り育む次代の人づくり」を4本目の柱に据えまして、国土の保全や地球温暖化防止など、森林の有する公益的機能が持続的に発揮されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** しっかりお願いしておきたいと思います。

松くい虫の被害についてであります。本県における松くい虫被害については、9月議会で日高陽一議員が質問いたしました。先日の地元紙でも一面トップ記事として扱われるなど、県民の問題意識が高まっているところです。私は、県議会海上保安議員懇話会で、巡視船「たかちほ」に体験乗船をさせていただきました。その際、海から見る一ツ葉に愕然といたしました。一ツ葉の松が赤く松枯れしており、昨年以上に深刻な被害じゃないかなと思っております。そこで、松くい虫被害の現状とその対応策についてどのように考えているのか、環境森林部長に伺います。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 本県の松くい虫被害につきましては、ここ10年ほど横ばいで推移していたんですが、昨年度増加に転じたことから、ことし5月末までに追加的な伐倒駆除を実施したところでございます。しかしながら、8月中旬から再度、松枯れの状況が出現し始めまして、9月末時点での県全体の被害量は前年度の1.4倍、特に宮崎市では、海岸沿いを中心に約3倍と大きく増加しておりまして、大変深刻な状況であると認識しております。

松林は、防風や塩害防止等の公益的機能の発

揮はもとより、観光景観上も大変重要です。一方、所有者や管理者が多岐にわたりますことから、県では今月、庁内に関係各課から成ります緊急対策プロジェクトチームを設置するとともに、それぞれの松林を所管する森林管理署や関係市町、団体、ゴルフ場などと連絡会議を開催しまして、相互に連携して、迅速に対策を実施することといたしました。

具体的には、1点目が、新たなカミキリムシが飛び出して感染が拡大し始める5月下旬までに被害木を全て伐採すること、2点目が、伐採した木はチップ化し、できる限りバイオマス燃料として有効活用すること、3点目が、伐採後は、松くい虫に強い抵抗性松や広葉樹の植栽を進めることなどを順次実施してまいります。

**○押川修一郎議員** なかなか広範囲でありますから、大変なところもあるかなと思っております。しかし、午前中の松村議員の質問にもありましたとおり、一ツ葉というのは、一ツ葉有料道路があり、これも観光の一つの道でありますから、関係機関と一緒に、しっかり対策ができるようお願いしておきたいと思いません。

次に、2020年、オリンピック・パラリンピックが東京で開催されます。この大会では、世界有数の森林国である我が国が、高い木材利用技術、木の伝統・文化など、日本らしさを世界にアピールする絶好の機会として、国を挙げて大会関連施設等への木材利用の推進に取り組むと伺っております。本県は、日本有数の木材供給力と高度な木材利用技術を有しており、これらの強みを生かして、この大会では、競技場や選手村などの関連施設に木材、特に本県を代表する杉を積極的に活用していただき、本県林業の成長産業化につなげていきたいと考えておりま

す。そこで、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会施設の木造化に向けた取り組みについて、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 木材の利用が世界的潮流となっている中、東京オリンピック・パラリンピック大会の競技関連施設に木材を積極的に利用することは、国内外の多くの人々に対し、木のよさや我が国が誇る木の文化、さらには技術力を感じていただく絶好の機会であると考えているところです。そのような中、8月には、国会の自由民主党議員団が先進地の1つとして本県の大型木造施設を視察され、同党より政府に対して、木材利用に関する申し入れがなされたほか、日本建築士会連合会も競技場の屋根を木造とする提言を行っております。

このため本県では、国や東京都など関係先に対しまして、東京オリンピック・パラリンピック大会の競技関連施設への木材の積極的な活用等について要望を行っているほか、本県の有する、我が国トップレベルの国産材供給能力や木の花ドーム建設などで培った経験を生かしまして、高度の杉利活用技術の提供や新たな企画提案などにも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** ありがとうございます。オリンピック誘致も大事でありますけれども、知事、部長と一緒に、本県の杉を使う木質化、ぜひ、かないますように努力していただければありがたいと思います。

最後の質問になりますが、「宮崎県水源地域保全条例」に基づく取り組みについてであります。本県は、県土の76%を森林が占める全国有数の森林県であります。全国では、外国資本による森林の買収が確認されており、県議会において、平成24年度に水資源保全対策特別委員

会を設置し調査を行い、水源地域の保全に向けた条例の制定を要望いたしました。これを受け、県では、平成26年3月に、水源地域の保全に関する県民及び土地所有者等の責務と、水源地域内の土地の所有権の移転等について事前届け出制度を定めた「宮崎県水源地域保全条例」を制定されました。そこで、この条例に基づく事前届け出の状況とその効果について、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 条例に基づく届け出制度が始まった昨年8月から本年9月末までの届け出の状況は、360件となっておりますが、この中で、外国資本による売買は確認されておらず、また、開発を目的とする取引内容で、条例に基づいて立入調査を行った事例もございませんでした。この条例によりまして、土地取引そのものを制限することはできませんけれども、県がその目的を事前に把握できることから、林地開発などの適正な指導を行うことが可能となりましたので、今後も引き続き、制度の周知と適正な運用に努めてまいりたいと考えております。

**○押川修一郎議員** ありがとうございます。この条例によって、県内のそういった土地が荒らされないだけでも、これはいい制度だったなと思います。今後もしっかり管理方をお願い申し上げておきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。（拍手）

**○中野廣明副議長** 以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、30日午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時52分散会

11月30日（月）

# 平成 27 年 11 月 30 日 ( 月 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (39 名)

1 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
5 番	岩 切 達 哉	( 同 )
6 番	右 松 隆 央	(宮崎県議会自由民主党)
7 番	二 見 康 之	( 同 )
8 番	清 山 知 憲	( 同 )
9 番	島 田 俊 光	( 同 )
10 番	日 高 博 之	( 同 )
11 番	野 崎 幸 士	( 同 )
12 番	日 高 陽 一	( 同 )
13 番	星 原 透	( 同 )
14 番	西 村 賢	(無所属の会)
15 番	関 師 博 規	(愛みやざき)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	田 口 雄 二	(県民連合宮崎)
19 番	高 橋 透	( 同 )
20 番	中 野 一 則	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	横 田 照 夫	( 同 )
22 番	押 川 修 一 郎	( 同 )
23 番	宮 原 義 久	( 同 )
24 番	黒 木 正 一	( 同 )
25 番	松 村 悟 郎	( 同 )
26 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	満 行 潤 一	( 同 )
31 番	井 上 紀 代 子	( 同 )
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	山 下 博 三	( 同 )
34 番	丸 山 裕 次 郎	( 同 )
35 番	外 山 衛	( 同 )
36 番	坂 口 博 美	( 同 )
37 番	蓬 原 正 三	( 同 )
38 番	井 本 英 雄	( 同 )
39 番	中 野 廣 明	( 同 )

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	茂 雄 二
総 務 部 長	成 合 修
危 機 管 理 統 括 監	金 丸 政 保
福 祉 保 健 部 長	桑 山 秀 彦
環 境 森 林 部 長	大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長	永 山 英 也
農 政 水 産 部 長	郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長	関 師 雄 一
会 計 管 理 者	舟 田 美 揮 子
企 業 局 長	四 本 孝 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	阪 本 典 弘
教 育 委 員 長	島 原 俊 英
教 育 長	飛 田 洋
警 察 本 部 長	野 口 泰
代 表 監 査 委 員	高 橋 博 昭
人 事 委 員 会 事 務 局 長	亀 田 博 昭

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	日 隈 俊 郎
事 務 局 次 長	奥 野 信 利
議 事 課 長	亀 澤 保 彦
議 事 課 長 補 佐	伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明



◎ 一般質問

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、清山知憲議員。

○清山知憲議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。自由民主党の清山知憲です。

ことは高校生への主権者教育というのがトピックになっておりますけれども、私はたまたまことし高校生と触れ合う機会が多くて、先日も、それぞれ280人、360人という数の高校生に、ある質問をさせていただく機会がございました。それは、「政治家に対してよいイメージを持っていますか、悪いイメージを持っていますか」という質問で、「どちらか一方にだけ答えてください」と促したところ、合わせて600人以上の高校生になりますけれども、その圧倒的多数の9割以上の高校生が、ちゅうちょなく、悪いイメージであると答えていただきました。私が目の前に立っていたからかもしれませんけれども、しかし、改めてびっくりしたところで、「政治家に対してよいイメージ」と答えた高校生は、ほんの数える程度でございました。それだけの生徒の中で、どれほどの方が直接、政治家と話した経験があるのかなとも思いましたし、どれほど正確な情報や知識、実態というものが伝わっているのかについても不安を覚えたところがございます。また、そうした職業観では、将来、政治を志そうという若い人はなかなか出てこないだろうなとも思いました。質問は一切これに関してないんですけれども、知事、教育長、教育委員長、そしてこの議場の皆様にお伝えしようと思い、紹介させていただきます。

ました。

以下、質問に入らせていただきますけれども、まず、歳入確保、貴重な財源の確保という観点で、3つの方向から質問させていただきます。1つ目は、県税収入を上げるためのインバウンド消費の取り込み、2つ目が、ふるさと納税という寄附金の確保、そして3つ目が、国からの交付金である地域医療介護総合確保基金の獲得でございます。

まず、最初のインバウンド消費の取り込みでございますが、知事は今月15日に、韓国訪問団を結成して韓国へ行き、アジアナ航空、そしてソウル市長をそれぞれ訪問されました。私も一員として同行いたしましたけれども、まずはその訪韓団の成果と、今後の宮崎—ソウル便に期待するところについてお伺いし、以下、質問者席より質問してまいります。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

今回の訪問団は、相互の観光施設や飲食店等が割引となります「宮崎県—ソウル特別市観光交流キャンペーン事業」の実施を決定するなど、相互交流の活性化につながる具体的な取り組みを進めることができ、有意義な訪問であったと考えております。また、特に本年は日韓国交正常化50周年の節目でありまして、いずれの訪問先でも、本県と一層の交流を推進していきたいとの言葉をいただきまして、私も同じ思いを改めて強くしたところであります。日韓の地域間交流にとりまして、来年就航15周年を迎える宮崎—ソウル線は重要な交通基盤であり、現在も外国人を中心に大変好調な利用状況であります。本県を訪れる外国人の約4割が韓国からという状況であります。これをさらに、本県と韓国のつながり、例えば、昨日もリコーカップ

で、シーガイアの日韓親善大使を務めるシン・ジエ選手が優勝した、さらにはプロ野球のキャンプで、ソウルに拠点を置いて、ことしも韓国のプロ野球で優勝した斗山ベアーズが毎年キャンプに来ているというようなスポーツでの交流。さらには、百済王伝説や師走祭りを通じたつながり、考古学研究での共同研究などもあるわけでありまして、今後、さらなる双方向での利用者の増加によりまして、増便を初め路線の充実が図られるものと期待をしておりますので、今後とも利用促進等に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○清山知憲議員 ありがとうございます。ぜひ増便の実現も期待していききたいと思います。

韓国以外の国にも目を向けていきたいと思うんですが、日本に対する訪日外国人の消費というのは、この1～2年で急速に伸びていて、観光庁の調査だと、2014年で2兆円を超える消費額に上っていると。その2兆円でも前年度比43%の伸びなんですけれども、特に中国においては、その2兆円のうち27.5%と最大の消費額を占めており、中国だけを見ても前年度から比べると100%、およそ倍の伸びを示しているということでございます。また、観光統計はいろいろたくさんあるんですけれども、九州の訪日外国人の延べ宿泊者数で見ると、2012年からの2年間では、それぞれ一年一年、17%、13%というふうに伸びてきており、この宮崎県における数字を見ると、2012年の特殊要因である2万泊を除くと、2013、2014とそれぞれ3%、17%の伸びで来ていると。2万泊の特殊要因を入れると、マイナス11%、17%となってしまうんですけれども。先日、黒木議員への答弁で部長からもお答えがあったように、香港線が就航して以

来、外国人もふえているということですが、2015年は九州全体もさらに伸びてきており、今月19日の日経新聞の記事によると、1月から9月だけで、九州を訪れる、入国した外国人の数では、九州全体で61%伸びているということでございます。何が言いたいかということ、九州全体、日本全体の伸びからすると、宮崎の取り込みはまだまだおこなっている部分があるんじゃないかということで、宮崎は特に、福岡から新幹線とか高速で来るというよりも、やはり空の玄関口として宮崎空港というのが大変重要になってくると思うんですが、今後、宮崎空港に乗り入れる国際線の就航の誘致に向けて、知事としてどう取り組んでいかれるのかお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 今、空のお尋ねではありますが、ことしはクルーズ船の来航も大いに増加をしたということで、それによるリピーターの需要を受け入れる意味でも国際定期路線の充実、インバウンドの拡大を初め、本県と東アジアの経済交流を推進していく上で欠かせない重要な交通基盤であろうと考えております。そのため、これまでに国際定期路線の誘致を進め、ソウル線、台北線、そしてことし3月に香港線の開設が実現したところでありまして、この路線の積極的な利用促進を図りながら、維持・充実にも今後とも努めてまいりたいと考えております。引き続き、訪日需要の旺盛な中国を初め東アジア地域からの観光客を取り込むために、国際チャーター便の誘致を進めるとともに、新たな国際定期路線の可能性というのを探ってまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 確認という意味で再度質問させていただきますけれども、やはり民間の方においても、宮崎のインバウンドの取り込み、ま

だまだ立ちおけているという声は少なくありません。国交省に問い合わせると、2015年で、日本に対して国際線の新規路線は全部で60路線あるみたいなんですけれども、その60のうち47路線が中国と日本を結ぶ路線である、60分の47が。そして宮崎の中においては、先ほど知事が言われたように、韓国は非常に多いんですけれども、国別の外国人宿泊者数を見ると、中国人は4,000数百人という数で、九州各県と比べてみても1桁少ないくらい低迷しております。また、各地の空港の状況を見ると、福岡空港は来年度には混雑空港の指定を受けそうなぐらい非常に混み合っていて、那覇空港は国際線ターミナルを新しくしたにもかかわらず、もう既にキャパシティを超えそうなぐらいいっぱいである。一方で、静岡空港なんかは先日まで閑古鳥が鳴いていたイメージなんですけれども、ことしになって急に、羽田にかわる日本の玄関口として中国からの新規路線が就航して、今大変なにぎわいを見せていると伺っております。

この南九州においては、鹿児島と上海を結ぶ中国南方航空が唯一就航しているのみで、その他の主要な中国の航空会社も、この南九州に関して新規路線を就航させる可能性は十分にあるということも、民間の旅行会社からも伺うところであるんです。先ほど、可能性をさまざま探っていくという話がございましたけれども、それは、改めて、新規の国際線の定期路線化に向けて、それを目標に、まずはチャーターから、そして定期路線へと向けて取り組んでいくということによろしいでしょうか。

**○知事(河野俊嗣君)** 現時点では新たな路線開設の動きがないわけではありますが、御指摘のように、訪日需要、大変高い状況にもありま

す。そういう観光需要の高まりというものを本県としてもしっかり捉えることで、そうした新規路線に向けた情報収集、その後の誘致に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○清山知憲議員** ありがとうございます。ぜひ取り組んでいただきますようお願いいたします。

次に2点目に、ふるさと納税についてお伺いいたします。今までもこの県議会で、ふるさと納税、議論されていたところがございますが、どちらかというところ、この制度論に疑問を投げかけるような消極的な議論が多かったかなと思います。唯一積極的なものとして、昨年、新見議員から、返礼品を用意してはどうかという積極的な提案があったところがございます。このふるさと納税、ことしから県として返礼品を用意して、随分ふえているという話を伺っておりますけれども、今後、知事は、県として積極的にこの寄附金の確保に向けて徹底して力を入れていられるおつもりなのか、お伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** ふるさと納税につきましては、寄附額の増加に加え、本県の魅力や特産品のPRなど、さまざまな効果が期待できますことから、寄附をしていただく方の利便性の向上を図るとともに、宮崎ならではの魅力を詰め込んだ返礼の品を用意するなどによりまして、寄附の促進に取り組んでおります。この結果、4月から10月末までの7カ月間の寄附実績は、昨年度1年間の実績320万円、非常に少なかったわけではありますが、これを大きく上回る約4,000万円と伸びているところでありまして、これは都道府県の中でも上位の寄附金額となっております。ふるさと納税は、宮崎を応援したいという自発的な思いのあらわれでありますの

で、私が先頭に立って、本県の魅力のさらなる磨き上げやPRに取り組みまして、1人でも多くの皆様に宮崎のファンになっていただけるよう、そして多くの寄附をいただけるよう、返礼品の充実なども工夫を凝らして積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○清山知憲議員** 昨年320万円が、ことし現時点で4,000万円ということで、非常にふえてきていて、これは返礼品のコストを差し引いたとしても貴重な財源であると思うんですけれども、都道府県の上位であるとはいえ、まだまだ工夫の余地があるように見受けられます。例えば、ふるさと納税は「ふるさとチョイス」といった情報サイトを介して、クレジット決済で寄附金を申し込むというエントリーの仕方が大半であるというふうに伺っておりますけれども、そういう情報サイトにしても、その他いろいろとヤフーなどたくさんありますので、登録サイトをふやすとか、もしくは綾町のように特設サイトを設置するような工夫も検討できると思いますし、もう一つは使い道の明確化です。都道府県ではトップを走る鳥取県なんかでは、こども未来基金という基金をつくって、その基金に対してふるさと納税の寄附金を充てるという形で、ふるさと納税の寄附金は子供のために使いますよという形で寄附金の用途を明確化しておられます。この寄附市場、寄附のマーケットというのは、いかに寄附者から共感を得られるかというのが非常に重要なポイントで、例えば、宮崎県においても、子供の貧困基金とかある種の形で使い道を明確化することで、寄附をする方々の共感を勝ち得るといような工夫のあり方も考えられるかと思えます。そうしたさまざまな工夫や用途の明確化などについていかが考えるか、部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長(永山英也君)** 県では、ふるさと納税の促進を図りますため、返礼の品につきましては、宮崎牛や焼酎を初め、マンゴー、ウナギ、キャビアといった旬や話題の産物を用意するなど、魅力的な商品を選定しているところがございます。また、クレジットカードやコンビニエンスストアでの取り扱いを可能とするなど、寄附しやすい環境を整備しますとともに、パンフレットの配布、県のホームページ、全国のふるさと納税を紹介する全国最大の情報サイトへの掲載など、さまざまな媒体や機会を通して情報発信に取り組んでおります。御提案のような、複数サイトへの登録や特定の用途を明確にした寄附の促進は、ふるさと納税のさらなる拡充を図るための有効な方策であると思えます。費用対効果や、いかに本県に注目を集め寄附をしていただくかを考慮しながら、できることから改善をしていきたいと考えております。

**○清山知憲議員** よろしくお願ひします。

政府においては、来年度、企業版のふるさと納税の導入を検討していると伺っております。国税庁によると、2013年度は自治体やNPOに対する企業側からの寄附というのは7,000億円に及ぶというデータもありますので、これも大変重要な財源かなとも考えますが、県の企業版ふるさと納税に対する考えについてお伺いいたします。

**○総合政策部長(茂雄二君)** 来年度の税制改正において、地方公共団体が行う一定の地方創生事業に対する企業の寄附について、現行の損金算入措置に加え、法人税や法人住民税の税額控除の措置を新たに講じ、地方創生に取り組む地方を応援する制度として、「企業版ふるさと納税」の創設が検討されております。現時点

では、企業版ふるさと納税の具体的な制度設計は明らかになっておりませんが、その制度の内容によっては、国、地方公共団体のみならず、企業が寄附を通じて地方創生に参画することにより、地方創生が持続可能な取り組みとなることが期待されますことから、国の動きを注視してまいりたいと考えております。

**○清山知憲議員** まだ全容が明らかではないということですが、今御説明があったように、地方創生の事業一つ一つに企業が寄附をするというようなスキームが現時点で示されているということなので、やはり企業理念に一致するような、もしくは企業側の共感を勝ち得るような事業をいかに用意するかということもポイントになってくる可能性があります。この企業版ふるさと納税においてもしっかりと寄附金を獲得いただけますよう、お願いいたします。

次の質問でございますが、国の交付金である地域医療介護総合確保基金についてお伺いいたします。地域医療構想の実現を目指すために必要なさまざまなハード整備、もしくは一部にソフト事業などに対する財源である基金が、先日、各都道府県へ内示があったと思われましても、福祉保健部長へお伺いします。県の内示は幾らだったのか、そして、それに対する県の評価はいかがかお伺いいたします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 平成27年度の地域医療介護総合確保基金の医療分の内示額は、当初計画額より3,000万円余少ない8億5,000万円余でありましたが、事業費の一部節約などによりまして、おおむね当初計画した事業は実施できることとなったところであります。本年度の内示につきましては、医療従事者の確保に関する事業など、地域医療を維持していく上での重要事業への配分が減額されました

ほか、基金の交付決定時期が遅いことや、内示を受けるまで基金規模の見通しが全く立たないことなど、都道府県の意向を十分に反映したものではなかったと考えております。つきましては、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度となりますよう、今後とも国に要望してまいりたいと考えております。

**○清山知憲議員** 今御説明があった8億5,000万円という内示額は、全国の中でも最低額なんです。同じような額はほかに4県ございますけれども、5県並んで最低の額でございました。交付に難色を示されていた看護師確保や医師確保といったソフト事業についても、何とか今年度計画した事業は継続できるということで、県においても努力なされたと思うんですけれども、この8億5,000万円という額、今後いかにうまく国に提案して、また、ハード整備である区分1のほうでうまく提案をしていかなければいけないと思います。来年度に向けて、県としていかにこの基金の確保に向け取り組んでいかれるおつもりなのか、お伺いいたします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 本年度の基金の医療分の配分では、在宅医療の推進や医療従事者の確保に関する事業が減額される一方で、「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」、いわゆる区分1の分野と申しておりますが、その分野への重点化がされたところでございます。平成28年度以降も区分1へ重点配分されることが予想されますことから、地域医療構想調整会議における関係者間での議論や各医療機関・団体の要望などを踏まえながら、区分1に該当する病床機能や地域における医療機能の分化・連携を図るために必要な事業費の確保に努めますとともに、在宅医療の推進や医療従事者の確保など、地域

医療の維持に不可欠な事業等についても所要額の確保が図られますよう、国に強く要望してまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 事業において、国の負担は3分の2で、県の裏負担3分の1ということなんですけれども、当初の要望額8億9,000万円でしたが、これもまだまだ積極的にとりにいく余地があると思うんです。例えば、地域医療構想実現を目指すという事業なので、ある程度の人口規模に比例して基金の額も大きくなっていくのかなとも思いますけれども、宮崎県よりも人口規模の小さい徳島県とかは26億円確保しておりますし、島根県なんかは13億円、隣の熊本県は15億円というふうに、それぞれ宮崎を大きく上回る額を確保されております。また、ことしは、宮崎市市内においても宮崎市郡医師会病院も新築移転を予定していて、その基本設計に入っておりますし、また、さまざまな中山間地域においても自治体病院の再編、整備、さまざまなハード事業があると思います。そうしたところでうまく区分1のほうで提案を盛り込んで、より来年は積極的に、ことしを上回る基金を確保していただきますようお願いしたいと思いません。

続けて、話題を変えて、県内企業の育成という観点で質問させていただきますけれども、公共工事の中でもとりわけ建設コンサルタント業というところは、県内企業の受注割合が低くなっていると伺っております。県内企業の受注割合について、近年の推移をお伺いしたいと思います。

○県土整備部長(図師雄一君) 公共3部の建設コンサルタント業務における県内企業の受注割合につきましては、金額ベースで、平成24年度が66.0%、平成25年度が59.6%、平成26年度

が55.2%となっております。

○清山知憲議員 年々低くなってきており、直近は55%で、県外が45%ということで、この件については、以前も丸山議員や重松議員が議場でも取り上げているところがございますが、昨年度における九州各県の状況はいかがなものか、お伺いいたします。

○県土整備部長(図師雄一君) 建設コンサルタント業務における九州7県の県内企業の受注割合につきましては、平成26年度金額ベースで、最も割合が高い県が86.0%、最も低い県が41.1%でありまして、平均が64.2%となっております。

○清山知憲議員 最も高いところで86%、そして九州の平均では64.数%ということで、宮崎県は平均よりも10ポイントほど低いという状況であります。そういった状況に対して説明を求めると、いつも、「高度な技術を要するものについては、指名競争入札において県外大手が受注されやすい状況にある」という説明を受けまされけれども、宮崎における指名競争入札のときの指名基準とはどうなっているのか、部長にお伺いいたします。

○県土整備部長(図師雄一君) 建設コンサルタント業務の指名につきましては、県の指名基準等に関する要領に基づきまして、長大橋の橋梁設計や地すべり調査・解析など高度な技術を要する業務を除きまして、原則として、県内に主たる営業所を有する企業を指名することとしております。その選定に当たりましては、本県における入札参加資格の認定を受けた企業の中から、受注企業が業務内容などを登録した情報——いわゆるコリンズデータと申しますけれども——から過去の実績データを抽出し、受注実績や手持ち業務の状況、技術力などを総合的に

勘案して、公平性・競争性の確保を基本に指名を行っているところであります。

**○清山知憲議員** 今説明があったように、高度な技術力を要するものを除いて、原則県内ということでございますが、高度な技術とは何か。もしくは、よく実績ということが説明されますけれども、それは何かというところが曖昧であるように思います。私、調べてみたんですけれども、鹿児島県などは、鹿児島県が求める技術力や実績というものを、しっかり指名基準の要綱という形で具体的に明示しております。例えば、橋の長さ30メートルから50メートルのものであれば、過去10年以内に幅員4メートル以上の新設橋梁を複数実績を有する者、もしくは50メートル以上の橋になると、幅員4メートル以上で橋の長さ30メートル以上のものの実績が複数あることとか、私のような素人が見てもわかりやすいような指名基準の要綱を示しておられます。そうしたものがなければ、企業としても、どういった技術力、どういった実績を身につければきちんと受注できていくのかわかりませんし、我々も、しっかり県内に仕事をというときもなかなか議論が難しいこととなりますけれども、そうした基準となるようなものを今後定めていってはいかがでしょうか。

**○県土整備部長（図師雄一君）** 建設コンサルタント業務につきましては、さまざまな種類や規模の業務があり一様ではありませんので、これまで品質確保のために、案件ごとに技術力や業務実績などを総合的に勘案した上で、適切な企業を選定しているところであります。指名基準を客観的かつわかりやすく明示することは、指名競争入札の透明性・公平性の観点からも重要でありますので、今後、国や他県の状況なども参考にしながら、その方法等について、県内

企業の育成も踏まえて研究してまいりたいと考えております。

**○清山知憲議員** ぜひ、企業にとっても目指すべき技術や実績等をきちんと示していただきたいと思えますし、また企業のほうも、なかなか仕事を受注できなければ、いつまでたっても県の求める技術力や実績というものも身につかないんじゃないかという声も伺いますので、ぜひそうした面での支援もよろしく願いいたします。

続いて、話題を変えて、緑化行政について伺ってまいりますけれども、知事は政策提案の中で、美しい宮崎を目指すとして、沿道修景美化条例を発展的に継承すると言っておられます。先日も松村議員への答弁の中で、沿道修景美化のあり方について、今後の整備や計画を見直している最中であると伺いましたけれども、実務を担うところの、例えば草刈りとか修景美化、そうした委託業務においては、最低制限価格が設定されていないために、時に予定価格の60%といった低い価格での落札も見受けられると伺っております。そうした委託業務において最低制限価格の設定を、今、改正品確法の趣旨等もありますので、そうしたところも踏まえて設定をしてはいかがか、部長へお伺いします。

**○県土整備部長（図師雄一君）** 最低制限価格は、地方自治法において、契約の履行を確保する上で必要と判断される場合に設定できるとされておりますことから、これまで、建設工事やコンサルタント業務などにおいて設定し、運用してきたところであります。このような中、本年4月に改正品確法に基づく運用指針が施行され、受注者が適正な利潤と業務の品質を確保する取り組みの一つとして、ダンピング受注の防

止に資する最低制限価格制度の適切な活用を徹底することが発注者の責務とされたことから、現在は最低制限価格を設定していない沿道修景美化などの委託業務につきましても、今後検討してまいりたいと考えております。

**○清山知憲議員** ぜひよろしく願いいたします。

さらに、造園とか公園管理もしくは街路樹の剪定といった造園建設業の分野は、一般的な土木と異なり、植物という生き物、有機物を扱うという意味で、草刈りの時期にも最適なものがあるとか、それぞれに専門性があると聞きます。公園管理とか街路樹剪定一つ一つに資格も存在すると言われますけれども、そうしたときに、我が県が他県に秀でた景観を実現するためにも、県職員の間でそうした資格を有する、基本的な知識、基本的な共通認識を持つ人がいてもらいたいという声も伺います。そうしたときに、基本的な資格であるところの造園技能士とか公園管理運営士といった資格を有する職員はどれほどいらっしゃるのか。そしてまた、今後、そうした資格の取得を奨励していき、配置等においても重視していく考えはあるのか、部長へお伺いいたします。

**○県土整備部長（図師雄一君）** 県職員の造園分野の有資格者につきましては、把握している範囲では造園施工管理技士が4名おります。県土整備部において資格取得を促進しているものは、建築業務で必須となる建築主事などの資格としております。社会資本整備における品質の確保を図るには、職員の技術力向上が大変重要であると考えておりますので、例えば、造園分野におきましても、建設技術センターにおける沿道修景などの研修の実施や、県立公園の管理業務の中でのOJTなどにより人材育成を図っ

ているところであります。また、職員の配置につきましては、適材適所の考えに立ち、業務に必要な能力や経験、職員の希望などに加えて、業務に関連する資格もその参考としているところであり、今後も必要に応じて、参考とする資格の範囲の見直しなどに努めてまいりたいと考えております。

**○清山知憲議員** 今、必要に応じて参考となる資格の範囲について見直しを行っていきたいということをございましたけれども、今、部長がおっしゃった造園施工管理技士を把握されているということですが、これも昔、運動公園が幾つもあった時代の名残で、今も把握をされ続けていると伺っておりますので、今後、新しく県土美化条例を制定するなり、沿道修景美化を発展的に継承していきなりの中で、改めて、どういった資格を把握する必要があるのか。また、そうした資格についてもできるだけ取るように、職員の間においても奨励をしていただくことができないか、検討していただきたいと思っております。

次に、話題を変えて、県の住宅供給公社というところが独自に作成し保存している測量図というものがあって、これはそれぞれの住宅の土地の辺長が記載されているなど、法務局が持っていないようなデータがそこにあるので、土地家屋調査士の方々も参考とすることがあると伺っておりますけれども、公社が解散した後、この資料についてどういう取り扱いになるのか。また、保存期限などあるのかお伺いいたします。

**○県土整備部長（図師雄一君）** 県住宅供給公社が保存している分譲宅地ごとの測量図につきましては、公社解散後は、唯一の出資者である県が引き継ぐこととなります。また、県への引



き継ぎ後、宅地の所有者などからこれらの測量図の情報開示を求められた場合には、個人情報保護条例または情報公開条例に基づき、適切な手続により開示を行っていくこととなります。保存期限につきましては、これらの測量図は財産の取り扱いに関する重要な文書となりますので、引き継ぎ時点から、県の文書取扱規程の最長保存期間である30年となります。

○**清山知憲議員** 県に引き継がれることで、個人情報保護などの観点から、手続も煩雑というか難しくなっていく懸念もございますが、大変重要なデータでございますので、きちんと保管をよろしくお願ひしたいと思ひます。そして、30年の保存期限が来た後も、重要な文書については、県の文書センターへ引き継がれることになるかと理解しております。

その県の文書センターなんですけれども、また別の文書で換地計画書というものがあって、非常に古い土地に関する情報が記載されているんですけれども、これに関しても、法務局が有していないもので、時々、土地家屋調査業務上必要とされることがあると伺っております。この換地計画書についてどういう保管状況になっているのか。そして、紙ベースのものを今後電子化していくことができないか、お伺ひいたします。

○**総務部長(成合 修君)** 県文書センターでは、宮崎県が耕地整理等の事業で作成した明治35年以降、平成7年までの換地計画書約2,700冊を保存し、管理しているところであります。

また、この換地計画書の電子化についてでございますが、換地計画書の件名登録につきましては、その作成年度や事業箇所がわかるよう、全件をデータベース化し、保存場所を特定できるようにしているところであります。一方、換地

計画書自体の電子化につきましては、保管しております文書が図面を含め大変膨大でありますこと、かつ申請件数も少ないことから、費用と効果の面を考慮いたしますと、難しいものと考えております。

○**清山知憲議員** 非常に膨大に上って電子化が難しいと。私もその原本を見せていただいたんですが、確かに非常に分厚いものでございます。この文書を閲覧する際、手続が煩雑で、また時間もかかると伺っておりますけれども、この件について、現在の利用状況と、この手続についても迅速化を図ることができないか、引き続き部長にお伺ひします。

○**総務部長(成合 修君)** 換地計画書の閲覧利用につきましては、先ほど議員のお話にありましたように、法務局等で確認できない、土地の境界や隣接地の状況、あるいは事業実施前の土地の利用状況を調査する目的で利用されておりまして、昨年度は6件の申請があったところであります。

また、閲覧手続の迅速化についてでございますが、耕地整理に係る換地計画は、先ほどお話ししましたように明治時代から行われておりまして、地域によっては、複数箇所、また重ねて実施された地域もあり、この間に大字、小字等の住所の変更も行われている場合もございます。このため、閲覧文書の特定及び内容の確認に一定の時間を要しているところでありますが、今後とも、申請者の利便に資するよう、可能な限り早期の資料提供に努めてまいりたいと考えております。

○**清山知憲議員** いろいろと難しい点があることはわかりましたけれども、国の定める地理空間情報活用推進基本法などにも、地方公共団体は、そうした地理空間情報について活用を図る

よう、その施策を実施する責務を有すると書いてあります。ぜひ、さまざまな難しいものがあると思いますが、より一層活用が図られますよう、配慮のほどをお願いしたいと思います。

続いて、福祉保健部長へ医師確保についてお伺いいたしますが、来年度から新しく県内で働き始める新研修医の内定者数であるマッチング者数について、ことしはどのような状況か。また、県としてはどのような根拠を持ってその目標数を定めておられるのか、お伺いいたします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 去る10月22日に発表されました平成28年度の医師臨床研修マッチング数は、県内の募集定員96人に対し<sup>※</sup>52人となりまして、昨年の55人と比較すると4人減少となりましたが、平成16年度に現在の臨床研修制度が創設されて以来、4番目に多い結果となりました。県といたしましては、各臨床研修病院の募集枠が全て埋まることが望ましいと考えておりますが、まずは、これまでで最も多かった平成24年度のマッチング数を超える62人を目標としているところでございます。今後とも、研修医の指導を行う指導医の養成事業を実施いたしますとともに、県内の臨床研修病院合同での医学生に対する病院説明会への参加や、広報誌による本県の臨床研修環境のPRなど、県内の医療関係者が一体となって、臨床研修医の確保に努めてまいりたいと考えております。

**○清山知憲議員** 今、62人というところを目標で言われましたけれども、62人じゃ本当に少ないんです。確認の意味で再質問させていただきませうけれども、ここで新しい若い医師を確保できなければ——この議会でもたくさん医師確保の質問、中山間地にいろいろ派遣をという話がありますけれども——ない袖は振れないという状況で、大学に幾らお願いしても、県内に先生

が絶対数としていないという状況になってしまいます。ことしなんかは、全国でマッチングに参加した医学生や卒業生の数は9,400人いて、宮崎県の人口は110万人で、さらに高齢化率も高いということを考えると、大体その100分の1ぐらいの数、9,400人の100分の1で、90人程度はマッチしてくれないことには、ますます医師の偏在というのは広がっていくという話になってしまいます。実際にことし、鹿児島県なんかではマッチングの数が99人ということで、来年働き始める内定者数が99人確保されておりますし、51人という数では本当に少ないと思います。部長、言ってしまうとそれを達成しなきゃいけないという思いもあるかもしれませんが、本音のところ、本当にどれぐらい県にとって必要だと考えておられるのか、お伺いします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** ただいま議員からお話がありましたように、「ない袖は振れない」という言葉がありました。なかなか絶対数が確保できないという厳しい状況にあります。そんな中で、臨床研修医につきましては、2年を終えますと、やはり研修を終えた地域に定着する医師の割合が高いという現状があります。それから、国への要望などでも、都市部での定員の削減をして、全国的に見て地方に研修医がとどまるような環境をつくっていただくよう要望もしているところであります。

目標値に関しましては、62人と申し上げましたが、私たちとしてもできるだけ多くという思いは同じであります。今後とも努力してまいりたいと思います。

**○清山知憲議員** まずは90人を目指して、よろしくお伺いいたします。

それに関連して、病院局長へお伺いしますけ

れども、新研修医の受け皿として、大学病院に加えて、幅広い疾患を研修できる、経験できる県立宮崎病院というのは、大変重要な教育機関でございます。現在のところ、大学病院の研修医の定数は56人で、県立宮崎病院は12人という状況でございますが、県立宮崎病院の研修医定数をさらにふやして、さらに臨床研修事業も充実していく考えはないかお伺いいたします。

**○病院局長（渡邊亮一君）** 臨床研修医の確保につきましては、県内の医師確保にもつながることが期待されますことから、受け入れ病院としての県立病院の果たすべき役割は大変大きいものがあると考えております。また今後、宮崎病院の全面改築を行うわけでございますが、この宮崎で公が維持する病院としての存在意義を問われた場合――けさ新聞等で報道されておりますが――脳死による臓器移植、これは県立宮崎病院だけが県内ではやっているわけございまして、このような高度医療の提供はもちろんでございますが、研修医の養成など医師を育てる病院としての機能強化は大変重要だと考えております。近年の県立宮崎病院の基幹型臨床研修医のマッチング数、平成24年度が6名、平成25年度が8名、平成26年度が定員いっぱいの10名と年々ふえております。このため27年度の募集定員は12名としたところでございますが、マッチング数は10名となっております。今後とも、宮崎大学や延岡・日南病院等の相互交流による研修プログラムの充実等に努めるとともに、先ほど申しましたけれども、現在進めております宮崎病院の再整備においても、研修機能の強化を目指し、指導医の養成や研修医等の受け入れ環境の充実にとさらに取り組むなど、魅力的な研修病院となるよう努めてまいりたいと考えております。

**○清山知憲議員** マッチング数90名を目指す上では、やはり県病院もしっかり受け入れてくれないと、なかなか達成は難しいと思います。

続いて、3年目以降の後期研修医の残留率というのは、県立宮崎病院においてどうなっているのか。そして、後期研修医の確保について、病院局としてどう考えておられるのかお伺いいたします。

**○病院局長（渡邊亮一君）** 県立宮崎病院で初期臨床研修を終了しまして、引き続き宮崎病院で後期研修を開始した医師につきましては、年度によって差があるわけでございますが、おおむね2割から3割程度で推移しております。この後期研修医でございますが、これをふやすことは、県立病院の医療体制の充実に実質的に直結しますとともに、初期臨床研修医の教育に当たっても、年齢の近い医師として貴重な存在であります。したがって、今後とも、病院内の各診療科の受け入れ体制の充実を図りながら、その確保に努めてまいりたいと考えております。また、平成29年度から新たな専門医制度が始まります。現在、専門医を養成するための研修プログラムについて院内で検討しております。今後、大学や県内医療機関とも連携しながら、魅力ある専門研修プログラムを策定するなど、後期研修医の確保を図ってまいりたいと考えております。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 申しわけございません。先ほどの答弁の中で、28年度の臨床研修医マッチング数、募集定員96人に対して51人でございます。「51人」と答えるべきところを「52人」と答えておりました。訂正して、おわびをさせていただきます。

**○清山知憲議員** 県立病院は、県の課題に向き合う公立病院として、率先して研修医の確保、

研修医の教育に取り組んでいただきたいと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、知事にお伺ひいたしますけれども、児童福祉の分野で、県は初めてとし、県の家庭的養護推進計画というものを定めました。その計画の中で、里親委託を初めとして、家庭的養護の推進というものを具体的にしっかり定めております。その中には、乳幼児期における里親委託などもしっかり書かれておるわけですが、この計画がきちんと実行に移されると、私はすばらしいと思います。きちんとこの計画どおり実行していくおつもりなのか、その意欲について確認をさせてください。

**○知事(河野俊嗣君)** 家庭的養護推進計画につきましては、社会的養護を必要とします児童をできる限り家庭的な環境で養育するために、里親委託を初め、施設の小規模化、地域の分散化などを推進する具体的な計画として、このたび策定をしたものであります。これにより、ことし9月、宮崎市に里親普及啓発センターを開設しまして、新規里親の確保を進め里親委託の促進を図りますとともに、今後は、愛着関係を形成する上で大変重要な時期であります乳幼児期の里親委託についても積極的に取り組んでいくこととしております。また、施設の地域分散化等につきましても、今年度、高原町において児童養護施設を整備しているところであります。今後とも、計画期間中の具体的な内容の着実な実行に努めてまいりたいと考えております。

**○清山知憲議員** ぜひよろしくお願ひします。この計画の中では、里親委託等という形で、里親委託等の中にはファミリーホームも含まれるわけですが、決してこれもファミリー

ホームだけに偏ることなく、里親家庭への委託もきちんと推進していただきますよう、部長におかれましてはよろしくお願ひいたします。

続いて、教育長にお伺ひいたしますが、宮崎東病院の隣にある赤江まつばら支援学校は、病虚弱児を対象とした特別支援学校で、私も先日、個人的に訪問して視察をさせていただきました。昔は、重症のぜんそくの子供たちや、ネフローゼ症候群といった長期療養を必要とする子供たちが、多いときでは200人通っていたということですが、医学の進歩に伴い、現在は40人まで減ってきているということです。昔はその寄宿舎で米良美一さんも生活し、学校に通われていたということで、私も初めて知ったんですけれども。この特別支援学校において、今現在、発達障がいの子たちがふえておりますけれども、その中でも重度の自閉症とか入院治療を必要とする発達障がいの子も、この特別支援学校の対象となって学習保障されていくのか、その点について考え方を伺ひいたします。

**○教育長(飛田 洋君)** 赤江まつばら支援学校は、県内で唯一の病弱の子供たちを対象とした特別支援学校でありまして、慢性疾患や身体虚弱のために長期入院や生活規制を必要とする幼児、児童生徒を対象といたしておりますが、発達障がいのみにより入院している児童生徒については、学校教育法施行令を踏まえ、病弱の特別支援学校の教育の対象とはしておりません。しかしながら、対象としていない発達障がいでも入院中の児童生徒への学習支援も、本県では重要だと考えておりますので、現在、教育相談という形態をとりながら、入院中の病院を訪問し、学習への支援を行っているところであります。今後、長期入院している発達障がいの児

児童生徒に対してどのような対応ができるのか、例えば病弱教育の対象として訪問教育を行うことはできないかなどの検討、この際一番ネックになっておりますのは、学校教育法施行令をどう考えるかということになりますので、この点などについて文部科学省と十分協議をしながら、また医療機関とも連携をしながら検討してまいりたいと考えております。

**○清山知憲議員** 今、学校教育法施行令第22条の3というところを説明されたわけですが、文言をそのまま見ると、「慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患」と——確かにネフローゼとかぜんそくというように、呼吸器、腎臓、あとは神経と——そこだけ取り出されて書かれているわけですが、それでも、「その他の疾患」ということで、この疾患はだめだよと除外されていないわけです。ですから、原因疾患で区別されることがあってはどうかとも私も思いますし、純粹にそれで長期的に入院治療を必要とするという意味においては同じだと思います。今、全国でも、静岡の天竜特別支援学校とか茨城県のこころの医療センターといったところでは、そうした発達障がい入院治療を必要とする子供への学習保障もしっかり取り組まれているということです。今後そうした事例が出てきたときとか十分検討していただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

最後に、防災拠点庁舎について質問してまいりたいと思っておりますが、今まで説明がある中で、防災拠点庁舎は、その構造とか耐久性の議論があったわけですが、現実的にどういった運用をされていくかということについては余り話がなかったように思います。この防災拠点庁舎は、1000年に一度、もしくはそれよりも低

い頻度で訪れることが想定されている南海トラフ巨大地震にも対応できるように、さまざまな居室を用意しているわけですが、実際には南海トラフ巨大地震のときだけしか使えないのか、それともその他の危機事象の場合においても活用されることになるのか、そういったところについて県の考え方を危機管理統括監にお伺いいたします。

**○危機管理統括監(金丸政保君)** 防災拠点庁舎には、3階に災害対策本部を、4階から7階に災害対策本部を構成する部局対策室や政府の現地対策本部、自衛隊の現地指揮所などの活動スペースを確保する予定でございます。これらのフロアは、南海トラフ巨大地震を初め、台風や火山災害などの自然災害だけでなく、新型インフルエンザ等の感染症や口蹄疫等の家畜伝染病、さらには武力攻撃やテロなどの危機事象において使用することが予定されております。これらの危機事象の種類や規模に応じて、4階から7階までの全てのフロアを使用する場合と、一部を使用する場合が出てくるものと考えております。

**○清山知憲議員** せっかくああいう立派なものをつくるわけで、どんどん活用していかないともったいないとも思うわけです。今言われたように、さまざまな危機事象で活用されることになるということですが、例えば過去10年間の本県における危機事象の中で、活用されることが想定されるものはどういったものがあつたのか、お伺いいたします。

**○危機管理統括監(金丸政保君)** 先ほど申し上げました危機事象のうち、この10年間で4階フロアから7階フロアの使用に相当すると考えられます事例は、これらのフロアの一部の使用も含めると、台風が6回、新燃岳噴火、口蹄

疫の合計8回であったと考えられます。このうち、平成22年度の新燃岳噴火の際は、10名の政府支援チームが配置され、また、同年度に発生いたしました口蹄疫では、農林水産副大臣を本部長とする40名規模の政府の現地対策本部が、それぞれ県庁内に設置されております。

**○清山知憲議員** 過去10年間で8回ほど使用が想定されたと、そのうち新燃岳や口蹄疫などのときは、現地対策本部など大幅に活用するような事例も考えられるということで、使うこともそれほどまれではないなというイメージができました。いろいろ防災拠点庁舎についてのイメージが、今まで委員会とかでも示されておりますが、フロアの用途とか入居する組織などについて、現時点ではまだイメージ段階なのか、今後詳細に詰めていく予定なのか、部長へお伺いいたします。

**○総務部長(成合 修君)** 防災拠点庁舎の整備につきましては、昨年12月に策定いたしました整備基本構想に基づき、現在、基本設計に取り組んでいるところであります。この中で、現在、災害応急対策活動の中核を担う危機管理局や福祉保健部、県土整備部の執務室、及び災害対策本部、政府現地対策本部など災害対策関係諸室の基本的なレイアウトを検討しているところであります。また、非常時のみに使用する諸室につきましては、初動体制への移行が迅速に行えるよう、会議室や研修室などに使用するなど、平常時の基本的な使用方法も検討しているところであります。これらのことを踏まえまして、フロアの用途、入居する組織については、関係部局と調整を図りながら、基本設計において決定する予定にしております。なお、詳細につきましては、実施設計の中でより具体的な検討を行うこととしております。

**○清山知憲議員** 用意した質問はこれで全てでございますが、今、部長から説明があったように、詳細は今後詰めていくということでございます。現段階で示されているイメージの中では、低層階に福祉保健部が入居するということですが、今、同じ建物に同居している病院局はそこに入っていないわけです。病院局も基幹型の災害拠点病院である県立宮崎病院を抱え、また沿岸部に3つの県病院を抱えていて、災害発生時には非常にその連携が重要になってくると思います。また、先ほど質問で取り上げた臨床研修事業などさまざまな事業においても、常日ごろから福祉保健部との連携が重要になってくると思います。今後さまざまな入居組織を定めるに当たっても、その検討に入れていただきたいなと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

**○星原 透議長** 次は、岩切達哉議員。

**○岩切達哉議員**〔登壇〕(拍手) 県民連合宮崎の岩切達哉であります。まずは、傍聴席にいらっしゃる県民の皆さんに、県政に対する関心を払っていただいていることに感謝を申し上げます。

では、通告に基づき質問をさせていただきます。6月議会に続いて、地方自治の充実を求める立場から質問をいたします。

私は、宮崎のこども対策特別委員会の一員として、11月初め、大阪府守口市にあります夜間中学校を視察させていただきました。夜間中学校は、戦争、貧困、差別などいろいろな事情で勉強ができなかった人に義務教育を保障するためにできた学校です。委員皆が刺激を受けたよい視察になったというふうに思っております。このような学校は全国に31校あるそうです。大

阪には11校。この夜間中学校は自治体の判断で設置されてきたもので、必要と判断した自治体のその責任で設置されております。今、国は、この夜間中学校を必要と認め、全国に設置したいと考えているようであります。自治体の取り組みが国を動かす、このようなことは、教育や福祉の分野でさまざまな出来事で見られています。このような地方自治の取り組み、自治の姿、これが尊重されることが大変重要と考えます。

さて、2005年4月に、河野知事は宮崎県総務部長として就任されました。当時は、三位一体改革が進む過程の中で、もともと厳しい地方財政がさらに厳しさを増すころでした。10年半が経過し、現在知事でいらっしゃいます。知事にお尋ねしますが、この10年の宮崎生活を踏まえ、地方自治の充実は進んでいるとお感じでしょうか。私は、昨今の政治状況を踏まえて、中央集権化が強まっている、それも相当危険な領域にあると思いますが、そのような思いはないかということでもあります。

沖縄県の基地問題に対する国の姿勢——国が県を訴えるという事態にまでなった——は、地方自治の本旨を守る立場からも、決して看過できるものではないと思います。このような国と地方の関係、また、一昨年前から「地方創生頑張れ」というかけ声をかけられておりますが、今回の地方創生に関して、その計画の中身を国が査定して地方創生交付金の交付額を決定すると聞いております。「生き残りをかけて」と表現されるように、地方同士が競争させられる社会がつくられているようで、真の地方自治のあり方から甚だ疑問のあるところでもあります。国と地方の関係はこれでいいのかと疑問に思っております。地方自治を充実させ、地方の自主性

を尊重し、国の任務とするところは極力小さくして、住民にかかわることは地方に任せ、住民が行政に期待するものに応じていくことが大事であると思います。

地方分権一括法で、国と地方の関係は制度上も基本的に対等になったと思うんですけども、10年以上たっても、国と地方の関係が上下関係であるような意識や慣習が双方に存在しているのではないのでしょうか。本年度改定された「未来みやざき創造プラン」に、「国と地方のあり方が変化することもあり得る」という表現がございます。私は、「変化があるかもしれない」ではなくて、知事自身が主体的・能動的に、「地方自治の姿はこうあるべし」という所見を既にお持ちと存じます。知事の所見をお聞かせください。

残余の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

私は、地方自治のあるべき姿は、自己決定、自己責任の原則のもとで、地方がみずからの意思と力によりまして、国によるお仕着せの全国画一的なものではない、それぞれの地域の特性に応じた地域づくりを進めることにあると考えております。そのためには、地方に権限を移譲することとあわせて、それに見合う税財源の確保充実も非常に重要なことでもありますし、また、それぞれの制度の枠組みの中で可能な限り創意と工夫を凝らした地域経営を進めていくことも重要であると考えております。

私が宮崎に来てからの10年間で、分権に関して言いますと、農地転用許可権限の見直しを初めとする国から地方への権限移譲や、義務づけ、枠づけの見直し、地方消費税の充実、さら

には国と地方の協議の場の法制化など、さまざまな分権が進んでおりますし、県と市町村の関係におきましても、連携推進会議の設置、またさまざまな形での連携が進み、県も市町村もそれぞれの地域の実情に応じた地域づくりに取り組んでおるところであります。徐々にではあります、地方分権、さらには地方自治の充実の方向に向けての歩みを一步一步進めているものと考えておるところであります。

人口急減、超高齢化という我が国が迎える環境の変化の中で、これからも我が国の発展のために重要なことは、これまで積み上げてきた地方分権の大きな流れをとめないことであろうかと考えております。我が国にふさわしい国と地方のあり方を構築していくため、地方自治のさらなる充実に向けて、今後とも取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

**○岩切達哉議員** 丁寧な御答弁をいただきました。ありがとうございました。

「昨今の」という括弧つきなんですけれども、どうしても中央集権志向の強い政権、そうでない政権あるかと思いますが、やはり沖縄のような問題を見ますと、国と地方の関係、本当にこれでいいのかなと疑問を持ったところがあります。ぜひ、今の知事の姿勢を貫いていただき、行動し、発言を行っていただきたいと思います、そう望みたいと思います。

今、質問の中でも触れましたけれども、地方創生に関しまして御質問をさせていただきたいと思っております。

人口減少を食い止めようと、さまざまな施策が講じられているところであります、若者に出会いの場を設けようという努力もあります。そういった中ではあります、明治安田生活福

祉研究所というところが、2014年7月に結婚をテーマにした調査をしましたが、20～49歳の男女3,616人への調査ということで、「生涯未婚率が上昇しているという課題についてどう考えるか」、結婚しない理由は、「そもそも結婚を望まないんだ」、また、「雇用・収入・労働環境がよくない」という回答が上位にあったという内容でございます。複数回答として最も多かった回答は、「結婚は、あくまで人生の選択肢の一つであって、結婚を望まない人がふえてきたからだ」90.2%、次いで、「雇用・労働環境（収入）がよくないから」83.3%、そして「結婚・出産しても女性が働き続けられる環境がまだ十分でないから」81.6%となっているということです。

そこで、2番目の「雇用・労働環境がよくないから」という答えがでございます。それについてどのように県は対応できるのか、県ができることはないのか、商工観光労働部長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 雇用の安定や収入の問題につきましては、御紹介にありました調査、あるいはそれ以外のさまざまな調査におきましても、結婚しない理由の上位に挙げられております。その改善を図りますことは、人口減少対策を進める上でも大変重要であると考えております。このため県では、フードビジネスなどの成長産業の育成や中小企業の振興などさまざまな施策を展開しております。今後さらに、良質な雇用の確保と付加価値の高い産業の振興を目指します「みやざき産業振興戦略」を策定し、中核的企業の育成や創業の促進、新たな産業集積などを図ってまいりたいと考えております。また、非正規労働者が約4割を占めます現状を踏まえまして、非正規から正



規社員への転換を行う企業に対して支援を行っている労働局などとも連携を図りながら、経済団体へ正社員化への働きかけを行っているところでございます。今後とも、若者が結婚等に希望が持てる良質な雇用の場の確保に努めてまいりたいと考えております。

**○岩切達哉議員** 少子化対策、人口減少対策ということで、結婚支援も県庁でも行うところになっているんですけれども、結婚支援という場合に、雇用・労働環境、とりわけ収入という面でございますけれども、内閣府調査資料とか国土交通白書なども見たんですけれども、年収300万円を超えると既婚率が上がるというデータがございます。年収300万円という一つの目標、これを働く若者に保証できるような労働政策が、具体的目標として必要ではないかと思っております。このように労働政策として、具体的な金額を明示して所得向上を図っていくことが必要ではないでしょうか。所得の移転、再配分ということが議論されているんですけれども、「当初配分」と言いますが、賃金などで一定の収入を得ることを大事に支えることが必要であると思うんです。労働者政策の担当部長としてどのようにお考えですか。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 平成26年の賃金構造基本統計調査によりますと、本県の25歳から29歳までの年間給与総額は319万円となっております。給与につきましては、企業規模や経営状況等、それぞれの企業によって条件が異なっております。また、賃金は基本的に労使間で決定されるものでありますので、県として一律の目標値を設定することは難しいと考えております。しかしながら、経済の好循環を実現する中で、企業収益の一部が、成長のための設備投資に向けられますとともに、適正に労働

者に分配され、県民の所得向上につながることで大変重要であります。このため、産業振興施策の充実に努めますとともに、さまざまな機会を捉えて企業や経済界の皆様と意見交換を行って、県内の雇用・労働環境の改善に取り組んでまいりたいと考えております。

**○岩切達哉議員** ありがとうございます。県としての労働政策というものに対する期待、非常に大きいものがあります。「良質な雇用」という言葉がございましたけれども、ぜひ御尽力いただきたいと思っております。

さて、今のテーマで「結婚は個人の選択」というような回答が非常に多かったんですけれども、そういうような個人の問題としてなかなか立ち入りがたい課題かもしれません。対策も非常に難しいと思いますが、若者の出会いの場を提供するという対策に今取り組んでおられる福祉保健部長、この回答をどのように受けとめておられるでしょうか、お聞かせください。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 未婚化・晩婚化をあらわします未婚率や平均初婚年齢は、本県におきましても全国と同様に上昇傾向にあります。県が昨年度、県内の20歳代から40歳代までの男女を対象に実施した「結婚・子育て意識調査」によりましても、未婚化・晩婚化の理由としましては、「独身生活のほうが自由が多い」が一番多く、次いで「結婚することのメリットが感じられなくなっている」となっており、その背景には、ライフスタイルや価値観の多様化などがあるものと考えております。一方、この調査では、独身者の約9割が、「いずれは結婚したい」との意向を持っているという結果となっております。今後とも、県といたしましては、独身者の出会いの場の創出など、結婚の希望がかなう環境の整備に積極的に取り組

んでまいりたいと考えております。

**○岩切達哉議員** 人口対策という視点から、結婚を若者にお勧めするという考え方が基底にあるかと思うんですけれども、若者たちがしっかりとした収入を得て、そして出会いの場がしっかりとあってと、こういうような構造が必要かなと思っているところでございます。ぜひ総合的な支援というものを、いろいろな立場でやっていけたらと思っております。

話題を変えますが、女性の権利について御質問をさせていただきます。

女性差別撤廃条約というのがございます。「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、国連採択は1979年でございますけれども、日本の締結は1985年で、それからちょうど30年という年でございます。しかし、30年経過しても課題は山積で、女性の社会参加の問題から、セクシュアルハラスメント、男女間の賃金格差などなどあり、さらに、きょう質問させていただくんですが、DV、性暴力という問題がなかなかなくなりません。何点か県の取り組みを伺いますが、最初に県警本部長に伺います。性犯罪被害者に対する捜査技術、とりわけ被害者女性に対する心遣いなど、現状の対応についてどのような工夫がなされているか、お聞かせいただきたいと思っております。

また、同様に、DV被害者に対する対応、件数や対応状況等についてお聞かせください。

**○警察本部長(野口 泰君)** 本県においては、平成26年中に認知した強姦などの性犯罪事件は84件で、そのうち46件を検挙しております。同じく平成26年中に、配偶者からの暴力、いわゆるDV事案として相談を受理した件数は374件で、そのうち46件を事件として検挙しております。本県では、警察本部に女性被害相談

電話を設置して、女性警察官が相談に応じているほか、全警察署に相談室を完備し、女性警察官を配置するなど、女性の被害者が安心して相談いただけるよう配慮しております。また、女性被害者の視点に立ったきめ細かな対応ができるよう、想定事例に基づく実践的な訓練を行うなどして職員のスキルアップを図っております。そのほか、女性被害者への心のケアとして、公益社団法人みやざき被害者支援センターに業務委託し、臨床心理士などの専門家による無料カウンセリングも行っております。

**○岩切達哉議員** 性被害にお遭いになられた方のいろんな書物などを見ますと、いわゆる捜査をお願いして以降に二次的被害に遭うという表現がございます。いわばその被害の状況をお話しするときに非常に辛い思いをした、こういうことございまして、今、県警本部長から御回答のあったさまざまな対応を、ぜひ充実を図っていただきたいと思っております。

さて、女性保護の現状について、福祉の面からどのような対応をされているか、福祉保健部長に伺いたいと思っております。

**○福祉保健部長(桑山秀彦君)** 女性相談所におきます平成26年度の相談受け付け件数は1,398件で、内訳としては、DVに関するものが314件と最も多くなっており、そのほか離婚問題や生活困窮などさまざまな内容となっております。また、緊急的に一時保護を行った人数は29人で、このうちDVを理由とするものは13人となっております。DV被害者への対応につきましては、配偶者暴力相談支援センターの機能も兼ねております女性相談所におきまして、被害者自立支援員を配置しております。そこで警察や裁判所、ハローワーク、福祉事務所などの関係機関と連携しながら、保護命令制度活用のた

めの書面の提出や、生活保護など各種の申請手続、就労の援助、住宅の確保など、自立に向けた支援を行いますとともに、必要に応じて心理的なケアなどのきめ細やかな対応を行っているところであります。

**○岩切達哉議員** 今、緊急的に一時保護を行った人数は29人で、DVは13人というお話がありました。そういう一時保護等の対応もあると思いますけれども、いわゆるシェルターとしての役割を担う女性保護施設・機関というものがあるかと思えます。公的、民間あると思えますが、どのような準備がなされているかお聞かせください。

**○福祉保健部長(桑山秀彦君)** 女性相談所での一時保護は、原則として2週間と定められておりますことから、それを超えて支援を必要とする場合は、女性保護施設「きりしま寮」に保護しまして、自立が可能となるまでの期間、生活指導や適性に応じた職業指導等を行っております。また民間では、県内で1カ所、NPO法人が運営するDV被害者のための保護施設が設置されておまして、県と同様に自立に向けた支援を行っているところであります。

**○岩切達哉議員** 総合政策部長に伺いたいと思えますけれども、同様に、男女共同参画センターというところで、さまざまな相談対応をなされていると思えますが、その中で、相談業務において、性被害、またDV被害の相談にどのように対応しているかお聞かせください。

**○総合政策部長(茂雄二君)** 男女共同参画センターにおきましては、常時2名の相談員が月曜日から土曜日まで、電話や面談により、性被害やDV被害に関する相談を含むさまざまな相談を受け付け、関係機関の紹介や助言のほか、弁護士などによる専門相談を行っているところ

です。平成26年度に受け付けた全相談件数は1,901件で、このうち性被害に関するものは6件、DV被害に関するものは163件であります。

**○岩切達哉議員** ありがとうございます。いずれの相談機関も1,000件を超える相談というのがまず報告があって、DVということになりますと、警察、女性相談所、さらに男女共同参画センターの数字がございました。ざっと850件前後ということでございます。県内の相談者、被相談者というんでしょうか、対象の方が重なっていることもあるかもしれませんが、県内で、女性がDVで850件ほどが相談をする。こういう数字というものについて、やっぱり大きい数字だなと思うわけであります。

最後に、知事に伺いたいと思えます。女性差別撤廃条約がスタートして30年、まだまだDVのことを含めて課題があると思えますけれども、そのほかにさまざまな施策が必要と思えます。課題を踏まえて、女性に対する総合的な政策をどのようにされるお考えであるか、所見を伺いたいと思えます。

**○知事(河野俊嗣君)** 今、るる御指摘がありました、女性に対する性犯罪やDVはもちろんのこと、いかなる差別も、その人権を著しく侵害するものであって、決して許されるものではなく、その根絶に向けて取り組んでいくべきものと考えております。国においても、この差別の撤廃に関する条約を受けて、育児休業法、男女共同参画社会基本法、さまざまな法律が制定をされ、本県におきまして、これを受けて、「みやざき男女共同参画プラン」を策定しますとともに「宮崎県男女共同参画推進条例」を制定しまして、女性に対するあらゆる暴力の根絶や男女の平等な就業の機会の整備など、女性に対する総合的な取り組みを進めてきたところで

あります。本年10月には、企業、関係団体、行政が一体となりまして、女性も男性も生き生きと働き、ともに活躍する活力ある宮崎を目指します「みやざき女性の活躍推進会議」が設立されたところであります。今後とも、男女が互いに人権を尊重し、性別にかかわらずその個性と能力を發揮できる社会の実現を目指して、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

**○岩切達哉議員** この課題を見るとときに、男女共同参画推進条例を見ましたけれども、基本理念、やはり差別の禁止というところからスタートした問題であって、今日、男女共同参画、ともにその能力を發揮できるような社会をということで発展してきていると思いますが、その根っこにある女性に対する暴力というものが、先ほど申し上げたような数字の実態としてあるんだということを踏まえながら、対策をぜひ引き続き行っていただきたい、このように申し上げておきたいと思っております。

続いて、児童の福祉についてでございますけれども、最初に県警本部長にお尋ねをしたいと思います。

改正児童買春・児童ポルノ禁止法が平成26年7月に施行されています。子供に対する性犯罪は、直接的な性行為に至らなくても犯罪とした、子供を守るために一歩前進した内容です。この法律を適用した実績についてお聞かせいただければと思います。

**○警察本部長(野口 泰君)** 本県では、児童買春に関しましては、平成26年中は2件、本年は10月末現在で1件、児童ポルノに関しましては、平成26年中は6件、本年は10月末現在で8件を検挙しております。児童買春事件は、児童の被害意識が希薄であることが多く、捜査に困難を来しますが、捜査員の親身な事情聴取など

により被害児童の心を開かせ、被疑者を特定し、検挙に結びつけているところであります。また、児童ポルノ事件は、児童を対象とした強制わいせつ事件や青少年健全育成条例違反を検挙した際に、その証拠品として押収した携帯電話機等に保存された児童ポルノ画像から、その被害児童を特定するなどの粘り強い捜査を行っているところであります。

**○岩切達哉議員** 児童買春・児童ポルノ禁止法の15条、16条には、これら性犯罪によって心身に有害な影響を受けた児童の保護、支援を行うための体制整備が要求されていますけれども、どのように対応されているか、福祉保健部長に伺いたいと思っております。

**○福祉保健部長(桑山秀彦君)** 県におきましては、性犯罪により心身に有害な影響を受けた児童に関する相談があった場合には、児童相談所において、児童の安全の確保を最優先に、緊急的な一時保護や医療機関を受診する際のサポート、あるいは警察への相談支援などを行っております。さらに、一時保護期間中に児童心理司によるカウンセリングや児童福祉司による相談援助を行う中で、児童に対する長期間のケアや生活の場の確保が必要と認められる場合には、児童福祉施設等への措置を行い、児童の回復を支援しているところであります。

**○岩切達哉議員** 先ほど県警本部長から御報告をいただいた件数ありました。被害児童は現実にいるということになります。これがどのように児童福祉の現場につながっているかというのは、それぞれの個人情報に関係もあって、なかなか難しいかと思っておりますけれども、児童買春・ポルノの問題は、まさに大人の責任として社会的に解決を図らなければならない重要な課題だと思っております。ぜひ連携を密にしな

がら、根絶に向けて御尽力をいただければと思います。

続けて、福祉保健部長に伺いたいと思います。初日の質問で田口議員から紹介のあったことですけれども、ことし8月に、県内5つの自治体と九州保健福祉大学を運営する学校法人が、フードバンク事業を初めとする子供支援に関する協定を結んだということについて、県として把握する内容と他の市町村との協定の状況、そして評価と今後の取り組みをお聞かせください。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** お尋ねの協定は、経済的に困窮している子供たちの健やかな成長を図ることを目的として、学校法人が行う食糧支援や学習支援等が円滑に進むよう、地元自治体が連携協力することを内容とするものであります。ことしの8月に、宮崎市など県内5市町との間で締結されたものでありまして、現在のところ、他の市町村での協定締結はありません。子供の貧困問題が国を挙げて取り組むべき喫緊の課題となる中で、行政に限らず、民間団体やNPOなどが、それぞれの特色を生かしながら対策に取り組むことが重要であります。そうした中で、今回の学校法人による取り組みは大変心強く思っております。県といたしましては、このような学校法人を初め、多様な主体との連携を一層密にしながら、積極的に子供の貧困対策に取り組んでまいりたいと考えております。

**○岩切達哉議員** ありがとうございます。県内の企業の中には、直接、児童養護施設等に寄附を継続的に行っている企業も見受けられるところでもあります。そういった支える企業、また団体等が増加していくことを本当に望むところでもあります。

もう一つ、施設退所児童についてお伺いしますけれども、高校等を卒業することをもって就職、または進学もあり得るんですが、そういった児童への支援でございます。まずは、この年齢期において、社会的マナーというもの、社会的スキルというものを提供することが非常に今大事になっているという指摘がございます。加えて、それ以降、卒園して自立という事態を迎えるに当たってなんですが、今、若者の自立年齢が高くなってきているということが言われます。施設退所児童について、さらに手厚い支援が必要で、できるならば卒園後も継続して支援できるような体制整備が非常に重要と考えておりますが、いかがでございましょうか。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 施設を退所した後に生活が不安定で継続的な養育が必要と判断される児童に対しましては、特例として、20歳まで入所することが認められておりますことから、児童相談所と施設が連携し、必要に応じて入所期間の延長を行っているところであります。その一方で、施設退所後に悩み事を相談する相手がないなど、適切な助言が得られない中で、職場等で孤立し、人間関係などに悩んだ末に退職などに追い込まれる場合もあると聞いております。このため県といたしましては、施設を退所した児童が安定した生活を送るための相談支援などを行う、いわばアフターケア機能の整備の必要性などについて、今後検討してまいりたいと考えております。

**○岩切達哉議員** ありがとうございます。就職をして1年、2年とたたないうちに離職し、その後どのようになっているのかわからない卒園児がいらっしゃる現状であります。ぜひ、そういった子供たち——本来なら、親がいれば親のもとに帰って次のステップを踏めるわけなんで

すけれども、そういう場がないという子供——  
に対して、そういう場をしっかりと提供いた  
ければと思っております。

続けて、福祉保健部長に、精神保健の問題に  
ついて御質問させていただきたいと思いま  
す。

障害者差別解消法が施行されるという状況に  
向けて、今、条例制定の議論が行われている  
ところでもあります。差別意識をなくする教育、啓  
発というものが必要ですけれども、とりわけ精  
神障がい者に対する差別意識というものは、見  
えない障がいであることから、なかなか難し  
いものがあるようです。現在、その当事者が自  
身の体験を語る取り組みが行われていると思  
いますけれども、どのような取り組みが行わ  
れているのでしょうか、お聞かせいただきた  
いと思えます。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 精神障がい  
に対する差別の解消や、精神疾患を早期に発  
見し早期治療を行うためには、精神障がい  
についての正しい知識を身につけ、理解を  
深めていただくことが大変重要であります。  
また、その際、精神障がいのある方が、み  
ずからの経験や思いなどを直接話していただ  
くことは、大変効果的であると考えておりま  
す。こうしたことから、10月に開催して  
おります精神保健福祉普及運動期間中に開  
催する精神保健福祉大会では、講演会やパ  
ネル展示に加えまして、精神障がいのある  
方の体験発表などを企画し、毎年、大勢の  
県民の方々に参加いただいているところで  
あります。また、県内のNPO法人と協働  
で、精神障がいのある方が一般県民や大  
学生を対象に体験発表や意見交換を行うと  
いった、当事者参加型の啓発活動も行われ  
ているところであります。

**○岩切達哉議員** ありがとうございます。

では、教育長に伺いたいと思えますけれど  
も、精神疾患に対する正しい知識と早期発  
見、予防が必要であると。とりわけ、統合失  
調症という病気がございますけれども、発  
症は思春期が大半と言われております。中  
高校生にこの病気の理解を進めること、中  
高校生を見守る先生方が十分にそのこと  
を理解していくことが必要だと考えて  
いるんですが、教育長の見解を伺いた  
いと思えます。

**○教育長（飛田 洋君）** 障がいのある  
方も、一人一人が尊重され、それぞれの方  
が持てる力を発揮できることは大切な  
ことであり、そのためには、障がい  
のある方への偏見や差別意識を  
解消することが重要であると思  
っております。議員の御提案のあり  
ました、教職員の精神障がいへの  
理解を深めることは、児童生徒  
を守り育む立場にある教職員にと  
って、非常に大切なことである  
と考えております。そのため、  
教職員の研修会の中で、専門の  
講師にお願いするなどして、精  
神障がいについて理解を深める  
機会を設けることができないか、  
福祉保健部と連携を図りながら  
検討してまいりたいと思  
っております。私自身もいろん  
な立場の人からお話を聞かせ  
ていただいて、非常に心に残  
っていることがございます。ぜ  
ひ検討していきたいと思  
っております。

**○岩切達哉議員** まさに精神疾患という  
ものは、その人がどんな学歴であ  
ろうと関係なく出てくる問題で  
ございまして、中高校生期の発  
症から、初めて医師に受診する  
までの間が長くなればなるほど、  
予後の問題があると伺っており  
ます。正しい理解、そして早期  
受診というものを実現するた  
めに、ぜひ周りの大人たちが  
そういう病気理解を進めること、  
さらには今、誰もが心の負  
荷を感じやすい環境にありま  
すの

で、ぜひそういった正しい理解というものが広がるよう、活動をお願いしたいと思います。とりわけ今年度、差別解消法、また差別解消条例の議論が行われて、スタートを迎えようとしておるところでありますから、それを根づかせるためにも積極的な対応をお願いしたいと思います。

続いて、職員のメンタルヘルス対策というようなことで、労働安全衛生の問題について御質問させていただきます。

人権同和対策課が主催しておられる人権講座というのがあります。5回にわたって開かれておりますけれども、その内容が極めてすぐれており、講師を選択された担当の皆さんの知見の広さというか深さというか、すばらしいというふうに率直に思いながら参加させていただいております。先日、ハラスメントの講演に参加させていただきました。ハラスメントとは、優位な立場を悪用し、相手に不愉快な思いを与えること、嫌がらせというふうに解釈するそうです。その結果、優位な立場にある、いわゆる上司、そして優位な立場でない部下では、部下のほうが当然さまざまなダメージを受ける。結果、持っている能力を発揮し、十分に県民に提供するということができなくなってしまう。そういう意味で、ハラスメントというものは社会的損失、企業にとっては経営リスクであると捉え、しっかり対応しましょう、対策しましょうということでした。

そこで、総務部長に伺いたいと思います。さまざまなハラスメントの形態がございますけれども、県において、職員間のハラスメント対策の状況や、事が起きた場合どのような対応をしておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○総務部長(成合 修君) 職場等におけるハラスメントにつきましては、職員の尊厳を不当に傷つけるものであり、また職場環境を悪化させるものであり、あってはならないし、決して許される行為ではないと私も認識しているところであります。このため、ハラスメントの防止等に関する要綱において、防止に関する基本的事項や発生した場合の対処方法を定めるとともに、弁護士等による相談窓口を設置しているところであります。また、防止に向けた具体的な取り組みといたしましては、職員への研修や、ハラスメント例示集及び服務規律通知による職員の意識啓発を行うとともに、チェックシートによる自己点検を通じたハラスメントの把握などに努めているところであります。

なお、ハラスメントの相談を受けた場合には、相談者のプライバシーや心身のケアに十分配慮しながら、事実関係を速やかに調査し、必要に応じまして、加害者とされる職員に対して注意や指導等を行っているところであります。また、事案によっては、懲戒処分等を行うといった厳しい姿勢で対処することとしております。

○岩切達哉議員 今、部長の答弁された対応をぜひ強化いただきたい部分がございます。とある部下を持つ立場の職員さんが、その部下との関係においてハラスメントを行っているというふうに理解しているんですが、その部下が精神疾患で休むということになりました。その上司の方が転勤、異動されて、同じように、そこで働く部下が体調を壊すという事案がございます。私は非常に具体的な事例として注目をしているんですが、そのように部下を持つことがふさわしくないとと思われるような上司というか、職員についての指導、特に指導効果がな

い場合、部下を持たないポジションにつかせるということも考慮すべきではないか。そこまで考えるんですが、総務部長いかがでしょうか。

**○総務部長（成合 修君）** 議員のほうから具体的な事例の御質問があったわけでございますが、ハラスメントの事案が発生した場合には、先ほど申しあげましたように、その本人に対し徹底した指導を行い、速やかにハラスメントを停止させ、再発防止対策をとることとしております。また、この一環として、必要に応じまして、職員の配置がえも含めた人事面からの対応を行う場合もあると考えております。このような人事異動を行う場合には、業務内容や適性に加え、職員の指導後の状況、職場体制などを総合的に勘案しまして慎重に検討することとしております。今後とも、ハラスメントの防止及び排除を徹底させながら、職員一人一人が意欲を持ってその能力を最大限に発揮できるよう、良好な職場環境づくりに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○岩切達哉議員** ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

この関連になるかと思ひますが、ことし12月、あすから施行される「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度」というのがござひます。当然、県職員全体に適用されると存じますけれども、この実施に当たっては、人事権を持つ者が担当できる範囲は限定されている、このように聞いております。この制度によって、職員さんに不利益があるのではないかとおぼせることがないように、細かな配慮をすることが求められていると伺っております。そのようなことであるということの確認とあわせて、県における準備状況についてお聞かせいただきたいと思ひます。

**○総務部長（成合 修君）** 議員の御質問にもありましたように、労働安全衛生法の改正に伴ひまして、労働者50人以上の事業所では、ことし12月から、毎年1回、ストレスチェックの実施が義務づけられたところであります。このストレスチェックは、自分自身のストレスについて早期に職員の気づきを促し、鬱病などのメンタルヘルス不調を未然に防止するための簡単な検査でありまして、県では来年度から、全職員を対象に実施する予定としております。職員は自分のパソコン等を利用してチェックを行うこととしておりますが、その分析結果につきましては、医師や保健師を除き、本人の同意を得ずに第三者は閲覧できない仕組みとしておりまして、プライバシーの保護に十分配慮することとしております。また、ストレスの度合いが高い職員に対しましては、必要に応じて健康管理医や保健師等による面接相談を行うほか、職場環境の改善につなげていくなど、きめ細やかな対応に努めてまいりたいと考えております。

**○岩切達哉議員** このチェック制度の導入に必要な条件を守っていただきながら、かつ、原因となるハラスメントの排除にお努めいただき、県庁に限らず県内の事業所において適正に実施されるように、そして健康が保持される職場づくりに向けて、十分な対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、質問を変えまして、動物愛護センターの設置について伺ひたいと思ひます。

福祉保健部長に伺ひます。動物愛護センターの設置については、過去の議会で井本議員や新見議員が熱心に取り上げられた結果、その実現が29年度という状況になりました。現在の準備状況について、施設整備面、また運用計画等、状況をお聞かせください。



○福祉保健部長（桑山秀彦君） 動物愛護センターは、県民一人一人に動物愛護の精神を涵養し、動物を通じて命の大切さを伝える拠点施設といたしまして整備するものであります。施設整備につきましては、平成29年度の開設に向けて、今年度は設計業務を、来年度に建設工事を行うこととしておりまして、現在、宮崎市と設計の詳細を詰めているところであります。また、センター開設後の円滑な運営に向けまして、殺処分数のさらなる減少や、譲渡の推進などの動物愛護施策の充実、また、そうした施策を進める上での宮崎市との連携のあり方などにつきまして、検討を進めているところであります。

○岩切達哉議員 25年度の9月議会において、当時の鳥飼議員の質問に知事がお答えになられまして、中央動物保護管理所を視察したことをもとに、「殺処分を可能な限りゼロにしていくことが望ましいことではないか」と、このように答弁いただいております。日々作業に従事される職員への思いも語っていただいて、重ねて、「飼い主の意識の向上、さらにはNPOなどにも協力いただきながら譲渡を促進したい」とお答えいただいております。各県で努力されておりまして、熊本市では殺処分ゼロという取り組みを徹底しておられるようですし、神奈川県では担当するエリアで殺処分はゼロになったとおっしゃっています。今、神奈川県黒岩知事自身や地元の芸能人の方が出演する動画を配信して動物愛護を訴えて、話題となっているようであります。宮崎県では、宮崎市を含め県内一円のことを考えておられると思いますが、昨年度殺処分数は1,591匹と実績が報道されました。今後、速やかに県内での殺処分件数がゼロになるよう、県北、県南の動物保護管理所と総

合的な連携ができる愛護センターにしていきたいと思っっているんですけども、部長のお答えをいただければと思います。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 県民一人一人に動物愛護の精神を普及啓発して、命の大切さを伝え、殺処分数を減らしていくためには、県下全域で動物愛護施策を展開していくことが大変重要であると考えております。そのためには、動物愛護センターと保健所や、お尋ねの動物保護管理所との連携が極めて重要であると認識しておりますので、現在、その連携のあり方につきまして、関係職員によるワーキンググループを設置するなどして協議を重ねているところでございます。

○岩切達哉議員 宮崎市、県南、県北とありますので、捕獲された場所、保護された場所で動物の取り扱いに差が出ないようにお願いしたいと思っております。

宮崎市と共同で設置ということで、大変さがあると思っております。重ねて伺いますけれども、県で策定している動物愛護管理推進計画の殺処分削減目標を、可能な限りゼロにしていくためにも、前倒し達成するような意気込みがないか、その点についてお聞かせください。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 犬、猫の殺処分数につきましては、宮崎県動物愛護管理推進計画におきまして、平成24年度の殺処分数約3,000頭を、35年度までに3分の1の約1,000頭にまで減少させる目標を掲げているところでございます。これまで県では、飼い主に対する終生飼養——最後まで責任を持って飼うことの意味でございます——の啓発や譲渡活動の推進などの取り組みを実施することで、昨年度の殺処分数は、平成24年度の約半数にまで減少してきたところであります。さらに今年度からは、

殺処分数全体の約7割を猫が占めますことから、飼い主のいない猫の繁殖を防止するための地域猫対策、あるいは譲渡できない離乳前の子猫を一定期間飼育し譲渡につなげる、いわゆるミルクボランティアのモデル事業に取り組んでいるところでもあります。今後とも、早期に目標を達成できるよう努めてまいりたいと考えております。

**○岩切達哉議員** ぜひ、他県に見られるようなゼロ宣言というものが1年でも早く達成できるように期待したいと思いますし、また、そういう運動等を支援いただいているNPOの皆さん等にも御協力を賜っていききたいとも思うところでもあります。ぜひよろしくをお願いします。

関連するところで、獣医師の問題でございます。

今後は、今の動物愛護センターでも必要となっていくだろうと思っておりますし、現在の家畜保健衛生所、食肉衛生検査所、保健所と、獣医師の必要数もさらに伸びるという思いを持っているんですけれども、この間実施されてきた獣医師確保対策の取り組み状況を、農政水産部長からお聞かせいただきたいと思います。

**○農政水産部長(郡司行敏君)** 家畜伝染病の防疫対策や食品の安全性確保など幅広い観点から、県職員獣医師の果たす役割はますます重要になってきておりますが、その一方で、獣医系大学の卒業生の約4割がペット等の小動物診療分野に就職するなど、獣医師の安定確保は厳しい状況が続いております。このため県といたしましては、関係部局が一体となった獣医師確保対策チームを平成24年に設置し、全国の獣医系大学での就職説明会への参加や積極的なインターンシップの受け入れ、さらには、本県への就職希望者への修学資金の給付など、さまざま

な取り組みを実施しているところであります。今後とも、県職員獣医師の安定確保が図られますよう、積極的な取り組みに努めてまいりたいと考えております。

**○岩切達哉議員** 聞くところによりますと、昨年度まで年度途中にも採用いただいたという御努力をいただいていたということでございます。ことしはたまたま、そういう希望といいますか条件に合う方がいらっしゃらないということだと伺っておりますが、ぜひ獣医師確保、今おっしゃったような任務、役割というものを果たすために御努力いただきたいと思います。

その上で、今の家畜保健衛生所の獣医師についてでございますけれども、平成32年度までに20名ほど増員して68名とする計画があると伺っております。3保健所体制なんですけれども、現場への距離の問題があると思っております。南那珂地区など遠隔地には、そこにある普及センターに駐在を置くということで対応しておられます。鳥インフルエンザや口蹄疫など、県内の主要産業である畜産を守る体制として十分なのか。率直に言って、私は、この3保健所体制では若干厳しいのではないかと考えております。今後、南那珂地区など遠隔地に対応するために、家畜保健衛生所の設置についてお考えがないか、お聞かせいただきたいと思います。

**○農政水産部長(郡司行敏君)** 家畜保健衛生所につきましては、現在、宮崎、都城、延岡の3カ所に設置をしておりますが、迅速な防疫対応に資するため、平成25年度からは、日南、小林、高千穂の3カ所に駐在職員を配置し、地域における防疫体制の充実強化に取り組んでいるところであります。まずは、この駐在職員と家畜保健衛生所との綿密な連携により、畜産農家

の指導や病性診断の対応など、地域防疫の取り組みが円滑に実施されますよう努めてまいりたい、そのように考えております。

**○岩切達哉議員** 宮崎の家畜保健衛生所職員のそれぞれの受け持ち頭数というんでしょうか、受け持ち戸数、農家の数なり動物の数なりが非常に多いということは過去から言われていることでありますし、その上で距離がネックになるということにならないように、ぜひ引き続きの御検討、御努力をいただきたいと思っております。

全く話題を変えることになるんですが、県内の防災体制に関し、放射能測定の問題、地震対策の問題を、最後にお尋ねしたいと思えます。

川内原発が稼働しておりますけれども、稼働したばかりの川内原発からほど近い薩摩半島西方沖で、11月14日早朝にマグニチュード7.0の地震がございました。中之島で30センチの津波が観測されたということでもあります。東日本大震災の東京電力福島第一原子力発電所の事故で、放射性物質が宮崎にも届いているというのは事実でありまして、今度は東北ではなく、お隣の鹿児島県であります。この川内原発から放射性物質が漏れ出すということを大変心配しておりますけれども、現在の放射能測定の体制と、その体制を今後充実するべきではないか。こういうことに対してのお考えを、環境森林部長にお聞かせいただきたいと思えます。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 国の原子力規制委員会では、基本的に、原子力発電所からの距離に応じて各県にモニタリングポストの設置箇所数を示しまして、全額国費負担で各県に業務が委託され、空気中の放射線量の測定を実施しているところでございます。それに基づき本県では、現在、宮崎市にある衛生環境研究所並

びに、都城市、延岡市、小林市にある保健所、合計4カ所で常時監視を行っております。また、川内原子力発電所のある鹿児島県では、発電所を取り囲むように73カ所で同様の監視を行っていきまして、両県を含めた全国の測定結果は、原子力規制委員会のホームページで、即時、情報提供されている状況でございます。現在の体制につきましては、福島第一原子力発電所の事故の後に充実強化されたところですので、当面はこの4カ所で測定をしながら、しっかりと監視してまいりたいと考えております。

**○岩切達哉議員** 鹿児島73カ所、宮崎4カ所ということが適正なのかどうか、これからしっかりと勉強して、また質問させていただきたいと思えます。

続いて、災害時の要支援者を把握するという業務でございますけれども、自治体は避難行動要支援者名簿を作成することになりました。私がここで取り上げるのは、在宅酸素療法患者への支援なんです。常時鼻にチューブを使って酸素を送ることで生活を充実させている在宅酸素療法患者がいらっしゃるんですが、この方々は、電気がとまりますと酸素の供給に支障が出る、こういうことで非常に災害時の支援が必要で、現に4年前の東北の地震では、酸素を求める患者が病院に殺到したという状況があったようであります。こういった方々を要援護者として把握しておくことを、しっかりと市町村にお伝えする必要があるかと思えますけれども、危機管理統括監にお尋ねさせていただきたいと思えます。

**○危機管理統括監（金丸政保君）** 高齢者や障がい者、傷病者等の中で、災害時にみずから避難することが困難で、避難に特に支援を要する方々につきましては、平成26年4月に施行され

ました災害対策基本法の改正により、市町村は避難行動要支援者名簿を作成することとされており、現在、鋭意作成が進められているところでございます。御質問にありました在宅酸素療法患者について、市町村がその全ての方々を把握するのは難しいと聞いておりますが、避難支援が必要な方は、この名簿への掲載をみずから求めることができる仕組みもありますので、県では、このことを住民へ十分周知するよう、市町村に対して助言を行いたいと考えております。

**○岩切達哉議員** 全ての質問を終えることができました。これで終わらせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

**○星原 透議員** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時57分休憩

---

午後1時0分開議

**○中野廣明副議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、有岡浩一議員。

**○有岡浩一議員**〔登壇〕(拍手) 愛みやざきの有岡です。

まず初めに、ことしの6月、熊本県天草市の勇志国際高等学校を訪問し、野田将晴校長先生から直接、高校生のための道德、高校の開校の経緯についてお話を伺いました。野田先生の経歴は、熊本県警察官、青年海外協力隊を経て、熊本市議会議員1期・熊本県議会議員を3期後、熊本叡徑理事長とともに、道德と正しい日本史を教える学校をつくりたいと、10年前に広域の通信制勇志国際高校を開校し、校長として、また講師として道德を担当されています。

野田先生は、火の国熊本県人らしく男気のある、ポジティブな生き方に憧れるお一人です。

さて、勇志国際高校の基本方針は、長所を認めて伸ばす指導であり、開校時、初年度114名でスタートした生徒数が、ロコミ等で8年目には10倍の1,200名を超えています。野田校長はおっしゃいます。若者は、潜在ニーズとして、生きていくための自信と日本人としての誇りを切実に求めていると。1冊の本をいただきました。メインタイトルは「高校生のための道德」、サブタイトルが「この世にダメな人間なんて一人もいない!!」であります。本の前書きで、「2011年の日本青少年研究所のアンケート調査によると、日本の高校生の65.8%が自分はだめな人間だと思っているという結果があり、他国と比較しても高い数値です。自分を否定しているのですから、自分以外の他人を認めることができません。ですから人間関係もうまくいきません。」とあります。また、全30話の中の第17話では、公德心(社会生活をする上で守るべき道德心)について書かれています。例えば、道路上でゴミのポイ捨てをしない。バスの中でお年寄りなどに席を譲る。トイレの履物をそろえる。日常生活の中の最低限のマナーです。誰も見ていないからこれくらいはいいだろうと、つい思います。しかし、昔から、おてんとうさまが見てくださるといって、人が見ていようといまいと、これらのマナーはしっかり守るのが日本人の生き方でした。「高校生のための道德」の中からも我々が学ぶべきことがあるようです。

そこで、通告に従い質問いたします。

まず、知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

武士道精神の義を重んじる国民の誇りにおい

て、今回の民間事業の例ではありますが、横浜市分譲マンションの基礎ぐいの工事問題について、知事の御所見をお伺いいたします。

以上、壇上の質問を終わり、質問者席より再質問いたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

横浜市の分譲マンションに端を発した基礎ぐい工事問題については、施工データの流用や改ざんが多数報告され、現段階において、全国で360件、このうち本県では3件判明しております。このようなことは、建築物の安全性や工事の品質管理に対する信頼を失墜させるとともに、県民の皆様には不安を与え、ひいては、建設産業に対するイメージを損なう恐れがあり、大変遺憾に思っているところであります。現在、国が設置しました「基礎ぐい工事問題に関する対策委員会」におきまして、原因究明と再発防止策等の検討が進められておりますので、今後、国から示される再発防止等の対策に則して、適切に対応してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○有岡浩一議員 ただいま知事より答弁をいただきましたが、再発防止等の対策の以前に、仕事に対する誇りを持てる社会でありたいものであります。「日本のひなた宮崎県」、きょうバッジをつけさせていただいておりますが、宮崎県はおてんとうさまが見守ってくださっている。正直な県民性を大切にしたいと思います。

そこで、県土整備部長にお伺いいたします。新聞等でくい打ち工事のデータ流用問題、11月27日、業界団体の発表で、計7社での流用が確認されたとあり、管理する側のチェック機能も働かず、重層下請構造が指摘されています。見出しに「先輩に教わった」とあり、データ流

用のやり方は先輩から教わった。さらには、データ流用をした61人の大半は出向社員だったとか、さらには、責任のなすり合い、元請工程管理まで下請に委ねるようになった。その結果、元請の現場監督の経験が不足し、下請の作業をチェックし切れない現場も出てきているという報告が、新聞紙上でございます。そこで、このようなことが行われないうちにも、まず、県発注工事の品質確保を図るために、建設業者の技術力の向上や人材の育成などを進める環境づくりが重要と考えます。どのような取り組みを行っているのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長(図師雄一君) 県では、建設業者の技術力向上を目的として、建設技術推進機構による各種専門資格の取得につながる研修や、道路構造物の維持・点検に関する現場での技術研修などを行いますとともに、若手育成として、産業開発青年隊などによる人材の育成にも努めております。また、建設業協会との連携により、建設産業の魅力を若い世代へアピールする取り組みも行っておりまして、例えば串間におきましては、協会青年部が作成したDVDなどを用いまして、土木事務所の職員とともに、地元の中학생に対するPR活動を行っております。さらに、協会独自の取り組みといたしまして、ものづくりのすばらしさを伝えるテレビCMが、現在、県内で放映されているところであります。建設産業は本県の重要な産業でありますことから、改正品確法の趣旨を踏まえ、引き続き、建設業者の技術力向上や人材育成を進める環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 地域にとって大切な分野でございます。建設事業者の皆さん方の誇りを持つ

た今後とも活躍を期待するものでございます。

次に、警察本部長にお伺いいたします。本定例議会の初日、知事より報告事項として、東京オリンピックの追加種目候補について、本県を開催地に選定いただきたく組織委員会に要望したと報告がありました。そこで、フランスの同時テロや、国内では靖国神社トイレ爆発など、国内外でテロが懸念される中で、本県のテロ防止対策にどのように取り組んでいるのか、お伺いいたします。

**○警察本部長(野口 泰君)** 警察では、来年の伊勢志摩サミット、2020年のオリンピック・パラリンピック開催も控えておりますことから、テロ関連情報の収集、空港・港湾等の関係機関と連携した水際対策、重要施設、公共交通機関、大規模集客施設等の管理者と連携した警戒強化などのテロ防止対策を、本県警察を含め全国警察一丸となって推進しております。なお、テロを未然に防止するためには、民間事業者や地域住民の皆様等と緊密に連携し、官民が一体となったテロ対策を推進することが不可欠であります。今後とも、テロ防止に対する県民の皆様のご理解と御協力をよろしくお願いいたします。

**○有岡浩一議員** 今、本部長のほうから、テロ対策に対する考え方、取り組みを報告いただきましたが、再度、知事に政治姿勢としてお伺いいたします。今月27日には、大分県で、重要国際港湾の水際対策として、危機管理を強化するための合同テロ対策訓練等が大分港フェリーターミナルで行われています。このような準備を進めているわけですが、本県において知事が目指される東京オリンピック種目誘致において、まずは、来年8月の国際オリンピック

委員会の総会で正式決定されることが前提であります。世界的なイベントを受け入れるだけの覚悟が知事におありなのか、再度お尋ねいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 県ではこれまで、女子野球のワールドカップやプロサーフィンの世界大会を開催するなど、世界的スポーツイベントの実績がありまして、本県のカンパチとしてポテンシャルは非常に高いものがあると考えております。そのような中で、幾つかの競技種目について東京以外での開催という考え方もあるようでありまして、私としましては、東京オリンピック・パラリンピックに宮崎ならではの貢献をしたいという思いと、「スポーツの聖地みやぎ」を国内外に向けてアピールしたいという思いから、追加種目の開催地として名乗りを上げたところであります。本県での開催が決定すれば、スポーツランドみやぎのますますの発展が期待されること、また、本県ブランド力向上に大きく貢献しますことから、私が先頭に立ち、開催実現に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○有岡浩一議員** ぜひ、関係部局を含めて、また宮崎県出身者も含めて、いろんなパイプを使いながら誘致に取り組んでいただきたい。知事の本気度を、これを一つの契機として取り組んでいただければありがたいと思っております。

次に、2番目の質問に入らせていただきますが、県統合型GIS・統合型地理情報システムについてであります。

総務省において、平成11年度から、統合型GISの整備に対する財政支援措置が新設されています。平成25年4月現在、都道府県では導入率40.4%となっており、市区町村でも進んでおります。先進県の取り組みを見ますと、岡山県

や岐阜県の例として、オリジナルマップ機能があり、幅広く活用されています。宮崎市においても、3段階の利用法とセキュリティーで全庁的に利用できる仕組みをつくっています。

まず、GISは、地図上に施設等の情報が管理され、確認できることで、わかりやすく、事務作業の効率化が図れます。次に、統合型について説明いたしますが、昔、学校や講習会等に使っていたOHP（オーバーヘッドプロジェクター）の装置に載せていた透明のシートに当たるものを、GISではレイヤーと呼びますが、そのシートに書かれた内容がスクリーンに映し出される仕組みと同じように、GISでは何枚ものレイヤーの情報を積み重ねることができ、地図上で一つになって表示される仕組みを統合型と呼びます。そこで、総合政策部長に、本県における統合型地理情報システムのメリット・デメリットをどう捉えておられるのか、お伺いいたします。

**○総合政策部長（茂 雄二君）** 統合型地理情報システムのメリットは、部局をまたがる複数の所属において、容易に情報共有ができるという点であります。例えば、ある一つの小学校が、教育機関としての役割だけでなく、避難所としての役割も担っていることなど、同一の施設が異なる役割を持っているという情報を地図上で重ねて見ることができ、福祉の情報と防災の情報を重ねることで、新たな視点で要介助者の安全対策を検討することができるなど、既存のデータの有効な利活用が期待されます。一方、デメリットについてですが、専門性が高く、複雑なデータ処理を要する業務などでは、統合型に向かないものもあることや、統合型には限りませんが、一般的に地理情報システムはコストが高いということが挙げら

れます。

**○有岡浩一議員** ただいまメリット・デメリットのお話がありましたが、デメリットの部分でのコストの関係でございます。まず、財源的には、地域情報化推進事業、これは総務省にありますが、特別交付税措置として、導入に必要な共用空間データ整備費等が措置されています。このような事業を組み合わせながら取り組むことが必要だと考えております。そこで、再度質問いたしますが、県として、まず可能なところから統合型地理情報システムに取り組むべき時期と考えますが、部長の見解をお伺いいたします。

**○総合政策部長（茂 雄二君）** 平成24年度に、県で導入している地理情報システム相互の統合可能性について調査を実施しましたが、森林計画や農地整備を初めとする既存のシステムについては、それぞれ専門性が高いため、統合にはなじまないと判断したところですが、しかしながら、これまで地理情報システムを導入していない観光や福祉、教育など、さまざまな情報を地図上で重ね合わせることで、県民サービスの向上や業務効率の向上などが期待できる分野もありますので、技術の進歩によるコスト面での課題克服等も視野に入れ、新たな利活用について、可能なところから検討していきたいと考えております。

**○有岡浩一議員** 統合型地理情報システムの効率的な導入と利用範囲の拡大について、職員の皆さんのためでもあります、県民の皆さんのためでもあります。ぜひ積極的な取り組みを期待いたします。

次に、3番目の自転車保険加入促進についてであります。

兵庫県では、本年4月1日より、「自転車の

安全で適正な利用の促進に関する条例」を施行し、10月1日からは、自転車損害賠償保険等への加入を義務づけ、自転車小売業者等には加入の確認を義務づけております。幼児期から高齢者まで幅広く利用する車です。近年の自転車事故の賠償では9,000万円を超える賠償命令が出されています。本年6月1日からの改正道路交通法の施行に伴い、さらなる安全対策として自転車の保険加入を促進していくべきと考えますが、総合政策部長に、現状と取り組みについてお伺いいたします。

**○総合政策部長（茂 雄二君）** 昨年の県内における自転車事故発生件数は、全交通事故の約12%を占めており、その年代別の割合は、中・高校生が約4割、高齢者が約2割となっております。こうした中、県内の全日制の県立高校では、全ての生徒が自転車事故の賠償にも対応可能な総合補償制度に加入しているほか、一部の小中学校においても、保険加入が推奨されていると聞いております。県としましては、知事を本部長とする宮崎県交通安全対策推進本部において、5月の自転車マナーアップ強化月間や交通安全運動の中で、自転車保険制度の普及啓発を含む自転車事故の防止に取り組んでおり、今後とも保険加入の促進に努めてまいりたいと考えております。

**○有岡浩一議員** オランダを訪問したときですが、歩道、自転車専用道、車道と確かに整備されておりました。しかし、実際に歩道を歩きながら、車道を横断しようとする、後ろの自転車に気づかないという、事故はどのような整備をしても起こる可能性があると感じております。オランダでは、盗難保険に加え、損害賠償保険加入のニーズが高いようであります。本県においても、宮崎県警察で、自転車盗難を抑止

するための施策の一つとして、「思いやりロック」の歌を作戦として取り組んでいらっしゃるようですが、ぜひ第2弾として、保険加入を奨励する歌、幼児から高齢者まで受けるようなものを検討いただければと考えたところであります。

次に、4番目の質問に入らせていただきます。危機管理統括監に、消防団員確保についてお伺いいたします。

市町村消防団員定数1万6,002人に対し、団員数の現状と、本県が作成している消防団広報紙の目的と活用方法についてお伺いいたします。

**○危機管理統括監（金丸政保君）** 本県の消防団員数は、本年4月1日現在で1万4,829名となっております。減少傾向が続いております。このため県では、消防団員の加入促進を行い、消防団活動の活性化に資することを目的とし、平成24年度から広報紙を作成しております。広報紙は、毎年2回、各3,000部を作成し、市町村を通じまして消防団に配布し、各消防団が消防団員確保に活用しております。また、今年度は新たに、消防団の年間行事や団員の体験談を掲載しました消防団員募集のチラシを5万部作成することとしており、高校生以上の若者に対して配布し、加入促進を図りたいと考えております。

**○有岡浩一議員** ただいま、消防団員募集のチラシを5万部、高校生以上の若者に対して配るということでした。これは私自身の経験からでございますが、消防団や青年団、商工会青年部など、若いときに経験させていただいたことは大変貴重なものでございました。男女を問わず、ぜひ地域活動に参加できる土壌として、また大切なコミュニティーの場として、消防団活動のさらなる活性化を期待するものです。そこ



で、消防団において、一度退団した団員に再入団していただくなど、OBや女性団員の活用の取り組みについて、再度、危機管理統括監にお伺いいたします。

**○危機管理統括監（金丸政保君）** まず、OB団員についてでございますが、県内の6つの市町村におきまして、定年等により一度退団された方々を、平日の昼間の消火活動や若手団員の教育などの特定の活動を行っていただくため、再度、消防団員として採用しております。次に、女性消防団員につきましては、本年4月1日現在で321名となっております、増加傾向にあります。活動内容といたしましては、各地域において応急手当の講習を行ったり、高齢者世帯を訪問して火災予防の指導を行っております。また、昨年度から、女性団員の士気高揚と加入促進を目的といたしまして、女性消防団員活性化大会を開催するなどの取り組みが行われております。今後とも、市町村に対しまして、OB団員や女性団員の活用について働きかけるとともに、先ほども申し上げましたとおり、若い方々の消防団加入促進につきましても取り組んでまいりたいと考えております。

**○有岡浩一議員** 若いときの経験は将来の大きな財産でございます。こういう経験の場を――消防団というのが現在、唯一取り組まれている大きな組織だと感じておりますので、この取り組みをもっともっと広げていただくことを切に要望しておきたいと思っております。

次に、5番目になりますが、マダニ対策についてであります。

先月、知り合いがマダニによる感染症で亡くなられました。畑仕事や近くの山や川に出かけられていた元気な方の突然の訃報に驚いて、尋ねてみると、原因がマダニによる重症熱性血小

板減少症候群であって、どうにもならなかったと聞きました。そこで、本県における重症熱性血小板減少症候群（SF T S）の発生状況と対策について、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 重症熱性血小板減少症候群（SF T S）は、日本国内では、平成25年に初めて患者が発見されました、マダニが媒介する感染症でありまして、11月20日までの国の集計によりますと、全国で170件の報告がなされております。県内では27件の報告があり、そのうち死亡事例が9件となっております。SF T Sに対しましては、現在のところ、有効な治療法が確立されていないため、マダニにかまれないようにすることが重要であります。マダニは、山林だけではなく、畑、あぜ道、河川敷など、ふだん生活している場所周辺でも生息しており、患者も年間を通して発生しております。このため県では、広く県民に対し、テレビ、新聞、ホームページ等を通じまして、やぶや草むらに入る場合には肌の露出を少なくするなど、注意喚起を行っているところでございます。

**○有岡浩一議員** ただいま報告いただいたように、自己防衛でマダニにかまれないということが一番だと。要するに、ワクチン等のそういった特効薬がないわけですし、かまれたことに気づかずに、発熱や消化器症状が出たときには病院を受診することになるわけです。そのとき、医師が、患者がSF T Sであることを早期に診断できるように、県としてどのような取り組みを行っているのか、再度、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** SF T Sは、新たに発見された疾患であり、かつ、まれな疾患でありますことから、医師がSF T Sを的確

に診断できるようにするため、県では、専門家を招いて医療機関に対する研修会を開催し、SFTSの臨床的特徴などの情報提供を行っております。また、医師が診断を行う上で、マダニにかまれたことが重要な情報となりますことから、県民の方々には、医療機関を受診した場合には、山などに行ったことやマダニにかまれたことを医師に伝えるよう、周知しているところでもあります。さらに、SFTSの診断を確定するためには、県の衛生環境研究所において検査を行う必要がありますことから、県では、医師がSFTSを疑う場合にはスムーズに検査が行えるよう、医療機関との連携を図っているところでもあります。

**○有岡浩一議員** SFTSの場合は、ウイルスを保有しているマダニにかまれた後に、6日から2週間程度の潜伏期間を経て、主に発熱、消化器症状（食欲低下とか吐き気、下痢、腹痛など）があらわれるとあります。これは県民に当然知らせるべきですし、場合によっては、観光で来られた皆さん方も潜伏期間を経ているということもあります。ですから、常にこの情報を把握できるような体制を整えていただくようお願いいたします。

次に、6番目の質問に移らせていただきますが、TPP対策について農政水産部長にお伺いいたします。

全国和牛能力共進会3連覇を目標に畜産振興に取り組む中で、よく言われているのが、優良雌牛の保留対策であります。現在の取り組みと今後の目標についてお伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 本県の繁殖雌牛頭数は、農家の高齢化に伴う離農等により、平成21年以降、減少傾向にありまして、現在は7万5,800頭となっております。このため、昨

年、県内9つの地域で「人・牛プラン」を策定し、繁殖雌牛8万頭を目標に、関連する施策を現在推進しているところであります。このうち、優良雌牛の保留につきましては、県の種畜再生対策基金事業や国の肉用牛経営安定対策補完事業も活用しながら、優良雌牛の増頭・保留に努めているところであります。県といたしましては、今後とも、国に対し、事業の充実や財源確保について強く要望してまいりますとともに、本県肉用牛の改良や農家所得の向上にもつながるよう、優良雌牛の確保に努めてまいりたいと考えております。

**○有岡浩一議員** 各畜産県は雌牛の保留事業に取り組んでいるようですし、全国共進会でグランプリをとる宮崎県です。宮崎県としても本腰を入れて保留対策をやる。そのことが今後、海外へ農畜産物、特に和牛を売るための大きな基礎になると考えておりますので、ぜひともこの事業につきましては国に要望し、また、本県としての強い姿勢を示していただきたいと思っております。

また、関連しまして、2番目の質問をさせていただきますが、生産コスト削減の観点からも、飼料作物としてWCSへの取り組みが必要と考えていますが、現状について、再度、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** WCS（稲発酵粗飼料）につきましては、「水田活用の直接支払交付金」の交付単価が、10アール当たり定額の8万円となっていることや、畜産県である本県には確実な需要があることから、その作付面積は年々増加し、本年度は、水田面積の約2割を占めます5,800ヘクタールにまで拡大するなど、本県の水田農業の振興を図る上で重要な品目の一つとなっております。また、畜産農家に

おきましても、重要な飼料作物として、今やなくてはならないものとなっておりますので、県といたしましては、引き続き、制度の継続と交付金単価の維持が図られるように、国に対し強く要望してまいりたいと考えております。

**○有岡浩一議員** 多面的機能を有する水田農業の振興として、さらにT P P対策の一つとして、直接支払交付金の維持を強く要望いたします。

次に、攻めの農業の視点から、輸出を初め、国内外での有利販売につながると期待されるグローバルギャップについてお伺いいたします。平成25年11月、2年前にグローバルギャップツアーが本県で開催され、環境保全・食の安全・労働者の安全など、定められた基準に基づいて生産工程を客観的に確認する制度で、生産者と消費者をつなぐ共通の言語であります。今後、輸出の拡大など攻めの農業の一つの方策として、グローバルギャップの認証を進めることもT P P対策として検討すべきと考えますが、農政水産部長に御所見をお伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 農産物の輸出拡大や有利販売を図る上で、特にE Uへの輸出に際しましては、グローバルギャップの認証取得が求められる事例もありますことから、県といたしましては、農業者が取引先からの求めに応じてグローバルギャップを取得できる環境づくりを進めているところであります。具体的には、グローバルギャップのベースとなります生産工程管理の手順や手法をマニュアル化するなど、農業者への啓発・普及に取り組んでいるところであります。現在、本県におきましては、輸出の意向のある農業者を中心に、9つの経営体が認証を取得されておりますが、今後とも、グローバルギャップを必要とする農業者を対象

に、制度の周知や取得の手續等のサポートを行ってまいりたいと考えております。

**○有岡浩一議員** このグローバルギャップもそうですし、有機栽培、対外的に、また海外進出を目指すためにも、ぜひ、このような認証制度というものを確立し、また、これに後押しを行政側からもしていただきながら、攻めの農業というものを本腰を入れてやっていただくことを強く要望したいと思います。

次に、7番目の再生林の推進と遺贈寄附についてであります。

中部農林振興局管内の宮崎市、国富町、綾町の再生林の現状をお尋ねしたいと思います。これは環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 中部農林振興局管内の宮崎市、国富町、綾町に提出のあった森林法に基づきます伐採届出書によりますと、伐採面積の合計は、平成26年度では約400ヘクタールでございます。このうち、2年以内に再生林が計画されているものは、約200ヘクタールとなっております。このような中で、平成27年、本年春に中部管内で行われました造林面積は、約100ヘクタールとなっている状況です。本県の森林・林業長期計画では、県全体の再生林率を75%として目標値を設定していることから、中部管内のこのような状況は、大きな課題だと認識しているところでございます。

**○有岡浩一議員** 今、部長のほうから報告いただきましたが、75%を目標にしているということで、以前、本県の再生林率は80%と伺ってまいりました。県北、さらには県南、地域によって再生林率が高いところがあるわけでしょうが、少なくともこの中部管内におきましては、大変再生林率が低いと言わざるを得ません。再生林が、公益的機能が守られていないという現状、

さらには、地域住民を初め多くの方から、植栽がされていない荒れ果てた山を見て不安や不満の声が多く聞かれております。そこで、なぜ再造林が進まないのか、中部地区の理由を再度お尋ねいたします。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 中部農林振興局管内では、1人当たりの森林の平均所有規模が1.3ヘクタールということで、これは県平均の3.0ヘクタールと比較しますと、半分以下の小規模の所有となっている状況でございます。このため、施業の集約化や路網の整備等によるコストの削減が困難になっておりまして、そのために林業採算性が低く、林業経営に対する意欲が低下していることなどが理由であると考えているところであります。

**○有岡浩一議員** 以前、里山資本主義という講演を伺いましたが、中部地区管内において、この里山資本主義という考え方がどの程度理解されているのか、大変危惧しております。林業経営という意識を持たない地主がふえる中、林地の集約化や公益的機能を維持するためには、管理放棄地となる民有林の対策の一つとして、新しい表現で提案いたしますが、遺贈寄附というものがございます。遺贈寄附というもののわかりやすい事例として、全国的に知られているのが「あしなが育英会」で、2014年度募金実績46億5,590万円、累計637億6,617万円で、そのうち遺贈寄附は、累計約8.4%の53億7,200万円強と、近年さらに増えています。

ある推計調査によると、高齢者の24%が財産の一部を社会に還元したいという調査もあります。昨年は、元県庁職員で高岡町出身の先輩から、地元中学校にタブレット・周辺機器一式を寄附していただいております。今後、遺贈寄附など、環境や文化の継承、子育てなど次の世代

のための寄附文化を醸成することも大きな課題であります。さらに、遺贈寄附という形で管理し、公益的機能を保つための森林を守るといふ、これも大きな課題でございます。そういった取り組みを今から研究し、広く周知する、そういう時期に来ていると思っております。林家の活動の盛んな地域は必要ありません。しかし、山を守れない、放棄される方々がいらっしやるといふ事実、これをしっかりと受けとめて何らかの対策をとる。そのための一つとして遺贈寄附というものを提案させていただきたいと思っております。

そこで、先ほどの中部地区の課題について申し上げますが、再造林率を上げるための対策としてどのようなことができるのか、どのようなことをやろうとしているのか、再度、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 中部農林振興局管内では、先ほど申しましたように、再造林率が低いということで、特に森林所有者の意識を高めるための普及啓発、伐採パトロールによる指導、こういったことを徹底しますとともに、林業事業体に対しましては、再造林に支障となる枝葉の整理や林地保全に配慮した作業道の開設等について、さらに指導を強化してまいりたいと考えております。また、現在、小さな面積で分散している森林がたくさんございましたので、そういったところにつきましては、森林組合による施業受託を促進し、効率的な施業を進めるとともに、公益上重要な森林につきましては、森林環境税を活用した広葉樹の植栽や、市町村による公有林化に対する支援を行っているところでございます。さらに、伐ったら、すぐ植える一貫作業システムの推進や、企業の資金を活用した分収方式による再造林にも

取り組むこととしております。

再造林対策は、資源循環型林業の確立や災害防止の観点などから大変重要でございますので、市町村や森林組合等と連携を図りながら、これらの対策に危機感を持って取り組み、中部農林振興局管内の再造林率の向上に努めてまいりたいと考えております。

**○有岡浩一議員** 再造林率を上げるためには、今モデルとしてやっていらっしゃる一貫作業システム、こういったものを常在化していくような強いリーダーシップをとっていただくことを、強く要望しておきたいと思っております。

次に、最後の質問になりますが、8番目の質問でございます。一人一役運動について、教育長にお伺いいたします。

まず、2巡目の国民体育大会開催は、県民の誇りや自信を向上させる場になると期待するものです。そこでまず、教育長に、国民体育大会の開催意義について御所見をお伺いいたします。

**○教育長(飛田 洋君)** 宮崎で国体を開催する意義につきましてですが、国民体育大会の開催は、トップアスリートの発掘・育成などの選手強化はもちろんのことではありますが、県民の皆様お一人お一人の健康増進などの観点も含め、スポーツの幅広い普及・発展など、スポーツ文化の醸成に寄与するものであると考えております。

また、本県の豊かな自然や文化、温かい県民性など、宮崎の魅力を全国に発信するチャンスであり、全国の皆様方に「みやざき応援団」になっていただく絶好の機会になると考えております。さらに、県民の皆様にもさまざまな立場で国体に携わっていただき、宮崎県民としての誇りや自信を実感される機会にもなろうと思

います。このようなことから、地域や県民のきずなが深まることにもつながっていくなど、さまざまな意義があると考えているところであります。

**○有岡浩一議員** 今、国体の開催の意義についての考え方を教育長からいただきましたし、「みやざき応援団」ということで、全国にファンを広げたいというお話も伺いました。

2巡目の国体に取り組む中で、今、私自身が携わって危惧しておりますのは、競技役員体制であります。ふるさと宮崎国体のときのスタッフ、さらには高校総体当時のメンバーが役員として今活躍しておりますが、かなり高齢化しております。これがあと11年後、どういう体制になるのか、大変危惧しておりますし、若手の育成が求められておりますし、国体準備委員会設立前には、各団体の実態をまず把握し、対策を持った上で準備委員会の設立をお願いしていきたいと思っております。

そこで、2巡目の国体は、全ての県民が携わる大会にすべきと考えますが、教育長の考えを再度お伺いいたします。

**○教育長(飛田 洋君)** 選手、役員、いろんな若手を含めた県民の皆さんを活用しての国体ということではありますが、私は、高校生がかかわった2つの大会のことを今考えながらここに立っております。「過ぎたるはみな懐かしきさればいま今日という日をたじろがずあれ」、これは04総体、インターハイのときに、南順子さんという挨拶をしてくれた子が、私はこの役だということ、高岡町出身の白糸たえさんという方の歌を引用して全国の仲間にエールを送ってくれました。そのとき、一人一役ということ、裏方で支えてくれる子供もおれば、誘導してくれる子供もおる。

それから、5年前の22年の全国高校総合文化祭のときもそうでした。口蹄疫で、開催するか非常に悩んだ。しかし、やってよかったと思う大会ですが、あのときも、高校生が「おもてなし委員会」というのを結成してくれまして、先頭に立って県民の皆さんと一緒に県外からのお客さんを迎えてくれました。

今考えてみると、やっぱりその大会大会で、それぞれの県民の方々に応援をいただいた。青島太平洋マラソンでも、高校生がいっぱいボランティアで活躍してくれております。大会事務局に聞くと、直近では2,650人の高校生が裏方として応援してくれている。きっと、こういう若い力、そして県民の皆さんの力を結集していけば、いい大会にできると考えております。

昭和54年の宮崎国体でもそうでした。「日本のふるさと宮崎国体県民運動」を展開し、多くの県民の皆様が、運営ボランティアや地域レクリエーション活動などへ参加していただくとともに、県外選手団や観光客へのおもてなしをいただくなど、県民一丸となって大会を盛り上げていただきました。

2巡目国体におきましても、競技運営はもとより、全ての県民の皆さんが、スポーツをする、スポーツを見る、スポーツを支える、さらには、宮崎の魅力を全国へ伝えるメッセンジャーとして発信するなど、さまざまな立場で国体に携わっていただき、県民総参加型の宮崎らしさあふれる大会にすることで、県民の皆様お一人お一人の心に残る大会にぜひしていきたいと考えております。

**○有岡浩一議員** 高校総体のときの一人一役のお話もしていただきまして、ありがとうございます。

先日、静岡県のこのはなアリーナを見に行き

ました。木をふんだんに使った施設で大変立派です。そして、こういう施設が欲しいなという気持ちもあります。しかし、そういった施設をつくる前に、まず県民みんなが心一つにして、国体を迎えよう、整備をしようと、みんながそういう方向を向くような仕掛けをしていくことが、成功の大きな力になると思っております。

スポーツをする方もそうですが、しない方も、文化活動または沿道美化、自分ができることをやっていく、そういう文化をつくるためにこの国体はあると私は考えております。そういった県民一人一役を推進するための取り組みをさらに広げていただくことをお願いしたいと思っております。

ここで、先ほどの野田先生のお話をもう少しさせていただきたいと思いますが、道德の授業で、グローバルとローカルについて話をされております。まず、遠心力と求心力のバランスが大切なこと。経済を初め、交通・通信などグローバル化が進む。しかし、グローバル化が進むという現象は遠心力であり、同じように求心力が働かなければならないという、大変抽象的な言葉でわかりづらいですが、要は、これからグローバル化する反面、さらにさらにローカル化、地方化という作用が必要だと言われております。ローカル化とグローバル化のバランスがとれてこそ、経済も社会も安定するという意味でございます。これから我々は、TPPを含め、グローバル化する社会に突入する中で、もう一度ローカル化というものをしっかりと植えていく、そういう文化が必要でございます。ふるさとや自分の住んでいる町のよさを見直し、好きになる。ローカル化の具体例は郷土愛だということを、先生はおっしゃっております。

す。郷土愛をつくるための国体、またはこういうイベントに参加することによって育てていく取り組みを期待するわけであります。

そこで、最後の質問になりますけれども、今後、国民体育大会や全国障害者スポーツ大会、オリンピックなど、ビッグイベントが行われます。大会関係者が頑張っても伝わってこないものがございます。県民挙げてのおもてなし、それも裏表なしのおもてなし、お互いの喜びとなる受け入れ、各部に関連するテーマであります。今日は、観光分野において、ボランティアを初めとする人材育成やおもてなしの機運をどのように醸成していかれるのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** おもてなしの機運の醸成についてでありますけれども、街角で笑顔で挨拶してくれる子供たち、あるいは親切なタクシードライバー、これらに象徴されます温かな県民性、これは「日本のひなた宮崎県」ならではのものであると考えております。これを本県観光の財産としまして、県民一人一人が認識し、おもてなしの心を形にあらわして、観光客のさらなる満足度向上につなげることが大事であろうと考えております。このため県では、宮崎県観光振興計画において、県民総参加による「みやざき流おもてなし文化」の醸成を掲げまして、本県の歴史・風土などへの理解を通して、県民が主体となったおもてなしの実践へとつなげるために、観光ボランティアの育成・支援、「神話のふるさと県民大学」の開催、民間と連携した「みやざき観光・文化検定」の普及促進等に取り組んでいるところでございます。

今後とも、こういった取り組みに合わせまして、「日本のひなた宮崎県」に込めました「ひ

なたのチカラ」、例えば、人の心を温かくするあるいは元気にする、あるいはゆったりとした時間をつくる、そういう「ひなたのチカラ」を観光客の方々に感じていただけるように、本県ならではのおもてなしの文化の醸成に努めてまいりたいと考えております。

**○有岡浩一議員** ありがとうございます。

「日本のひなた宮崎県」をこれからも広く県民に浸透させ、そして、国内国外にアピールしていく。そういうきっかけづくりが今後広がっていくだろうと期待しております。

地元のお話を1つだけさせていただきますが、第25回全国花のまちづくりコンクールで、地元の一里山地区ふるさとづくり推進協議会が、シバザクラの生産から植栽・管理まで全て地域ぐるみで取り組み、今回の団体部門で優秀賞に輝いております。地元ですので、よく足を運ぶんですが、地域の皆さんが自分ができることを一つ一つ積み重ねた結果、このような賞をいただけたし、そして、皆さんの方の誇りとなっております。何も無い地域にそういう誇りができることによって地域の輪が広がります。全員が参画するまでにはまだなっておりません。しかし、みんなが参加しやすい土壌ができ、その地域の核ができ、輪が広がったという一つの事例だと思っております。できないことを考えるんじゃなくて、まず自分が今できることからスタートする。そういうことを県民の一人一人に期待し、郷土愛のもと、きずなを実感できる取り組みを今後期待いたします。

また、私自身も県民の一人として、そのための役割をしっかりと果たしながら努力することを申し上げまして、時間が残っておりますが、私の一般質問の全てを終わらせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○中野廣明副議長 次は、井上紀代子議員。

○井上紀代子議員〔登壇〕(拍手) 傍聴席の皆さん、いつも県政に高い関心を持っていただき、本当にありがとうございます。感謝いたします。

それでは、通告に従い一般質問をいたします。

アベノミクスの柱だった円安・株高は、中国経済の不調で下がり、量的緩和もままならず、第三の矢として打ち出した成長戦略は、一向に始動していません。もちろん御承知のとおり、地方はアベノミクスの効果など実感できていません。そんな中、アベノミクスの破綻がささやかれ始めると、第3次安倍内閣の発足とともに一億総活躍社会が叫ばれ、大臣まで就任されるという事態となりました。また、これに先立って公表されたアベノミクス新三本の矢では、出生率1.8、介護離職ゼロ、GDP 600兆円の3つがうたわれています。知事へ、一億総活躍社会をどう理解し、受けとめられているのか、お伺いいたします。

次に、TPPの宮崎県農業への影響についてお尋ねいたします。政府は、国会で決議した主要5品目は聖域として守ると言明していました。これまでのTPP説明会で、本県選出国會議員全員が陳謝したように、国会決議は守られていないようです。TPP協定が今後批准されるまでには、参加国のさまざまな課題も報道されており、大筋合意イコール協定発効というわけではありませんが、一つの現実的な危機として捉えておく必要があります。また、政府が発表するTPP協定の影響も、限定的と表現しながらも、長期的には不透明という品目が多く、今後発表される対策は、本当に本県の産業振興・経済活性化施策として機能していくのか、継

続的な審判が必要であると強く感じています。知事のお考えをお伺いいたします。

以下の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

まず、一億総活躍社会についてであります。一億総活躍社会は、我が国の少子高齢化に歯止めをかけ、5年後も人口1億人を維持するとともに、誰もが家庭や職場、地域で生きがいを持って、充実した生活を送ることができる社会を目指すものと理解しております。一億総活躍社会を実現する上では、人口減少対策が重要であり、本県のまち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても、産業振興や雇用の確保による社会減の抑制、女性や高齢者の活躍促進などに取り組むこととしているところであります。

一億総活躍社会の実現に向けた具体的な国のプランは、現在、有識者会議において検討されておりまして、先週、緊急に実施すべき対策も公表されたところであります。本県としましては、それらの内容を見きわめながら、本格的な実行段階を迎える地方創生の取り組みに生かしてまいりたいと考えております。

次に、TPPについてであります。担い手の減少や急速な高齢化の進展など、構造的な課題を抱える中、今回のTPP協定交渉の大筋合意により、本県農業を取り巻く環境は、大きな変革期を迎えることになると考えております。このため、TPP協定に関しましては、国に対し、セーフティーネットや生産体制の強化など、必要な施策について要望を行ったところでありますが、先日策定された「総合的なTPP関連政策大綱」にその多くが盛り込まれたところでありまして、今後、国の対策などを十分に



活用しながら、必要な対策を実施してまいりたいと考えております。

今後とも、本県の農家が夢と希望を持って農業に取り組んでいくことができるよう、農家の所得確保を基本としまして、生産力の向上、販売力の強化、人財の育成を柱とした施策を展開することによりまして、本県農業の構造改革に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

**○井上紀代子議員** ありがとうございます。安倍総理によりますと、TPPは国家百年の計だそうです。その割には、アトランタで日本が何を交渉しているのか、結局伝わってこないままでした。TPPについて安倍総理は、初めから国民へ目先をごまかすようなことはせず、TPPは国家百年の計であるとの決意と説明責任を全うされるべきだったと怒りをもちます。

また、アベノミクス新三本の矢ですが、まず出生率1.8の達成には、非正規や長時間労働の多い子育て世代の若者の労働条件の改善が必要です。ところが、安倍政権では、労働者派遣法の改正や高度プロフェッショナル制度といった、賃下げと長時間労働を促す労働政策がめじろ押しです。

また、介護離職ゼロのためには、介護労働者の待遇改善が不可欠であることは御承知のとおりですが、介護報酬が今年度から引き下げられ、現場ではやめる人が後を絶たず、まともな介護担当者が育たないとの声が聞かれます。

さらに、GDPの増加には、付加価値の高い新しい産業創出のための研究、教育費への公的支援の資金の投入が必要との指摘があります。また、GDPの上昇には、賃金の上昇による消費回復が必要であることは、総理みずから発言・要請されているので明らかですが、労働法の

改定を進め、派遣労働者がふえることとなれば、逆行し、矛盾していると言わざるを得ません。

つまり、どの課題の解決にも一般の働く方々にお金が回る政策が必要なのですが、防衛費の増加や法人税減税のためにはなかなか難しく、したがって、新三本の矢は、効果が出るとは思えません。そこで、一億総活躍でやる気ムード、イメージで乗り切ろうとの作戦ができ上がったようです。

安倍総理は、改造内閣発足に伴う会見で、「高齢者も若者も、女性も男性も、難病や障がいのある方も、誰もが今よりももう一歩前に踏み出すことができる社会をつくれます。一億総活躍という輝かしい未来を切り開くため、安倍内閣は新しい挑戦を始めます。新しい三本の矢を力強く放ち、そのための強固な体制を整えることができた」と語られています。行政のサポートで国民隔々へ手が届くNPOへの支援等も放り出しておきながら、新三本の矢はさきに述べましたありさまで、何も強固な体制など整えられていないのに、「整えた」と言い切れる厚かましき国のリーダーには、本当に驚かされます。

私は、人口減少の中で強い地方づくりに励む、河野知事の「真の地方創生を実現する「みやざきモデル」」を良として支持していますし、また、宮崎県農業を成長産業への道筋も支持しています。知事には、県民を目先のおいしい話で振り回すより、少々難しいことでも、ともに乗り切っていこうと訴えることのできる毅然としたリーダーとして、県民の先頭を務めていただくことを望んでいます。

次に質問ですが、「第18回全国農業担い手サミットinみやざき」についてお尋ねいたしま

す。担い手サミットの開催に携わられた多くの方々に、本当にお礼を申し上げたいと思います。農業を取り巻く環境は厳しいものがあるにもかかわらず、今回のサミットは力強いエネルギーが伝わるもので、私は、宮崎県が掲げる農業改革への道筋を実感でき、今も興奮冷めやらぬ状態にあります。

ただ、28日、宮日の記事でも明らかなように、本県農業人口1万2,329人減少、そして、30年でそれが6割を超したと言われていています。そしてまた、耕作放棄地の面積は5,020ヘクタールで、5年間で342ヘクタールふえた。中でも、農業をしていない土地持ち非農家の所有面積は2,218ヘクタールで、前回調査より350ヘクタール増加しており、担い手への農地継承が進んでいない状況が裏づけられたと、宮日の11月28日の記事ですが、それを読みました。この現状を見て、全国農業担い手サミットの成果と農業の成長産業化に向けた人材育成の考え方について、知事にお伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 私は、全国農業担い手サミットに参加しまして、本県の担い手や農業技術のポテンシャルの高さに改めて感銘を受けました。また、担い手メッセージなど、若手や女性農業者の頑張りも印象に残る大変すばらしい大会であったと考えております。

特に都城農業高校、興梠君のメッセージは、本当に聞いていて、うるっとくるものがありました。大いに感動を与えたようで、皇太子殿下からも「よい大会でした」というお褒めの言葉をいただいたわけではありますが、本大会では、大会実行委員長を先頭に、各地域の実行委員会の皆さんが一丸となってスクラムを組んで、大会を大成功に導いていただいたところであります。大会準備を通して、農家の皆さん自身が大

いに成長したものと考えておまして、このことが大会開催の大きな成果であると考えておるところであります。

このような成功体験が、自信を生み、さらなる営農意欲の肥やしとなり、本県農業を支える経営者として、大きく羽ばたいていただけるものと確信したところであります。私も今回の感動を胸に、活躍いただいた担い手の皆さん方と一緒に、引き続き、本県農業の成長産業化の原動力となる経営者の育成に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** 本年2月議会において知事は、2期目の県政運営に関し、「みずからが先頭に立ち、「くらしの豊かさ日本一の宮崎」を実現するため、人口減少などの新たなテーマへの果敢な挑戦と迅速な決断を軸に、構想力と実行力を持って一つ一つ誠実に実行し、県民に信頼される県政を推進する」と所信を述べられています。

また、具体的に、分野横断の重点政策として、「人口減少社会」に向けた宮崎からの挑戦」「くらしの豊かさ日本一」への挑戦」「みやざき流おもてなし文化の醸成」「防災・危機管理能力の強化と将来に向けた社会基盤づくり」の4点を挙げられており、分野ごとの重点政策として、「人財づくり」「産業・雇用づくり」「豊かなくらしづくり」の3点に取り組むとされています。私は、2期目における知事の所信表明を好感を持って受けとめています。揺るぎない宮崎県の自立を確立するには、「人財づくり」が重要です。「人財づくり」に対する知事の思いをお伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 本県は置県130年を経たわけではありますが、過去を振り返りますと、ここまでの宮崎を築いた原動力の大きな要素は

「人」であろうかと、「人財づくり」の重要性に思いをいたしたところでもあります。また、人口減少や経済のグローバル化などが急速に進む中で、希望のある未来を築いていくための最大の財産も「人」であろうかと考えております。これからの地域づくりにおきましては、広い視野を持ち、新しい時代に対応した社会を創造できる人財というものが、ますます重要になると考えております。

このため、平成26年度には、20億円規模の「みやざき人財づくり基金」を設置しますとともに、本年7月に策定した県総合計画「アクションプラン」におきましても、地域を支える人財の育成やイノベーションを担う人財の育成、女性や高齢者等の活躍促進などを柱に据えたところでもあります。今後とも、将来を託す子供たちや産業や地域を牽引するリーダー、あらゆる分野で活躍する女性や高齢者など、グローバルな視野と挑戦する気概を持ち、宮崎の新時代を切り開いていく「人財づくり」にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** 次に、ここで商工観光労働部長にお尋ねしたいんですが、県内就職した若者の早期離職を防止するために、県はどのように取り組んでおられるのか。ここは私の一番懸念するところですので、お答え願いたいと思います。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 本県は、若者の早期離職が高い状況にあります。早期離職は、企業にとっては、せっかく育てた人材を失うこととなります。また、若者にとりましても、その後のキャリアにマイナスとなる可能性があり、その防止を図ることは大変重要な課題であると考えております。離職の理由としては、働いてみると仕事が合わなかった、あるいは

は職場の人間関係等の理由が多く、また小規模な企業ほど離職率が高い傾向がございます。

このため県としましては、まず、就職前においては、教育委員会とも連携しまして、若者が企業をしっかりと理解した上で就職できるよう、情報提供やマッチングを行っております。また、就職後におきましても、職場定着支援員を配置しまして、職場改善のためのアドバイスを行っており、今年度は10月末現在で延べ479社を訪問しております。あわせて、若手社員向けの研修、あるいは中堅管理職向けの研修にも取り組んでおります。

さらに今年度は、職場環境の改善を図り、若者等の職場定着促進に効果を上げた企業の例を事例集として取りまとめまして、今後、県内企業に広く紹介することとしております。今後とも、関係機関と連携しながら、若者の早期離職防止対策に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** 大変御苦労かけますが、よろしく願いしておきたいと思います。

次に、記紀編さん1300年記念事業の成果についてお尋ねしたいと思います。私は、この事業によって地域のお祭りが復活したことなど、大変うれしく思っております。お祭りは、地域のきずなを強くしますし、地域の磨き上げの一助にもなっていると思っています。そして、記紀編さん1300年記念事業の成果をもう一つ、観光を点から面へ広げていくということを推進していくためにも、ストーリー性のある観光へと持って行っていただきたいと思っています。

実は今、私が一番読んでおります本が、「読めば読むほど面白い『古事記』75の神社と神様の物語」、由良弥生さんの本です。これはとてもおもしろくて、75の神社が選んであるんです

けれども、宮崎県は、天岩戸、高千穂、宮崎神宮、青島、鶴戸と、5つ選んでいただいています。九州管内でいえば、5つというのは大変多い神社数で、大変うれしく思っているわけですが、それをしっかりとつなげていくというか、せっかくなさる神社を、どういうふうにしてそれを起点として点を面にしていくのかとか、そういうことの取り組みをしっかりとやっていただいて、記紀編さん1300年記念事業も折り返し地点みたいなところに来ておりますので、今後、観光づくりも含めてそうですけれども、地域づくりのためにも大変活用すべき事業だと思いますが、商工観光労働部長の見解をお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 記紀編さん記念事業につきましては、これまで、「神話の源流みやざき」を浸透させるさまざまな取り組みを行ってまいりました。先日、私も、東京の國學院大学で行われました、椎葉の尾前神楽の公演に行ってまいりました。約500名の観衆の方々が、3時間の公演を本当に熱心に見ていただいたところでございます。神楽や神話の世界に人を引きつける大きな力があるということを改めて実感しますとともに、記紀編さん記念事業のさらなるステップアップを図る上で、大きな可能性を感じているところでございます。

神話の世界を身近に感じ、そこに食や自然、地域での触れ合いや体験活動などの地域の観光資源を結びつける新しいスタイルの観光を構築することが、今後のテーマであると考えております。このような考えのもと、市町村職員を交えた研修会や意見交換会を行いながら、神話をテーマとする新たな観光地づくりについて検討を進めているところであり、記紀編さん記念事業の新たな展開として、今後、その具体化

を図ってまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** ミラノで見ました門外不出の銀鏡神楽、すごくすばらしく、皆さんの心をぐっとつかむ大きな力になったと思っております。記紀編さん1300年記念事業が本当に脈々と続いていけるような事業となるように、これからも、神話と結びつける新しいスタイルの観光を構築することが今後のテーマであるということに伏せた何かがあるのかなと期待をしております。頑張ってくださいと思います。

次に、宮崎県観光を点から面へ広げるのに大いに力を発揮しているのが、私の大好きな道の駅です。道の駅は、宮崎県観光、また農業についても、高い発信基地となっています。北方の「よっちみろ屋」が新しく加わり、宮崎県内の道の駅は17となりました。「北川はゆま」は、北の玄関口といいますか、駐車場が足りないほどの盛況ぶりで、県内道の駅の駅長さんへは、地域の特徴を存分に生かして頑張ってくださいと願っているところです。

東九州自動車道を走っていきますと、ドラマを感じ、私が一番大好きな宮崎県内唯一の上下線集約型の川南パーキングエリアがあります。新燃岳噴火の際に宮崎自動車道に降り積もった火山灰を利用したれんがが敷き詰められておまして、飢肥杉が内壁に使われた情報発信センターがあります。もっと川南パーキングエリアが地域の核となり、地域に開放された施設づくりを目指さなければもったいないなど、再三にわたって申し上げているのですが、県土整備部長、いかがでしょうか。

**○県土整備部長（図師雄一君）** 高速道路のパーキングエリアなどを活用した観光振興や地域活性化を促進するために、国土交通省では、

地域に開かれた先駆的な取り組みについて、モデル箇所として選定して、総合的に支援する施策を打ち出し、地方公共団体からの提案募集をこの7月より開始したところであります。

これを受けまして、川南町では、川南パーキングエリアに隣接する町有地に、情報発信基地や特産品などの販売施設を整備しますとともに、パーキングエリアからの出入りを自由にすることで、川南パーキングエリアが地域の核となって、地域振興を推進するという企画の提案書を9月に提出したところであります。県といたしましては、今後とも、川南町との連携を密に図りながら、川南パーキングエリアがさらなる地域の活性化に向けた拠点となるよう、積極的に協力してまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** 大変ありがとうございます。ぜひこれを実現させるためにも、県としても一生懸命頑張りたいと思います。ドライブマップを見てみますと、本当に行ってみようかな、動いてみようかなという気持ちにさせられるものがありますので、こういう道の駅とかサービスエリア、パーキングエリアを活用しながら、これからの観光を発展させていけるといいなと思っています。

私は委員会で「JRおおいたシティ」に行っただんですが、私のところの宮崎駅もこうなるといいのになと、実はちょっとうらやましく思いました。ただ、そこばかり言うてはいただけませんので、宮崎の玄関口としてのJR宮崎駅の利便性向上に、今、県はどのように取り組んでおられるのかお尋ねします。

**○総合政策部長(茂雄二君)** 平成25年に開業100周年を迎えたJR宮崎駅は、県内外から多くの方々が訪れる宮崎の玄関口であり、これまでも、バリアフリー化など駅利用者の利便性向

上のために、県を初めとする行政とJR九州とが連携して取り組んでいるところであります。

さらに今月からは、全国で相互に利用できる交通系ICカード「SUGOCA」が宮崎駅を中心とする12の駅に導入され、宮崎駅には県内初となる自動改札機も導入されましたことから、本県を訪れる観光客やビジネス客の利便性が大きく高まり、おもてなしの向上にもつながるものと考えております。今後も、「SUGOCA」の利用エリアの拡大などについて、JR九州に要望を行ってまいりますとともに、県内鉄道網全体の活性化や利便性向上に取り組んでまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** 「SUGOCA」ができたことは、すごいことなんですよ。ですから、これはぜひみんなで盛り上げていかないといけないと思っているんですが、私は、福岡に行くときは必ず「B&Sみやざき」を利用させていただいています。先日は、川原さんにもそこでお会いして、ちょっと何か一言、「宮崎駅をどうかしてください」と言いそうになりながら、「SUGOCA」があるしとか思いながらやめたところでした。少しずつしか変わってはいかないと思うんですが、宮崎駅がみんなが集まれる場所になっていくように、JRを応援、支援するというか、JRとともに何かをしていくとかいうことも、観光としての宮崎県づくりのためにも、少しやっていただけるといいのかなと期待を申し上げているところです。

次に、これから農業問題をずっと取り上げてまいりますが、今回のサミットは本当に素晴らしいものでした。特に若い農業者、そして女性の農業者にも視点を当てた大変素晴らしいものになっておりましたが、女性の視点から見た全国農業担い手サミットの開催成果と今後の取り

組みについて、農政水産部長にお尋ねいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 今回の担い手サミットでは、女性農業者が農業経営のパートナーとして、また、農産物の加工や直売等の経済活動の実践者として、大変重要な役割を担っていますことから、夫婦での参加を呼びかけたところでもあります。お話にもありましたように、県内で活躍しております元気な女性農業者に数多く参加していただき、女性農業者の活躍がさまざまな場面で輝きを放った大会であったと考えております。

特にパネルトークでは、女性農業者ならではの経験や知恵をもとに、農業経営や地域の活性化に生かせるさまざまな意見が出され、本県の女性農業者の資質の高さを全国にアピールできたものと考えております。また、女性農業者の意欲向上につながる大変すばらしい機会となったと考えているところでもあります。

本サミットを契機といたしまして、県内各地域で女性農業者による活動の機運がさらに高まっておりますので、若手女性農業者のネットワークを充実するなど、女性がそのしなやかな感性を生かして、生き生きと活躍できる環境づくりを後押ししてまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** ぜひ、若手女性農業者のネットワークを層を厚くしていただいて、いろんな深みのある取り組みをやっていただいて、実は、農業高校とかに講師で行って、受け入れていただいてお話を聞かせるとか、そういうことにも取り組んでいただきたいんですね。具体的に女性が農業の中で何ができるのかということも丁寧提供するためにも、行ってきたり、行き帰りができるような、そういう取り組みを

ぜひお願いしておきたいと思います。

それから、もう一つ、私が次の農業の担い手をつくり上げていくのに大変興味を持っておりますのが――農業の担い手の減少に歯どめがかからないからこれをつくったということよりも、そのことを含めて、農業の担い手を宮崎県がどうつくり上げていくかという力にさせていただきたいのが、「アグリプレナーが拓くみやざき農業新時代創造事業」なんです。つまりアグリプレナーとは、アグリカルチャー（農業）・プラス・アントレプレナー（起業家）の造語ですが、この事業で、新たな農業技術で新規参入や規模拡大、経営多角化に取り組む参入者、企業、農業者を指すと言われております。

これはすごく高い視点があって、宮崎県の農業としては大変おもしろいと思っています。現実には動いていまして、県立農業大学校が中心となって、チャレンジファームだとか今いろいろやられているわけですね。これを基軸として、産業のダムを構築するということまで来ているわけですよ。ですから、「アグリプレナーが拓くみやざき農業新時代創造事業」のアグリプレナーの育成の考え方について、農政水産部長にお尋ねいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 議員御指摘のとおり、アグリプレナーとは、高度な経営管理能力と高い技術力を有し、新しいことに果敢にチャレンジする起業家精神をあわせ持った、本県が目指すべき将来の担い手像でありまして、今後、積極的に育成・強化を図ってまいりたいと考えております。このため本年度から、農業大学校を核に、民間企業とも連携した新たな人材育成プログラムといたしまして、社長学を含めた経営マネジメント研修であります「トップランナー養成塾」や、最先端の技術や経営の研

修が可能な「次世代型農業チャレンジファーム」の開設など、新たな取り組みを開始いたしたところであります。

県といたしましては、今後とも、産学官金の連携を強化しながら、新たな技術の開発・導入や経営改善の指導に積極的に取り組むことによりまして、新しい農業に挑戦し、本県農業を牽引するアグリプレナーの育成に力を注いでまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** 実は、宮崎日日新聞の草野さんという報道部の記者が書かれた随分前の記事なんですけれども、署名記事で、「若者に夢のある農業を」ということを書かれた記事があって、これを捨てられずに、ずっとずっと持ち歩いているわけですが、この中で、彼はこんなふうに最後に書いているんですね。「実効性を欠けば産地の未来は担保されない」ということを最後に彼は書いています。このことが非常に私は大切なのではないかなと思いますので、実効性を私も求めていきたいと思っています。

今回の全国農業担い手サミットの中で、情報交換会は8つありまして、また、それと別に現地研修会というのが38カ所で行われているんですね。コースが38あったわけですが、これはまたおもしろくて、私たちもまた行ってみる必要があるのではないかと考えています。その中で注目したいのが、「次世代施設園芸導入加速化支援事業」のことなんですけれども、これはぜひ私は成功させていただきたいと思っています。

次世代施設園芸団地に導入した木質ペレット暖房機のことなんですけれども、問題は、重油価格が高いのでということが一つあったわけですが、それが下落しています。今は重油暖房機よりも費用がかかる状況となっているわけですが、

けれども、今後の取り組みについて農政水産部長にお尋ねいたします。

**○農政水産部長(郡司行敏君)** 本県の豊富な森林資源を活用できます木質ペレット暖房機は、化石燃料依存から脱却した環境に優しい、まさに次世代の暖房機であると認識しております。しかしながら、導入価格が高いことや、御指摘がございましたように、昨年秋ごろからペレット価格が上昇し、また重油価格が下落したというようなことから、コスト低減が大きな課題として浮上してきております。

このため県では、地元企業と連携して、低コストで燃焼効率の高い暖房機を開発・導入いたしますとともに、現在、成長の早い柳や竹を原料として、低価格でペレットを安定供給できる新たな仕組みづくりにチャレンジしているところでもあります。今後とも、革新的な技術を取り入れながら、次世代の名にふさわしい新たな施設園芸の展開を図ってまいりたいと考えているところでもあります。

**○井上紀代子議員** 実は、環境森林部長にここで質問したかった内容が、材を切り出す道路をもっときちんと確保しなければ、宮崎県の農業を下支えしていくときの、そういう問題点はまだまだあるなということを強く思っています。林活議連の中でまた議論していただくように、私も会長にはお願いしているところですので、その問題についても、環境森林部も強く受けとめていただきたいと思っています。

それでは次に、次世代施設園芸団地の取り組みを今後どのように展開されていくのか、農政水産部長にお尋ねいたします。

**○農政水産部長(郡司行敏君)** 次世代施設園芸団地では、現在の収量の3割増を目指しまして、キュウリ25トン、ピーマン15トンを一つの

目標にして、生育に最も適した環境制御技術の確立を、関係機関や団体、地元企業等と一体となって進めているところであります。現在、この取り組みを県内に広く周知させるために、実際に栽培を行いながら技術を習得する長期研修であるとか、県内生産者の視察受け入れなどに積極的に取り組んでいるところであります。先日開催されました全国農業担い手サミットにおきましても、多くの方々に高い関心を持って見学いただいたところであります。

県といたしましては、環境測定装置とか炭酸ガス発生装置等の導入による複合環境制御システムの普及であるとか、他品目への適用拡大を図りますとともに、国庫事業等を活用して新たな施設整備を進めることで、次世代施設園芸の取り組みを県内各地に波及させていきたいと考えております。

**○井上紀代子議員** 次に、健康に着目した食の取り組みについてお伺いしたいと思います。宮崎市に百姓隊という農業法人があります。百姓隊は、地どれ野菜とか宮崎伝統野菜、農産加工品などを生産しておりまして、県内約20店舗の農産物直売所や大手スーパー等の地産地消コーナーで販売に取り組まれています。

先般伺ったときには、全国各地への伝統的なカブとか大根の発送準備をされておまして、市販の大根とは全く異なる特徴的な香りと彩り豊かな葉やカブが食欲を直接刺激するというんですか、とても貴重な経験をさせていただきました。代表の谷口さんの説明では、伝統野菜は、収量や規格等では現在の品種にはかなわないけれども、しっかりした土づくりや栽培管理、そして特徴を生かした調理を行うことで、現在の経済品種と比較して高い栄養機能を持っていると言われておりました。

T P Pの大筋合意により、多くの農業者の生産意欲が低下する中で、食の健康に着目した百姓隊の取り組みは、伝統野菜というストーリー性と相まって、本県野菜の新しい顧客を開拓する取り組みだと思うのです。そこで、農政水産部長に、伝統野菜に対するこれまでの取り組みと今後の展開方向についてお尋ねいたします。

**○農政水産部長(郡司行敏君)** 本県の伝統野菜につきましては、例えば、宮崎市の佐土原ナスであるとか黒皮カボチャ、西米良村の糸巻き大根、それから、お話にありました椎葉村の平家カブなど、県内にもさまざまな品目がございます。それぞれの地域で長年受け継がれてきた貴重な地域資源であると認識しております。この伝統野菜につきましては、これまで、菓草・地域作物センターにおいて、県内各地からその収集を行うとともに、品種・系統の選抜や栽培技術の確立等の試験研究に取り組んできたところであります。県といたしましては、本県の伝統野菜ならではの特徴や価値をしっかりと消費者に伝える活動を通じまして、伝統野菜を受け継ぐ産地を積極的に支援してまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** 糸巻き大根とか、かわいいんですよね。ぜひ、みんなに見ていただきたいなと思っています。

伝統野菜は、栽培とか利用方法に癖がありまして、簡単にはなかなか普及できないんでしょうけれども、ちょっと懐かしい言葉ですが、身土不二の観点から地産地消を進めていく上では、大変いい素材だと思うところです。伝統野菜の食材に着目した地産地消の推進について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長(郡司行敏君)** 伝統野菜については、今、身土不二という言葉をおっしゃい



ましたけれども、古くからその土地でつぐられ、地域の食文化と密接な関係がありますことから、ストーリー性があり、また希少価値も高いことから、本県の貴重な財産であると考えております。県といたしましては、これまで、「みやぎきの食と農を考える県民会議」と連携しながら、伝統野菜などの収穫体験や料理教室等を実施してきたところでありますけれども、今後とも、伝統野菜を含めた本県農産物の魅力を県民に広く伝えることで、地産地消の取り組みを強化してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 伝統野菜の復活を図るには、地域の伝統食として体験できる食育の場や家庭でも楽しめる加工など、それぞれの地域を挙げた新たな取り組みが必要であると考えています。そこで、本県で伝統野菜に着目した6次産業化や、農家民泊などでのサービス提供の現状として今後推進することはできないのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(郡司行敏君) 伝統野菜等を活用いたしました6次産業化や農家民泊の推進は、地域の農業振興を図る上でも大変重要な取り組みであると考えております。県ではこれまで、伝統野菜等を用いた6次産業化の取り組みといたしまして、西米良村の「米良糸巻大根加工施設」の整備や、本県在来の麦「ミヤザキハダカ」を用いた麦焼酎の開発などを支援してまいりました。また、地大豆を使った豆腐を初め、郷土料理づくりが体験できる農家民泊を広く利用してもらうために、「みやぎ暮らし体験お試し券」の発行支援などを行っております。

県といたしましては、今後、伝統野菜等の希少性、ストーリー性に着目した加工品などの新たな商品の開発であるとか、民泊体験メニュー

の充実、さらには、認定を目指しております世界農業遺産と連携した取り組みなど、6次産業化や農家民泊の取り組みをさらに強化してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 先日、大阪の方を百姓隊にお連れしたんですが、大変びっくりしておられて、その上に大変喜んでおられました。ただ、価格的な面からいうと、関東のほうのお客様とは違って、関西のほうのお客様は、なかなか手が出しにくいのではないかというお話をいただいたところでした。ただ、それだけではなく、宮崎に来なきゃ食べられないよというのをアピールできたらいいのではないかなと、逆に思っているところです。別に産地を大きくしたり外に出すことだけを目的にはしていないということが大変重要なのではないのかなと実は思っている次第です。

ぜひ、伝統野菜については、西米良なんかは作小屋とかもありますので、そういうところで活用していただいて、食べ物のストーリー性というのも重視して発信していただけるといいのかなと実は思っている次第です。TPP何するものぞという感じで宮崎県農業を進めてまいれたらいいなと思っている次第です。

それでは次に、教育長に何点かお尋ね申し上げます。

本当に知事の2月の所信表明は、私は大変好感を持って聞かせていただきましたが、そのときの「人財づくり」の中に、「地域を支える人財」を育成するというのをしっかりと書いておられるんですね。「地域を支える人財」というのは大変重要なことで、いかに東京に行こうと、どこに行こうと、また地域に帰ってきてくれるような人財を私どもは育てていかなければいけないと思うんですね。そのことも含めて、

そうは言いつつも、学力向上というのは大変重要な課題の一つでありますので、本県の小・中・高校における学力向上の取り組みについて、教育長にお尋ねいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 地域を支えていく人材という観点での御質問ですが、そのためには、子供たち一人一人に基礎的な学力を確実に身につけさせることこそが大切であり、そのような思いで、今、学力向上に取り組んでいるところであります。例えば、都農町、三股町、門川町の3地域を「基礎学力定着指導実践推進地域」に指定し、地域が一体となった学力向上を進めております。具体的には、地域の小・中・高等学校が、お互いに違う校種の授業を参観し、基礎学力を身につけさせる学習指導の方法について研究を深め、その成果を授業改善に生かしているところであります。

また、多くの高等学校では、基礎学力が不足しがちな生徒に対して、小中学校の学習内容を学び直す取り組みもいたしているところであります。子供たちが目指す方向で自分の進路を踏み出すためには、基礎学力が身につけていることは大切な要素の一つであると考えております。「どの子供にとっても、人生を生きていく上で学力がハンディとならない」ことを目標に、このような取り組みを進めさせていただいているところであります。

**○井上紀代子議員** 「どの子供にとっても、人生を生きていく上で学力がハンディとならない」ように、私は、この文言を聞きますと、涙が出てとまらないような状況になるわけですが、ぜひ、この取り組みを続けていっていただきたいと思っております。それが隅々まで宮崎県の教育の中に浸透することを願ってやみません。

次に、地域に伝わる伝統芸能なんですけど、地

域のよさを生かした教育にどう取り組んでいかれるのかをお伺いしたいと思います。実は、11月23日の新嘗祭のときには、私は地元の大塚神社さんの祭事にお伺いしたんですが、その後は、内海にあります野島神社さんに行って、朝の祭事から神楽が舞い終わるまで、私はずっとあそこにおいて、1日を過ごしたわけですけども、本当に小さな子供から、昨年からは女性も神楽の舞い手になるというような状況でございました。

野島神楽は、いつの間にか、地域の人たちもちろんそうですが、県内外からお見えになるお客様も多く、そして写真愛好家の皆さんの対象にもなっておりました。そこで木花婦人会の皆さんがいろいろな自分たちでつくったものを売ったりとか、ぜんざいを振る舞っていただいたり、おうどんを出していただいたりしたものです。ここに1日おりますと、何ともしれないゆったりした時間と地域のきずなの強さというのを実感することができて——浦島太郎が祭られているはずなんですけれども——もっと何か違う自分になっていくような気分がいたしました。

そのときの神楽の面が明の国から来た面で、これは、普通の神楽の、高千穂神楽なんかとは違う面を使っておられるんですが、それが小中学校のところまでつながり、大学の皆さんにもつながり、学社融合みたいな形で、多くの野島神楽を支える人材になっておりました。教育長に、そのことについてどのようにお考えなのか、お伺いしておきたいと思っております。

**○教育長（飛田 洋君）** 県内各地では、夜神楽のシーズンに入っておりますが、この前、ある新聞記事が私の目に飛び込んできました。そこには子供の思いが書いてあったんですが、そ

の声に心が弾んだところです。「舞い終わった後に、親や地域の人から「前より上手になったね」と言われるのがうれしい。体の限界まで神楽を続けて、自分の次の世代にも神楽や祭りのよさを伝えたい」と、子供の声で書いてありました。この言葉から、地域に伝わる伝統芸能を伝承していくことの喜び、そして、地域への理解と愛情を深め、その地域に生まれたことを誇りに思っている子供の思いが伝わってまいりました。

県内の各小中学校では、地域の方々の協力をいただきながら、総合的な学習の時間などを活用し、地域に伝承されている神楽などの伝統芸能について調べたり、文化財愛護少年団において実際に伝統芸能に取り組んだり、さらには、体育大会等で学んだ伝統芸能を披露したりするなどの取り組みも見られます。

ちょっと前ですが、高千穂のある地区に行きまして、神楽を見せていただきました。神楽そのものにも感動しましたし、振る舞っていたいたお料理にも心弾ませたんですが、「あの子は大学生だ。このために、かなり前から帰って一緒に練習している」「あの小さい子は、転勤していった先生の息子さんだ」と、やっぱりその思いでここに帰ってきて、言うなら血が騒ぐというか、風土というのは、その人の生き方とか思想をつくっていく基盤になると思いますが、そういうものがきちっと受け継がれることに感動いたした次第でありました。

このような地域に根差した学習を通して、子供たちはふるさとへの思いを深め、地域の発展に貢献したいという気概を育てているものと確信いたしております。

**○井上紀代子議員** ぜひ、宮崎を愛してやまない子供たちをたくさんつくり上げていきたいと

思っています。

実は、秋田の角館の山車と山車がぶつかるお祭りは、本当にその時期には必ず子供たちが秋田の角館に帰ってくるんですね。そして、先輩の一番長老の方から指示を受けながら、待てと言われれば、山車を動かさずに1時間でも同じ姿勢で座っている。それで、地域の中での先輩を大事する思いとか、そういうことを学んでいく。そして、秋田で生まれたこと、角館で育ったことを大事に思いながら、お祭りを大切にしていってほしいですね。宗教とは別な思いでも、地域の中にあるものを大切にするというのは、大変いいことではないかなと実は思っている次第です。よろしく願いしておきます。

次に、農業高校のことについてちょっとお尋ねしたいんですが、私は、農業高校は大事な学校だと思います。うちの県立農大校がすばらしいように、私どもの農業高校というのは、本当にすばらしいと思います。

実は先日、会派で高鍋農業高校に参りましたら、校長先生から熱く熱く農業高校の現状についてお話をいただきました。やはり農業の担い手、農業高校を出て、県立農大校に行って、JAに入ることだけが目的のようなことではなく、本当に自分が社長になる、農業の中で社長になっていく自分、経営者になっていく自分、起業家になっていく自分をつくり上げていくという選択を一つ一つしていけるといいなと思うんですが、本県の農業高校における取り組みについて、どのように認識されているのか、教育長にお尋ねいたします。

**○教育長(飛田 洋君)** 「「語ろう未来を受け継ごう今を！」 農業の無限の可能性を信じて」、今議会でも何回も話題になっておりますが、農業担い手サミットのテーマでありま

す。実は、これは高千穂高校の農業に関する学科、生産流通科2年生の甲斐君の作品でありまして、私は、このテーマからくるものに、希望というか勇気を感じました。

また、これも何回も話題になっていますが、サミットの中で、都城農業高校畜産科2年の興梠君が意見発表した。この発表を聞いて、他県で全共でライバルにされている方が、「絶対宮崎に次は勝つ。しかし、あの興梠君が優勝すれば私は譲る」と言われたそうです。

それから、10月には北海道で開催されました全日本ホルスタイン共進会で、高鍋農業高校、都城農業高校の乳牛、そして生徒・指導者が県代表として全国の舞台で戦ってくれ、1等4席と1等5席の成績を残してくれました。おとこの宮崎県の畜産共進会では、2類と3類で高校生が首席に輝くなど、かなりの入賞をしてくれました。

本県では、宮崎の農業を誇りに感じる農業高校の職員が、このように志の高い高校生をあすの農業の担い手へと育ててくれておりますが、このことを心強く思っておりますし、このような取り組みを、農政水産部ともしっかりと連携を深めて支えていきたいと強く思っております。

**○井上紀代子議員** 大変ありがとうございます。本当に力強いお言葉として受けとめさせていただきます。何度も申し上げて恐縮なんですけど、知事の2月の所信表明の中で、「「デュアルシステム」の構築や、「みやざきビジネスアカデミー」の創設による実践的な産業人財の育成など、イノベーション人財の育成に取り組んでいく」ということをはっきりとおっしゃっているわけです。私は、この文言もすごく大事で大好きな言葉なんですけど、地域産業を担う人財育成についてはどのように取り組んでいかれる

のか、教育長にお尋ねいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 地域産業を担う人財を育成することは極めて重要であると認識しております。実は、全国の高等学校では、普通科系の学科と職業系の学科の定員の比が大体7対3ぐらいであるんですが、宮崎県では、職業学科の割合が非常に高く5対5、そういうふうに職業系高校の学びを大切にいたしているところでもあります。

本県では、職業系の学びが地域産業の発展につながることを生徒が実感できるように、地域の人材の活用や企業等と連携した実践的な取り組みを行っております。例えば、工業高校では、現代の名工を学校に招いて溶接の指導を受け、通常では得ることのできない高いレベルの技術の習得を目指しているところでもあります。

また、家庭科の学科では、みそやしょうゆを製造している地元企業と連携し、宮崎の特色である甘いしょうゆを生かしたお菓子を共同研究するなど、地域産業界などから多大なる御協力をいただきながら、地域産業の発展に貢献したいという高い志を育む取り組みを進めているところでもあります。

**○井上紀代子議員** 育った人材が、自分が学んだことを具体的に活用できたり、動かすことができたりするような人材が、私は必要だと思っています。それで、リーマンショックのときに、東北から企業が抜けなかったということは大変言われている内容ですが、宮崎県の人材は必ず地域の中で大きな力になる、そういう人材であってほしいと願っています。

最後なんですけど、私は、教育長が統廃合の記者会見しておられる場面とかを見せていただきました。地域の中で学校がなくなるということほど、地域の核が失われていく思いというの

は、どの地域の中でも皆さん強いと思うんですね。学校ってそれだけの力があるわけですよ。ですから、統廃合により学校を新設する際に、新たな学校の役割とか取り組みについて、地域への積極的な発信が必要だと思うんですが、文部科学省の範囲の中から外れるわけにはいきません。でも、どんな学校にしていくんだということは、地域の中でしっかりと発信していただきたいんですが、教育長の見解をお聞きしたいと思います。

**○教育長（飛田 洋君）** 学校の統合は、何より子供にとっていい環境を提供することを中心に考えるべきであると思っております。学校の主体である子供たちが、この統合はよかったとか、新しい学校で学べてうれしいと思えるような学校づくりが大切であり、このことは、小学校の統合、中学校の統合、高校の統合でも、全て共通していると思っております。

いろいろなことを経験してきましたが、南那珂の県立高校の統合を行うときに、当該校の同窓会の役員さん方に説明をさせていただきました。「統合は絶対反対だ。だけど、反対とは言わない。後輩がいい形で学べるなら、反対の言葉は発しない」と言われました。

もう一つ披露しますが、延岡青朋高校という定時制と通信制の高校があります。かつては延岡第二高校と言っておりました。発展させるために通信制を併設するとき、学校の名前を変えたんですが、このときも開校式に私は行きました。開校式の場で、当時の同窓会長さんが、「私は校名が変わるのは嫌だ。つらい。しかし、後輩たちに学びが整備されて、いい学校になっていくことを応援したい。後ろを見てくれ」と言って、体育館の後ろに、大きな横断幕に新しい学校の名前を書いて、同窓生一同とい

う横断幕をそのとき披露していただきました。

子供たちに統合がどのようなメリットがあるのかという説明、あるいは、どのようにしてしっかりといい学校をつくっていきますという説明、そういうことを、地域の人、保護者、同窓会の方々へ丁寧に行うことで、絶ちがたい思いを持っておいでの方がほとんどだと思いますが、しかし、新しい学校に大きな協力をいただけると思っております。

**○井上紀代子議員** 私は、最初に知事に、宮崎県の中で、みんなにとっても、何かそういう意味では厳し過ぎる空気もあるかもしれませんが、予算について、使うべきところにはしっかり予算を使う、そして、そのことについて県民に我慢していただくことがあるときには、そのこともしっかりとと言えるようなリーダーとして、宮崎県の中をリードしていただきたいということを申し上げました。そのことは大変重要なことで、皆さんと一緒に、この地域が、宮崎が自立した宮崎になるためには、しっかりとしたリーダーとして、そのことが言える、ある意味では、我慢してくださいということも言えるようなリーダーであっていただきたいと思えます。そこにしっかりとついていける地域力というのは私どもが作り上げていかなければいけないのではないかと考えている次第です。

本日もたくさん傍聴に来ていただきましたことに感謝を申し上げ、私自身も精いっぱい頑張ることを申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

**○中野廣明副議長** 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

平成27年11月30日(月)

本日はこれで散会いたします。

午後 2 時50分散会

12月1日（火）

# 平成 27 年 12 月 1 日 ( 火 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (39 名)

1 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
5 番	岩 切 達 哉	( 同 )
6 番	右 松 隆 央	(宮崎県議会自由民主党)
7 番	二 見 康 之	( 同 )
8 番	清 山 知 憲	( 同 )
9 番	島 田 俊 光	( 同 )
10 番	日 高 博 之	( 同 )
11 番	野 崎 幸 士	( 同 )
12 番	日 高 陽 一	( 同 )
13 番	星 原 透	( 同 )
14 番	西 村 賢	(無所属の会)
15 番	凶 師 博 規	(愛みやざき)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	田 口 雄 二	(県民連合宮崎)
19 番	高 橋 透	( 同 )
20 番	中 野 一 則	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	横 田 照 夫	( 同 )
22 番	押 川 修 一 郎	( 同 )
23 番	宮 原 義 久	( 同 )
24 番	黒 木 正 一	( 同 )
25 番	松 村 悟 郎	( 同 )
26 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	満 行 潤 一	( 同 )
31 番	井 上 紀 代 子	( 同 )
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	山 下 博 三	( 同 )
34 番	丸 山 裕 次 郎	( 同 )
35 番	外 山 衛	( 同 )
36 番	坂 口 博 美	( 同 )
37 番	蓬 原 正 三	( 同 )
38 番	井 本 英 雄	( 同 )
39 番	中 野 廣 明	( 同 )

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	茂 雄 二
総 務 部 長	成 合 修
危 機 管 理 統 括 監	金 丸 政 保
福 祉 保 健 部 長	桑 山 秀 彦
環 境 森 林 部 長	大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長	永 山 英 也
農 政 水 産 部 長	郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長	凶 師 雄 一
会 計 管 理 者	舟 田 美 揮 子
企 業 局 長	四 本 孝
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	阪 本 典 弘
教 育 委 員 長	島 原 俊 英
教 育 長	飛 田 洋
警 察 本 部 長	野 口 泰
選 挙 管 理 委 員 長	後 藤 仁 俊
代 表 監 査 委 員	高 橋 博
人 事 委 員 会 事 務 局 長	亀 田 博 昭

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	日 隈 俊 郎
事 務 局 次 長	奥 野 信 利
議 事 課 長	亀 澤 保 彦
議 事 課 長 補 佐	伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明



◎ 一般質問

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、西村賢議員。

○西村 賢議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。いよいよ本日から12月になりました。一年も早いものです。11月には毎週末ごとに各地域の神社で祭りが行われました。私も幾つか参加をさせていただきましたが、いつもは静かな山合いの町も、そのときばかりはにぎわいを取り戻したように見えました。その参加者の中から、「最近、若い人が来るとよね」「だんだんと参加者も減ってきた」「この祭りはいつまでやれるかわからん」、そういう声も多く聞かれました。今、政府の地方創生戦略のもと、宮崎県も「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、また、各市町村も同様の計画を立てて地方創生に乗り出しております。その中でも人口流出という問題は、各地域においても非常に大きな問題となっております。この議会でもこれまで、高卒者の就職の県内定着率が全国最下位ということに触れまして質問が数多く出されました。人口流出の問題は今に始まったことでもなく、高度成長期に金の卵と呼ばれ、地方から都市部へ流れていった若者たち。また、時代が変わり、大学や専門学校等への進学率が高まってくると、同様に、地方から都市部へ学生たちが集まっていきました。これに対し、各地域も各地方もそれぞれに対策を打ってまいりましたが、今なおブレーキをかけることはできておりません。宮崎県は、この人材輩出

県から、どのように県内定着率を伸ばしていくのか、まず知事に、県内定着に対する思いを伺いたいと思います。

以下、質問者席にて質問を続けます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕おはようございます。お答えします。

本県の人口減少の要因を客観的に分析いたしますと、社会減による影響、特に、大学進学や就職の時期に当たる15歳から24歳の世代の大幅な転出超過が最大の課題であると認識しております。このことは、地域の活力の問題、また集落の維持、さらには国土保全に、さまざまな影響を及ぼすものと考えておるところであります。このため、本県の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」におきましても、産業活性化や雇用確保に取り組むとともに、就学環境の充実に努めることなどにより、ともすれば都市に向かう人や物の流れを本県にとどめ、呼び込むこととしております。地方創生の取り組みが本格的な実行段階を迎え、県といたしましても、若者の県内定着に全力を尽くしてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○西村 賢議員 今、答弁いただきましたとおり、宮崎県は、15歳から24歳の間の転出超過が課題となっております。その転出の原因は何か。これは10年前、20年前から言われている問題ではありますが、本県の教育機関や、また、就職したのであれば、宮崎県内にある企業、産業構造がどのような影響を及ぼしているのか、分析していく必要があると私は思います。そこで、高校生の県内就職率が全国最下位となり、早期離職率につきましても高い状況にあることは、これまで議会でも触れてまいりました。さまざまな施策を打っている中で、成功している

事例もあるかと思いますが、この県内就職率の低い状況、また離職率の高い状況を県はどのように分析し、本県の特徴的な要因が何かをつかんでいるのか、商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 高校生の県内就職率につきましては、九州各県の多くが全国順位が低く、人材供給地域となっております。本県もここ10年、60%を下回る厳しい状況が続いております。その要因としましては、大企業志向や希望の職種があることなどを理由に都市部を希望する生徒が多いこと、地元企業の魅力が十分に生徒に伝わっていないことなどが考えられ、昨年度は特に、給与等の条件のよい県外求人が大きく伸びたことが、最下位となった要因ではないかと考えております。一方、早期離職率が高い状況につきましては、仕事が合わない、あるいは仕事がきつかったなどの離職理由が多く、働くことへの意識の問題、あるいは企業の実態や情報の収集不足、あるいは、それを伝える側の努力不足等の課題もあるのではないかと考えております。また、職場の人間関係という理由も多いことや、小規模な企業ほど離職率が高いという実態から見ますと、企業内の研修など、人材育成体制や相談体制の未整備も要因ではないかと考えております。地方創生を推進するために、今後とも、県内就職の促進と早期離職の防止に努めてまいりたいと考えております。

**○西村 賢議員** 要因をしっかりと把握されていると思いますが、それを効果のある施策に変えていかなければならないと思いますので、今後の推移を見守ってまいりたいと思います。

次に、教育関係について伺いますが、今、高校生の県内就職には、県内での就職先を探すために、学校の進路指導部であったり、また、地

域のハローワークや商工会議所等との協力・連携が欠かせないと思いますが、その中でも、最近では、就職戦略コーディネーターを配置して高校生の就職支援に乗り出しております。このコーディネーターの配置をどのように検証しているのか、教育長に伺います。

**○教育長（飛田 洋君）** 県内で学んだ高校生の多くが地元宮崎で活躍することは、地域産業の人材確保や人口減少の抑止の観点などから、極めて大切なことであると認識いたしております。高校の就職指導につきましては、進路指導担当の教員が中心となり、さまざまな取り組みをいたしておりますが、教員の進路指導業務をサポートするために、民間で培った人脈やノウハウを持ち合わせた人材を就職戦略コーディネーターに任命し、配置いたしております。その業務は、企業の求人情報等を収集し、学校に提供することや、生徒や教員による企業見学のコーディネートなどではありますが、その配置の成果といたしまして、「県外就職希望だったが県内就職の気持ちになった」という生徒の声や、「日本を代表するような企業が宮崎にあることを知った」という教員の声があり、宮崎県の企業の魅力やよさが学校に伝わっているなど、本県の進路指導の充実に寄与しているものと考えております。

**○西村 賢議員** 一定の成果を上げているという話でしたけれども、今、県内高校生の進学・就職に関しては、学校現場で都会に目を向けさせているのではないかと指摘をされる方もいらっしゃいます。場合によっては、自分たちがそのような世代に育ったから、さらには、自分の息子さんであったり、教え子であったり、自分たちが味わってきた境遇の中で、どうしても、「都会に行って一旗上げろ」という思いが

あるのではないかと指摘される方もいますが、現状はどうなっているのか、教育長に伺います。

**○教育長(飛田 洋君)** 進学先とか就職先というのは、生徒や保護者が決定するものでありますが、教育委員会といたしましては、生徒が県内の大学や職場を選択するようさまざまな取り組みを行っております。例えば、宮崎大学医学部医学科の地域枠・地域特別枠の推薦入試では、全国で唯一、宮崎県だけが、地域枠等の第1次選考を教育委員会が中心となって県で実施いたしております。また、次年度から学生募集を開始する宮崎大学教育学部や地域資源創成学部にも、宮崎県の生徒の枠を設定いただくよう要望するなど、県内の大学へ進学を奨励するような取り組みに努めております。さらに、各高校では、県内大学の出前講座を積極的に実施し、生徒の目を県内の大学に向けさせる取り組みも進めております。就職指導についても、県内の企業視察やインターンシップの実施、また、熟練工を学校に招聘し、職業講話や技術指導を実施するなど、県内企業の魅力、あるいは県内企業で働いていらっしゃる方の魅力を生徒に伝える取り組みを行っております。今後とも、このような取り組みをより積極的に進めてまいりたいと考えております。

**○西村 賢議員** 今は、キャリア教育等にも積極的に県は取り組み、県内企業の魅力を発信していくという状況にあります。これが20年前もしくは30年前から進めていけば、今、大きな成果があったのではないかなと思いますが、これからでも遅くはないと思います。これからの生徒の進路指導にしっかりと向き合っていただきたいと思います。

次に、企業の事業承継について質問をいたし

ます。中小企業の事業承継は、今、全国的な課題となり、政府もこれまでさまざまな提言をしております。民間調査会社の帝国データバンクによりますと、2014年の本県企業の休廃業・解散の件数は319件、倒産は38件と、8.4倍となっております。都道府県別の休廃業・解散率では、宮崎県は全国ワースト4位となっております、また、休廃業・解散した企業の57.1%に後継者が不在だったとのことでした。本県の企業は中小企業が99%を占めており、地場の企業の廃業は、地域経済や雇用などに大きな影響を与えてまいります。

そのような中で、同じように休廃業が倒産を上回る高知県は、事業承継を支援する高知県事業承継・人材確保センターを設置し、減少する事業を食いとめ、成長する機会の創出、いわゆるM&Aのマッチングなど、人口減少対策を目標に、本県よりも一足早くスタートさせております。ここに7月に訪問させていただきましたが、高知県も、都道府県別の休廃業・解散率では全国ワースト5位となっております、本県と同様の状態であります。地域に必要な会社であっても後継者がなかなか見つからないケースもあり、今後、このようなケースはさらにふえてくることも予想されますが、マッチング等により起業したい、会社を起こしたい人にとっても、場合によっては、みずからが一から立ち上げるよりもコストを抑えることができるかもしれません。本県においても、8月に、宮崎商工会議所に宮崎県事業引継ぎ支援センターが開設されたことですが、今後、県として、円滑な事業承継に向けてどのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長(永山英也君)** 中小企業の経営者の高齢化が進行する中で、事業承継の

促進は、お話にありましたように、地域経済を支える中小企業の技術の継承や雇用の確保等を図る上で非常に重要であり、県内の金融機関からも、今後の大きな課題であるという話を伺っているところでございます。このため、県におきましては、これまでも商工会等を通じまして、事業承継のためのセミナーの開催や経営後継者の養成事業等を実施しますとともに、今年度から、県の中小企業融資制度の中に、事業を承継する中小企業等を対象とした貸付制度を創設したところでございます。さらに、新たに「みやざき産業振興戦略」を検討する中で、円滑な事業承継を進めるための方策や各機関の連携のあり方等について、宮崎県事業引継ぎ支援センターや金融機関とも議論を行ってまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 高知県の場合は、県みずから人を出向させたりして、非常に強い思いを感じました。宮崎県の場合は、今、商工会議所に任せている状況にあると思いますが、場合によっては、商工会議所に加入されていない方もいらっしゃるかもしれませんし、幅広い支援をしていくことも重要かと思えます。これも10年、20年たつと、地方の中でも中山間地から企業が消えていくことも考えられますので、ぜひさらなる取り組みをお願いしたいと思います。

次に、薬草の里づくりについて質問をいたします。

地方創生の取り組みとして、今、日向市は「薬草の里づくり」の構想を掲げ、熊本大学薬学部と連携して取り組みを始めました。また報道等によれば、延岡市やその他の地域でも始めている地域もあるとのこと。薬草の里づくりは、中山間地域の遊休地を活用した産地化、商品開発や料理の提供等による産業や観光の創

出を展開していくことを目標として掲げておりますが、現在、国においても、漢方や生薬の原料となる薬用植物の輸入依存から国内生産へのシフトを支援しており、「薬用植物の試験栽培等を通じて新たな産地を創出し、国内生産量を平成30年までに2倍に拡大する」という政策目標を掲げ、支援しています。先日、私も総合農業試験場薬草・地域作物センターを視察させていただきました。その中で意見交換をさせていただき、なかなか薬草づくりは簡単ではないということも感じさせていただいたわけですが、改めてここで質問をさせていただきます。本県の総合農業試験場の薬草・地域作物センターにおける研究の実績等、これまでの主な取り組みについて、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長(郡司行敏君) 薬草・地域作物センターでは、平成13年度の設置以来、ミシマサイコやウコンなど、薬用作物の栽培技術の開発や、佐土原ナス、糸巻き大根など、地域作物の優良系統の選抜や栽培方法の確立、さらには、ハーブ類を活用いたしました加工品開発等に取り組んでまいりました。また、近年、国産薬用作物の需要が高まる中で、昨年、地元の農業者等とともに、薬用植物産地化協議会を設立し、ジャーマンカモミールやカキドオシなどの試験栽培や産地化に向けた検討を進めております。その結果、収穫機械の開発や県内外の製薬企業と連携した共同研究など、具体的な取引開始に向けた新たな動きが出てきているところであります。

○西村 賢議員 私も、薬草センターというところは初めて伺わせていただきました。これまでの長い取り組みを目の当たりにすることもできましたが、薬草の産地化・取引というものには、薬事法のハードルや、製薬会社のニーズ、

品質管理等のハードルも多々あると伺いました。本県において薬草がビジネスとして成功していくための課題、またこれからの展望について、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 国内では、製薬企業で年間約2万6,000トンの生薬が利用されており、その需要量は今後も増加すると見込まれております。製薬企業におきましては、現在、原料の約9割を輸入に依存しておりますが、近年、その原料を国産に転換する動きが出てきておりまして、今後、国内産地との契約取引の拡大が期待されているところであります。薬草ビジネスは、確実な売り先があって初めて成り立つことから、出荷先となります製薬企業等としっかり連携し、その企業の要請に応じた品目の産地化やコストの低減を図ることが大変重要となります。このため、県といたしましては、薬草・地域作物センターを核といたしまして、産地と製薬企業とのマッチングを促進するとともに、省力化栽培技術体系の確立に努めながら、この機会を逃すことなく、薬草ビジネスを推進してまいりたいと考えております。

**○西村 賢議員** これもセンターで伺った話ですが、薬草というものは農産品のA品、B品と違って、規定よりも低いものであると全く取引をしてもらえないということも聞きました。それを買ってあげてもらえないと、そのときにつくったものが全部ペアになってしまうわけですから、非常に難しいこともあると感じたわけですが、質問冒頭に申し上げたとおり、日向市の場合は、今、熊本大学薬学部と連携した取り組みを始めて、すばらしいバックアップをいただいております。先週金曜日には、薬草の里づくりプロジェクトとしまして講演会が開かれ、熊本大学の渡邊教授にお越しいただき、熊本県の

取り組み事例等を報告されたと聞きました。私は議会で参加できなかったわけですが、後日に資料をいただきまして、また、その話の内容を市民の方から聞いたところでありましたが、産地づくりということに関しては、まだまだこれからの状況にあります。この薬草の里づくりが日向地域で成功していけば、そのほかの地域に拡大していくことも十分に考えられますが、成功するために県にはどのような支援を考えていただけるのか、県の支援体制について農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 現在、日向市では薬草の里づくり構想の推進を、延岡市では、サフラン等の産地化に向けた取り組みを進めていると伺っておりますが、薬草ビジネスは、新たな地域産業として、雇用の創出や中山間地域等の活性化につながることを期待され、まさに地方創生の趣旨に沿った取り組みであると認識しております。このため、県といたしましては、両市が大学等と連携して設置いたしますそれぞれの産地づくり協議会のメンバーといたしまして、薬草・地域作物センターや普及センターが参画し、産地づくりのための情報提供や栽培指導を行うとともに、薬膳料理などの6次産業化に向けたアドバイス等もあわせて行いたいと考えております。このような取り組みにより、両市の薬用作物の産地化を図り、薬用作物を生かしたまちづくりへつながるよう、産学官一体となって推進してまいりたいと考えております。

**○西村 賢議員** ありがとうございます。今後手厚い支援をお願いしたいと思いますし、私がやっぱり思うのは、数ある薬草の中でも、できれば鳥獣被害に強いものを検証していただくと、中山間地の場合は、鳥獣被害、つくっても

つくっても食べられたり、柵をつくらなきゃいけないという長年にわたる苦勞があります。薬草であれば、聞いた話によりますと、苦みがあるものだと見向きもされないという状況も聞いておりますので、できればそういうものがあると、鳥獣被害に苦しむ中山間地域にも希望が湧いてくるのではないかなと思いますので、あわせて要望しておきます。

次に、ウナギの資源保護について質問を行います。

本県は、全国第3位の養鰻県であり、ウナギの稚魚であるシラスウナギの採捕から養鰻、加工販売までと、ウナギにかかわる事業者も多く、経済的に影響が大きいものがあります。ことし1月から7月まで、宮日新聞が南日本新聞、静岡新聞と合同で企画した「ウナギNOW」という特集連載記事がありました。ウナギを取り巻く状況の変化を連載で伝えておりましたが、その記事内容も今回の質問の参考にしたいと思います。

御存じのとおり、ニホンウナギは、2014年に国際自然保護連合から絶滅危惧種に指定され、日本、中国、韓国、台湾で資源管理に向けた取り組みが始まりました。それを受け、養鰻業界は池入れ量の2割削減を行い、2016年度の漁期からは届け出制から許可制に移行され、養鰻業の池入れ量の管理が進み、大きく状況が変化してまいっております。本県でも現在、親ウナギ保護のため、禁漁期間を3カ月から6カ月に延長するために、県民にパブリックコメントを募集するなどの動きもあり、今後とも保護に向けた取り組みが広がっていくことが予想されますが、ウナギは日本の食文化に欠かせないものがあります。また、本県水産業にとっても大事なウナギは、採捕や養殖と同時に、その保護管理

も行っていかなければならないものであります。とはいえ、シラス漁師の方々、養鰻業の方々、加工販売に至るまでの方々の仕事、生活も守っていかなければなりませんので、まず知事に、本県における養鰻業を初めとするウナギ産業についての所感を伺いたいと思います。

**○知事(河野俊嗣君)** 御指摘のとおり、本県は、日本の食文化に深く根差した伝統食材でありますウナギを国内に広く供給しております供給県で、全国第3位のウナギ養殖県であります。100億円程度の生産規模を誇っているところでもあります。さらには、流通や外食等関連産業まで含めると、さらに大きな経済効果をもたらしているものと考えております。近年、ウナギ資源の悪化から、養殖に用いるウナギ稚魚の安定確保が課題となっているところであります。資源の持続的利用に向けた資源管理の強化が求められているところであります。本県も全国に先駆けて、さまざまな取り組みを進めておるところでございます。私としましては、本県の特産物であるおいしいウナギを、県民はもとより、全国の皆様に末永く食べていただけるよう、ウナギ関連産業の発展に努めてまいりたいと考えております。

**○西村 賢議員** 100億円以上の経済活動があるという知事の話もありました。貴重な資源をうまく生かしながら、本県産業の柱の一つに据えていただきたいと思います。次は、シラスウナギを初めとするウナギ稚魚の諸問題について質問いたします。

本県は、全国に先駆けて内水面振興センターを設置し、平成7年の3月に、全国初の「うなぎ稚魚の取扱いに関する条例」を施行して、ウナギ稚魚の管理・監督を行ってまいりました。この条例は、シラスウナギを巡る密漁などの犯

罪の防止、ウナギの取り扱いを適正に保障し、公共の秩序を維持することを目的に条例化されたものでありますが、その努力によって、現在、全国3位のウナギ県になっていることも十分に考えられます。本県は、従来から、県内河川を遡上するシラスウナギが比較的多い立地条件に恵まれ、県から許可を受けた多くのシラスウナギ採捕者がいるとのことですが、シラスウナギを採捕することができる有資格者数と、どのような条件で有資格者の許可が与えられるのか、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 県内でウナギ稚魚特別採捕許可を受けた者の総数は、平成26年度の実績では788名となっております。許可者の総数につきましては、採捕区域ごとに上限の枠を設けておりますが、その資格条件といたしましては、1つ目に、宮崎県暴力団排除条例に規定する暴力団員等または、暴力団関係者に該当しないこと、2つ目として、過去3年間に漁業に関する法令等に違反していないこと、3つ目として、前年度に許可を受けた者につきましては、一定以上の採捕実績があること、などとなっております。

**○西村 賢議員** 先ほど申し上げました新聞連載「ウナギNOW」、また関係者との意見交換でも一様に、県内で採捕されたシラスウナギの全量が県内に正式に出荷されていないのではないかという疑問を呈しております。まず、シラスウナギを採捕する全量といっても、どうやってその数字を把握するのか。これは保護管理の観点からも重要なことではありますが、県内で採捕されたシラスウナギの数量をどのように県は把握しているのか、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** ウナギ稚魚の採捕数量につきましては、許可を受けている者

に対し、所属する漁業協同組合等を通じまして、10日ごとに県に報告するよう義務づけているところでもあります。また、県内の養鰻業者で組織いたします宮崎県シラスウナギ協議会に対し、養鰻業者が購入した数量の報告を求め、採捕量と照合することで把握を行っているところでもあります。

**○西村 賢議員** 現在のところは、とられた方が自主的に持ち込んで数量をはかっているという状況ということですが、県の条例におきましては、県内で採捕されたシラスウナギを県外へ持ち出さないということがありますが、出荷されている事実はないのか。県内の採捕量と県内養鰻業者の県内分購入量とは一致しているのか、部長に伺います。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 議員の質問にもございますように、県では、ウナギ稚魚の採捕許可に際し、県内の養鰻業者への供給を義務づけております。また、他県に先駆けて平成7年に制定いたしました「うなぎ稚魚の取扱いに関する条例」において、取引の数量を報告させる仕組みを設けておりまして、報告された県内の採捕量と養鰻業者の県内分購入量は合致しているところでもあります。しかしながら、反社会的勢力の関与が疑われる組織的な密漁や不正規流通の存在も指摘される中、県外流通の有無も含め、完全に実態を把握するためには、他県と連携した取り組みが必要であると考えております。このため、他県との情報交換を通じ、実態把握について認識の共有を図るとともに、国に対し、全国的な流通透明化の仕組みづくりを要請しているところでもあります。

**○西村 賢議員** 先ほどの新聞の特集や、その新聞記事の中でも、水産庁が都道府県の報告をまとめた昨季のシラスウナギ漁獲量は8.1トン、

これに対して、業者の池入れ量から輸入量を差し引いた国産流通量は17.3トンであり、半分以上が闇経由の可能性があると新聞では指摘しております。先ほどの答弁の中で、県内の採捕量と購入量は一致しているということですが、逆に言えば、余計にとれたものを県外に出しているのではないかという指摘をされる方もいますし、実際にはもっと宮崎ではとれているよという関係者の声もあります。実際私が行って確かめたわけではないんですが、これは全く根拠のない話でもないような気がいたします。採捕者の中でも、とったものを正直に届けている人たちもたくさんいらっしゃると思います。正直者がばかを見るようなことがあってはならないと思いますが、このような疑問を払拭するためにも、先ほど申し上げたような採捕から出荷までの透明性を図ることが大事だと思います。もう一步踏み込んだ対策を講じるべきではないかと思いますが、今後の経緯を見守らせていただきたいと思います。

次に、ウナギ稚魚は、以前から、密漁や流通裏ルートなど、反社会的勢力の資金源とされてきました。先ほどの部長の答弁にもそのようなことがありましたが、現在もそのようなことが続いているのか確認できるわけではありませんが、関係者からは、近年のシラスウナギの不漁、価格高騰を受けて、取引の手口が巧妙化する可能性が高まっているとの指摘もありました。密漁と不正流通を撲滅する手段として、平成26年に条例の一部改正がなされていますが、条例改正の意図と、この条例による適用者の有無について部長に伺います。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 近年、ウナギ稚魚の採捕量が低迷し、取引価格が高騰していることを背景といたしまして、反社会的勢力が

介在した組織的な密漁や不正規流通などの増加が懸念されております。このような犯罪の未然防止と秩序の維持を目的として、当条例の一部を改正し、ウナギ稚魚の取り扱いの登録申請があった場合に、これを拒否する対象として、従来の「暴力団員」に加え、「暴力団又は暴力団員と密接な関係を持つ者等」を追加したところであります。なお、昨年10月の条例改正から昨日までの間、この規定を適用し登録を拒否した事例はございません。

**○西村 賢議員** 毎年、冬になりますと、シラスウナギの密漁等におきまして検挙されたという報道を耳にいたします。取り締まりは、警察のみならず、県、海上保安庁など、連携してそれぞれ取り締まりを行っているとのことですが、過去の検挙実績につきまして、農政水産部長にまとめて伺います。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** ウナギ稚魚の採捕や流通において、「うなぎ稚魚の取扱いに関する条例」または漁業調整規則等に違反したとして検挙された件数は、平成24年度が10名、25年度が12名、昨年度は4名と、年により変動はありますが、過去10年間の実績を平均いたしますと、年間9.9名となっております。

**○西村 賢議員** 過去、1年平均にしますと9.9人、これは多いのか少ないのかわかりませんが、10年たちますと約100名の方々が検挙されているということになり、これも多い数字ではないかなと思います。それだけに、ぎりぎりのことをして稚魚をとりたいたであったり、ほかの人がとっていないときにとろうと企てる方も少なくないように感じます。いよいよことしのシラスウナギ解禁も12月6日とのことですが、この時期のシラス漁の光景は冬の風物詩にもなっております。今年度のウナギ採捕解禁に当たり、



県警察としてはどのように取り組んでいくのか、警察本部長に伺います。

○警察本部長(野口 泰君) 警察におきましては、ウナギ稚魚密漁取り締まりに関しまして、沿岸や河川等のパトロール活動を強化するとともに、法令違反者に対する厳正な取り締まりを行ってまいります。また、県や海上保安庁等関係機関・団体と連携しまして、情報の共有や合同取り締まりを行ってまいります。

○西村 賢議員 考えますと、非常に寒い中に夜間張り込んだり、それは警察のみならず県や海上保安庁の方々も一緒ですが、寒い中に御苦労なことでもありますし、現場を押さえるというのは非常に難しいことだと聞いております。その中で頑張っていることに敬意を表しますし、ことしも違反者が出ないように期待するところでもあります。出たときにはしっかりと捕まえていただきたいことも含めまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これまではウナギ業界の質問をさせていただきました。先ほどから申し上げますとおり、ウナギ稚魚をとる漁師の方々、また、養鰻業の方々、加工販売に至るまでの方々を含めまして、その人たちがしっかりとウナギを守ることによって産業が成り立つことにつながっていくことを私は期待したいと思ひますし、ウナギを食する我々も気をつけなければならない問題だと思ひております。

しかし、私たちも時々ウナギを食べることがありますが、非常に値段が高いものであります。もっと楽しくウナギを食べるためには、もう少し値段が下がっていただきたいという思ひもあります。そのためにも、夢のウナギの完全養殖の量産化というものに期待が集まるわけですが、今、この量産化に向けてどのようになっ

ているのか、今後の展望を農政水産部長に伺ひます。

○農政水産部長(郡司行敏君) 御質問にございました完全養殖とは、人工的に生産されたウナギを親ウナギにして、再び人工的に種苗を生産する、天然ウナギに依存しない養殖サイクルのことを指しますけれども、この完全養殖につきましては、国の研究機関であります独立行政法人水産総合研究センターが、長年の研究の結果、平成22年に成功をいたしております。しかしながら、大量生産や低コスト化などの課題がありますことから、その実用化にはもう少し時間を要するものと承知しております。現在、全量を天然資源に依存している養鰻業にとりまして、将来、ウナギ稚魚を人工種苗で供給できる体制が整うことは画期的なことであると考えております。県といたしましては、この技術の実用化に向けて、全国有数の養鰻県として可能な限り協力をしてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 完全養殖の量産化、ぜひ期待したいと思ひますし、また、その中でも、本県が輝ける実績を出していけるようにお願ひしたいと思ひます。先ほどから申し上げますとおり、ウナギの保護、また、関係する業界の方々のご生活、仕事を守るためにも、県、警察の皆様方にはより一層の支援をお願ひしたいと思ひます。

次に、児童虐待について質問をいたします。

10月に新聞紙上で、「児童虐待、最多8.9万件」とありました。全国の児童相談所が2014年に対応した児童虐待の速報値が8万8,931件で、24年連続で最多記録を更新したとのことでした。また、検証を経まして、13年度、虐待で亡くなったことが確認された子供は69人に上ることでした。毎日のように児童虐待の報道を聞くことがあります。本県も例外ではありま

せん。宮崎県の資料によりますと、県内児童相談所での相談対応件数は26年でも540件あり、10年前と比べても倍増しております。県内の個別事案には触れませんが、本県でも重大な事案がたびたび発生しております。児童虐待が社会問題化され、被害児童の保育所や学校、近所の方々からの通報により発覚するケースもふえました。被害児童の命が助かることは非常に幸いなことでありますが、児童虐待が再度起こらないようにフォローしていくこと、仮に起こっても地域で助けていく取り組みが重要であると思います。虐待を受けた児童は、その後の心のケアが重要であると同時に、虐待を起こしてしまった親や養育者のケアも必要だと思えます。

御紹介いたしますが、子供を虐待してしまった親・養育者のための「MY TREEペアレンツ・プログラム」という心理プログラムがあり、2001年から全国で800名の方が受講されたとのことでした。本県でも、2009年より「マイツリーみやざき」という団体が立ち上がり、宮崎市で取り組んできており、ことしで4回目が実施されているとのことでした。宮崎ではこれまで約20名の方々が受講されているとのことでした。受講者たちは、10名以下で13回程度のプログラムを無料で受講いたします。親子関係の再生を促し、その原因の解明や自己分析等で、子供にぶつけてしまう親の虐待行動を防止していくものでありますが、受講者からは、「虐待をやめることができた」との声も上がっております。このような取り組みがなされていたことを私も恥ずかしながら知りませんでした。他県では、児童相談所や児童養護施設などと連携しているところもあるようです。このような取り組みは、その年だけではなくて継続して実施されていくことが必要だと思えます。本県の支援と

連携をさらにとっていただきますように、これは要望にかえさせていただきます。

そこで、近年の本県の児童虐待の傾向、またどのような対策を行ったのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 本県における児童虐待の傾向であります。相談内容で見ますと、食事を与えないなどの育児放棄、いわゆるネグレクトが全体の約4割を占めて最も多くなっておりまして、次いで、心理的虐待、身体的虐待がそれぞれ約3割となっております。これらの背景としまして、子育て世帯の地域からの孤立や、子供や育児に関する知識の不足などがあるものと考えております。このため、県といたしましては、市町村が実施いたします乳児のいる全家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」や、支援を要する家庭への養育支援訪問事業などに助成を行うとともに、さらに支援が必要と判断されるケースにつきましては、児童相談所が市町村などと連携して助言・指導を行い、児童虐待の未然防止等に努めているところでございます。

○西村 賢議員 未然防止には非常に効果が上がっていることもあるかもしれませんが、先ほど言ったように、起こしてしまった方のケアというものを今後充実していただきたいと思えます。

先ほど申し上げたとおり、児童虐待の相談件数は増加しておりまして、県内3カ所の児童相談所の対応にも距離的な限度があるのではないかと思います。そのためにも、被害児童の住む身近な市町村の役割も大きくなっているわけですが、現在、市町村との協力体制について県はどのように取り組んでいるのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長(桑山秀彦君) 県内の全市町村に要保護児童対策地域協議会が設置されておりまして、市町村を中心に、構成員であります児童相談所を初め、学校や保育所、警察、医療機関などの関係機関が密接に連携して、情報の共有化を図りながら、保護を要する児童やその家庭などへの支援を行っているところであります。ふえ続ける児童虐待相談への的確な対応や、地域における相談体制の充実が求められている中、この協議会の果たす役割はますます大きなものとなってきております。このため県におきましては、地域における児童支援が適切に行われますよう、この協議会に児童相談所が積極的に参加しまして、専門的な観点から助言等を行うなど、協力体制の充実強化に努めているところであります。

○西村 賢議員 協議会の充実を今後も期待してまいりますが、現段階におきましては、市町村によっては、その対応の技術であったり経験等が不足している地域もあるかと思えます。県が協力体制をつくって助言指導を行っていく中で、県がリーダーシップをとっていかなければならないこともありますが、その中でも、知事の役割は非常に大きいものがあると思えます。本県の児童虐待撲滅のため、知事に決意のほどを伺いたいと思えます。

○知事(河野俊嗣君) 児童虐待によりまして、次代を担う子供たちが傷つけられ、未来が奪われ、命が失われる、そのようなことは決してあってはならないことだと考えております。このため、社会全体で虐待防止に取り組む機運の醸成を図りますとともに、専門機関であります児童相談所や児童の育成支援を担う市町村、またさまざまな団体等との一層の連携強化と相談支援体制の充実によりまして、児童虐待の未

然防止、早期発見・早期対応の徹底を図ってまいりたいと考えております。今後とも、児童虐待の根絶を目指して全力で取り組んでまいります。

○西村 賢議員 ありがとうございます。知事は子育て関連にも熱心に取り組まれておりますが、その根本にあって、どうしても子育てから外されてしまう子供たちを救っていくことも、本県の子育て支援の一つの柱として取り組んでいただきたいことを要望いたします。

用意しました質問は全て終わりましたが、人材育成の観点について1つ要望したいと思えます。少し前ですが、イギリスのオックスフォード大学の人工知能のオズボーン准教授という方が、あと10年で消える職業、なくなる職業を予想した論文を発表され、話題になりました。コンピューターの技術進化によって仕事がロボットなどにかえられてしまう。また、それによって仕事が半減してしまうと言っております。確かに私たちの経験においても、20年前にあった仕事が衰退していることも多々あると思えますし、新しく出てきた企業がどんどん業績を伸ばしているということも聞きます。これからはさらに、TPPなどによって貿易が加速されてグローバル化が進んでいくと思えますが、そう考えていくと、今持っている私たちの知見・見識だけではとても理解できない将来もあるかもしれません。違った手法も今後とも継続的に考えながら、ぜひ教育関係、県の商工関係にいらっしゃる方々は、新たな着眼点を持って取り組んでいただきたいと要望しておきます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○星原 透議長 次は、重松幸次郎議員。

○重松幸次郎議員〔登壇〕(拍手) 公明党宮

崎県議団、重松でございます。

通告に従い順次質問させていただきますので、知事を初め関係部長の皆様の方の明快な御答弁をお願い申し上げます。

初めに、TPPへの総合対策についてであります。

日本時間の10月5日夜に大筋合意が発表された後のNHK「NEWS WEB」では、アメリカのフロマン通商代表は「5年以上に及ぶ集中的な交渉の結果、アジア太平洋地域で雇用を創出し、持続的な成長を生み出し、技術革新を促進する合意に至ることができた。この合意は貿易や投資の自由化を進めるだけでなく、地域が21世紀に直面している課題に対応するものだ」と述べ、合意の意義を強調しました。

このTPP参加12カ国のGDPは世界全体の約4割、貿易額は世界全体の約3分の1を占め、協定が発効すれば巨大な自由貿易が誕生いたします。このTPP大筋合意を踏まえ、公明党TPP総合対策本部、井上義久総合本部長は、TPP協定を最大限に生かす輸出促進、産業活性化や、生産者が安心と希望を持てる農林水産政策など、総合的な政策対応が必要であるとし、11月20日に政府に対し、TPPに関する総合対策に向けた提言を申し入れました。

特に農林水産政策においては、将来にわたり国民に安全で高品質な食料を供給するとともに、中山間地域、離島等を含む豊かな農山漁村を維持・発展させていく、そのために生産者の不安を解消する経営安定化対策を実施し、生産性向上、高付加価値化による競争力・体質強化対策を実行することを掲げました。今後、幅広い国民の声を聞きながら、必要な財源を確保し、また、弾力的な執行により生産者が安心できる基金等の仕組みを構築することを強く要請

し、これらは11月25日に政府が発表した「総合的なTPP関連政策大綱」に確実に反映されております。「攻めるべきところは攻め、守るべきところは守る」という我が党の提言でありますが、しかし、農林水産、特に畜産を基幹産業とする我が県においては、安価な外国産品との競争が深刻さを増していくわけです。そこで、知事に、TPP協定に関し、大筋合意、国の関連政策大綱を受けて、本県産業においてどのような期待と懸念があると考えているのか、その見解をいただきたいと思っております。

以上で壇上の質問とし、以下は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

TPP協定は、世界のGDPの約4割を占める大規模な経済圏をカバーする経済連携でありまして、この協定の発効により人口8億人という巨大なマーケットが創出されることとなります。域内で関税が撤廃・削減され、貿易手続の迅速化・簡素化、投資ルールの明確化が図られることで、製品の輸出割合の高い企業や、海外輸出に取り組もうとする企業、生産者にとっては追い風となり、事業拡大も期待される所でございます。一方で、関税撤廃により海外から安価な製品が輸入されることにより価格競争が生じることも予想され、特に本県の基幹産業である畜産を初めとした農業については長期的に本県産品の価格が下落することが懸念される所でございます。国が定めた政策大綱には、中小企業の海外展開の支援等に加え、農業者のセーフティーネットや輸出体制の強化など、本県が要望した対策の多くが反映されている所でございますが、これが確実に実行されるよう、今後とも国に積極的に働きかけてまいりたいと

考えております。以上であります。〔降壇〕

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。

我が党でも11月10日に、吉田衆議院議員、また河野県議と私、そして西都児湯の市議、町議らと一緒に農業協同組合や畜産農家を訪問し、御意見を伺ってまいりました。ともに、強い憤りや不安をあらわに話され、また、農家では今でも厳しい経営状態であり、将来、息子たちに継承させることはとてもできないとの不安を語られておりました。しかし、これからできる限りの支援策も講じてほしいという要望も受けてまいりました。

また、そうした懸念がある一方で、参加加盟国間で貿易などのルールが共通化され、関税が撤廃されることから、国産品の輸出や企業の海外展開がふえるなど、大きなメリットが生まれます。それは、農林水産物においてもチャンスが生まれるわけでございます。そこで、宮崎ブランドの輸出促進や中小企業の海外展開、フードビジネスの展開など、TPPのメリットを生かすために県としてどのような視点で取り組んでいくのか、再度、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) TPP協定の発効によりまして、県内企業におきます県内生産品の輸出や海外への事業展開の拡大が期待される所でございますが、一方で、現地において厳しい競争にさらされるということも予想される所でございます。このため、県内企業の海外展開を促進するには、信頼できる品質の確保、確かな技術力や商品力の向上に加えまして、品目ごとにマーケットニーズをしっかりと把握し、ターゲットとなる国や購買層を見定めた販路の開拓や流通ネットワークの充実など、より戦略的な取り組みを行う必要があるものと考えております。

このため、県としましては、今年度策定予定の「みやぎきグローバル戦略」におきまして、取り組みの方向性をしっかり示しますとともに、本年10月に開設したジェトロを初め、産学金官が十分に連携をして、海外展開に意欲のある企業の育成・支援に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 関連して商工観光労働部長にお伺いします。TPPの参加国の関税が撤廃されると、大企業のみならず中小企業も輸出拡大のチャンスです。流通ネットワークをフルに活用し、県内企業もさらにグローバルな海外展開が始まろうとしておりますが、県産品の輸出拡大のためには流通体制の整備が重要と考えます。県のこれまでの取り組みと今後の取り組みの考え方について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長(永山英也君) 県産品の輸出拡大に向けましては、海外の取引先や物流ルートの確保といった流通体制の整備が重要でございます。このため県では、見本市の出展やバイヤーの招聘等による海外のビジネスパートナーづくりや、県内の港を利用しました輸送試験など、商流、そして物流の確保に取り組んできたところでございます。

また、今年度は、香港の大手輸入商社である新華日本食品との連携協定や、さらに、ヤマト運輸・ANA Cargo・宮崎銀行との四者間での連携協定を締結し、県内企業の販路拡大とともに、冷蔵輸送が可能な付加価値の高い、新たな物流ルートの確保などに取り組んでいるところでございます。今後は、これまでの取り組みにより関係構築を図りました、商社や流通業界とのネットワークをさらに強化しますとともに、県内企業のニーズを踏まえながら、流通体

制のより一層の整備に努めてまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** これから国において関連する政策が審議されるわけではありますが、今後は、その制度内容やビジネス展開のためのガイドライン、手続に関する情報等を集約し、県内の各企業、生産者、そして県民の皆さんへわかりやすい説明をしていくとともに、県と商工団体と連携して、県産品の輸出拡大に取り組んでいただきたいと要望いたします。TPPに関して、改めて我が党は、農林水産業の厳しい現状をしっかりと認識して、引き続き現場の声を国、県に届けてまいります。

続きまして、公明党宮崎県本部では本年10月に、初めて政策要望懇談会を市内のホテルで開催し、我が党からは九州選出の衆参国会議員3名と県議・市議団が、商工会議所連合会を初め県内28団体の代表者や担当者と意見交換を行い、国と県にそれぞれ要望をいただきました。その中から、県に対する要望について幾つかお伺いいたします。

初めに、交通インフラの整備についてですが、海と空と陸上交通の整備促進は、これまでも議論がございました。重複することもあります。質問いたします。

海上交通について、重点港湾細島港の整備促進、油津港のファーストポートを含む港湾機能について、また大型貨物船の対応など、議論されておりますが、宮崎港においても、貨物はもちろん、フェリー乗客を日常的に送迎する拠点を充実していかななくてはなりません。昨年10月より関西への長距離フェリーは大阪から神戸航路に変更して、1年が経過いたしました。20%近く一般旅客と団体客も増加しているという報告がございました。さらに利用促進を図るこ

とが大事であります。そのために、フェリーから乗りおりするときに、今は手荷物が運びにくいタラップ式の階段ですが、これについてバリアフリーの人道橋を整備していると聞きました。初めに、どのような構造で、いつ完成するのか、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長(茂雄二君)** 長距離フェリーについては、乗りおりの際に利用する人道橋が急勾配の階段式であるため、利用者からは改善を望む声が寄せられていたところであり。県といたしましても、利便性向上の観点から、新たな人道橋の建設費の一部を支援しておりますが、その構造は、エスカレーターと似たようなスロープを有し、全体が屋根に覆われた形であり、来年2月末には完成する見込みであります。この人道橋は、大きな荷物を持った方や高齢者など、全ての方々に優しいバリアフリーの設計でありますので、さらなる利用者増につながるものと期待しているところであり。す。

**○重松幸次郎議員** 大変うれしいお話でございます。というのも、私は平成25年2月定例会でこのフェリーからの人道橋の設置、そのときはボーディングブリッジと私は言いましたけれども、当時の稲用総合政策部長に要望しておりました。このたび実現をしております。本当にありがたいと思っております。開通式にはぜひ私も呼んでいただきたいと思っております。

一方で、貨物量、つまりトラック乗船台数が昨年同時期と比べますと横ばいか若干減少しているようです。宮崎港だけに限らず、県内の港に物流を集約し、効率化を図ることが重要だと考えますが、今後、荷寄せによる効率的な貨物輸送を進めるため、どのような対策を講じていられるのか、総合政策部長にお伺いいたしま

す。

**○総合政策部長（茂 雄二君）** 大都市圏から遠隔地にある本県にとって、大量輸送機関であります海上輸送は大変重要であり、物流の効率化を通じて、農産物を初めとする本県産品の輸送コストの削減を図っていくことが必要であると考えております。このようなことから、県では、県内港湾等に県内外から貨物を集めるとともに、県外からの下り荷を確保する荷寄せ支援策として、陸上トラック輸送から海上輸送等にシフトした貨物に助成を行う「物流競争力強化事業」を実施しているところであります。県としましては、今後さらに、トラック運転手の不足に対応するモーダルシフトの動きや、高速道路の整備に伴う他県の港湾との競争激化にもしっかりと向き合いながら、地元自治体と連携して、本県物流の競争力強化に努めてまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 太平洋に直接面して、外国貿易を含む東九州の物流拠点として、ますます重要な役割を果たしていくべきです。旅客及びトラック等の利用促進、今後の航路の維持・充実を図っていただきたいと思っております。

次に、陸上交通ですが、JR九州と宮崎交通さんが先月14日から、全国で相互利用可能なICカード「nimoca」「SUGOCA」がそれぞれ運用開始となりました。昨日も井上議員から質問がありました。お話があったとおりです。宮崎は九州で唯一、全国型ICカードが使えない空白県でありましたが、県内の宮交バス、鉄道（一部区間）が使えるようになりました。この全国型ICカードが1枚あれば、全国各地の列車、バスに乗れ、買い物にも使えますので、利便性が向上し、何よりも旅行者へのイメージアップができます。多額の費用投資がか

かったようでありますけれども、関係者の御努力に敬意を表したいと思います。と同時に、前回も内田副知事に要望いたしました。県内の日豊本線の全ての駅でこのICカードが使えるように働きかけをお願いいたします。

さて、東九州自動車道の整備につきまして、新直轄方式区間、清武南一日南間の早期完成と、未事業化区間、日南一志布志間の早期事業化とスマートインターチェンジの早期完成にあわせて、これも毎回課題になっている4車線化または追い越し車線の増設であります。

先日もある会社の社長から尋ねられました。「片や、すいすい走れる4車線の九州自動車道と2車線の東九州自動車道の料金が同じなのは納得がいかない。東九州道は料金を安くして利用者をふやし、早く4車線化にするべきだ」と言われて、執行部に尋ねたところ、高速道路の料金は、原則1キロ当たり普通車は24.6円プラスターミナルチャージ150円で設定されており、現行制度上、個別路線のみを値下げすることは困難であるということのようです。

質問初日の田口議員から、交通事故対策の上からも対面交通箇所センターガードの設置や4車線化の見直しなど質問されていましたが、これも商工団体からの要望ですので、以下、2点伺います。

まず、東九州自動車道の付加追い越し車線の増設について、県としてどのように考えておられるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（図師雄一君）** 対面交通の安全性や走行性、さらには大規模災害時における対応を考慮した場合、暫定2車線区間における4車線化の早期実現が、本県にとって大変重要な課題ではあります。より低コストで、より早期に高速道路の機能を強化するためには、4

車線化に先立って追い越し車線を増設することも、大変有効であると考えております。県といたしましては、西日本高速道路株式会社などに対し、高速道路の交通状況や道路線形などをきめ細かく把握した上で、より効果的な追い越し車線などを増設するよう要望してまいりたいと考えております

**○重松幸次郎議員** 同じく東九州自動車道は、付加追い越し車線とあわせてパーキングエリアの設置も課題であります。川南パーキングエリアから「北川はゆま」までは65キロ、「北川はゆま」から大分松岡まで84キロということですが、トイレ休憩ができないと、特に女性やお子様連れ、高齢者にはつらいものです。川南パーキングエリアから大分松岡間のパーキングエリアの増設について県としてどのように考えているのか、再度、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長(図師雄一君)** 川南パーキングエリアから大分松岡パーキングエリアの約150キロメートル間におきましては、道の駅の「北川はゆま」や「北浦」があるほか、大分県側には「かまえインターパーク」が整備されておまして、いずれも実質的な休憩施設として機能しております。しかしながら、川南パーキングエリアー北川はゆま間は、約70キロメートルにわたりまして休憩施設がない状態でありますため、県といたしましては、これまでも機会あるたびに、関係機関に対し、休憩施設の充実について要望活動を行ってきたところであります。来年春には、北九州市と宮崎市が高速道路でつながる見通しであり、これまで以上に長距離ドライブを楽しむ環境が整ってまいりますので、より一層の利便性、安全性の向上が図られますよう、西日本高速道路株式会社などに対して、

引き続き要望してまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 安全性のためにも、ぜひとも自動車道沿いのパーキングエリアの設置を強く要望いたします。

次に、中小・小規模企業の支援についてであります。

前回9月の蓬原議員を初め、今回も多くの議員の皆様が質問されておりますが、小規模企業を経済の主役にするという我が党の政策でもありますので、総括して2点、質問いたします。

さきの通常国会で小規模企業振興基本法と支援法が成立したことで、地域活性化への期待が高まってきております。その最大のポイントは、基本原則として、単なる企業の成長だけでなく、技術の向上や安定的な雇用の維持などによる事業の持続的発展を掲げた点であります。商工会議所や商工会の面的支援も充実させながら、地域活性化につながる取り組みを支援するために、中小企業・小規模企業の経営力強化が大事だと考えますが、県としてどのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長(永山英也君)** 地域の経済社会や雇用を支えております中小企業・小規模企業の経営力を強化することは、当該企業の成長や持続的発展のみならず、本県経済の活性化を図る上で必要不可欠のものであると考えております。このことから、現在検討中の「みやざき産業振興戦略」において、中小企業・小規模企業全体の競争力・経営力の強化を大きな柱の一つとして捉え、具体的な施策に取り組んでまいりたいと考えております。具体的な内容として、例えば商工会等の経営指導員の資質向上など、小規模企業の経営支援体制の強化のた



めの取り組みや、若手経営者の養成、新事業へチャレンジする企業への積極的な支援等を検討しております。県といたしましては、実効性のある戦略を策定しまして、関係団体等と連携し、中小企業・小規模企業の経営力の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** しっかり取り組んでいただきたいと思います。そして、雇用の確保と事業継承のためには、若者の定住促進が大きな課題です。

関連して地方創生について1点お伺いします。

地方創生の実現には、若者層の流入をふやす必要がありますが、U I Jターンを促進するため、県はどのように取り組んでいるのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長(永山英也君)** 地方創生を実現するためには、県外から特に若い人材を呼び込むことが大変重要でございます。このため県では、「宮崎ひなた暮らしセンター」を拠点としまして、就職相談やセミナーの開催のほか、宮崎での採用面接に必要な旅費の助成等も行っているところであります。また、毎年、県外で求職者と県内企業のマッチングを実施しておりますし、今議会で補正予算をお願いしておりますが、今年度新たな取り組みとして、九州・山口8県が共同で、東京圏の若者を対象とした就職説明会を開催することとしております。

さらに今年度から、県外に進学しました大学生のUターンを促進するため、保護者へ情報発信を行うこととし、今月、約1,000名に対して就職紹介の冊子を送付する予定にしております。加えて、都市部の高度な専門性を持つ人材と企業とのマッチングを促進するため、来年1月に

「プロフェッショナル人材戦略拠点」を設置することとしております。今後とも、若者を中心に、U I Jターンの促進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 県内就職への支援強化と人材育成、よろしくお願ひいたします。

人口減少対策につながる子育て支援についてお伺いいたします。

東京都世田谷区では、子育て世代に広く普及しているスマートフォンを活用した支援事業を行っており、注目を集めております。多様化する子育て家庭のニーズに沿った情報を提供するためのツールの一つとして、区では、平成26年10月から「せたがや子育て応援アプリ」を公開しています。アプリを通じて提供されるサービスには、おむつがえ・授乳スペース、公園などの施設を検索できる「施設マップ」、子育て支援情報や申請手続などの情報が閲覧できる「子育て支援ナビ」、幼稚園・保育施設を条件に合わせて検索できる「保育施設検索ナビ」、登録した子供の生年月日や住所などに合わせた健診や予防接種のお知らせを通知する「お知らせ配信機能」などがあり、妊娠期から小学校就学前の子育て家庭を対象に支援情報を提供しております。同様のサービスが京都府でも取り込まれ、「きょうと子育て応援パスポートアプリ(まもっぷ)」としてありますが、このように子育て支援の情報を提供するアプリをつくってはどうか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長(桑山秀彦君)** 県や団体などが取り組む子育て支援に関する情報を子育て家庭等に届けることは大変重要なことでありまして、子育て世代でスマートフォンの普及率が高い現状から、情報提供の手法の一つとしてアプリを活用することも有効な手段であると考えて

おります。県では、団体等の取り組みを含めたさまざまな子育て支援情報を提供するホームページ「すくすくみやざき」を開設・運営しますとともに、子育て家庭が安心して外出できるよう、授乳やおむつがえのスペースを提供する施設「赤ちゃんの駅」を検索できるアプリを導入しているところでございます。今後とも、より有効な情報提供のあり方につきまして、アプリの活用も含め、検討してまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 「せたがや子育て応援アプリ」は利用者から好評を得ており、アプリの公開から約1年が経過した平成27年9月末時点で、ダウンロード数は8,974件となっているようです。さらなる充実をお願いいたします。

子育て支援でもう一つ、子育てタクシーの取り組みを紹介し、お尋ねいたします。

聞きなれない事業かと思えます。子育てタクシーとは、例えば保育園や学校、塾などに子供を迎えに行けないときに、保護者のかわりに迎えに行ったり、緊急時の夜間救急病院への送迎、荷物が多くなりがちな乳幼児を連れた外出のサポート、陣痛時のスムーズな送迎など、いざというときの保険として登録・御利用いただける子育て世代に優しいタクシーです。この子育てタクシーのハンドルを握ることができるのは、社団法人全国子育てタクシー協会が認め、協会指定の養成講座8時間以上及び子育て支援施設での保育実習を修了したドライバーのみで、子供が一人でも不安にならないように接し方も学んでいますと、協会のホームページにございました。

行政では、山形県子育て推進部のホームページ、秋田県健康福祉部のホームページに、それぞれ子育てタクシー紹介をアップし、岐阜県少

子化対策ホームページでは、岐阜県少子化対策総合プログラムに子育てタクシーの活用が新規事業としてうたわれておりました。本県でも子育てタクシーの取り組みを広めるために、県としてできることはないか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長(桑山秀彦君)** 子育てタクシーは、御質問にありましたように、乳幼児を連れた保護者や妊娠中の方が安心して利用できるよう、研修を受けたドライバーを配置するものでありまして、タクシー会社が自主的に行っております取り組みであります。

県では、このような子育て支援の熱心な取り組みを表彰する「未来みやざき子育て表彰」を実施しているところでありまして、今年度は先月15日に、「未来みやざき子育て応援フェスティバル2015」におきまして、県内で子育てタクシーに取り組んでいる会社に対しまして知事から表彰状の授与を行い、来場の方々を初め、広く県民の皆様にも周知を図ったところでございます。県としましては、今後とも、すぐれた子育て支援の取り組みに対する表彰などを通じまして、県民全体で子育てを応援する機運づくりに努めてまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** これは国土交通省のホームページにも取り組みが紹介されております。タクシー会社のサービスの一つという捉え方ではなく、タクシー事業者が子育て支援という、「地域性と連携」というキーワードで、企業の責任、福祉タクシーとしての優しさ、サービス提供という新たな雇用形態に変革することにつながると考えますので、さらなる展開を御検討いただきたいと思います。

次に、高齢者増に伴う介護人材の不足についてであります。

9月議会の野崎議員の質問でも現状課題がございましたが、本県の75歳以上の高齢者人口は、平成25年に16万7,000人でありましたが、団塊の世代が後期高齢者に達する平成37年(2025年)には20万4,000人と、約2割増加するものと推計されています。さらに、その平成37年には4,000人を超える介護職員の不足が見込まれているとあり、その上で介護サービスの基盤となる介護人材を確保するためには、介護の現場において働きやすさ、働きがいを高めるとともに、処遇の改善を進めることにより、介護分野への就業促進、在職者の離職防止に取り組むことが重要であります。そして、新たに関係団体から成る協議会を設置し、さらなる人材確保・定着策を検討するなど、積極的に対応してまいりたいとの部長答弁でございました。

そこでお尋ねしたいのは、外国人人材の活用であります。我が党の政策提言の中にも、先ほどの若者や女性の活躍とあわせて、外国人人材の受け入れ体制の改善・強化、外国人技能実習生制度の拡充がうたわれております。執行部からいただいた資料では、平成20年から25年の5年間累計入国外国人看護師・介護福祉士候補者受け入れ(フィリピン、インドネシアとのEPA2国間)の状況によりますと、その状況は、九州・沖縄の合計で、看護師は施設数で39、人数で71名、介護福祉士は施設数29、人数が58名だった中で、本県は施設、人数ともゼロであり、全国の中でも、ともにゼロ県は本県だけありました。そこで、EPAに基づく外国人の介護福祉士及び看護師候補者の本県での受け入れが進まない原因をどのように分析しているのか。また、外国人の受け入れについて、県として今後どのように取り組んでいくのかを福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(桑山秀彦君) EPAに基づく外国人の介護福祉士及び看護師候補者の受け入れは、公益社団法人国際厚生事業団が、希望する民間施設と候補者を仲介して行っている制度であります。この制度の利用が本県で進んでいないのは、入国後、国家試験受験までの間の指導役の職員の確保や研修計画の作成などの負担が大きいことなどから、受け入れ側がメリットを感じていないからではないかと推測しております。

外国人の受け入れについては、現在、国において深刻化する介護人材不足に対応するために、働きながら技術を学ぶ外国人技能実習制度への介護分野の追加、日本での養成施設を経て介護福祉士資格を取得した外国人への在留資格の付与について検討がされているところであります。県といたしましては、そうした国の動向を見きわめた上で、必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 国の動向もそうなんですけれども、それ以前にも徳島県を筆頭に四国は積極的に受け入れがなされておるようです。私もまた調査に回って、次も議論をしたいと思っておりますので、今後とも御検討をよろしくお願いいたします。

次に、災害廃棄物処理計画策定の推進についてであります。

東日本大震災や広島土砂災害、本年発生した関東・東北豪雨など、近年は膨大な廃棄物をもたらす大規模な自然災害が頻発しております。しかしながら、全国の自治体では災害廃棄物処理計画の策定が進んでおらず、予期せぬ災害に備えた対策が十分とは言えない状況です。

本年9月、鬼怒川の堤防決壊により市街地が広範囲に浸水した茨城県常総市では、路上への

不法投棄や不衛生で悪臭を放つ膨大な量のごみや瓦れきの対応に追われ、復旧作業に支障を来しました。国は自治体に対し、大規模な災害に備え、事前に仮置き場や処理方法を定めた災害廃棄物処理計画の策定を求めています。茨城県と常総市では計画が未定になっておりました。

平成26年から27年にかけて環境省が実施した調査によりますと、全国の災害廃棄物処理計画は、都道府県においては約2割、市町村においては約3割しか策定が済まされていないことがわかっております。そこで、災害廃棄物処理計画の策定の現状について、本県はどのようになっているのか、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 災害廃棄物処理計画は、自然災害により発生する大量の廃棄物を迅速かつ適正に処理し、早期の復旧・復興を図るために、大変重要なものであると認識しています。

この計画の策定に当たりましては、環境省が従来から、「震災廃棄物対策指針」や「水害廃棄物対策指針」を示しておりましたけれども、東日本大震災等を教訓にしまして、平成26年3月に新たに「災害廃棄物対策指針」が策定されたところです。これを受けまして、本県では、発生が懸念される南海トラフ巨大地震や台風による風水害等に備えるために、「宮崎県災害廃棄物処理計画」を今年度中に策定するよう、現在、作業を進めているところです。

また、県内の市町村では、これまでに16市町村が策定しておりますが、このうちの6市町村が新たな指針を踏まえた計画となっているところです。今後、ほかの市町村でも速やかに新指針を踏まえた計画を策定されるよう、支援をし

てまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 災害廃棄物は、さまざまなおみまざり合っており、処理の難しさも悩みの種であります。計画づくりのノウハウや人材が不足している自治体は珍しくなく、後押しする取り組みが欠かせません。

そうした中、官民一体で災害ごみの処理を支援する「災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）」が発足しております。同ネットワークは、環境省が事務局を務め、民間の事業者団体、研究機関などで構成される組織です。災害時には廃棄物を処理するための技術的な助言を行うほか、平時には自治体の処理計画の策定を支援する役割が期待されています。自治体は、廃棄物処理事業者や建設運搬業など専門的な知見と協力が必要となります。災害廃棄物の円滑な処理に当たっては、関係機関との連携・協力が重要と考えますが、県としてはどのように対応されるのか、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 大規模な災害により大量の災害廃棄物が発生した場合に、被災市町村のみでは対応できないことも想定されます。そのような場合に県では、ほかの市町村や産業廃棄物協会などの民間団体から円滑に協力・支援が受けられるよう調整を行います。それでも処理が困難な場合には、被災市町村から事務委託を受けまして、県が直接処理に携わるなど、より積極的な役割を担うことになると考えております。

また、全国的には、議員も今おっしゃいましたように、環境省がリードして、専門的な知見を有する機関や業界団体で構成される災害廃棄物処理支援ネットワークを発足させておりますので、万一の際には、こういった組織も積極的

に活用しながら、災害廃棄物の円滑な処理に努めてまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 振り返りますと、東日本大震災の爪跡は、あの膨大な瓦れき処理にありました。13都道府県の推定処理量は3,100万トンでありました。平成24年8月に、私は新見県議と一緒に宮城県多賀城市にあった震災瓦れき処理の作業現場を視察しております。その処理施設では、中間処理場へ搬入し、粗選別、分別、破碎、洗浄、改質などの処理を実施し、次に分別処理された廃棄物を可燃物は焼却施設へ運び、また、チップ化した廃木材はバイオマス施設へ行き、破碎したコンガラ、土砂等は復興資材として多賀城市内、ほかのリサイクル現場に搬出されておりました。その結果、廃棄物の最終処理量は14万3,000トンに達し、リサイクル率については目標の70%を上回り、80%に達したと、後の調べでわかりました。平時から、このように災害廃棄物の処理について自治体や関係団体との連携体制を整備していただきたいと思えます。

次に、教育文化施設3カ所の整備について、教育長にお伺いいたします。

先月は県立美術館20周年記念式典に参加させていただきました。おめでとうございませう。また、その前後には、特別展「ディズニー夢と魔法の90年展 ミッキーマウスからピクサーまで」と特別展「川端康成の眼 川端コレクションと東山魁夷」を鑑賞し、隣の博物館では特別展「美しき宮崎の滝200」や展示品を見学させていただきました。芸術の秋を満喫させていただきました。

このように、宮崎市内神宮・船塚にある県立美術館、図書館、博物館は、歩いて回れる距離にあり、県民が文化芸術に親しむ機会の提供と

生涯学習の支援を担う中核施設の一つとなっております。また、周辺には総合文化公園と広場が配置され、レクリエーションを楽しむ場など、多様なニーズに応じた広場として利用されています。県民のすばらしい財産であり、観光資源のためにも、いつまでも美しく快適に維持管理することが望まれます。

初めに、県立美術館の空調設備についてお伺いいたします。合同政策研究会で資料を提示していただきましたが、館内をガス式・電気式で管理されていて、定期的なメンテナンス、修繕点検で維持されているとのことですが、開館から20年が経過し、耐用年数や部品の製造管理を考えると、更新する時期に来ていると考えます。そこで、県立美術館の空調設備については、更新時期を考えた計画を検討すべきではないかと思いますが、教育長にお伺いいたします。

**○教育長(飛田 洋君)** 県立美術館の空調設備につきましては、開館前年度の平成6年度に設置されておりまして、現在、昼間は2台のガス式の設備、夜間は電気式設備による24時間の空調を行うなど、美術品の劣化を防ぐように十分配慮を行っているところであります。

美術館にとって空調設備は極めて大切なものでありますから、電気式につきましては、平成26年度に設備の更新を行い、ガス式についても、平成18年度に細部にわたって部品の洗浄を行うとともに、専門業者によって設備の日常点検や小まめな部品交換を行い、現在、安定して稼働している状況でございます。

また、これら2種類の空調設備を使っているわけですが、万が一、そのどちらかが故障した際には、故障していないもう一種の設備がバックアップできる体制も整えているところであり

ます。しかしながら、ガス式設備は設置から20年を経過いたしておりますので、長期的な視点から設備の更新計画を検討してまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 20年たちますと、部品の製造義務もなくなるのではないかと、また新しい機械にかえたほうがランニングコスト、電気代も下がったりとか、必ず技術革新はされておるわけでございますから、美術館には郷土の画家瑛九を初め、貴重な絵画が所蔵されておりますので、美術品保護の観点からも、どうか早目に御検討をしていただきたいと思っております。

次に、県立図書館への図書消毒機の設置です。全国の図書館で徐々にこの図書消毒機の設置が進んでいるようです。本は棚に置いておくだけでもほこりがつき、また、貸し出しされると汗や唾液や飲食物などが付着したり、それが要因でごく小さな昆虫やカビ、細菌などが繁殖することにより、本自体の保存や衛生面の管理が気になります。この消毒機は、自分で装置に本を入れると、約1分間で本の下から風が吹き上がってきて、ページに挟まったほこり、髪の毛、ダニなどを除去し、紫外線で殺菌し、強力な消臭抗菌剤を循環させて、においを取ることができるようになっているようです。まだ県内にはこの消毒機は設置されていないようです。そこで、県立図書館に図書消毒機を設置してはどうか、教育長のお考えをお伺いいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 図書消毒機を設置してはどうかという御提言であります。現在、県立図書館では、本の返却時に1冊1冊点検し、例えば汚れがあれば拭くなどして、きれいな状態で本棚に戻し、利用される方が気持ちよく本を手にとっていただけるように努めているところであります。また、ポンプ式の消毒液を

館内に設置したり、床や本棚の清掃を徹底したりするなど、衛生的な環境の維持にも配慮いたしているところであります。今後とも、図書館の環境維持に最大限の配慮をしてまいりますとともに、御提案のありました図書消毒機の設置につきましては、導入している他県の図書館の状況等についての調査研究などに取り組んでまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 公明新聞に掲載されておりました大阪府八尾市の龍華図書館では、この図書消毒機を設置しまして、1カ月間で約1,300回利用されて、利用者からは、「目に見えない細菌なども除去してくれるので安心です」というふうには好評であります。ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

図書消毒のみならず、美術品、博物館などの所蔵品をカビや害虫から守り、保護するためには、小まめな対処や定期的な消毒、防除が必要です。そこで、総合博物館はどのような方法で殺虫・殺菌を行っているのか、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 博物館にとりまして、標本や文献などの資料を適切に保管することは、最も基本的な使命の一つであります。そのため、県総合博物館におきましては、害虫やカビによる被害が出ないよう、日ごろより清掃や目視——肉眼観察でございますが——によって点検を行うとともに、館内約80カ所に昆虫を捕らえる粘着シートを設置して、被害を及ぼすような害虫がいないか、確認をいたしているところであります。さらに、月に一度は定期検査の日を設け、職員全員で害虫やカビの被害がないか、確認をしております。また、害虫等の駆除についてであります。年に一度は約2週間かけて展示室と収蔵庫のガスによる薫蒸を行っ

ておりますし、新たに収集する資料につきましても、殺虫・殺菌の処理などを行った後、館内に搬入いたしております。これらの取り組みを通しまして、収蔵品の適切な受け入れと保管に努めているところでございます。

**○重松幸次郎議員** ガスの薫蒸で殺虫とか殺菌いただいている、そのことは大変よろしいんですけども、しかし、ガスというのはエキヒュームという酸化エチレンガスを使う。これは大変取り扱いというか、環境面においては注意をしないといけないと聞いております。薫蒸にはガスを使うということですが、環境面や安全面には配慮して使用されているのか、再度、教育長にお尋ねいたします。

**○教育長(飛田 洋君)** ガスによる薫蒸ではありますが、その方法につきましては、環境面や安全面に配慮して、全国の博物館でも一般的に採用されている公益財団法人文化財虫菌害研究所が作成いたしました標準仕様書に基づき、薫蒸を実施しているところであります。また、薫蒸中は、安全対策のため、博物館内はもとより、不測の事態も考慮して、周辺の通路についても立ち入りを禁止し、警備員が巡回する措置をとっております。

なお、薫蒸後に排出するガスにつきましては、環境面への配慮や安全性を確保するため、その濃度を日本産業衛生学会の定めた人体に影響のない基準値以下になるよう、濃度が基準値以下になっていることを1時間置きに確認しながら、数日かけて少量ずつ排出いたしております。

全国の博物館等ではI P Mという、昆虫、害虫の数を一定以下に管理するような方法で管理なさっているところもあるんですが、宮崎県の総合博物館でそれを実施するとすれば、全館の

気密性、特に収蔵庫を改造しないといけないということ、それから、空調もそれに対応するようにしないといけないということがありまして、現在この方法をとっておりますが、今後とも、安全面、環境面に十分配慮しながら、保管に努めていきたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 私も専門家に聞いてきましたが、これほどの全館挙げての大規模な薫蒸は九州内でも数件になっていると聞きました。おっしゃったように、I P M(総合的病害虫管理)、これはもともと農業の病害虫の管理から来ているわけですけども、わかりやすく言いますと、適時に利用可能な全ての防除技術を活用して適切な判断を総合的に講じるということでございます。他県の事例も参考にして、博物館を初め、県内の全ての文化施設の消毒、害虫防除、適切な管理・保管をよろしく願います。

次は、松くい虫の対策についてであります。

これまでも何度も議会で取り上げられてまいりました。猛威を振っている被害状況、その要因と対策については、これまでの答弁で了解いたしました。関係機関と連携して、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

その上で、今後さらに大規模な薬剤散布が行われるとしましたら、害虫だけでなく益虫もいなくなる。それにより鳥や小動物などもいなくなるのではないかと、つまり、生態系、生物のバランスが崩れてしまうことを大変危惧いたします。また、人の健康被害が出ないとも限らないということに心配であります。松くい虫被害対策として実施する薬剤散布は重要であります。一方で周辺環境への影響も懸念されており、県では薬剤防除に際してはどのような環境面での配慮や不安解消の取り組みを行っている

のか、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 松くい虫の薬剤防除に当たりましては、対象地周辺の漁業関係者やたばこ耕作組合などと、散布場所や時期等について十分に協議を行いますとともに、付近住民等に対しましても、事前周知を図っているところでございます。

実際、薬剤防除の方法としましては、ヘリコプターによる空中散布が基本ですが、住宅や農地等が隣接する場合には、地上からの散布としまして、また、貴重な水辺環境のある場所では、松の幹に直接薬剤を注入する方法により対応している状況でございます。また、薬剤散布の前後には、毎年度、専門機関に依頼しまして、動植物への影響調査や、大気や土壌、河川水等への残留調査を行っております。分析の結果、昆虫類等で散布後に個体数の一時的な減少が見られることはありますけれども、河川水では最大でも国の基準値の6分の1以下になるなど、調査した全ての項目で、周辺環境に対する薬剤の影響は軽微であることを確認しているところであります。

**○重松幸次郎議員** 環境面ではそういう形でしっかり注意をしていただきながら、一方で、松枯れ対策も喫緊の課題でございますので、しっかり取り組んでいただきたいと要望いたします。また、以前も質問いたしました農薬のネオニコチノイドでミツバチがいなくなるということがよく言われておりますので、しっかり環境面に配慮して対策をお願いいたします。

最後の項目になります。6月の質問に引き続き、サンマリーナ宮崎の改善要求についてであります。

毎年、多額の費用をかけてしゅんせつを行っておりますが、その間、今年度では4カ月間、

しかも夏のレジャー最盛期に入出港禁止になっております。そして、本年は7月20日から11月10日までしゅんせつ工事でマリーナがクローズされて、ようやく11月11日に開放されましたが、その後の低気圧の影響で再び砂が流れ込んできて、17日からまた入出港禁止となりました。わずか1週間しか開放されていなかったということで、さらに開放のめどが立っていないという状況とお聞きしております。

ヨット、クルーザーの利用者は本当に怒っていらっしゃいます。ヨットマンは九州北部から沖縄方面に向かう場合、太平洋側の本格的マリーナとしては宮崎が最後の中継地であり、休息や燃料補給、そして悪天候時には緊急避難をさせなくてはならない公的なマリーナであります。また、大切な観光資源であることも前回申し上げました。サンマリーナ宮崎は、航路に砂が堆積し、入出港禁止としゅんせつを繰り返しておりますが、この現状について知事の見解を伺いたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** サンマリーナ宮崎は、サンビーチツ葉と一体となりました海洋性レクリエーションの拠点としまして、多くの皆様に親しまれているところであります。本県の豊かな自然を生かした重要な観光資源の一つであると考えております。

マリーナにおきましては、必要に応じてしゅんせつを行うことによりまして、航路の確保に努めているところでありますが、台風等の影響による砂の堆積のため、たびたび船の航行規制を行い、利用者の方々に御不便をおかけしているところであります。地形の問題等もあり、自然のなせるわざではありますが、この砂の堆積問題は大変重要な課題であると認識をしております。今後とも、県民はもとより、県外から訪



れる皆様にも気持ちよく利用していただける施設となるよう、努力してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 本当にお願ひしたいと思ひます。国の直轄である宮崎海岸の侵食対策事業が平成39年度までかかるようでありましたが、それまで毎年予算を計上してしゅんせつ工事を繰り返していくのでしょうか。ここから具体的な協議は常任委員会にお願ひしたいと思ひますが、もう一度、県土整備部長に、サンマリーナ宮崎の砂の堆積問題について抜本的な改善策は考えられないのかを伺ひたいと思ひます。

○県土整備部長(図師雄一君) サンマリーナ宮崎の砂の堆積問題の対策につきましては、しゅんせつに加え、流入する砂の量を減らすことが有効な対策の一つであると考えております。このような中、現在、国がマリーナ北側の海岸において、侵食対策事業の一環として突堤工事を実施してござりまして、これが完成しますと宮崎港に流入してくる砂の量が軽減されると聞いてござります。

県といたしましては、サンマリーナ宮崎において、国の事業に加えて、より早く効果が発揮されるような改善策について検討を進める必要があると考えてござります。このため、現在、これまでの海底の測量結果などのデータの収集整理を進めてござりまして、今後、これをもとに、さまざまな観点から検討を行うこととしてござります。この検討に当たりましては、利用者や専門家などの御意見も伺ひながら、進めてまいりたいと考えてござります。

○重松幸次郎議員 どうか、いろんな方の、また利用者の御意見をしっかりと聞いていただひて、抜本的な改善をよろしくお願ひいたひます。

以上で質問の全てを終了いたひます。ありがとうございました。(拍手)

○星原 透議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたひます。

午前11時45分休憩

---

午後1時0分開議

○中野廣明副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、二見康之議員。

○二見康之議員〔登壇〕(拍手) 1896年(明治29年)、エジソンが発明したキネトスコープが初めて神戸で輸入上映されました。この年から数えて60年目に当たる1956年(昭和31年)、日本における映画産業発祥を記念する日として「映画の日」が制定されました。それがきょう、12月1日であります。ふだんはなかなか映画を見に行く時間もつくれませんが、先日、縁あって、第3回「ちちぶ映画祭2015」に行ってきました。映画館がない秩父市において、地元への感謝の形として西武鉄道が主催する映画祭、上映する映画の関係者をゲストに迎えての上映会でした。そして今回上映されましたのは、台湾映画「KANO 1931海の向こうの甲子園」でありました。日本の統治下にあった1931年の台湾で、日本人、中華系台湾人、台湾原住民でつくる混成チームでの嘉義農林学校野球部、略して「KANO」が甲子園の決勝まで勝ち進む実話の映画であり、昨年2月に台湾で公開され大ヒット、9月には台湾史上初となるアンコール公開も行われたそうです。制作も、日台混成チームでとの思いから、野球部監督に都城市出身の永瀬正敏、その奥さん役を坂井真紀、一大かんがいプロジェクト、嘉南大圳

に尽力した八田與一を大沢たかおが演じ、日本は台湾統治時代にインフラ整備などを行い、台湾の近代化に多大な貢献を果たしたことなど、そうした歴史的背景にも目配りをしている、まさに両国のきずなが生んだ作品と言え、今後、私たちの交流を深めるためにも大変すばらしい映画だと感じました。DVDにもなっているということですので、ぜひ一度御鑑賞いただければと思います。

また、隣国であります、親日の台湾とは対照的に、反日であると思われるような韓国ですが、先日、知事の訪問団の一員として韓国へ行ったときに、韓日親善協会中央会の金会長のお話、「日本と韓国のこれまでの歴史には、よい面も悪い面もあった。しかし、これから最も大切にしなければならないことは、両国の友好と協力を構築していくことで、隣では、中国や北朝鮮など一党独裁主義、封建主義の国家があり、民主主義国家である韓国、日本、アメリカはともに協力していかなければならない」と、強くお話しになっていました。一見、表面上は陰悪なムードがある日韓であります。しかし、反対に、両国の友好な関係を強く求める、そして国民の幸せを守るためにも、民主主義という宝をしっかり守っていかなければならないという信念を感じ、大変感動を覚えたところです。

さて、今日の日本の民主主義政治はどのような状態でしょうか。一票の格差の問題、外交・防衛や憲法改正、大阪都構想などさまざまな課題を抱えておりますが、一言で民主主義と言いましても、その意味はどのようなものか、なかなか一言では言いあらわせないかと思いますが、民主政治の先進国でありますイギリスにおいて、王政から民主政治に移行したのは13世

紀、イギリスの貴族、僧侶がロンドン市民とともにジョン王の失策を責め、人民の生命及び財産の安全を保障する大憲章(マグナ・カルタ)に署名させたときにさかのぼります。このマグナ・カルタの要点は、税金を取る場合は、必ず人民の代表の承諾を要すること、司法権を確立し、みだりに牢獄に入れないこと、罰金は司法官に行わせること、市民の財産相続を認めることなど。これらを人民の代表に法律をつくらせ、その法律に従い行政、司法が行われるべきものとなりました。

日本国におきまして、江戸幕府による封建政治の時代から明治維新を経て今日に至るわけですが、明治のころに、満25歳以上の男子で直接国税15円以上納める者に限られていた選挙権は、10円以上、3円以上と減額されていき、大正のころに納税条件が撤廃され、25歳以上の男性に選挙権が認められ、さらに、1945年、満20歳以上の男女に選挙権が付与され、ついに完全普通選挙へと変わった歴史がございます。そして、このたび選挙権年齢が改正され、満18歳以上へと引き下げられ、実に70年ぶりに主権者の見直しがされるという歴史に残る改正が行われました。

我が国の議会政治の舞台において、生涯を立憲主義、民主主義政治にささげた衆議院議員、尾崎行雄という人物がおります。当時の藩閥政治、軍閥政治に見られるような人の支配、力の支配ではなく、法の支配、道義の支配の確立を求め、普選と不戦、普通選挙と戦争のない世界、民主主義と国際協調のためにその生涯をささげられた方であります。その尾崎行雄が、「立憲主義には、個人の自立と批判的精神が不可欠であり、国民一人一人が真実を見抜く目を持ち、責任ある行動をとることが大切だ。そう

でなければ日本国憲法が宝の持ち腐れになる。五箇条の御誓文にもあったように、広く会議を興し万機公論に決するべきだ」と言っております。健全な民主主義政治が行われるためには、健全な選挙が行われることであります。

最近の選挙結果を見ても、宮崎県のみならず全国的な投票率の低下が見られることは、この民主主義政治の大きな課題であると思います。先日執行されました大阪府知事・大阪市長選挙におきましても、その投票率はそれぞれ45.47%、50.51%と、約半数の方が投票に行っていない状況です。この状況を何とか打開するためにも、このたびの選挙制度改正を機に、さらなる取り組みの必要性を痛感するわけですが、まずは、知事の政治姿勢として、この全国的な投票率の低下について、知事の所感を伺います。

以下の質問につきましては、質問者席より行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

選挙は、国民の皆様が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることのできる最も重要で基本的な機会であります。しかしながら、国政選挙、地方選挙を問わず、最近の選挙におきまして投票率が全般的に低下傾向にありますことは、民主主義の根幹を揺るがしかねない事態であり、大変残念に思っております。また、このような有権者の姿勢、そのような世の中の風潮、大変怖いのではないかという思いもいたしております。このような中、このたび選挙権年齢が引き下げられることとなり、若者と政治や選挙の話題が大きく注目を集めているところであります。これをきっかけとして、若者だけでなく、より多くの有権者の皆様

が政治や社会に関心を持っていただき、積極的な政治参加につながることを期待しているところであります。

先日、選挙啓発等に取り組む大学生のグループ、M-L i g h v oという皆さんと意見交換をさせていただきました。非常にしっかりとした考えを持ち、積極的な取り組み姿勢に感銘を受けたところでありますが、私も一政治家として、今後とも県民の皆様と接する機会を多くつくり、県の政策や私の思いをわかりやすく伝えていくことで、政治への参加意識を高めていきたい、そのように考えております。以上であります。〔降壇〕

○二見康之議員 知事には以前、自民党青年局でやった経済セミナーにも御参加いただきまして、宮崎県内の数々の方々と県政についてのお話をさせていただいたこともありますし、また先日、自民党の青年局で主催した学生交流会をやってみて痛感することは、私たちができることは、どれだけ有権者の方々に身近な存在になれるかどうか。対話を重ねること、話してみれば意外と通じるんだ、そういったところをもっと突き詰めて私たちは取り組んでいかなければならないなと感じるわけなんです。それだけではなくて、有権者になるまでの学校教育、また社会教育、家庭での教育というのも非常に大事だと思えます。

先に選挙権について質問していきたいと思うわけなんです。先ほども申し上げました、来年夏の参議院選挙より有権者の年齢が18歳まで引き下げられることになりました。まずは確認の意味も込めまして、この年齢引き下げに伴う国の動きと県の現在の対応について、教育長、選挙管理委員長に伺います。

○教育長(飛田 洋君) 選挙権年齢の引き下

げは、若者に社会参画の自覚を深めさせる絶好の機会であると捉えております。県教育委員会といたしましては、法改正を受け、すぐに県立学校長会を開催し、主権者教育のあり方や今後の進め方について、私みずから各校長に丁寧に説明をし、積極的に取り組むよう指示をしたところであります。その後、9月に国から副教材が公表され、さらに10月には、高校生の政治的活動等についての通知が国から発出されたところであります。これらを受け、教務主任会や生徒指導主事会、副校長・教頭会で通知文等の趣旨を伝える研修を行いました。そのような取り組みに加え、今後、本県独自に各学校に新たに設置することとした主権者教育推進リーダーを対象とした研修会や、臨時の県立学校長会を開催して、さらに詳しい説明を行う予定としております。このような取り組みを進めるとともに、選挙管理委員会等と一層連携を図りながら、学校現場からの質問等に対してはしっかりと丁寧に答えるなど、積極的に学校を指導してまいりたいと考えております。

**○選挙管理委員長（後藤仁俊君）** 選挙権年齢の引き下げにより、高校生を初めとした、新たに有権者となる若者向けの啓発が重要となります。このため選挙管理委員会では、県教育委員会や私立学校等と連携しながら、県内の全高校生へのアンケートを初め、政治と選挙を学ぶワークショップ「しゃべり場せんきょ」を高校生向けに開催しているほか、政治や選挙に関する若者の意見発表会として開催している「わけもんの主張」の対象を高校生以上へと拡大することなど、新たに有権者となる世代に重点を置いた啓発活動に取り組んでおります

**○二見康之議員** 今回の20歳から18歳になったということに対する取り組みということでお話

を伺ったんですけれども、高校生以上が有権者になったから、そのための取り組みだけではちょっと不十分だと思うわけなんです。私たちの県議会議員選挙、ことしの4月の都城市のデータなんですけれども、投票率の世代別データがありまして、20代が17%、30代が22%、40代が30%、50代が41%、60代が51%、70代が59%、80代が37%と、ちょっと下がっておりますけれども、以前は、20代が20%、30代が30%というふうにわかりやすい傾向だったんですが、これがちょっと今下がってきております。ただ、年代が上がっていくにつれて投票率は上がるという傾向は、ここ最近ずっと変わらないものでして、有権者になったときの投票率は上がっているということが絶対望ましいことであるし、20%、10%台になってしまっているということは、有権者になるまでの教育課題が何だったのか、どうして投票に行かないのか。これは大人の部分もひっくるめてのことになるかもしれませんが、有権者になったときに、選挙、政治に対する理解度、関心度をいかに高められるかということが大事であり、今回の改正に伴って、主権者教育について根本的に見直していくべきじゃないかと思うわけなんです。若い世代、有権者となったときの投票率を上げるための今後の取り組みについて、同じく教育長、選挙管理委員長にお伺いしたいと思います。

**○教育長（飛田 洋君）** 御提案にありましたように、主権者教育というのは、高校生だけじゃなくて、小学校、中学校も含めてしっかりと行うべきだと思います。主権者教育については、これまでも、例えば、小学校では議会制民主主義の学習、中学校では、投票率の低下、一票の格差などの学習、高等学校では、国民の政

治参加の義務やその重要性の学習を行っております。また、生徒会や児童会等の活動においては、主権者意識を高めるような指導をいたしております。これらは、いわば主権者教育の普遍的で基本的な学習でありますので、これからもより一層大切に取り組んでまいりたいと考えております。また、実際の投票箱を使った模擬選挙を行ったり、県議会や市町村議会の傍聴を行ったりするなど、具体的かつ実践的に取り組んでいる学校もございます。これらの深まりある取り組みを行い、子供たちが政治に触れる、アクセスする、そういう実体験をさせることは、若者の積極的な投票行動につながっていくと考えられますので、今後は、県内の多くの学校へも広がっていくよう積極的に紹介に努めてまいりたいと考えております。

**○選挙管理委員長（後藤仁俊君）** 若い世代の投票率を上げるためには、新たに有権者となる世代だけでなく、より幅広い若者世代への啓発も大変重要でございます。まず、将来有権者となる子供たちに対しましては、早い段階から政治や選挙に触れ、関心を持ってもらうために、教育委員会や市町村選挙管理委員会等と連携しながら、学校への出前授業や模擬投票を充実させていきたいと考えております。また、既に選挙権を有している大学生や社会人の若者向けには、ワークショップなど従来の啓発事業の内容見直しを行うほか、ソーシャルメディアを活用した情報発信など、若者の目にとまり関心を持ってもらう方法を工夫しながら、新たな啓発に取り組んでまいります。これらの取り組みにより、多くの若者が政治や社会に関心を持ち、選挙の投票等を通じて積極的な社会参加につながるよう努めてまいりたいと考えております。

**○二見康之議員** 日本の教育制度というものは

非常によく体系的にできているなど、小さいころから小学校、中学校、高校、大学というふうには、知識のレベル、認識度についての構築の仕方、すばらしいものがあるなど思うんですけども、政治に対する教育も、もっと根本的なところから見直していく必要があると思いますし、これは本来、国の仕事なのかなとも思うわけなんです。しかし、国のほうでも今動きがありますし、その足りない部分は、地方のほうでもできるところをしっかりと取り組んでいくことが大事だと思います。また、さらには、申し上げたように体系的に構築していくということなんですが、主権者教育というものを県下全域の市町村で進めていくためにも、県としての方針が必要だと思うわけなんです。教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

**○教育長（飛田 洋君）** 18歳まで選挙権年齢が引き下げられたことに伴い、主権者教育の充実が求められておりますが、先ほども申し上げましたように、このことは高等学校だけでなく、小学校・中学校段階からもしっかり進めるべきものであると考えております。そこで、お尋ねの主権者教育を進めるための県としての方針につきましては、第二次宮崎県教育振興基本計画におきまして、「公民的資質を養う教育の充実」を方針として掲げておりまして、そこには、「憲法の基本的な考え方や、選挙の意義など国民の政治参加について理解を深め、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、判断し、行動できる態度や能力を養います。」と明記し、積極的に主権者教育に取り組むように示しているところであります。今後とも、主権者教育が小学校・中学校段階から確実に進められるよう、市町村と一体となった取り組みを進めてまいりたいと考えております。

**○二見康之議員** ぜひ具体的に取り組みを進めていただきたいと思いますし、普遍的・基本的な主権者教育というものが、地域によって、学校によってばらつきがあるというのもまたおかしな話ですから、子供たちにひとしくこういうことに対する学ぶ機会が与えられるように、今後の取り組みについて期待していききたいと思います。

また、これは数年前のデータだったんですけども、大学生対象のアンケートで、投票に行かない理由の第1位が、「投票に行く時間がない」という結果が出ておりました。私、自分自身を振り返ってみても、大学生のころは一番時間があつたような気がするわけなんですけど、これはちょっと言いわけのところが大きいのかなとを感じるわけなんですけれども、しかし、アメリカのように大学の構内に投票所を設けるなどの対応も今後必要だと思います。また、2番目の理由が、「どの政党も議員もよくわからない」というような回答も出ておりました。こちら辺につきまして、これからの子供たち、また今の有権者の方々にも認知がちゃんと進んでいくように、私も含めてこれから努力していきたいと思うところであります。

次に、県税についてお伺いしたいと思います。先日、ある一般社団法人の役員の方からお話を伺いました。この法人は学校のOB会で、その収入は、毎年卒業される方々のOB会の入会金のみということで、ほかに収益事業を行っていないということでした。その限られた収入から、後輩になる現役学生のための支援を行っているということなのですが、これまで市県民税の課税があり、少ない収入の中から納付されてきたそうです。ところが、市町村によっては、この市町村民税均等割の部分の減免措置を

とっているところもあるということなのです。そこでまず、総務部長に、全国及び県内市町村の中で一般社団法人等の住民税均等割の減免を行っているところはあるのかお伺いします。

**○総務部長(成合 修君)** まず、全国の都道府県における、お尋ねの法人県民税均等割の減免の状況につきましては、平成24年のデータではございますが、収益事業を行っていないこと、あるいは地方公共団体からの出資等により設立された法人であることなどを要件として、22の道県が一般社団法人・一般財団法人に対して減免を実施しているところであります。

次に、県内の市町村における法人市町村民税均等割の減免の状況についてであります。収益事業を行わない非営利型の一般社団法人・一般財団法人に対しまして、宮崎市、延岡市、日南市の3市が条例で減免を規定しているところであります。

**○二見康之議員** 22の道県で実施しているということで、また、宮崎、延岡、日南でも導入をしている。取り入れている自治体がだんだんふえている傾向にあると伺っているんですが、本県においても同様の制度を採用できないものでしょうか。公益法人や特定非営利活動法人等においては減免の制度もあるようですが、お答えいただいた収益事業を行っていない非営利型の一般社団法人等においても、公益性の高い団体はあると思われまして、実際そういう理由によって市町村等において減免規定を定めてきている現状があります。このような公益性の高い、収益事業を行っていない社団法人等の法人県民税均等割を減免することはできないのか、総務部長にお伺いします。

**○総務部長(成合 修君)** 法人県民税は、県行政に必要な経費を個人と同様に広く御負担い

ただくという意味で設けられております。特に均等割は、地域社会の費用をひとしく分担する会費的な性格を有するものとなってございます。このような法人県民税に対する減免につきましては、地方税法では「その他特別な事情がある者」に限られておまして、税の公平性の観点から、減免を行うことが相当であると認められる程度の強い公益性があるものなどに限ってできるものとなっております。したがって、収益事業を行わない一般社団法人・一般財団法人に対しての減免につきましては、税負担の公平性あるいは政策的な理由、また本県の厳しい財政状況等を総合的に考えますと、現時点で減免を行うことは難しいものと考えております。

**○二見康之議員** 税の負担の公平性とか公益性などについても重々承知しているわけでありまして、先ほども申し上げましたように、一般法人においても収益事業を行っていない公益性の高い団体はあります。その条件をどのように設定するかは、今後の課題、検討するべきところだとも思うわけなんです。また、減免措置をとるにしましても、対象法人の公益性について慎重に検討し、恒久的な制度としてではなく、効果の検証、見直しを行うなど、そういうことも含めて今後検討していくべきではないかと申し上げているのです。ただ、今現在の制度でいきますと、例えば法人県民税の均等割の最低額は2万1,000円ではありますが、その要件としまして、法人の資本金等が1,000万円以下であるということ、そして市町村民税の場合には、さらに従業者の数が50人以下となっていると思います。昨今、中小企業等の支援についても、大きな中小企業というくくりではなくて、小規模企業者支援というふうに、もっときめ細かな支援

をしていこう、そういうふうに配慮していこうという動きが全国的にある中で、宮崎県においては、そういう社会の現状、動きを確認・検討もしないということはいかがなものかなと思うわけなんです、知事のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

**○知事(河野俊嗣君)** 住民税の減免につきましては、各自治体がそれぞれの判断で、税の公平性等の観点から、減免を行うことが相当であると認めた者について、減免がされているところであります。収益事業を行わない一般社団法人・一般財団法人に対する減免についてということではありますが、これらの法人は、御指摘がありました、学校の同窓会のようなものから業界団体から、ありとあらゆるいろいろなものがあるわけでありまして、税負担の公平性、政策的理由、そして本県の厳しい財政状況というものを総合的に勘案しますと、現時点では減免を行うことは難しいと考えております。

**○二見康之議員** 今回初めて出てきた話題でありますし、知事がそういうお考えであれば、私も今後どういった活動をしていけばいいのか対応を考えていかなければならないなど。また、実際どれくらいのニーズがあるのかとか、今実際、宮崎、日南、延岡でやっているんですしたら、どれだけ対象の法人があつて、どれだけ減免しているのか。市町村民税が5万円で県民税が2万円という割合でしょうから、大体の想定額というのは出てくるんだと思いますし、それぞれの自治体での基準が違うということも、一つ研究しなければならない課題だとも認識しておりますので、また総務部長にもいろいろとお知恵等をいただきながら、私なりに勉強していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、国際関係について質問してまいりたいと思います。

先日、この宮崎県にもやっとジェトロ貿易情報センターが開設され、県内企業の海外展開に大きな力となってくれるものと強く信じています。開設数日後に私もセンターへ御挨拶に伺ったところ、都城の地元の企業の方が早速相談に来られておりました。これを機に、各企業のさらなる飛躍、そして海外にでもどんどん進出していこう、意欲的になっていく、そういう向上につながって行って、世界に羽ばたく宮崎に貢献していただければと強く願うところであります。また、先日、知事の韓国訪問団の一員で私も同行させていただきましたと申し上げましたが、そのときにクレアソウル事務所より韓国の情勢についてお話を伺う機会がありました。以前も訪韓したときに、ちょうど宮崎から出向されておりました方に現地でお会いし、いろいろなお話を伺ったところですし、木材の輸出について非常に大きな活躍をされているということも実感することができました。またほかにも、JETプログラムによる国際交流事業など、クレアソウル事務所の恩恵はさまざまでありますし、こういったジェトロやクレアは、韓国だけにとどまらず世界各国に展開しているわけなんです。今後、海外と宮崎、経済交流をさらに深めていこうという県の動きにおいて、国際交流を進めるに当たっては、ジェトロやクレア海外事務所をどう活用していくのかという課題があるかと思いますが、県としてどのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長(永山英也君)** 自治体国際化協会、クレアでございますけれども、地方自治体の国際化の支援を図ることを目的に設置

され、7つの海外事務所を有しております。本県でも、韓国での木材の販路拡大やパリでの神話と剣道の魅力の発信などについて、クレア海外事務所の支援をいただいております。また、現在、シンガポール事務所に県職員を派遣しておりますし、来年度は、現在本部に在籍している職員をソウル事務所に派遣する予定としており、県職員の人材育成にも活用しております。一方、ジェトロは、我が国の貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与することを目的として設立され、貿易に関する豊富なノウハウや70カ所を超える海外事務所など幅広いネットワークを有しておられます。今般、先ほどもありましたように、本県に貿易情報センターが設置されたことから、ここを通して、例えばキャビアや焼酎を初めとする県産品の輸出拡大や海外への投資など、ジェトロの海外事務所を積極的に活用してまいりたいと考えております。

**○二見康之議員** また、来年度からクレアソウル事務所に職員を派遣されると伺いましたが、ぜひ現地において韓国の方々との交流を深め人脈をつくっていただいたり、また、クレア事務所は全国各地から職員の方が派遣されているでしょうから、そこの横のつながりもつくっていただいて、今後の仕事に生かしていただければなと願うわけです。

先日、私は、日本青年台湾研修という訪問団に参加させていただきました。全国の各政党や自治体の職員の方々35名で台湾に行ってまいりました。台湾の観光協会の方々や通訳ボランティアの大学生、そして全国から集まった仲間、研修団のメンバー、30代前後の同じような世代のメンバーによる1週間の台湾訪問では、たくさんの仲間を得ることができました。帰国後も、LINEやフェイスブックなどで情報交



換をしたり、先日上京した折には、集まれるメンバーで交流会を開催したり、全国に広がった人脈、そして深いつながりができたものだと感じたところなんです、それぞれ仕事は違います。しかし、これからの時代を切り開いていくためのいいアイデアをもらったり、お互いに励まし合ったり、そういった仲間ができるというのは一生の財産だとも感じるわけなんです。そこで、これから本県が国際展開を図っていくために、国際交流を通じて、若い時期からの人材育成や人脈づくりに取り組むことが重要であると考えますが、どのように取り組んでいこうとされるのか、知事のお考えをお聞かせください。

**○知事(河野俊嗣君)** 先月の韓国訪問、二見議員にも同行いただいたわけではありますが、その際に、先ほど御指摘もありました、韓日親善協会中央会の金守漢会長から、宮崎に対する深い愛着と、これまでに重ねてきた交流に対する感謝、また、末永い交流に対する期待の言葉をいただいたところであり、大変重く受けとめたところでもあります。金会長の言葉の背景には、これまで実施してきた「宮崎県日韓友好植樹の翼事業」などの交流事業がありまして、今後もこういった相互交流を通して、宮崎と韓国との間にしっかりとしたきずなを築いていく必要があると感じております。近々来県をされますので、また改めて交流を深めてまいりたいと考えております。

現在、県では、韓国も含め台湾など海外との交流事業を継続して実施しておるところでありまして、これらの事業が今後のネットワークやきずなづくりに役立つことを期待しておるところであります。また、先日、ベトナム・ナムディン省との農業交流の提携なども行ったとこ

ろでありますし、例えば、農業大学校などではニュージーランドでの研修に派遣をするという例もございます。また、先日は、産業経営大学の学生たちが、オランダの農業に学ぼうということでワーゲニンゲン大学との提携を行ったり、県のみならずいろんな形での交流事業を県内で展開されておるところでありまして、今後の国際交流事業が、20年後、30年後を展望し、若い人たちも含めた人的ネットワークの構築につながりますよう、関係団体等とも連携・協力を図りながら、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○二見康之議員** 学生の海外研修、交流というのは非常に有効だと感じるんですけども、若いうちに外の刺激を受けるということが、小さくまとまるのではなくて、大きく羽ばたける人材を育てていくためにも貴重な経験になるかなと思います。先日、宮崎大学もミャンマーにヒ素の関係で行ってこられたその報告会が——きょう午後3時からだったと思いますが——4号館であると伺っていますので、私もこの後ちょっと行ってこようかと思っているところなんです。これからの若い世代、同じ世代で横のつながりをつくって行って、ともに同じ時代を生きていく、そういう仲間づくり、ぜひ県のほうからもサポートをお願いしたいと思います。

また、半年前でしょうか、以前いただいた資料なんですけれども、ことし3月に商工観光労働部が作成された資料で「平成25年 宮崎県の貿易」という資料があったと思います。あの資料を見てみますと、国別、そして品目別などきめ細かいデータが整理されておりまして、その中で「宮崎県からの輸出国・地域ベスト10」という項目がありましたが、平成25年の宮崎の輸出額1位は対中国263億円、2位がアメリカ212

億円、3位が韓国の186億円、4位が台湾の116億円となっております、人口とか経済規模を考えてみても、韓国、台湾と日本、宮崎の深いつながり、非常に今後も大事にしていかなければならないと思うわけなんです、宮崎県として、韓国、台湾との交流についてどのように取り組んでいこうとするのか、商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** お話にありましたように、韓国、台湾とは経済的にも非常に結びつきが強いところであります。その背景として、文化とかスポーツ等についての交流を進めていく必要があると思っております。それは、地方や市民レベルでしっかりと交流を積み重ねていく必要があるだろうと考えております。韓国につきましては、小・中・高校生のホームステイ事業を平成14年度から継続しております。民間でも日韓親善協会の交流などを積極的に取り組んでいただいております。また今回、新たにソウル市と観光交流事業の協定を締結いたしました。これを契機として、さらに交流を活発化したいと考えております。台湾とは、都城市のスポーツ少年団、日向市のコーラスの交流など、民間において自主的、多様な交流が実施されているところであります。県としましても、民間交流の促進に向けたきっかけづくりに取り組んでおります。また、最近、フードビジネスを契機といたしまして、農業関係者等の交流が活発化しております。これを促進していきたいと考えております。韓国、台湾は地理的に大変身近で、本県にとっても重要な国、地域でございますので、息の長い交流の拡大に努めてまいりたいと考えております。

**○二見康之議員** 一番近いお隣の国と言えるところだと思いますので、国レベルでのいろいろ

な事情もあるかもしれませんが、民間ベース、地域ベースでは深いつながりを大事にしながら、また逆に、そこから国を突き動かしていくような働きができればいいなと期待しているところでもあります。

次に、地方創生の取り組みについて質問してまいります、先日の政策調査会の勉強会で、平成28年度当初予算に係る重点施策として「2つのふるさとづくり」という大項目のもと、「移住・U I Jターンの推進」と「都市との連携協定を生かした対流づくり」とありました。移住等の相談や情報発信、若者の県内就職促進と定着支援、高度産業人財の転入促進や、都市部との人、物、情報の交流促進と説明が書いてありました。来年度予算ですので、具体的な内容についてはこれから詰めていかれることだと思いますが、その中でも、今議会に提出されました補正予算の中で、関連事業となると思いますが、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の上乗せ交付分を活用する事業として、九州ベンチャーマーケット開催事業及び九州U I Jターン就職応援フェア開催事業を計上されておりますが、この事業に期待される効果はどのようなものなのか、商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** この2つの事業につきましては、九州、山口の各県知事と経済団体のトップで構成します九州地域戦略会議において、一体となって取り組むこととなったものであります。まず、九州ベンチャーマーケット開催事業につきましては、ベンチャー支援の広域連携体制を構築するものであり、全体事業費は945万円であります。事業効果としまして、本県のベンチャー企業がビジネスプランの発表会や展示会等に参加し、投資家や他県

の企業とのネットワークを広げることによりまして、資金調達や販路拡大等において、より大きなビジネスチャンスが得られるのではないかと考えております。

九州UIJターン就職応援フェア開催事業につきましては、東京圏の若者を対象に就職説明会等を実施する事業でありまして、全体事業費は4,122万6,000円となっております。これは、九州のさまざまな企業の魅力を発信し、より多くの若者の九州へのUIJターンを目指すものであります。県といたしましては、参加者に県内企業の魅力を伝え、1人でも多くの若者の県内企業への就職につながるよう努めてまいりたいと考えております。

**○二見康之議員** テレビでも「世界一の九州が始まる」という番組があり——あれは結構好きなんですけれども——九州各地の頑張っているいろんな企業とかが紹介されて、その中でも宮崎の企業が取り上げられることが結構多いんです。非常に期待しているところであります。

ただ、地方創生に大事なものは、都市部から宮崎に移住してもらうこと、働く人を確保することが重要だと思うわけなんです。ここでの結果が、やっぱり数をとっていくことが大事だと思います。また、これまで宮崎県単独でも就職応援フェアなどの取り組みをしていらっしゃると思いますが、なぜ今回、宮崎県単独でやっていた事業に加えて、九州一体となった事業に取り組むことにしたのか、これまでの県単での実施に何か課題があったのか、そのことについて商工観光労働部長にお伺いしたいと思います。

**○商工観光労働部長(永山英也君)** 九州地域戦略会議においては、各県が連携して効果的に

地方創生を推進するという観点から、さまざまな分野での具体的な連携について検討が行われました。その結果、東京における就職フェアにつきましては、九州全体の企業の魅力をPRすることが、首都圏の若者の九州への呼び込みにつながるということで発案をされたものでございます。県といたしましては、お話にもありました、県外での県単独の就職説明会の参加者が減りつつあるという状況もありますし、また、本県へのUIJターンを数多く実現するためにも、3月下旬に開催されるこの事業への参加を決めたところであります。本県に関心のある若者はもちろんであります。九州の他県に関心のある若者にも宮崎を知っていただく絶好の機会だと考えております。県内企業の魅力や宮崎の暮らしやすさなどを伝えるとともに、その2週間後に東京で開催予定の、県内の企業が数多く参加します県単独の就職説明会についても、この機会にしっかりとPRを行って、本県へのUIJターンにつなげてまいりたいと考えております。

**○二見康之議員** ぜひ頑張っていたいただきたいと思っておりますし、以前も、ものづくり補助金についてかなりしつこく質問させていただきましてけれども、やはり担当の職員の方々が熱心にされれば、結果はついてくるんだと痛感いたしました。今度の事業も、九州の他県と一緒にされるということですから、ほかのところよりも熱心に、一生懸命、宮崎のいいところをアピールしていただきたいなと思っておりますし、まずは県内企業の方々にエールを送って自信をつけてもらう、そういったところも必要なのかなと思っております。

地方創生においては、人・物・お金・情報・技術・文化・歴史などさまざまな交流が盛んに

なっていくことも望ましいことだと思うわけなんです。その中でも都市部との交流では、都市と県内の中山間地域との交流ができるように取り組むべきだと考えるわけですが、県としてどのように取り組んでいくのか、総合政策部長にお伺いします。

**○総合政策部長（茂 雄二君）** 都市と地方の交流につきましては、現在、川崎市との包括連携協定に基づき、木材利用分野等における取り組みを進めているところでありますが、将来的には、都市と県内の中山間地域に交流が広がっていくことが重要であると考えております。このため本県におきましても、農家民泊等を活用した修学旅行の受け入れを初め、中山間盛り上げ隊や地域おこし協力隊の取り組みなど、交流人口の拡大に努めております。さらに、都市の住民が中山間地域へ足を運ぶきっかけとなるよう、世界農業遺産やユネスコエコパークといった国際機関の認定取得などを通じた発信力の強化にも取り組んでおります。今後とも、都市との連携協定等を契機としながら、都市と中山間地域の間で人の交流をふやすことができるよう、さまざまな工夫を重ねてまいりたいと考えております。

**○二見康之議員** 続いて、これは行政とかいう公的なもの、地域自治体のみならず、民間の力も協力を求めていくことが重要だと思うわけなんです。その民間部分の交流促進をサポートしていくことが、県としての一つの仕事かなとも感じます。県として民間同士で取り組みが進むように支援する必要があると思いますが、どのように取り組んでいくのか、同じく総合政策部長にお伺いします。

**○総合政策部長（茂 雄二君）** 都市と地方の交流につきましては、自治体間の取り組みだけ

でなく、企業や団体など多様な主体が協働する、広がりのある取り組みとしていくことが重要であると考えております。このため県としましては、大手流通業者との連携協定に基づく都市部での宮崎フェアの開催や、都市との連携協定を生かした木材利用分野や商工分野における民間取引の拡大に取り組んでおります。今後とも、民間企業等との連携協定などを足がかりとしながら、民間同士の連携を促す仕組みづくりを行うなど、地域に根差す自立した交流につながるよう努めてまいりたいと考えております。

**○二見康之議員** 今、2つお話を伺って、連携協定という一つのキーワードがあるかなと思いますし、これは、宮崎と他の地域との交流関係がうまく構築されていった一つの結晶、成果物なのかなと思います。こういった話をどんどん積み上げていくことも大事でしょうし、まだそこまで行き着いていないほかの都市部、川崎市のみならず、東京圏にしろ、大阪・関西圏、また九州でも福岡とか、そういった都市部との連携協定を結ぶようなレベルまで交流を深めていくという取り組みも、県としても取り組むべきじゃないかと思うわけなんです。その部分についてどう取り組んでいこうとするのか、総合政策部長にお伺いします。

**○総合政策部長（茂 雄二君）** 都市部との交流につきましては、連携協定の有無にかかわらず広く交流を進め、都市部で生活する方々に、本県のよさについて理解を深めていただくことが重要であると考えております。このため県としましては、首都圏や関西、福岡において物産展や展示会、相談会を開催するなど、県産品、観光、移住等の情報発信を通じて民間同士の取引拡大等に努めております。また、必ずしも都市部に限りませんが、東日本大震災復興活動支



統的工芸品など各地域にあります。それぞれの魅力を生かしたまちづくりができないものかと思うところですが、本県ではこの伝統的工芸品の振興に取り組んでいると思います。その発展支援のため、今現在、県としてどのように取り組んでいるのか、商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 都城大弓や都城木刀、本場大島つむぎなどに代表されます伝統的工芸品は、地域で育まれた貴重な財産であります。県では、その維持発展を図るため、伝統的工芸品の指定や伝統工芸士の認定を行うなど、その振興に努めております。具体的には、工芸品の販路拡大や認知度向上を目的としまして、指定マークによるPR、アンテナショップでの展示・販売、県内外で開催します販売会の支援、県の総合博物館での特別展示、県政テレビ番組での広報などを行っているところであります。伝統的工芸品を取り巻く環境は、需要の低迷や人材・後継者不足など厳しい状況にあります。工芸品の持つよさや味わい深さを認識し、日常生活の中にしっかりと取り入れていくことが大切と考えますので、身近なものとして親しまれるよう、さまざまな機会を通し、その魅力の発信や需要喚起、技能者の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

**○二見康之議員** 続いて、技能士についてもお伺いしたいんですが、技能士の技術、「現代の名工」や「マイスター」という方々の技術で、素晴らしい作品をつくられる方がいらっしゃいます。また、そういった技能士の方々は、その技術、魅力を多くの人に見てもらいたいという思いが強いわけなんですが、技能の認知度向上や継承に向けた取り組みについての県の現状を、商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 県内には、建築大工や機械加工などさまざまな分野の技能者がおり、中には「現代の名工」が25名、国の認定を受けた「ものづくりマイスター」164名など、高い技能を持った方も数多くいらっしゃいます。県民の皆様にご利用いただき、次世代に継承していくことは、ものづくりを初めとする産業の振興を図る上でも大変重要であると考えております。このため県では、毎年、すぐれた技能に触れることができます技能まつりの開催のほか、本県の選手が初めて出場しました、ことしの技能五輪国際大会での活躍を幅広く伝えるなど、認知度の向上に努めております。また、小中学生を対象とする「匠の技ジュニア体験教室」の開催や、高校生を対象とする熟練技能者による指導、各種の全国大会への選手派遣等を通じて、技能の継承にも取り組んでいるところであります。今後とも、さまざまな機会を通じて、技能の魅力の発信に積極的に努めてまいりたいと考えております。

**○二見康之議員** 最後に、地域の魅力、郷土のよさをもっと県民にわかってもらうためにも、学校教育の中で取り組んでいけないかなと思うわけなんです。こういった伝統的工芸品や特産物を用いての学習を学校教育の現場で取り組んでいるかどうか、現状について教育長にお伺いします。

**○教育長（飛田 洋君）** 郷土のよさを理解させるためには、やっぱり本物に触れさせるということが大事でありまして、県内全ての公立小中学校においては、地域の伝統工芸品や特産品などを直接見たり、触れたり、体験したり、そういう学習を行っております。例えば都城市のある小学校では、子供たちが、弓道で使う大弓

の製作工場に行きまして、実際その大弓を手でさわって、つるを引いてそのよさを体験するとか、そういう伝統工芸品のよさについて理解が深まるような学習を行っております。シイタケについては、県内各地でいろんな学校で実践をしておりますが、ある町の学校では、コマ打ちから始めて、栽培、収穫、販売までを一貫して体験させて、つくる喜びではなくて、自分たちがつくったものを売りに行って、買ってくださるお客さんの表情とか声かけで、「こんな価値があるんだ」ということを実感する、そういうような活動も行っております。このように地域に誇りを持ち、貢献していこうとする気概を持った人材を育成するため、地域や学校の特色に応じた取り組みの推進に一層努めてまいりたいと考えております。

**○二見康之議員** ありがとうございます。都城の木刀と武道とか剣道、もしくは大島つむぎとクールビズとか、そういったものを関連づけてのまちづくりとかができないものかと強く感じたところですが、今後の課題として私も勉強していきたいと思っております。

以上で、私の質問は終わります。ありがとうございました。(拍手)

**○中野廣明副議長** 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時56分散会

12月2日（水）



# 平成 27 年 12 月 2 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (39 名)

1 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
5 番	岩 切 達 哉	( 同 )
6 番	右 松 隆 央	(宮崎県議会自由民主党)
7 番	二 見 康 之	( 同 )
8 番	清 山 知 憲	( 同 )
9 番	島 田 俊 光	( 同 )
10 番	日 高 博 之	( 同 )
11 番	野 崎 幸 士	( 同 )
12 番	日 高 陽 一	( 同 )
13 番	星 原 透	( 同 )
14 番	西 村 賢	(無所属の会)
15 番	凶 師 博 規	(愛みやざき)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	田 口 雄 二	(県民連合宮崎)
19 番	高 橋 透	( 同 )
20 番	中 野 一 則	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	横 田 照 夫	( 同 )
22 番	押 川 修 一 郎	( 同 )
23 番	宮 原 義 久	( 同 )
24 番	黒 木 正 一	( 同 )
25 番	松 村 悟 郎	( 同 )
26 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	満 行 潤 一	( 同 )
31 番	井 上 紀 代 子	( 同 )
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	山 下 博 三	( 同 )
34 番	丸 山 裕 次 郎	( 同 )
35 番	外 山 衛	( 同 )
36 番	坂 口 博 美	( 同 )
37 番	蓬 原 正 三	( 同 )
38 番	井 本 英 雄	( 同 )
39 番	中 野 廣 明	( 同 )

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	茂 雄 二
総 務 部 長	成 合 修
危 機 管 理 統 括 監	金 丸 政 保
福 祉 保 健 部 長	桑 山 秀 彦
環 境 森 林 部 長	大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長	永 山 英 也
農 政 水 産 部 長	郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長	凶 師 雄 一
会 計 管 理 者	舟 田 美 揮 子
企 業 局 長	四 本 孝 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	阪 本 典 弘
教 育 委 員 長	島 原 俊 英
教 育 長	飛 田 洋
警 察 本 部 長	野 口 泰
代 表 監 査 委 員	高 橋 博 昭
人 事 委 員 会 事 務 局 長	亀 田 博 昭

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	日 隈 俊 郎
事 務 局 次 長	奥 野 信 利
議 事 課 長	亀 澤 保 彦
議 事 課 長 補 佐	伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明

---

◎ 一般質問

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、河野哲也議員。

○河野哲也議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。久々の最終日での質問でございます。早速、知事にお伺いいたします。

初日の一般質問で、田口議員から、「エンジン01文化戦略会議オープンカレッジinのべおか」を紹介していただきました。私も、21、22日の2日間参加いたしました。ウェルカムパーティーにおいては、小心者の私はずっと後ろのほうに控えていたんですけども、いつの間にか、右隣に堀江貴文さん、左隣にIPS細胞を活用してミニ肝臓をつくられた再生医療研究の若きエースと言われている武部貴則准教授、そして、元気いっばいの宇佐市職員で「USA☆宇佐からあげ合衆国」大統領の吉武さんが会話に加わってきました。最初は、オープニングシンポジウムの「寿命140歳時代の食べ方、生き方」の続編のようなお話でしたので、私も懸命にうなずきながら聞いていました。健康のため、エスカレーターから階段を使うよう誘導するデザインの作成など、広告医学という分野のお話が大変新鮮でありました。途中から、ゲノムのお話、人工知能のお話になってきましたので、会話が私の頭の上を飛び始めました。私は、ひたすらその後は、延岡三蔵の、ひでじビール、佐藤酒造の亮天、そして千徳大吟醸をお持ちし、ホスト役に徹しました。もちろん、宮崎牛、宮崎キャビアも食していただきました。

今回、エネルギッシュなお三方のそばにいて、エンジン01の意味がわかった次第です。そこでまず知事に、「エンジン01文化戦略会議オープンカレッジinのべおか」に参加された感想をお伺いします。

延岡はその後もお祝い続きでございまして、24日には、五ヶ瀬川壘堤が平成27年土木学会選奨土木遺産の認定を受け、そのお祝いの式典がありました。土木遺産認定の理由は、壘堤は、岐阜県長良川、兵庫県揖保川と五ヶ瀬川にのみ現存する構造物で、特に五ヶ瀬川に設置された壘堤は、大正末期から昭和初期(1920年ごろから1934年)に設置されたもので、我が国最古のものであるからとしてありました。また、知事を表敬されたと記憶していますが、「五ヶ瀬川の壘堤を守る会」の皆さんは、平成26年度水防功労者国土交通大臣表彰を受賞されています。知事は9月議会で、「本県のさまざまな特性や資源に光を当てていくこと、それを積極的に県外にも発信していくことは大変重要である。その過程において県民の郷土愛が醸成されるということ、そして地域が元気になることは大変重要である」と答弁されています。五ヶ瀬川壘堤のように、それらを守り支える人々に光を当て、「日本のひなた宮崎県」のコンセプトにある、ゆったりした時間、人柄、豊かさ、希望と活力を共有すべきではないでしょうか。そこで、ひなたプロモーションの中で、こうした地域住民の取り組みとともに、県内のさまざまな魅力を広くPRすべきだと思いますが、知事のお考えをお伺いします。

以上、壇上での質問は終わり、後は質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

まず、エンジン01についてであります。エンジン01は、文化、芸術、政治、経済、スポーツ、さまざまな分野の文化人、著名な方々約100人が延岡に集結して開催されたところでありますが、私は、こうした方々にできるだけ多くお会いして、歓迎と感謝の思いをお伝えしたいという思いで、時間の許す限り参加をしたところでもあります。初日はオープニングコンサートとウエルカムパーティー、また2日目のオープンカレッジは、4こま中2こま参加をいたしました。途中、ダンロップフェニックストーナメントの表彰で宮崎市に戻ったわけではありますが、もう一度延岡に戻りまして、講師陣を囲んで語り合う「夜楽」、これも北浦のほうの2店舗に参加したところでありまして、その後、講師陣だけが参加する2次会、3次会にも顔を出したところでもあります。結局、延岡には2泊してどっぷりエンジン01を堪能したところでもあります。

感想としまして3点ほどございますが、今回のエンジン01、テーマが「たべる、のべる、のべおか」でありました。食がテーマということでもありますので、延岡を中心とした宮崎の食の魅力をしっかりとアピールしたわけではありますが、これだけの皆さんが参加されるということで、事務局と相談をして、ウエルカムパーティーには、県のほうから宮崎牛や「宮崎キャビア1983」を提供したところではありますが、こうした食材も含めて、宮崎の食に対する高い評価をいただいたということと、こういう講師の皆様は、SNS等で大変高い発信力を持っておられます。ブログやフェイスブックなどで食に対する評価というものを全国に向けて発信していただいて、大変ありがたかったと思っております。

2点目ではありますが、こうした講師の皆さんが大変評価をされたのが、食と並んで、延岡のおもてなしでありました。特に感激しておられたのは、最初、ホテルの部屋に入ったときに、講師の方の似顔絵を地元の子供たちが描いて歓迎のメッセージが添えられていたということでもあります。そういうことも含めて大変細やかな対応というものを高く評価いただいた。お接待の精神というものをしっかりアピールすることができたのではないかと思います。

3点目ではありますが、このエンジン01は、さまざまな分野の方が集まることにより、学び合い、高め合い、そして、そこで新しい文化を発信していこうという志のもとに行われるわけではありますが、それはあたかも、高速道路が開通して多くの人や物が集うようになった延岡とシンクロするものがありまして、まさにこういうタイミングで延岡で開催された、それを象徴する記念碑的なイベントになったのではないかと考えております。準備から本番から大変だったと思いますが、実行委員会の皆様を初め、対応された皆様に心から敬意を表し、また、今回のエンジン01にとどまることなく、02、03ということも、今後の展開も検討されているということでありまして、さまざまな広がり期待しているところであります。

次に、ひなたプロモーションについてであります。御紹介のありました延岡市の畳堤の例を初め、県内では、多くの皆さんが、歴史的建造物や自然・文化等の地域資源の保護や活用に取り組まれているところでありまして、大変心強く感じております。畳堤につきましては、御指摘ありましたように、昭和初期につくられた現存する国内最古のものであり、地域の大切な財産であると考えております。防災では、安政南

海地震に際しての濱口梧陵さんの「稲むらの火」が大変有名であります。これは身近な量を活用して防災の仕組みづくりを行う、まさに地域の知恵であり、それを長年にわたり熱心に保存してこられたすばらしい取り組みであろうかと考えております。「日本のひなた」としての本県の魅力は、ひなたの恵みで育った豊かな農産物や歴史・文化のみならず、こうした地域で暮らす人々が、温かく愛情を注いで長い時間をかけて守ってきた取り組みも含めたものであると考えております。私としましては、地域の皆さんと一緒にしまして、宮崎の魅力をさらに磨き上げ、市町村や関係団体等とも連携を図りながら、積極的にPRしてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

**○河野哲也議員** どうか知事のトップPRをよろしくお願いします。夕刊デイリーに、堀江さんが、「延岡に来ないとできないことがある。この講座をヒントにまずは第一歩を踏み出してほしい」と総括されたとありました。まさに、堀江さんを初めとするエンジン01のメンバーに、そのエンジン始動の役目を担っていただいたと実感しています。

次に行かせていただきます。県土保全でございます。

九州では初めて、大分県が国土強靱化地域計画を11月に発表いたしました。本県の強靱化地域計画については、我が会派の新見議員が6月の議会質問で進捗状況を確認した際、「本県では、自然災害等に対し、地域防災計画や南海トラフ巨大地震に関する減災計画を策定している。これらの既存の計画との整合性を図りながら、本県版の国土強靱化地域計画のあり方について検討する」との答弁でございましたが、知事に、国土強靱化地域計画策定の基本的な考

え方と今後の予定についてお伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 平成25年12月に国土強靱化基本法が制定されまして、この法律に基づいて、国において国土強靱化基本計画が策定されたところでありまして、いかなる災害等が発生しようとも、人命の保護、国家及び社会の重要な機能の維持、公共施設等の被害の最小化、迅速な復興が図られることを基本目標としているところでありまして、本県におきましても、国の基本計画との調和を図りながら、甚大な被害が想定されます南海トラフ巨大地震を主な想定リスクに設定しまして、国土強靱化地域計画を策定することとしております。計画の策定に当たりましては、住宅や保健・医療、交通・物流、情報通信など、幅広い分野における検討が必要でありますことから、現在、全庁的に作業を進めているところであります。平成28年度中の策定を目指してまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 脆弱性の評価を通して、対応できること、対応できないことを明確にしていくと聞いていますので、よろしくお願ひしたいと思います。お隣の鹿児島県も熊本県も、県庁ホームページで策定の動きを報告しています。ぜひ、県民に進捗状況を報告していただきたいと思ひます。

関連した事業を県土整備部長に何点かお伺いします。まずは、海岸侵食問題です。昨日のサンマリーナ宮崎しゅんせつ問題でもあったように、海岸侵食によりさまざまな課題が浮き彫りになっています。根本的な解決を求めますが、ことし3月に日向灘沿岸海岸保全基本計画が変更されました。その主な内容についてお伺いいたします。

**○県土整備部長(図師雄一君)** 平成15年に策

定いたしました日向灘沿岸海岸保全基本計画につきましては、海岸の防護、環境の保全、利用の促進などの調和が図られますよう、総合的な海岸の保全の考え方を示した上で、高潮などによる災害や侵食に対する海岸保全施設の整備が必要な箇所や整備概要を定めたものであります。今回の変更につきましては、平成23年3月の東日本大震災による甚大な津波被害を踏まえ、日向灘沿岸の津波対策を推進するために行ったものであり、その変更の主な内容は、平成26年3月に公表しました、数十年から百数十年に一度程度起こり得るような津波、いわゆるレベル1津波に対する要対策箇所について、海岸保全施設の必要な堤防高や整備延長などを新たに計画に位置づけるものであります。

**○河野哲也議員** 計画には、地域住民との合意形成を図りつつ事業を実施していくとありました。今まで何度も延岡市の長浜と方財の両海岸の侵食問題が議論されてきました。今回の改訂版においても、長浜と方財の両海岸は、レベル1津波の対策の必要な区域とはなりませんでしたが、白砂青松の海岸を呈する地域として、侵食と津波に配慮が必要となっています。これまで、この地域は比較的安定しているとの答弁が繰り返されてきています。しかし、地元の方々は、方財・長浜海岸の侵食は進んでいると言われています。私が調査した範囲で言えることは、浜崖が多く見られ、そぎ落とされたハマボウの根がごみになっていました。設置されている構造物は浜の侵食で変化しています。砂が目に見えて動いています。前回の太田議員の質問から1年半たっていますが、県のこれまでの対応と今後の取り組みをお伺いいたします。

**○県土整備部長(図師雄一君)** 方財及び長浜海岸につきましては、平成16年の台風16号や平

成17年の台風14号により、著しく侵食を受けたことから、平成19年度より継続して、延岡新港のしゅんせつ土砂をこの両海岸に搬入し、養浜を行っているところであります。これまでの汀線測量や写真による定点観測から、この両海岸は、季節的に変動はあるものの、現在のところ比較的安定している状況にあり、しゅんせつ土砂による養浜の効果が出ているものと考えておりますので、引き続き、この養浜を実施しながら、定期的な測量や調査を行い、海岸の状況を把握していくこととしております。今後とも、国や関係機関などと十分連携を図り、方財及び長浜海岸の保全に努めてまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 残念ですけど、部長の答弁は今までと全く変わらない。地元では、養浜の手法に課題があるんじゃないかという指摘があります。他県では碎石の投入で浜が戻っているという報告もございます。安定して見えるとお答えされましたが、いつの浜を基準にしているのでしょうか。県は1年に1回の調査でございませう。地元の方々は毎日浜の変化を見ています。もとの浜の姿に戻したいと願う地元の方々の感覚に相当のずれがあると感じます。確かに優先順位がありますが、どうか不断の調査をお願いいたします。

次に、土砂災害対策です。昨日、土砂災害全般について議論されました。私は、以前、避難所に指定されている延岡市の名水小学校を調査し、学校に隣接している急傾斜地の崩落防止の工法についてただしました。もし、豪雨災害等が本県を襲ったとき、大規模な土砂災害に見舞われないようさまざまな整備を予防的に進めなければならないと考えます。そこで、まずは、土砂災害警戒区域等にある学校の状況について

お伺いいたします。

**○県土整備部長（図師雄一君）** 土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーン内に建物が存在する学校につきましては、平成27年11月末現在で62校でありまして、その内訳は、小学校が45校、中学校が16校、高等学校が1校であります。また、このうち、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーン内に建物が存在する学校は17校であり、その内訳は、小学校が10校、中学校が6校、高等学校が1校であります。

**○河野哲也議員** どれだけの緊急性があるかということで、土砂災害特別警戒区域内にある学校を調査いたしました。県内、土石流危険渓流が804カ所ございますが、その渓流の一つが学校のそばを流れていました。傾斜地は体育館東側に位置し、避難には直接影響しないように見えました。調べてみると、指定避難施設になっています。その条件の中で、土砂災害を考慮し、より安全な理科棟等の2階以上の教室へと条件がついていました。災害履歴のある箇所や災害時要援護者施設、避難所がある箇所などについて、土砂災害警戒区域等の指定の状況なども総合的に判断して、積極的に整備に取り組んでいくべきだと考えます。特に、土砂災害警戒区域等にある学校のハード対策についてお伺いいたします。

**○県土整備部長（図師雄一君）** 県では、砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業などのハード対策につきましては、災害履歴のある箇所や、幼稚園、老人福祉施設などの要配慮者利用施設のある箇所、市町村の地域防災計画に位置づけられている避難路や避難場所がある箇所について、重点的に整備を進めているところであります。土砂災害警戒区域などにある学校につきましては、避難場所としての指定状況を勘案しながら、

ハード対策を進めているところであります。現在、12校において事業が完了し、5校において事業中であります。また、ハード対策には膨大な費用と時間を要しますことから、土砂災害防止教室などの啓発活動にも積極的に取り組んでいるところであります。県といたしましては、今後とも、関係機関と連携を図りながら、ハード・ソフト一体となった土砂災害防止対策を推進してまいります。

**○河野哲也議員** 学校は、大概が指定の避難場所になっています。早急な整備をよろしくお願ひしたいと思います。

いざ、災害が起こったときに重要な役割を担うのは建設業関係者です。台風災害、豪雨災害のみならず、本県は、口蹄疫、鳥インフルエンザのときも、イの一番に駆けつけ、技術者や作業員がどれほど復旧・復興に尽力していただいたかは御案内のとおりでございます。この建設業界が今、厳しい状況にあります。建設投資の減少等を背景として、大規模な災害に遭ったとき、ある程度の業者数が必要となるにもかかわらず、平時のときは、県の今の予算規模に過剰気味の業者数になっています。どんなにすばらしい強靱化計画が策定されても、このような状況では絵に描いた餅となります。まず、このような建設業の現状を県はどう認識しているのか、お伺いいたします。

**○県土整備部長（図師雄一君）** 建設業は、社会資本の整備や維持管理の担い手であり、地域経済や雇用を支えるとともに、災害時にはいち早く現場に駆けつけ、被害の拡大防止や応急的な復旧を行っていただくなど、地域の最前線で守り手となる大変重要な産業であります。しかしながら、長引く景気の低迷などにより、官民を合わせた建設投資額が全国的に減少する中

で、本県においても、平成5年度のピーク時からほぼ半減しております。また、このような状況などを背景といたしまして、若年入職者の減少や建設技術者・技能者の高齢化といったさまざまな構造的な問題も生じ、建設業を取り巻く経営環境は大変厳しい状況にあると認識しております。

**○河野哲也議員** その認識のもと、地域の防災・減災を担う建設業の育成に向けた県の取り組みについてお伺いいたします。

**○県土整備部長(図師雄一君)** 県におきましては、建設業の育成のため、県工事の県内業者への優先発注などに取り組みますとともに、経営相談や金融支援など、きめ細やかな支援を行っているところであります。また、入札制度においても、災害対応力強化の観点から、指名競争入札を制度化するほか、地域の建設業が受注しやすい環境づくりにも努めております。さらに、昨年6月の改正品確法の趣旨などにもありますように、公共工事の品質確保に合わせ、その担い手の中長期的な育成・確保を図るため、県発注工事の設計労務単価の引き上げなどによる適正な予定価格の設定や、工事の種類に応じた適切な工期の設定などにも取り組んできたところであります。今後とも、社会資本の整備や防災・減災を担い、地域の経済と雇用に貢献する建設業の育成にしっかりと取り組んでまいります。

**○河野哲也議員** この年末、年を越せるかと戦々恐々としているという実態をしっかりと受けとめていただきたいということ。それと、今の御答弁は、しっかり強靱化計画に反映していただきたいというふうに要望しておきます。

医療福祉行政についてであります。

日本では、年間13万人以上が胃がんに罹患

し、平成25年人口動態統計によると、4.8万人以上が死亡しています。また悪性腫瘍のうち、胃がんは罹患の第1位、死亡の第2位です。近年、胃がんの年齢調整罹患率及び年齢調整死亡率は減少傾向を見せていますが、胃がんは日本人にとって重大な問題です。本県、胃がん撲滅のための対策について、まずは何件か福祉保健部長にお伺いします。本県の胃がんによる死亡者の推移についてお伺いいたします。

**○福祉保健部長(桑山秀彦君)** 本県の胃がんによる死亡者数は、平成26年で男性213名、女性160名の計373名となっております。これを20年前の平成7年と比較しますと、男女合計で64名、約15%の減少となっております。この間、年によって増減ありますけれども、男女とも減少傾向で推移しております。なお、一般に、高齢化が進むほど、がんにかかり、死亡することが多くなりますことから、そうした高齢化の影響を除いた年齢調整死亡率で見ますと、この20年間で男女ともに半減しております。

**○河野哲也議員** 今、減少しているという報告でございましたが、あくまでも胃がんの撲滅ということで議論をさせていただきたいと思いません。

胃がんの早期発見に係る対策として、昭和57年度から胃がん検診が開始されました。国は、平成10年度から市区町村が実施する検診に係る指針において、40歳以上の者を対象に、年1回の問診及び胃部エックス線検査による胃がん検診を位置づけてきました。平成27年の厚生労働省の調査によると、胃がん検診は99.8%の市区町村で実施されています。本県においても、胃がん検診の受診率も、男性においては、平成22年度34.7%から平成25年度には45.2%へ、女性

については、平成22年度27.5%から平成25年度33.6%と、確実に受診率が上がっています。死亡率減少効果を示す相応のエビデンスも示され、確実に死亡率の減少にもつながっています。平成25年度までは胃がんのリスク要因としては、主に高塩食品の摂取や喫煙等のライフスタイルのかかわりが大きいと考えられ、対策が打たれました。平成25年2月には、慢性胃炎に対するヘリコバクター・ピロリ菌除菌が保険適用されることとなりました。そこで、ピロリ菌の除菌については保険適用の拡大がなされましたが、ピロリ菌の除菌が胃がんの予防につながっているか、県の見解をお伺いいたします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** ピロリ菌除菌関係でございますが、これについては、平成21年3月の全国学会のガイドラインにおきまして、胃がんや胃潰瘍などの予防効果が期待されることから、強く勧められると記載されております。そして、これらを根拠に、御質問にもありました平成23年9月には、まず、胃潰瘍などに対するピロリ菌の除菌が保険適用され、また平成25年2月には、ピロリ菌感染による胃炎に対する除菌が保険適用となっております。これらのことから、県といたしましても、ピロリ菌の除菌が胃がんの予防につながることを期待しているところでございます。

**○河野哲也議員** 国は不思議なことに、今、答弁がありましたように、胃がんの原因をヘリコバクター・ピロリ菌と認める報告はあるんですけど、ABC検診、ペプシノゲン・ピロリ菌同時測定法については、現時点では、死亡率減少効果を示すエビデンスがないため、さらなる検証が必要であると。つまり、保険適用を先にして検査方法を認めないというのでしょうか、エビデンスが少ないと。現在の対策型胃がん検診

は、先ほど言いました胃部エックス線検査、いわゆるバリウム検査とされていますが、この検査は、まれにバリウム誤嚥、排便遅延、バリウムによる便秘・腸閉塞等の偶発症があるとされています。これは受診率の向上のネックになっていないでしょうか。より受診率を上げるのであれば、受診者に負担の少ないABC検診を選択できるようにできないでしょうか。宮崎市は2年前から、胃がんのリスクの層別化による検診、いわゆるABC検診を導入しています。ABC検診を全県下で導入すべきだと思いますが、県のお考えをお聞きします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** お尋ねのABC検診につきましては、ピロリ菌感染の有無を調べる検査と胃炎の有無を調べる検査、この2つを組み合わせまして、胃がんのリスクを低いほうから順に、A群、B群などと分類するものであります。この検診方法について、ことしの9月の国の「がん検診のあり方に関する検討会」の中間報告では、御質問にもありましたエビデンスが少ないといったことで、死亡率減少効果の根拠が十分ではないことから、がん検診における位置づけについて、引き続き検証を行っていく必要があるとされたところであります。このため、県といたしましては、ABC検診の県内市町村への推奨につきましては、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 私も、9月に発表されたがん検診のあり方に関する検討会の中間報告を読みました。今回の報告で注目する点は、胃内視鏡検査が対策型検診へと提言されたこととございます。ただ、検査を実施する医師や医療機関の確保等、本県にとってはハードルが高いのではないかと考えます。一方、今、答弁にあったよ



うに、ABC検診は、死亡率減少効果のエビデンスが十分でないとしながら、リスクに応じた検診の提供により、検診対象者の絞り込みにおいて有用な方法となり得るとの可能性は示唆しております。だとしたら、対象数のエビデンスを高める上でも率先した導入をお願いできないでしょうか。医師の確保等、検診の供給体制が不十分な宮崎においては、効果的な検診ではないかと考えます。検診の受診率向上や禁煙の推進等、健康立県確立のためにも胃がん撲滅を大きく進めていただきたいと考えますが、知事に、胃がんを含むがん対策について県はどのように取り組むおつもりか、お考えをお伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 我が国では、高齢化に伴いまして、がんが日本人の死因の第1位となっているわけでありまして、また、生涯のうち、約2人に1人がかかると推計されておりますことから、胃がんを含むがん対策に取り組むことは大変重要であると認識しております。今、議員の御質問を伺いながら、私の身の回りでも祖父母、義父ががんでなくなっております。その苦しむ姿というのを思い出しながら、一人でもそういうがんというものを防いでいかななくてはならない、そのような思いを新たにしております。現在、県では、市町村や団体、企業等から構成します宮崎県健康長寿社会づくり推進会議を設立しまして、「健康寿命男女とも日本一」の目標を掲げまして、さまざまな施策に取り組んでいるところであります。その中で、生活習慣の改善などによるがんの予防や、がん検診の受診率向上による早期発見の取り組みなど、がん対策につきましても、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 若年齢でのピロリ菌除菌がかなえば、胃がんを100%抑えられると言われております。乳がん検診のように、ピロリ菌検査のためのクーポン券発行等、インセンティブを与える思い切った施策を望みます。

続きまして、新生児里親委託について福祉保健部長にお伺いいたします。これは、前回、清山議員、岩切議員が乳幼児の里親委託について言及されました。私は、今の宮崎の家庭的養護のあり方からすると大変ハードルの高い提案になると思いますが、あえてさせていただきます。

宮崎県の平成26年の人工死産率、出産数1,000に対する件数は18.1で、5年ぶりに全国最悪は脱したものの、ワースト3位という高い状況が続いています。また、全国では、平成25年度、児童虐待による死亡が確認された子供は69人、無理心中以外の36人のうち、ゼロ歳児が4割強を占めました。宮崎でも昨年、5カ月の子が虐待され死亡したことは記憶に新しいところでございます。こうした新生児の虐待死が絶えない中、愛知県の児童相談所が30年以上前から取り組んでいる、いわゆる愛知式新生児の里親委託について、名古屋市の愛知県中央児童・障害者相談センターを訪問し、関係者と意見交換をしました。「生まれてくる子供にとって何が最善か。それは家庭の中で愛情を受けて育つことだ」。これは、新生児里親委託の基礎をつくられた元児童福祉司の矢満田さんのお言葉であります。この精神が根底に流れている新生児里親委託とは、特別養子縁組を前提として、新生児(生後4週間に満たない乳児)の里親委託を行うものです。生みの親がさまざまな理由から手放した赤ちゃんを、乳児院などの施設に預けず、出産直後に病院から直接、里親が引き取っ

て育てることが最大の特徴であります。児童相談所は、生みの親が妊娠中から相談に応じ、安心して出産できるよう支援する。同時に、里親候補も決める。出産前、出産後に双方の意思を確認することでスムーズな縁組を進めてきたと、お話しされていまして。里親といっても、戸籍上も親子になる特別養子縁組が前提なので、里親の喜びは大きいと言われていまして。昭和57年から平成26年末までの33年間に183人の新生児里親委託をしています。この取り組みは、厚労省の里親委託ガイドラインにも紹介されています。そこで、愛知県で行われており、いわゆる「愛知方式」と言われている新生児の里親委託についてどう認識しているか、お伺いいたします。

**○福祉保健部長(桑山秀彦君)** いわゆる愛知方式につきましては、特別養子縁組を前提とする新生児の里親委託でありますけれども、予期しない妊娠などによりまして、生まれてくる子供を育てることができない母親が安心して出産を迎えられることや、子供が生まれたその日から自然に新たな親子関係を育むことができるなど、大きな利点を持つ取り組みであると認識しております。その一方で、実施に当たりましては、妊娠期からの調整を行う必要があるため、医療機関の協力が不可欠であること、また、生まれてくる子供に病気や障がいがあった場合でも受け入れる里親側の理解が必要であること、また、出産した母親が意思を翻した場合には委託ができなくなることなど、調整等を必要とするさまざまな課題もあるところでございます。

**○河野哲也議員** 確かに、里親に課せられる条件は大変厳しいです。答弁のとおりでございます。しかし、対応していただいたセンターの方によれば、今まで新生児里親委託を進める中

で、妊娠・出産した女性が赤ちゃんを育てられない自責の念から解放される、赤ちゃんは出生直後から家庭の愛情を受けることができる、里親は不妊治療の苦しみから脱却できる等、実母、里親の声を数多く受けとめていますとこのこととございました。愛知方式の新生児里親委託について、本県でも推進していく考えはないか、お伺いいたします。

**○福祉保健部長(桑山秀彦君)** 愛知方式の推進につきましては、ただいま申し上げましたように、大きな利点がある一方で、実施に当たってはさまざまな課題があるところであります。直ちに導入ということはなかなか難しいものと考えております。県におきましては、本年度策定いたしました家庭的養護推進計画の中で、愛着関係の形成に大変重要な乳幼児期の里親委託に積極的に取り組むこととしております。今後、この取り組みの中で経験やノウハウを積み重ねることによりまして、将来的には、より早期の取り組みである新生児の里親委託についても検討してまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** ありがとうございます。繰り返しますが、「生まれてくる子供にとって何が最善か。それは家庭の中で愛情を受けて育つことだ」、これが最優先であります。質問の最初に申し述べましたが、児童虐待のうち、子供が生まれて間もなく死に至るケースが激増しています。こうした事態を防ぐためにも、予期せぬ妊娠、望まない妊娠をした女性へのきめ細やかなサポートが必要であり、そうした支援の一環としても、この新生児里親委託の取り組みは重要ではないかと考えます。緒についたばかりの宮崎県家庭的養護の推進でございますが、今後の検討に期待をいたします。

続いて、ひきこもり対策でございます。近年、ひきこもりの高年齢化が進んでいます。

「全国引きこもりKHJ親の会」の調べによると、ひきこもりを始める年齢は横ばい傾向にあるものの、平均年齢は上昇傾向にあります。最近では、一旦社会に出てから挫折したことでひきこもり状態になる人がふえ、高年齢化に拍車をかけているとしています。県では、昨年7月より、精神保健福祉センター内にひきこもり地域支援センターを設置し、「わかば」内のひきこもり相談センターから引き継いだ相談者などからの電話相談、来所による面接相談と対応していただいておりますが、設置後1年を経過いたしました。ひきこもり地域センター等における相談の対応実績についてお伺いいたします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 昨年7月に設置いたしましたひきこもり地域支援センターなどにおきます、ことし9月末までの対応実績は、延べ件数で申し上げますと、電話による相談が1,109件、メールによる相談が80件、来所による面接相談が235件となっております。また、御家族からの要望など、状況に応じまして、直接家庭を訪問して相談対応を行っております。その実績は、延べ13件となっております。

**○河野哲也議員** アウトリーチの実績を積み重ねていただきたいと考えます。

ことし4月に施行された生活困窮者自立支援法では、その目的について、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講じるとしてあります。県として、相談対応のほか、どのような支援を行っているのか、お伺いいたします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 県では、電話

等による相談対応のほか、ひきこもりの問題を抱える家族への支援といたしまして、ひきこもりの基本的な理解を深める講義と、家族同士の分かち合いのためのグループワークから成ります家族教室を、昨年度は、宮崎、延岡におきまして計8回開催したところであります。また、家族向け研修会を家族会に委託して開催しております。昨年度は、専門家による講演や支援団体による個別相談などを、計7回開催したところであります。さらに、延岡地区におきましては、月1回、御家族や支援者が自由に集まって、お互いに語り合い、支え合うための集いを開催するなど、各種の支援に努めているところでございます。

**○河野哲也議員** 今の答弁の取り組み、今後の検証をぜひお願いしたいと思います。全国の自治体では、ひきこもり・不就労者の地域での実態調査、それから、社会復帰する前段階で地域住民とともに地元に貢献できるような仕組みや施設をつくり、就労応援につながっているところがあります。支援の強化を提案いたします。

教育行政について、教育長にお伺いいたします。

昨年、11月20日、下村前文科大臣は、2016年度全面改訂、2020年度本格実施される予定の学習指導要領について、中央教育審議会に諮問いたしました。初等中等教育について諮問された内容を見ていくと、大きく2つの注目する点がありました。1つ目は、小・中・高校における英語教育の充実です。これは前回議論させていただきました。2つ目に、子供が課題に対して主体的に学ぶアクティブ・ラーニングの充実の提案でございます。文部科学省では、アクティブ・ラーニングを以下のように定義づけています。「教員による一方向的な講義形式の教育と

は異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称」とあります。もともと、アクティブ・ラーニングというのは、大学教育の喫緊の課題になっている概念でございます。それを初等中等教育に位置づけようとしているわけです。玉川大学教職大学院の谷教授によると、授業法が示されていない現場に混乱が見られるとして、「1時間にたった1問、「自力解決」や「練り上げ」と称してただただ話し合わせていても力はつかない。単に子供中心にするのではない。ましてや、わからないところをお尋ねして教えてもらうような学び合いでもない」としております。そこで、次期学習指導要領でアクティブ・ラーニングの重要性が検討されていますが、小・中・高校での実施に関してどう認識し、今後どのように対応しようとしていくか、お伺いいたします。

**○教育長(飛田 洋君)** なぜアクティブ・ラーニングか。人類は今、これまでの知見ではなかなか生き抜いていけない時代を迎えている。解のないところに解を見出して新しい価値を創造していく、そんな力が求められていると思っております。一層複雑化する社会的課題等に対応するためには、課題の本質を的確に捉える力や、誰もが納得する、これまでにない新しい提案を行うことができる力を育成することが必要であると考えております。そのような力を身につけるために、主体的に周囲と協働しながらの学び、いわゆるアクティブ・ラーニングの学びが有効な手法の一つであると認識いたしております。

一方で、学ぶ上で不易とも言えるような知識・技能の習得、例えば、掛け算九九をきちんと使えるようにするとか、英語の単語をきちんと覚えるとか、そういうことを全ての児童生徒に

徹底する、基礎・基本を徹底して鍛え、教え込むという指導も重要であります。全てをアクティブ・ラーニングにするというわけではなくて、基礎・基本の確立、アクティブ・ラーニング、そのどちらの学びの要素も生かしながら、子供たちの指導に当たることが大切であると考えております。今後とも、児童生徒へ質の高い学び、知識を吸収して知恵とすることができるような学びを提供できるよう、さまざまな取り組みを推進してまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 今、教育長の答弁にありましたが、下村前大臣が昨年5月、教育再生会議において提示されたデータ資料、「2020年 教育再生を通じた日本再生の実現に向けて」を改めて見直しました。今、向き合わなければならない我が国の状況として、1、日本の労働人口はあと50年で半減する、2、一人一人の労働生産性はG7の中で最下位である、3、つまり、1人当たりのGDPは今後どんどん減っていく、4、さらに、今後20年以内に今の仕事の半分が自動化される可能性がある、5、平成23年に小学校に入学した子供の65%は、大学卒業時に今は存在していない仕事につく可能性がある、など示されています。ここにアクティブ・ラーニングの必要性がある。教育長もそういう答弁だと思いますが、これから先、子供たちが幸福に生きていけるか考えたときに、暗たんたる思いになります。しかし、だからこそ、教育の役割は極めて大きいと考えます。答弁にありましたが、確かに基礎・基本の確立の学び、大変重要です。「学力」の経済学の著者、中室牧子先生は、非認知能力の中でも、自制心とやり抜く力が生き抜く上で重要だとしております。特に自制心は、継続と反復と言われています。アクティブ・ラーニングの学びとともに、ぜひ生

きる力を育む宮崎の教育を確立していただきたいと思ひます。

延岡市では、今年度、全小中学校で土曜授業を実施しています。試行錯誤しながらの試みのようですが、例えば岡富中は、外部講師を招き、キャリア教育に関する授業として、生活設計・マネープランゲーム、銀行の仕組みを計3時間、3年生全4クラスで実施したと報告がありました。生徒たちにとっては、人生設計とマネープランの体験、銀行の業務と役割を知ることにより、お金とのかかわり方を自分のこととして考えるきっかけとなる授業だったという報告もされています。そこで、延岡市で取り組んでいる土曜授業に対して、県はどのように評価していますか。

**○教育長（飛田 洋君）** 延岡市の全小中学校で試行されている土曜授業につきましては、地域の方に学びながら、田植えをしたり野菜づくりをしたりするなど、地域人材を積極的に活用した豊かな体験活動を行っておられ、学校現場の声として、「専門家の活用により、子供たちはふだんにも増して深い関心と驚きを持って活動していた」「ふだんなかなか会えない人たちと子供たちが、笑顔で話すことができ、地域との結びつきが強まった」、そういう声を聞いておきまして、これまでにない深みのある学習活動が行われているものと考えております。また一方で、授業の3時間を、通常の週の日から土曜日に移すということで、平日にゆとりをつくり、職員が子供と向き合う時間の確保にも努めておられるなど、非常に意義があるものだと考えております。

**○河野哲也議員** まさに、アクティブ・ラーニング推進の一助になるのではないかという授業内容も組み立てられる可能性があるなと思ひま

す。土曜授業のあり方をぜひ検討していただきたいと思ひますが、今後どのように推進するか、お伺ひいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 市町村立学校の土曜授業の実施につきましては、それぞれの地域の実態に即して、市町村教育委員会が判断されるものではありませんが、県といたしましては、これまで、土曜授業が実現可能となるような体制づくりのために、教職員の勤務振りかえの規定変更や、市町村に対して、土曜日の教育活動について配慮すべき留意点などを通知するなど、条件整備を進めてまいりました。今後も、土曜授業を検討する際の参考として、市町村に対して実践事例等の情報を提供するなど、支援に努めてまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 別の観点から、中室先生は、2002年に学校週休2日制が導入されて以降、貧困世帯の子供たちの勉強時間が減少した、それに伴い学力が低下したということ明らかにした研究があると述べています。親の社会・経済的な地位が子供のライフチャンスにストレートに反映されるような制度というのはフェアではないという提言もされておりました。どうか、この土曜授業の推進をお願いしたいと考えております。

済みません、ちょっと早口でやって、たっぷり時間が余ったんですが、じっくり最後の質問をさせていただきます。

最後に、延岡南道路について、県土整備部長、お答えください。

本年5月30日、「東九州自動車道開通祝賀のつどい」に太田前国交大臣に出席していただきました。その際、延岡南道路も視察していただきました。前国交大臣は、大分と宮崎がつながったことによる大きなストック効果について

は認識しています。延岡南道路の課題については、石井現大臣にも認識を共有していただかなくてはなりません。2月の私の議会質問で、知事は、国や延岡市などの意向も踏まえつつ、どのような対応ができるのかということについて、引き続き検討するとの答弁でした。しつこいようですが、延岡南道路の周辺住宅地に大型車が流入している等の課題を解決するため、県がどのように取り組んでいるか、お伺いいたします。

**○県土整備部長（図師雄一君）** 延岡南道路の周辺道路に大型車両が流入し、沿線の住宅地において、騒音や交通安全上の問題が生じていることは承知しているところであります。このため、現在、県では、この問題を解決するに当たりまして、どのような対応ができるのか、延岡市と協議を進めているところであります。県といたしましては、一日も早くこうした状況が解消されますよう、引き続き、延岡市と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 昨日、重松議員が高速料金の不平等を指摘しました。延岡南道路にしても、北九州までの一本の高速道路の中に3つの料金体系が存在することになります。これはおかしいと思います。部長、確認ですが、協議した内容というのは国にしっかり要望していただけるのでしょうか。

**○県土整備部長（図師雄一君）** 今後とも、延岡市と情報交換を重ねるなど、連携を図りながら検討してまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 以上で質問を終わりたいと思いますが、どうかしっかりときょう提案させていただいたことを協議していただいて、実現していただくとうれしいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

**○星原 透議長** 次は、島田俊光議員。

**○島田俊光議員〔登壇〕**（拍手）おはようございます。ことし最後の議会で、しかも一般質問の最終日でございます。執行部の方はお疲れでしょうけれども、「終わりよければ全てよし」という言葉がございます。どうかよろしくお祈りしたいと思います。

昭和39年9月8日広島県生まれ、そして東京大学法学部を卒業されて、63年に自治省に入省され、時は流れて、平成17年4月に宮崎県の総務部長に就任しておられます。その後、19年2月に宮崎県の副知事、そしてさらに平成23年、宮崎県の知事に就任しておられます。今、2期目の河野知事でございます。県民全てが河野知事の姿に感銘しまして、河野知事だからこそこの宮崎県を守れるという信念のもとで、県民は信頼して応援していると思っております。であるならば、知事がどうしてもこの宮崎県の活性化に闘志を燃やしてもらわなければならないわけでございます。まず初めに、知事にその決意をお伺いしたいと思い、3問ほど質問をさせていただきます。

まずは、地方創生事業の取り組みでございますが、全国一斉にこの地方創生事業に取り組み始めました。県民も、この事業が始まったことによって宮崎県は活性化するんだという、安易な考えを持たれるのではないかと感じております。26市町村全てがいろんな角度で、少子高齢化、そして人口減少の問題に苦慮しながら新しい企画をされていると思いますが、県も9月に「宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を立てられました。知事が大所高所に立って26市町村をしっかりとリードしていただかなければ

ば、この地方創生事業についてはうまくいかないのではないかと思います。知事に、市町村間の連携をどのように支援していかれるのか伺いたいと思います。

2番目に、東九州自動車道県南区間の早期着工でございます。本日は串間から大勢の方に応援に来ていただいております。この県南地区は220号線が基幹道路としてあるわけでございます。しかし、再三の台風災害によって経済がストップされるわけでございます。戦後70年たつのに、いまだに陸の孤島とされているのは、本当に悔しい思いでございます。幸い知事が、今回、東九州自動車道建設促進協議会の会長に就任されました。あすからでなく、来年からは必ず着工するよというぐらいの意気込みが欲しいと思います。農政水産部長は丸坊主になってその闘志を燃やしておられますので、知事に丸坊主になれとは言いませんけれども、その決意を伺いたいと思います。

3番目としまして、CLTの問題でございます。林野庁が示すように、宮崎県の林業は全国的なリーダーシップをとってもらわなければならないということは証明されています。であるならば、我々は24年間、素材生産日本一をキープしているわけですから、新たな企画として、CLT加工事業の取り組みについて、今まさに時期に即したものではないかと私は思います。今後、この取り組みについて、都城の木材利用技術センターを利用しながら、宮崎県の森林・林業の活性化のために、一つの集団としてCLT加工事業に取り組むべきではないかと思いますが、知事の見解を伺いたいと思います。

以上、壇上からの質問を終わります。後の質問につきましては質問者席からさせていただきますので、よろしく願います。(拍手)

〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

まず、地方創生に向けた市町村間の連携の支援についてであります。地方創生の取り組みが効果を上げるためには、各自治体の自主的・主体的に取り組む姿勢とともに、自治体相互の連携が図られることが重要であると考えております。県内での連携協力の事例としましては、世界農業遺産の認定を見据え、県が広域的な観点から県北5町村の地域活性化に向けた取り組みを支援している例でありますとか、宮崎市を中心とする圏域で施策の構築・展開を図っている例もあります。さらには、クルーズ船の受け入れについて、県南10市町で広域的に取り組んでいる例などもあります。地方創生が実施段階を迎えるに当たり、県としましては、県と市町村との連携はもとより、各市町村の取り組みにつきましても、地域の個性や自主性が十分に発揮されるとともに、相互に連携することでより高い効果が得られますよう、県・市町村連携推進会議なども活用しながら、また個々の市町村の相談にもしっかりと対応しながら支援をしてまいりたいと考えております。

次に、東九州自動車道県南区間についてであります。東九州自動車道のストック効果を県内全域にわたって最大限に発揮させていくためにも、唯一の未事業化区間であります日南一串間一志布志間の事業化を何としても早期に実現させる必要があると考えております。このため、東九州自動車道建設促進協議会、私が会長になりまして初めての活動となったわけですが、11月に東京において中央大会と提言活動を行いまして、ミッシングリンクの早期解消に向けて、沿線の4県1市が一つになり、国や関係

機関へ強くアピールをさせていただきました。  
また、この東九州道の活動以外でも、中央道の活動の際、また都城志布志道路を要望する際にも、本県全体の高速道路ネットワークの整備の必要性について強く訴えているところであります。日南一串間一志布志間のルートにつきましては、11月末に本県と鹿児島県の都市計画審議会都市計画案が承認されたところであります。事業化に向けた手続きが大きく前進したものと考えております。今後とも、私が先頭に立ちまして、県南区間の一日も早い事業化を、県議会の皆様を初め県民の皆様と一体となって、国に対し、これまで以上に強く訴えてまいり、具体化を目指してまいりたいと考えております。

最後に、CLTを生かした木材産業の振興についてであります。CLTは近年、ヨーロッパで開発された新しい建築材料として注目を集めているところであります。私もミラノ万博に参加した際に、ミラノにおけるCLTで建設されました9階建ての集合住宅を視察してきたところであります。CLTは、これまで木材が使われてこなかった中高層建築物等にも使用できますことから、人口減少に伴い住宅着工数の減少が予測される我が国において、新たな木材の需要先として大いに期待をしているところであります。このため県といたしましては、国の建築基準の見直しや木材利用技術センターでの検証を踏まえつつ、県が率先して防災拠点庁舎への利用を図ることとしておりまして、現在、国土交通大臣の認定に向けて取り組んでいるところであります。さらに、CLTを活用した建築物への整備支援を行いますとともに、その利活用につきまして県内外へ積極的に情報発信を行いまして、県内木材産業の持続的な成長産業化が図られるよう努めてまいりたいと考えており

ます。以上であります。〔降壇〕

○島田俊光議員 ありがとうございます。本当に自動車道も必要でございますし、また、創生事業もしっかりと取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

そして、CLT産業につきましては、中国木材のみならず、県南でも動きを始めております。これはどうしても宮崎県として、林業県としてやらなければならない大きな仕事だろうと思っておりますので、また執行部のお力添えをいただきながら、我々県議会も政治的に頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、農政水産部長にお伺ひいたしたいと思ひます。中山間地域、特に山間部の農地の荒廃を見たときに、昔は山林と農地の間に非林地というのがありましたが、その非林地たるものが、今は200メートル、300メートルと広がってきているわけでございます。この広がった農地を今、串間のほうでは、集落営農という集団を9つつくり上げまして守ろうとしておりますけれども、何せ年齢が60歳以上の方ばかりでございます。したがって、私はこのような農地を守るためには、農業公社の設立によって、ある程度国が守る、県が守る、行政が守るといふようなスタイルの中で、5ヘクタール以上、10ヘクタール以上の農地を確保して、ヨーロッパのような大型機械化産業に持っていかなければ、これからのTPP産業に打ち勝つ農業というのはあり得ないのではないかと思います。農政水産部長の見解を伺ひたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○農政水産部長(郡司行敏君) 議員御提案の、市町村やJA等が核となった農業公社等の設置につきましては、農地や農業施設等の経営



資源を担い手に継承し、産地を守っていく上で、大変有効な方策であると考えております。県内では、川南町、都農町の尾鈴農業公社、延岡市の北浦町農業公社や、議員の地元でありますJA串間市大東の営農支援センターなどが活動を展開しておりまして、現在、担い手の確保が大変難しい中山間地域の町村におきましても、新たな組織づくりが検討されているところでもあります。県といたしましても、今後、地域農業をサポートする取り組みはますます重要になってくると考えており、市町村やJA等の意向も踏まえ、地域の実情に合ったサポート体制の構築につきまして、例えば、県単事業であります「輝く中山間園芸産地構築事業」などを活用しながら、地元の市町村と一緒に検討し、支援をしてまいりたいと考えております。

**○島田俊光議員** ありがとうございます。これからの農業というものは、TPPに絡んだ大型農業になり、コスト低減をしなければ打ち勝つことはできないだろうと思っておりますので、どうか検討していただきたいと思っております。

続きまして、農政水産部長にお伺いしたいと思います。施設園芸農家の支援についてでございますが、宮崎県も台風が24～25回発生します。その中で特に施設園芸というのは被害をこうむるわけでございますが、共済制度等で支援をしていただくものが3億から6億ということをお伺いしております。しかしながら、そのような大金が動く中でも、やはり70%か80%しかその基金というのは充当できないわけでございます。1,000万上げている施設園芸の農家が、800万あるいは900万しか上げられなかった。そして、共済制度でもらっても100万から150万ぐらい単年度の決算の中で赤字が残るわけです。それを翌年度に積み残そうとしても、1,000万しか

もともと上げられないわけですから、赤字の部分は解消できないような状況になってくるわけでございます。だから農家の後継者というのはいないんじゃないかと思っております。その農家の支援対策について、もちろん農家の方たちも基金を積み立てていかなければならないと思いますが、国、県としてこれについてどのような対策があるか、農政水産部長にお伺いしたいと思っております。よろしくお祈りいたします。

**○農政水産部長(郡司行敏君)** 現行の農業共済制度につきましては、自然災害等による収量減少を対象としておりまして、価格の低下につきましては対象とされておりません。また、収量減少の把握ができることを前提としているために、対象品目が限定されており、農業経営全体をカバーするには至っていないと考えております。このため、現在、国におきましては、農業経営全体に着目し、価格低下を含めた収入減少を補填する新たな収入保険制度の導入に向けた調査検討が、平成26年度から進められているところでもあります。県といたしましては、このような動きを注視しつつ、収入保険制度につきまして、現場の経営実態に配慮し、再生産可能な収入が確保できる制度とするように、議員御指摘の趣旨も踏まえまして、国に要望してまいりたいと考えております。

**○島田俊光議員** ありがとうございます。もちろん、農家においては必ず2,000万以上上げる方もいらっしゃるし、3,000万上げられる方もいらっしゃる。その方たちの技術というのは、本当に真剣に親子で取り組んでおられるわけでございます。また、特に串間には「和牛の神様」と言われる方がいらっしゃいます。その方も親子ともども一生懸命その仕事に携わって、勉強しながら、改善しながらやっておられ

るわけです。子供も、まだ小学校3年生でございますが、おやじの後をとるんだという意思を持っております。やはり「儲かる農業」にしていかなければだめだと思いますが、今言ったように災害に遭った部分を積み残して赤字になるようになったら、100万でも200万でも農家の方たちが翌年度取り戻すということは困難でございますので、どうかこの点については真剣に取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

再度、農政水産部長にお伺いします。漁業者の今の置かれた立場でございますが、高齢化が進んで担い手がないということで、もちろん魚もとれない、魚の価格も安いということで、経営が悪化しているわけでございます。その中で、漁に行かない港に係留されている漁船、この問題が大きくなってくるのではないかと考えているわけでございます。この停泊された中古船、あるいは使えないような漁船を、今後どのように改善していくかということが大きな問題になるんじゃないかと、私は心配をいたしているわけでございます。また、中古漁船問題も、今後県の力をかりて、転売するにしても、ある程度整備をしなければならないわけでございます。本県における中古漁船の利用状況について、農政水産部長にお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 中古漁船の利用状況につきましては、平成26年度には1年間に64隻が再利用されるなど、毎年一定数が活用されておりますけれども、これ以外にも利用されていない漁船が多数あると認識しております。中古漁船の再利用は、担い手の漁船更新の手段として大変有効であると考えておりますが、今後さらなる利用促進を図るためには、負

担となっておりまして更新にかかる費用について、一層の軽減を図ることが課題であると考えています。このため県といたしましては、漁協等が中古漁船を再整備した上で、漁船の更新を希望する漁業者へリースする新たな仕組みづくりについて、関係機関と協議を進めていかなければならないと考えておりまして、この点につきまして国に対し、その仕組みを支援する制度の創設について強く要望しているところであります。

**○島田俊光議員** ありがとうございます。この問題は農水省が2003年から取り組んでいるわけでございますが、特にバブルのときにふえたプレジャーボートの廃棄というのが問題になってきているわけございまして、いまだに解決していないわけです。この長期ビジョンによって、どうかこの漁船問題については対処していただきたいと思います。丸坊主になって意気込みはわかるわけでございますので、ぜひともやっていただきたいと思います。

続きまして、林業政策について、環境森林部長にお伺いしたいと思います。

今問題になっている畜産業者へのおが粉の生産でございます。製材業は、製品が売れないということで8割の事業を行っていると思います。かつては120%稼働していたものが、製品が売れないわけですから、製材所の稼働率が非常に悪くなってきております。製材所の稼働率がよくなると、副産物として、のこくずは畜産農家に供給できていたわけでございますが、今それができない状況になってきているわけでございます。製品販売については非常に難しい問題があるかと思っております。しかしながら、畜産業者も支えていかなければならない問題でございます。畜産おが粉をつくる製材業者に持ってい

く製品等も、木質発電が出てきた以上、単価が合わないわけでございます。これについて我々はいろいろと検討をしているわけでございますが、県として、製材所の製品販売とおが粉を絡めた有効利用というものをどのように考えておられるか、部長の見解を伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 本県のおが粉生産につきましては、製材工場ののこくずなど副次的に生産されるものが全体の75%を占めておりまして、これらは木質バイオマス燃料としては粒子が細か過ぎて使用できないことから、畜産敷料用としての継続的な供給が可能でございます。これらのおが粉の生産量は、木材を製材した量に左右されますので、製材量そのものを増加させること、すなわち県産材の需要を拡大することが、畜産敷料用おが粉の安定供給にも資するものと考えております。このため県では、住宅分野はもとよりですが、公共建築物などの非住宅分野の木造化・木質化を推進するとともに、材料と技術をパッケージにした材工一体による製材品の輸出に取り組むなど、おが粉対策の一環としながらも、県産材の需要拡大に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○島田俊光議員** おが粉対策については、本当に農政水産部との横断的な協力体制というものをもって畜産3連覇をやらなければならないと思います。おが粉がなければ牛のストレスというのがなかなかとれないんだそうです。よろしくをお願いしたいと思います。

続きまして、再度、環境森林部長に、産直住宅と原木輸出に対する県の支援策について伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 県産材の販路

拡大を図るに当たりまして、産直住宅の普及促進や海外への輸出は、大変有効な施策の一つと考えております。このため、産直住宅につきましても、産地と木材・住宅業界が連携して構成しています「宮崎県産直住宅協議会」などの団体やグループを対象にしまして、モデル住宅の展示・PRのほか、セミナーや産地見学ツアー等への支援を行っているところでございます。また、原木輸出につきましても、出荷に取り組む県内事業者に対しまして、輸出の際の原木数量の確認作業や積み込み作業などに要する経費に対し支援を実施しているところであります。今後とも、関係機関や団体等と連携を図りながら、県産材の販路拡大に効果的な対策を講じてまいりたいと考えております。

**○島田俊光議員** ありがとうございます。増大していく木材を販売していくためには、やはり加工事業も必要でございますが、どうしても海外に向けた販売というのをやっていかなければならないと思います。各担当がプロモーション活動をするにしても費用がかさむわけでございますが、これを長期ビジョンにのっとった事業とするならば、県もある程度支援していくべきではないかと思っております。宮崎県が森林県であるからこそ、その事業に、長期ビジョンにのっとって、どうか御協力をお願いしたいと思います。

続きまして、環境森林部長に再度お伺いしたいと思っております。森林火災防止のための防火樹林帯の設置と鳥獣保護の対策について、環境森林部長に伺いたいと思っております。よろしくをお願いします。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 本県では、毎年、数十件の林野火災が発生しておりますことから、県では関係機関と一体となって啓発活動

を実施するなど、林野火災の予防に努めているところでもあります。お尋ねの防火樹帯につきましては、山の尾根筋に燃えにくい性質のある樹木を植栽したり、あるいはそのような木を残したりすることで、火災の延焼防止に一定の効果が期待できるものでございます。また、燃えにくいとされる樹木の中には、シイノキですとかヤマモモなど、実のなる広葉樹も多く含まれておりまして、こうした樹木の植栽は、野生鳥獣のすみかを設けることにもつながります。鳥獣保護対策としても有効な手段の一つであると考えております。

**○島田俊光議員** ありがとうございます。第1回の質問のときに早生樹の問題を取り上げていただきまして、早速、部長に実行していただきました。これからの木質発電に供給する木材としては、本当に有効利用できるだろうと思います。また、鳥獣保護につきましても、南那珂森林組合は鳥獣保護林を造成しておるわけですが、やはり里山においてこないような鳥獣保護の対策というのも必要じゃないかと思うわけでございます。それと、今の温暖化による自然災害、本当に予想できないような災害が発生します。また、フェーン現象等で山火事が発生するならば、大変な状況になるんじゃないか、防火樹林帯、そして鳥獣保護の山というものを今後取り組んでいくべきじゃないかなと思ってお伺いいたしたわけでございます。ぜひともこれにも取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

続きまして、総合政策部長にお伺いいたしたいと思っております。地方創生事業の一環ではございますが、中山間地域における地域交通ネットワークの維持についてでございます。これは今

後、過疎化と言われる地域の足を守るためには大切なことになってくるんじゃないかなと思って、長期ビジョンにのっとってお伺いをいたしたいと思っております。よろしく申し上げます。

**○総合政策部長(茂 雄二君)** バスを初めとする地域公共交通につきましては、少子化等の影響により、利用者数は大変厳しい状況にありますが、通勤通学や買い物、通院など、地域住民の移動手段として大きな役割を果たしており、特に高齢化の進む中山間地域の路線維持は非常に重要な課題と認識しております。このため県では、市町村を対象に、コミュニティバスやデマンドタクシー等の運行手法に係る研究会の開催や、地域の実情に応じてこれらの導入を図る場合の調査費等の補助を行っております。また、広域行政の立場から、複数市町村間をまたぐ広域的なバス路線について、国や市町村と協調して支援を行うとともに、まちづくり等と連携した広域的な地域公共交通計画の策定支援などにも積極的に取り組んでいるところであります。今後とも、国や市町村と緊密に連携を図りながら、中山間地域における持続可能な地域交通ネットワークの構築に取り組んでまいりたいと考えております。

**○島田俊光議員** ありがとうございます。実はこのことにつきましては、中山間地域、先般、椎葉村が出ましたけれども、95歳の甲斐さんが、やはり農業を捨て切れなかったということと、死ぬまで働きたいという思いで、あの山の中で働いていらっしゃる。先般も橋通りで高齢者の方が事故を起こされましたけれども、中山間地域、特に山間部の方たちの高齢者率というのが高いわけでございます。その方たちの足をどう守るかということは、1軒あってもやっぱり守っていかなければならない、それが

行政だろうと思います。その中で、宮崎県バス対策協議会の中では7路線12区間の廃止が決定しているわけです。そういうことを聞きますと、やはり心配するのはそういう過疎地域だろうと思います。安心・安全というものを守っていくためには、そういう対策をやるんだよという意思表示を早目にしていただき、そしてまた、可能な限りそういうネットワークを引いて地域間の連絡をとりながら、バス路線というものは維持していくべきじゃないかと思うので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

再度、総合政策部長にお伺ひいたしたいと申します。フードビジネスについてでございます。県は、平成25年3月にフードビジネス振興構想を策定されまして、これまで取り組んでこられた産地や食品加工企業の育成、6次産業化、農商工連携などの高付加価値化の取り組みに加えて、飲食業や観光産業などに取り組みながら、本県の食関連事業の総合的な振興に取り組まれてきました。私は本当に、この事業に真剣に取り組まれた実績というものは評価するわけでございますが、この6次産業化によって、81件で全国4位という取り組みについて、本当に努力されているなという気がします。また、宮崎牛の海外輸出の増大や宮崎のキャビアは、本当に今有名になってきております。それについても、県の努力があったからこそ、こういう事業に取り組めるんだなと思っております。私が部長にお伺ひしたいのは、農政水産部との絡みもあるわけでございますが、施設園芸の中で、A級品は売れるんですけども、売れない商品をフードビジネスとして100%売れるような対策をしたいと思っているんですが、農家の方たちの知恵ではなかなか商品化できないのがございます。したがって、商品化できない

ものは、企業と連携してやれば、商品化できるようなものが生まれてくるんじゃないかと思うわけでございます。宮崎キャビア、宮崎牛というのがこれほど有名になって、81件もこの事業に取り組み、全国で4位ということでございますから、1位になるためには再度努力しなければならないと思います。部長の見解をお伺ひしたいと思います。

**○総合政策部長(茂雄二君)** 本県はこれまで、質の高い農産物を大消費地の市場に供給することを中心に取り組んでまいりましたが、フードビジネス振興構想は、これに加え、農産物加工による高付加価値化や、国内外の販路拡大による生産者所得の向上に取り組んでいるところであります。県内生産者の中には、市場に出荷できない果実や野菜の規格外品を加工用の原料として供給している事例もあると伺っております。規格外品の活用による生産者所得の向上には、このような加工用需要への対応が有効でありますので、今後とも関係機関と連携しながら、県内食品加工事業者とのマッチングによる販路の確保や利用方法の開発、県内の1次加工技術の向上などに取り組んでまいりたいと考えております。

**○島田俊光議員** ありがとうございます。どうしても農家所得を上げなければならないということであれば、やはり真剣に取り組んで、生産したものを100%販売できるような体制、これが6次産業化へ向けた仕事だろうと思っております。宮崎県は第1次産業が基幹産業ということと言われるわけでございますから、販売力もそのような中で持っていかなければならないだろうと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、教育長に伺ひたいと思います。

先ほど河野議員も土曜日の授業のことをおっしゃいましたけれども、私は視点を変えて、小中学生の放課後の授業に取り組んでもらえないかなということでございます。子供の貧困問題が、今ささやかれておりますけれども、塾に行ける人と行けない人、そしてスポーツができる人とできない人といらっしゃるわけですが、どうしても放課後の1時間ないし2時間で、将来の人材育成、地方でも活躍できるような人材育成というものをしていただければと思っているわけでございます。冒頭で知事のプロフィールを紹介いたしました。知事も順風満帆でここまで来られたとは思っておりませんが、そのような例があるんだったら、子供たちにも大きなロマンを与えて、わずか1時間か2時間かもしれないけれども、ロマンを与えることによってその子供がどう発達していくか、活躍できるような夢を描いていくかということが一番大事じゃないかと思っております。宮崎県は離婚率が高いわけです。母子家庭、父子家庭、この例があります。父子家庭のことを例に挙げると、教育長は人間のいい人ですから、涙もろくて答弁ができないと思っておりますので、あえて言いませんけれども、やはり大切なことではないかなと思うわけです。教育長の見解を伺いたいと思っております。

**○教育長（飛田 洋君）** 各学校において、学習の基礎力が不十分、理解が不十分な生徒に対しては、教師が補充的な指導を行うなど、いろんな方法で全ての子供たちの学力を保障することは非常に大切であると思っております。課外授業に取り組めないかというお尋ねでございますが、現在、県内の市町村においては、子供の居場所づくりのため、放課後子ども教室や放課後児童クラブが設置されており、その中で、例

えば、地域人材等を活用し、子供たちの学習支援を行うような取り組みをされております。また、そのほか市町村で独自に塾をされたり、夏休みにサマースクールというようなことで大学生が学習の指導をしたり、あるいは各学校が独自に夏休みに補充学習をしたり、そういうさまざまな工夫が実施されております。県といたしましても、今後も、本県の全ての子供に基礎学力が確実に身につくよう、学校への指導の充実を図るとともに、先ほど申し上げました、放課後子ども教室などの市町村における取り組みを支援してまいりたいと考えております。

**○島田俊光議員** ありがとうございます。

申間にもそのような例があるんです。二宮金次郎みたいな家庭で、勉強がしたいけれども——お父さんと女の子です。そういう事例の中で、目に余るようなかわいそうさというのがありまして、何とか助ける方法はないのかなという思いで、教育長ならできるなと思ひまして相談したわけでございます。教育長の育てた子供の中から、第二の河野知事も生まれるだろうし、安倍総理も生まれるだろうと思ひますので、ぜひとも真剣に取り組んでいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

続きまして、教育長に再度伺いたいと思ひます。国体競技会場の選定についてでございますが、今どのように取り組んでおられるのか、お伺ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

**○教育長（飛田 洋君）** 国体の競技会場につきましては、県及び市町村の施設、特設会場、隣県の施設等から、市町村の意向をお伺ひするとともに、日本体育協会が掲げている「国体を通じた地域の活性化」という趣旨も踏まえながら、県、そして県議会、市町村、関係機関など

で構成される、設置予定の県準備委員会の組織の中で決定していくものになると考えております。昭和54年の宮崎国体でも県下17の市町村で競技を開催いたしましたように、2巡目国体につきましても、市町村の協力をいただきながら、県下で分散して開催することになると考えております。現在、教育委員会を中心に、国体開催までの準備や課題等につきまして整理、検討を進めているところではありますが、今後、教育委員会だけではなくて、全庁的な庁内検討会議を設置し、可能な限り早く準備を進めたいと考えております。

**○島田俊光議員** ありがとうございます。26市町村全てが、国体に基づいて地域のアピール、そして地域の活性化を望んでいると思います。これについては、できるところとできないところとあるでしょうけれども、市町村長等も交えた中での協議会というものを進めて、いち早く国体が成功できるような体制づくりをやっていただきたい。我々も一生懸命、これには取り組まなければならないと思いますので、協力体制はやっていこうと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

再度、教育長に伺いたいと思ひますが、スポーツ選手の指導・育成強化についてでございます。先般、教育長が「宮崎ワールドアスリート発掘・育成プロジェクト」というものを発表されました。本当に時期に即したものだと思ひておひますが、このことにつままして教育長の見解を伺いたいと思ひます。よろしくお願ひします。

**○教育長(飛田 洋君)** 少年競技力だけじゃなくて、将来を見通したときには、早い段階で子供たちの才能を引き出して伸ばしていくことが大切であると思ひておひます。「宮崎ワール

ドアスリート発掘・育成プロジェクト」では、才能のあるアスリートを発掘し、例えば井上康生選手だとか、あるいは水泳の松田丈志選手のように、世界を舞台に活躍する選手を育てていきたいと思ひておひます。具体的には、神経系が発達し、子供たちの技能が一番伸びる時期と言われておひます小学校5年生から中学校3年生の時期を意識しまして、その前の年齢であります小学校4年生を対象に、体力や運動能力が特にすぐれ、高い志を持つ子供を選考し、身体能力を高めるためのトレーニングの実施や、その子供の適性に、より合う種目を見つけるためのさまざまな競技の体験、さらには、保護者向けに、子供の健康や栄養を支えるための講座などを実施することとしておひます。

なお、選考の対象年齢ですが、小学校5年生から中学校3年生を対象にするということで、小学校4年生を選考の対象としているんですが、始まったばかりですので、最初のとし、それから来年につまましては、4年生に加えて6年生も選考の対象としたいと思ひておひます。今後、本プロジェクトで育った選手が、2020年東京オリンピックや2巡目宮崎国体において、県民の皆さんに感動を届けてくれるような取り組みにぜひしていきたいと思ひておひます。

**○島田俊光議員** ありがとうございます。国体の中で優秀な選手が宮崎県から生まれ、そしてオリンピック選手も、今、教育長が言われたように金メダル候補が何人も生まれるということが、我々の本当に悲願でございます。そしてまた、スポーツにおきましても、野球やレスリング、ラグビー、サッカー、さまざまなスポーツの中でも、子供の育成について、そのようなオリンピックに輩出するような教育を強化していただければ、必ず夢は達成できるだろうと思

いますので、教育長のこれからの協力によって宮崎県の子供が育つように、御協力をお願いしたいと思います。

それでは、時間が余りましたが、知事以下部長さんたちにお願ひがあるわけでございます。これからの28年度の事業計画でございますが、それぞれの産業が今頭を悩ませている問題がございます。消費税の問題でございます。それから、夏の参議院選挙の中でどう国が変わるかという大きな問題、そしてT P P対策に応じて各農協が取り組んでいるわけでございますが、まだ改善されない、これから改革しようと思っても、まだできない部分がございます。この点については、やはり知事を先頭に各部長さんたちが努力をされているということはわかりますけれども、我々議会もそのような問題を一々提起しながら取り組んでいかなければ、来年度の経済というものが大変心配されるわけでございます。

最低賃金を上げるということも言われましたけれども、最低賃金を上げると、中小企業の経営者は大変な状況になってくるわけでございます。でも、それだけ産業が伸びればいいんでしょうけれども、産業が伸びない中では、やはり厳しさがのしかかるんじゃないかと思っております。そのようなことで、お互いに知恵を出し合いながら努力していくことが、宮崎県の県勢発展につながるのではないかと思っております。そして労働者不足、第1次産業の担い手も不足しているわけでございますが、産業を興すための労働者不足、来年の事業計画を拡大しようと思っても、その問題がのしかかってきております。そして南海トラフ等、もし災害が出たときに、凶師部長が言われたように建築業者の人間も減ってきているわけです。募集しても来

ないというありさまです。そういう中で、今後、長期ビジョンにのっとった宮崎県の経済の発展というものにどのように取り組んでいくかということ、早く取り組まなければだめじゃないかなと思っているところでございます。知事を筆頭に各部長さんたち、よろしくお願ひしたいと思います。

最後、教育長に、福島高校の統廃合については、人口が減ってくればどうしようもないわけでございます。そういうことは目に見えているわけでございます。ただ、残すということにいろいろと御協力いただきました。これからは我々も市町村等を交えて、残せるような対策を協議していかなければならないだろうと思えます。その点についてもまた御指導賜り、この宮崎県の学校、子供の育成に一番つながる基盤整備でございますから、真剣に我々も取り組んでいかなければならないと思えます。

以上をもちまして、私の質問を終わります。本当にありがとうございました。(拍手)

○星原 透議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時36分休憩

---

午後1時0分開議

○星原 透議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、井本英雄議員。

○井本英雄議員〔登壇〕(拍手) いよいよ最後になりました。お疲れと思えますけど、もうちょっとつき合っていたきたいと思えます。

まず、T P Pについて知事にお伺いします。自民党が政権に復帰する直前の選挙公約、覚えておりますか。T P P絶対反対でありました。



安倍さんになった途端に、それをほごにしてみました。しかし、今度のTPP大筋合意を見ておりますと、私自身はこのくらいで済んでよかったなど、はっきり言ってほっとしております。1次産業、とりわけ農業は今後大変だろうなと思いますので、ひとつ行政のほうはしっかりよろしくお願い申し上げます。

今までの農業政策は、農民は育てたけれども、農業は育てていなかったと、こういう評価があります。時の自民党政権は、票が欲しいために、小さな農家を助けて、そのまま温存してきた。他の産業では、効率化、合理化を図ってきたわけでありましてけれども、それを農業は、はっきり言って怠ってきた。しかし、それも、このTPPによって、さまざまな効率化、合理化がなされなければならないときが参りました。

オランダは小さな国でありますけれども、農産物の輸出国であります。コンピューター仕掛けの工場のようなところで農産物をつくっている。しかし、このような仕掛けは、今の日本の技術だったら、そんなに難しくない、やる気になればできる。そのためにも、このTPPを機会に、日本の農業も新しく生まれ変わらなければならないというわけでありまして。そのために、何度も言う、行政のお力をひとつよろしくお願い申し上げます。

TPPというのは自由化であります。規制緩和であります。当然そこには競争が生まれるわけでありまして。競争すれば、必ず勝つ者と負ける者が出てまいります。そして格差が生まれます。このことについて、知事はどのように思っておられるのか、まずお聞かせください。

次に、TPPは経済成長を目的としております。しかし、国民は本当に経済成長を今願って

いるんだろうかということです。私の感覚では、今、国民は、安定した、安心できる、そういう生活を最も望んでいるのではないだろうかなど、私は常日ごろ、いろんな人の意見を聞きながら思うんです。若者の雇用も非正規雇用が本当に増大しております。そのために、一つは、結婚できないわけですから、少子化ということになっているわけです。

今、政治は、経済成長、もちろんそれも大切だけれども、それと同時に、私は富の再分配についても心を砕かなきゃならないときじゃないのかなと思うのでありますが、知事のお考えをお聞かせください。

以下は質問者席で行います。ありがとうございました。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

まず、TPP協定についてであります。TPP協定は、関税の削減・撤廃のみならず、投資や知的財産など幅広い分野で新しいルールを構築するものでありまして、我が国の産業、国民の生活にも広く影響が及ぶことが想定されているところでありますが、TPP協定が実際に発効し、国民の生活にどの程度影響を与えるのか不透明なところがあります。

議員はただいま、競争というものが、勝者を生み、格差を生じると御指摘でありました。確かにその面はございまして、一面、競争こそが活力を生むという面もあろうかと思っております。ただ、格差というものは、これはしっかりと対応していく必要があろうかと考えておるところであります。

近年、経済的格差についてもさまざまな議論がなされているところでありますが、私は、格差の固定化や拡大というものは、社会全体に閉

塞感や停滞感を生み出すものであり、固定化・拡大しないように、しっかりと対処することが政治の責務であると考えているところであります。

次に、安心・安定した社会についてであります。経済的な豊かさは大切なことでありますが、現代の成熟した日本社会においては、人々の価値観が多様化してきており、物質的・経済的な豊かさだけでなく、暮らしの質や心の豊かさを求められる時代になっていると考えております。キャッチアップの時代、右肩上がりの経済の発展・拡大が求められてきたところではありますが、議員御指摘のように、安心・安定、さらには成熟した社会というものが今の時代のありようではないかと考えておるところであります。

このような考え方にに基づき、経済的な豊かさと、人と人との支え合いや地域のきずな、豊かで美しい自然や環境など、お金にはかえられない価値との両方が調和した宮崎らしい「真にゆたかな暮らし」の実現に向けて取り組んでいるところであります。その前提条件として、全ての人が生きがいを持って働き活躍できる社会、希望を抱いて懸命に働いた方がきちんと報われる社会であるべきだと考えておりました。税制や社会保障等の所得再分配機能や教育機会の確保などを通して、格差の固定化・拡大に歯どめをかけていくことが重要であると考えております。以上であります。〔降壇〕

**○井本英雄議員** 続けて知事に質問いたします。ことしの4月、我々、統一地方選挙がありました。しかし、県議会議員選挙では、14選挙区のうち、10選挙区で無投票でありました。これでは議会の新陳代謝は進みませんし、また、いい人材も恐らく集まらないだろうと私は思い

ます。知事は、3,800人という部下を率いる権力を持っているわけです。これをチェックするのが議会であります。わずか39人で、3,800人の部下を統率する権力者と我々は対峙しているわけでありまして。それがこんな不人気な仕事になっていいものだろうか、何が原因なのだろうかということでありまして。議員に年金制度がなくなりました。これも一つの大きな原因ではないのだろうかなど、私なんかは思っているわけでありまして、知事はこれをどのようにお考えなのかお聞かせください。

**○知事(河野俊嗣君)** 県議会議員選挙は、地域の代表者を選ぶ大変重要な機会でありましてことから、より多くの候補者から多様な政策が示され、有権者が投票を通じた意思表示ができることが、一般的には望ましいものと考えております。

一方、今回の選挙におきまして、無投票選挙区が多かったことにつきましては、それぞれの選挙区の事情や選挙の争点など、さまざまな要因があったところでありまして、一概には申し上げられないところであろうかと思っております。御指摘のとおり、議員年金の廃止が、なり手不足の一因となっているという声も伺っておりますが、立候補者数が減少している背景には、若者を中心とした政治離れや、選挙制度上の制約など、さまざまな要因があるものと考えておるところであります。

きょう、議場には若い世代が傍聴に来ておられるところではありますが、しっかりと県議会の議論というものを聞いていただきながら、政治に関心を持ち、投票所に足を運んでいただく、そのような形でしっかりと議論を展開してまいりたい、そのように考えておるところであります。

○井本英雄議員 続けて知事に御質問いたします。次にお聞きしたいのは、議員の海外視察についてであります。マスコミに騒がれて、海外視察を中止して10年になります。実は、最後に海外視察に行ったのは私でありまして、ブータンに行っていました。

私は若いころ、二十代ですが、2年間ばかり世界60カ国を放浪しておりました。私の経験からすると、世界を見て回るといのは本当に勉強になる。だからおまえみたいな人間になったと言われると、それまでですけど、私は非常に勉強になったと思っております。私は、若い人にぜひとも海外を見ていただきたいと思っている。私はいいけど、せめて若い人には行っていただきたい。ただ街を歩くだけでも勉強になると思うんですね。「百聞は一見にしかず」という言葉がありますけど、現場を見てくる。

全国の27都道府県においては既に海外視察を実施しております。このグローバル時代においては、当たり前なことだと私は思うのであります。大名旅行をやれというんじゃないんですね。しっかりルールを決めて、本当に大切なものを見る、そういう海外視察をもう一回復活させるべきではないかと私は思っておりますが、知事のお考えをお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 現在の県政の課題というもの、例えば、外国からの観光誘客でありますとかフードビジネスの海外展開、さらには2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会の競技開催地・キャンプ地としての誘致活動、そしてTPP問題への対応など、県や国という枠組みを超えたさまざまな取り組みを行っているところでありまして、グローバル戦略は大変重要な課題となってきました。

これらの事業を推進していくためには、職員

一人一人がグローバルな視点を持ち、相手先の国や地域の実情を正しく把握して事業を推進することが重要であると考えております。インターネットやメディア等の発達によりまして、いつでもどこでも必要な情報が得られる現在においても、実際にその地に行き、見て、肌で感じて、現地の人々と交流することは大変意義のあることではないかと考えております。

私も、国家公務員時代の2年間のアメリカ留学でありますとか、さまざまな海外視察調査は、大変その後の糧になっていると実感するところでございます。県議会の海外視察につきましても、同じ意味で、実施される意義はあるのではないかと考えております。

○井本英雄議員 ありがとうございます。

続けて知事にお伺いいたします。口蹄疫で、牛・豚合わせて30万頭を犠牲にいたしました。あれから5年たちました。私は以前に、鎮魂の意味を込めて、何らかの大きな行事を立ち上げて、それをまた宮崎県の名物にしたらどうだろうかという提案をしたことがありました。今、自然発生的に幾つかそういう鎮魂の意味を込めた行事が立ち上がっているようであります。私は、自然発生的に立ち上がってきた、みんなの気持ちを大切にすべきではないかと思うんですね。これらの行事に対して、行政が応援して、それこそ宮崎を代表するようなイベントにできないものかなと思うのでありますが、知事にお聞きします。

○知事(河野俊嗣君) ことし8月27日に口蹄疫終息5周年式典を開催するに当たりまして、私は、犠牲となりました30万頭の家畜に対する慰霊の念を決して忘れることなく、口蹄疫の記憶を継承していくことが、未曾有の危機を経験した私たちの使命であるという思いを、これま

でも増して強く感じたところでもあります。

口蹄疫の鎮魂の思いが込められた行事はさまざま行われておりますが、その一つに「水平線の花火と音楽」があります。これは、県民の方々が中心となり、ボランティアの多くの方々の力もいただきながら、ことしで6回目の開催となっているところではありますが、県内外から多くの皆様が集まるイベントに成長しておりますほか、例えば「きゃべつ畑のひまわり祭り」など、口蹄疫からの復興の願いが込められたイベントが県内各地で実施され、県民の間に定着してきているところでもあります。

県としましては、こうした県民の熱い思いや機運の盛り上がりは大変大切だと考えておりますので、御提案の趣旨も含め、宮崎の魅力のPRといった幅広い視点で、その方策などについて検討を進めてまいりたいと考えております。

**○井本英雄議員** ありがとうございます。

次に、延岡のアユ対策についてお聞きいたします。

農政水産部長、延岡五ヶ瀬川のアユの現状を数字で挙げていただきたいと思います。そして、それについてどのような感想を持っておられるか、お聞かせください。

**○農政水産部長(郡司行敏君)** 五ヶ瀬川のアユにつきましては、30年ほど前までは、年間50トンを超える漁獲量がありましたけれども、最近5カ年の状況を見ますと、平均7トン程度で推移しております。また、養殖用種苗として採捕されている延岡湾における稚アユにつきましても、同様に年間7トンを超えていた採捕量が、最近5カ年では平均1トン程度となっております。このように、五ヶ瀬川におけるアユの資源状況は低い水準にあり、資源管理の取り組みを強化し、資源回復を図ることが急務であ

ると考えております。

**○井本英雄議員** 私は、この件につきまして、3日間使って、漁協の組合長や養殖業者、あるいは実際に魚を釣っている人たち、延べ10何人かにお会いしました。私も、この問題を真正面から取り上げて、何とか解決に導きたいと思って3日間頑張ったわけでありました。しかし、この問題は、私のような素人がつけ焼き刃的に物を言う問題ではないということが本当にわかりました。「井本さん、この問題を取り上げたら、あなたがやけどするよ。やめなさい」と言われた方もおりました。しかし、現実にも今、農政水産部長が言われたように、アユの問題は非常に喫緊の問題であります。これをどうするかということでもあります。

そのときに、「県が一番悪い」と言われる人が何人かおりました。というのは、この問題にさわれるのは県だけなんですね。採捕権とか川のこととか。そういうことでもありますので、県がここは腹をくくってリードしていかないか、ときが来ているのではないかと。高速道路が通って、県外からのお客さんも大分ふえているんですよ。延岡の観光としても非常に大切な問題でありますので、何とか県のほうでリードしていただけないかという思いではありますが、農政水産部長、お考えをお聞かせください。

**○農政水産部長(郡司行敏君)** 県におきましては、昨年度、有識者会議を開催し、これまでの管理方法の検証等を行いますとともに本年度からは、河川におけるアユの生息環境等について実態調査を実施し、アユ資源利用関係者会議等におきまして、資源管理方法の検討を行ってきたところでもあります。この結果、ことしから、アユやなでの親アユの採捕終了の時期を10日間前倒しいたしますとともに、海における稚

アユの採捕期間を、これまで40日間であったものを20日間に短縮するなど、新たな資源管理の取り組みが開始されたところであります。

議員からお話がありましたように、東九州自動車道の開通によりまして、アユやなが延岡の価値ある観光資源として注目されている昨今でございます。この機に、アユの資源回復の実現に向け、全ての関係者が資源管理に取り組んでいけるよう、積極的に支援してまいりたいと考えます。

**○井本英雄議員** ひとつよろしくお願ひ申し上げます。海のほうの漁業では、I Q方式というのがありますよね。I Q方式の基本的な哲学というのは、種の部分は残して、それから生まれてくる分だけとって、持続可能な漁業をやっという発想があるわけですね。アユも同じだと思うんですよ。種の部分は決してとらない。実は、この部分をとっているから、だんだん減っているんですね。種の部分が実はどのくらいのものであるかというのは、これをはかるのが非常に難しいんですね。これは行政がやらないとしようがないだろうと思うんです。大変でしょうけれども、ひとつよろしくお願ひします。

次に、エビデンスに基づく教育についてお聞きします。

エビデンスというのは、今さっき河野議員からも何回か出ていましたけれども、科学的根拠という意味であります。もともとは医療の分野で使われていたようであります。中室牧子さんの「「学力」の経済学」がベストセラーになっておりますが、これにエビデンスに基づく教育が説かれております。

教育に関しては、100人おれば100人の教育論があるわけですが、その根拠はと言われれば、

目がきらきらしていたとか、自分の体験からとか、全く科学的根拠に基づくものではなかったわけであります。他の教育以外の分野では、それなりにエビデンスに基づく政策が取り入れられております。しかし、教育については、それがなかったということであります。というのも、教育についての実験という、なかなかできない、これがネックになっていたからではないかと思うわけであります。

教育委員会も去る10月7日、中室牧子さんと呼ばれて講演会を実施されました。私も参加しましたが、宮崎県の教育委員会にしては、なかなか手回しが早いなど感心したところであります。エビデンスに基づく教育について、教育長のお考えをお聞かせください。

**○教育長(飛田 洋君)** 教育施策については、固定観念にとらわれず、客観的な数値やデータなど科学的根拠、いわゆるエビデンスに基づいて実施し、検証することは大切であると考えております。議員が今御質問でおっしゃった中室先生の著書を幹部職員で読みまして、ぜひ先生から直接お話を聞きたいということで、お呼びしまして学習会をいたしました。おいでいただきましてありがとうございました。

その著書の中で、アメリカの研究から、意欲が高いとか、あるいは忍耐力があるとか、非認知能力の高い生徒のほう、進学後、大学の中退率が少ないことなど述べておられます。このことは、教育が目指すべき不易であると考えられる非認知能力が大切であることが、科学的根拠をもって証明されたことで、私も強い勇気をいただいたような気持ちでございます。

また、その著書では、幼稚園に入園する子供を、質の高い教育を受けるグループとそうではないグループにランダムに分け、その後、それ

それを追跡して、幼児教育が重要であるという興味深い知見を述べておられます。同時に、先生は、子供たちを実験群と比較群、対照群に分ける、そして調査することは、日本では倫理的理由などから難しいと書かれておられて、エビデンスを考えるとときに、このような点は十分配慮が必要であると思いますが、本県のさまざまな施策について、可能な限りエビデンスに基づく検証を行いながら、宮崎の人づくりに努めてまいりたいと考えております。

**○井本英雄議員** そういうことでありますと、もう一回、全ての教育施策が本当にエビデンスに基づいたものであるかどうかを再検討しなきゃいかんということになります。そうすると、なかなか私たち全部を聞いていくと大変ですから、ちょっと思いつくままに2つばかり、本当にそれがエビデンスに基づいた教育施策であるのかどうかお聞かせ願いたいと思いますが、1つはスーパーティーチャーの件であります。この本の中でも、教育のかなめは先生であるということが言われておりますけれども、この制度はどのようなエビデンスに基づいてつくられた制度であるのかお聞かせください。

**○教育長(飛田 洋君)** スーパーティーチャー制度は、本県教員の指導力向上を図ることを目的に、平成21年度から本格実施したものであります。その制度を考えるに当たっては、例えば、「この先生はどの学校に転勤していても、学力に課題のある子供にしっかり学力をつけさせることができる」という実績、また、「この先生が受け持つと、いつも学級全体が伸びる」、そういった実績を、すなわち、すぐれた指導力を持つ先生は、どの学校に異動しても高い実績が見られるということを根拠として、これをエビデンス的なものとして考え、制度設

計を行ったものであります。

また、制度設計の試行期間に、スーパーティーチャー候補者に対して、指導主事等が実際に授業を参観して、指導力を数値化し評価いたしました。そのときにも、候補者の先生方が高い数値を示したことも根拠といたしまして、本格実施に踏み切ったところであります。今後も、さまざまな検証を行いながら、スーパーティーチャー制度を生かした本県教員の指導力向上に努めてまいりたいと考えております。

**○井本英雄議員** もう1つは、中高一貫教育についてであります。中高一貫教育にすると、それが最初からいいものだというような先入観のもとに、どうもやられているんじゃないのかと私はちょっと心配しているんですが、中高一貫教育を取り入れようとするエビデンスはどこにあるのかお聞かせください。

**○教育長(飛田 洋君)** 中高一貫校として県で最初に設置しました五ヶ瀬中等教育学校は、全国初の公立中等教育学校であり、前例となる学校がなかったことから、教育方針などの教育理念を丁寧に議論し、学校組織体制を整え、設置いたしましたものであります。設置理念に基づき、6年間を見通した特色ある教育課程やゆとりを利用した独自の教育活動を実践する中で、子供たちが科学や芸術関係の大会等でさまざまな賞を受賞するなど、豊かな才能を育ててきているものと考えております。

その後、本県の子供たちに多様な教育環境を提供するという事で、併設型の中高一貫教育校を2校設置いたしましたし、せんだって発表させていただきましたが、串間市のいろんな状況を踏まえながら、いい教育環境を提供するという事で、連携型の中高一貫教育校も設置させていただくこととしたところであります。中

学校3年間、高校3年間、そして、それを接続するということにもよさがあります。また、中高一貫教育校の学びにもよさがあります。今後とも、科学的根拠に基づいた検証にできるだけ取り組みながら、本県中高一貫教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

**○井本英雄議員** あんまり根拠になっていないような感じがするんですが、控室でもがんがんにやったけど、なかなか出てきませんでした。きょうはこのぐらいにとどめておきます。

最後に知事にお伺いします。この本の中にも出てきますが、ノーベル賞受賞者のヘックマンという経済学者が、幼児教育の大切さを言っております。それは、知識の教育ではなくて、自制心とか、忍耐力とか、最後まで頑張る力とか、協調心とかいう能力、それをいわゆる点数につけられない能力だということで非認知能力と言っております。非認知能力こそが実は人生の中で最も大切なものであると、長い目で見たときに大切であるということが書いてあります。それを鍛えることが非常に有効であると、そして、既にそのノウハウもヘックマンが示しております。そして、このことは、経済的に見ても、それこそ考えられないようなリターンがあるということでもあります。

そして、ヘックマンは、この幼児教育は、富の再分配ではなくて、事前分配であるということも言っております。知事は、子育て日本一を標榜されておりますし、人財を育てることは大切だと常日ごろ言っておられます。非認知能力を育てる幼児教育について、宮崎県ならではの取り組みを行ってみてはいかがかと思うのですが、お聞かせください。

**○知事(河野俊嗣君)** 幼児期における教育は、小学校以降の学習基盤の形成というところ

もありますし、生涯にわたる人格形成の基礎を培うということで、大変重要なものであろうかと考えております。

午前中お話がありましたエンジン01におきましても、オープンカレッジで、私は「のべおか食の偏差値」という講座を受けたわけですが、そこにNPO法人で幼児教育に取り組んでおられる小山泰生さんという方、理事長が出席しておられまして、それは食育についてのお話でありましたが、若いころからよいものを食べさせること——小山さんは皇太子殿下の御学友ということもあり、3歳から歌舞伎をごらんになっているということではありますが、幼児の段階からそういった一流のものに接することの必要性、それは大人になったら取り返せないというようなお話が大変印象に残っておるところであります。

県ではこれまで、子供たちがそれぞれの成長段階に応じて質の高い教育を受けられるよう、市町村や地域・家庭と連携して、幼児にとって望ましい環境の提供や教員等の資質向上に取り組んできているところではありますが、御指摘にありますような、自制心や忍耐力等の非認知能力を育むことを含め——これは、エビデンスにより、どういうふうにそれを育てていくということが証明されるのか、ちょっと私もこの本をまだ読んでいないところですので、研究してみたいところではありますが——質の高い幼児教育を受けることは、非常に重要な課題であろうと考えておりますので、県として、さらに今後どのようなことができるのか、研究してまいりたいと考えております。

**○井本英雄議員** ヘックマンは、40年にわたりずっと調べてきたんですね。だから、人の犯罪率とか何とか、そういうものを全部やって、こ

ういう結論を彼はエビデンスとして出して言っているわけでありませう。ぜひともひとつ御検討ください。

次に、子供の貧困についてお聞きします。

既に何人かの方がこれについては取り上げましたので、私はシングルマザーについてお聞きいたします。日本のシングルマザーの平均年収はどのくらいなのか。そして、一般平均とどのくらい差があるものなのか。それから、日本のシングルマザーの貧困率は国際的に比較してどの程度のものなのか、福祉保健部長にお聞きします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 直近の国勢調査であります平成22年の調査によりますと、県内のひとり親世帯数は1万6,630世帯となっております。このうち母子世帯数が1万4,058世帯と、大半を占めております。この母子世帯の収入について見てみますと、平成24年宮崎県ひとり親世帯生活実態調査において、母子世帯の約60%が月収15万円未満となっており、同じ年の国の統計調査による県内労働者の平均月収が約30万円でありますので、過半数の母子世帯がその半分以下となっております。収入に大きな差が生じている状況にあります。

さらに、平成26年に国が公表した貧困率におきましても、母子世帯が大半を占めるひとり親世帯の貧困率は54.6%でありまして、一般世帯の3.4倍となっていることから、経済的に大変厳しい状況にあると認識しております。なお、我が国のひとり親世帯の貧困率は、OECD（経済協力開発機構）の平成22年時点の調査では、加盟先進国34カ国中、データの無い1つの国を除きまして、加盟国中最も高い割合、最下位となっております。

**○井本英雄議員** そのようにシングルマザーは

大変であります。これに対して、県、国はどのような政策をとろうとしておられるのか、お聞かせください。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 県の取り組みを御説明申し上げますと、経済的に厳しい状況に置かれておりますひとり親世帯の生活の安定を図るために、経済的支援や就労支援、生活支援などに取り組んでいるところでございます。具体的には、福祉事務所等に自立支援員を配置いたしまして、ひとり親からの相談に対応いたしますとともに、児童扶養手当の支給や医療費の助成、福祉資金の貸し付け、看護師等の資格取得のための給付金の支給、家事や育児に支障が生じた場合のヘルパー派遣など、きめ細かな支援を行っているところであります。

現在、国では、平成28年度予算に向けて、ひとり親世帯に対する支援の充実のため、子供の学習や親の資格取得に対する支援の強化などを検討しているところであります。県におきましては、こうした国の動向も踏まえながら、支援のさらなる充実に取り組んでまいりたいと考えております。

**○井本英雄議員** ありがとうございます。

それで、貧困の連鎖という言葉があるんですね。金持ちの子はいい大学に行ってまた金持ちになる、ところが、貧乏人の子は学校に行けなくて結局貧乏人になるという、貧困の連鎖という言葉がありますけど、貧困の連鎖を断ち切るのには、教育を受けさせることじゃないかなと私は思うわけです。そういう子供に教育を受けるチャンスを与える、これが私は大切なことだと思うんですが、教育長、お聞かせください。

**○教育長（飛田 洋君）** 私は、子供たちがさまざまな進路を選択して社会へ踏み出すことができるようになる、可能とするためには、基礎



学力をしっかりと身につけさせることが最も重要なことの一つであると考えておりました、いつも校長会等で、「どの子にも人生を生きにく上で学力がハンディとならないようにしてくれ」ということを強く訴えております。

それから、社会的・職業的自立を目指して行うキャリア教育も非常に大切であると思っております。高校生が傍聴してくれておりますが、若い世代にぜひ伝えたいことは、「自分のよさを見つけ出して自分に自信を持ちなさい」と。そういう指導をしっかりとしようと、あるいは職場体験、インターンシップ等を通して、生き生きと社会で働く自分の姿を思い描かせる、そういう教育活動により、少々の壁は自分で乗り越えるという気概、あるいは夢の実現のため努力し続けたいという強い意思を教育で育むことが大切であると考えております。

さらに、経済的な理由や家庭環境等で悩んでいる子供たちには、奨学金の紹介やスクールソーシャルワーカー等の活用を進めるなど、子供たちの飛躍に向けて、各学校において細やかな支援ができますように、学校の指導に今後とも努めていきたいと考えております。

**○井本英雄議員** ありがとうございます。

次は、ギャンブル依存症についてお聞きします。

昨年、日本におけるギャンブル依存症の数字が発表されました。その大きさに衝撃が走りました。男性8.7%、女性1.8%、平均で4.8%、ほとんど5%であります。全国でおよそ500万人以上おるだろうと、20人に1人の割合であります。諸外国では1%前後、大体100人に1人ぐらいであります。それと比較すると、本当に大きな数字であります。宮崎県ではどのくらいいるかということ、大体5万人は下らないだろうと

言われております。このような現状に対して、県はどのように認識しておられるのか、そして、どのような対策をとっておられるのか、福祉保健部長にお聞きします。

**○福祉保健部長(桑山秀彦君)** ギャンブル依存症は、病的賭博という精神障がいでありまして、自分の仕事を危機に陥れたり、あるいは多額の負債を負うなどの深刻な状況に陥る例もあると伺っております。患者数については、御質問にもありましたが、平成25年の国の調査によると、全国で推計536万人、成人人口の約4.8%という結果でありまして、新聞報道によると、諸外国では1%程度にとどまるということですので、我が国は高い状況にあると言えようかと思えます。

こうした状況から、県におきましては、精神保健福祉センター及び各保健所におきまして、ギャンブルなどさまざまな依存症に関するパンフレットの配布でありますとか、精神科医師などによる相談を行っております。

また、精神保健福祉センターにおきましては、家族への支援として、悩みを分かち合う「家族のつどい」や、依存症を正しく理解するための家族教室を開催するなどの取り組みを行っております。今後とも、依存症に対する正しい知識の普及や、本人や家族に寄り添うような支援に努めてまいりたいと考えております。

**○井本英雄議員** よろしく申し上げます。

日本には、たくさんの公営ギャンブルが存在しております。競馬は農林水産省、競艇は国土交通省、競輪は経済産業省、サッカーくじは文部科学省、宝くじは総務省が胴元になっております。そして、パチンコは警察庁が管轄しております。このギャンブル依存症のほとんどは、パチンコによるものと思われま

しかし、警察は、パチンコはギャンブルではないと言っております。これは三店方式であるからだということになっております。三店というのは、パチンコホールと景品交換所、それから景品を納める景品問屋、こういう3つになっている。それがあから、要するにこれは、ばくちではないんだ、ギャンブルではないんだということになっているわけでありまして。

我々一般人から見ると、景品交換所はパチンコ屋さんが経営しているんじゃないのか、というふうに見えますね。普通はそう思います。しかし、どうも警察のほうは、そうじゃないようでありまして、私からすると、これは一種の脱法行為じゃないかと。全く違法性はないのか、警察本部長の見解をお聞かせください。

**○警察本部長(野口 泰君)** パチンコ営業につきましては、御承知のとおり、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律において、風俗営業として位置づけられており、この法律により、所要の規制がなされております。規制に関していえば、パチンコ営業者がその営業に関し、現金もしくは有価証券を商品として提供したり、客に提供した商品を買取る行為などは禁止されており、取り締まりの対象となります。警察におきましては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定が遵守されるよう、引き続き、適切かつ的確な指導及び取り締まりを行っていく所存であります。

**○井本英雄議員** もう一度聞きますが、警察本部長、これは合法なんですか、違法なんですか。もう一度お聞かせください。

**○警察本部長(野口 泰君)** これまでの国会答弁等においても、風俗営業等に関する法律の範囲内で行われているパチンコ営業については、賭博等に直ちに当たらないというふうな答

弁がなされておまして、そのように理解しております。

**○井本英雄議員** 要するに合法でも違法でもないという、何かわけのわからん答えであります。このようなギャンブル依存症が大きな問題になっている中で、県はIRを前向きに検討していると言っております。日本は既にギャンブル大国であります。世界のいわゆるギャンブルマシン——スロットマシンとかパチンコ台とかいうのをギャンブルマシンと言うのだそうですが——の6割が日本にあります。2位がアメリカですが、それは1割ちょっとなしかな。日本がはるかに多いんですね。とりわけ宮崎県は、1人当たりのパチンコ台数が日本一です。町なかにギャンブル場がこんなにあるのは日本だけの話であります。韓国や台湾は既に廃止してしまいました。

私は、日本は本当に文明国なのかと思うのでありますが、ギャンブルは刑法185条で禁止された賭博罪であります。なぜこれを世界中で禁止するのかといえば、真面目な勤労意欲をそぐからであります。IR推進論者は経済の活性化を言うのであります。しかし、真面目な勤労意欲というのはどうなってもいいのかということでもあります。

既にマニラや韓国の江原(カンウォン)ランドでは、周辺環境の悪化が報告されております。まずは、宮崎に5万人はいると思われるギャンブル依存症に対する対策が先ではないでしょうか。この太陽と神話の国、「日本のひなた」の国に、ギャンブル場というのは似合わないと思っております。知事の本当に意図するところをお聞かせ願えたらと思うんですが、お願いします。

**○知事(河野俊嗣君)** 私は総務省時代、宝く

じ担当をやっておりました。胴元ということになるのかもしれませんが、宝くじ、それから競輪、競馬、競艇等のいわゆる公営競技の担当でありました。これは今御指摘がありましたように、刑法で賭博罪として禁止されているものを、行政が公的に管理することによって違法性を阻却する、しっかり楽しんでいただきながら、地方財政にも資するものとして運営されてきたところであります。

カジノやホテル、エンターテインメント施設などから成る統合型リゾート、いわゆるIRについて、施設整備に伴う建設需要でありますとか雇用創出、国内外の観光客の増加による経済効果というものが期待される場所でもあります。一方で、御指摘のように、カジノ設置に伴うギャンブル依存症、治安維持、青少年の健全育成などの問題があると認識しております。

もちろん、ギャンブル依存症につきまして、先ほど福祉保健部長が答弁しましたように、我が国において高い状況にあるということをしつかり見据えて、これも大きな問題であると認識しております。本県においても、関係機関と連携して、しっかりと対応してまいりたいと考えております。例えばカジノにおきましても、シンガポールのカジノなどでは、パスポートを持った海外からの旅行客は自由に入れますが、自国民がそこに入ろうとすると、100シンガポールドル——およそ8,000円だったと思いますが——入場料を払うことを通じて、一定の歯どめがかかっているという状況もございますし、自国民には一切認めないというやり方もあろうかと思っております。

したがいまして、こういった健全性・安全性を確保する制度上の措置がなされることを前提として、国の区域認定を視野に入れて、前向き

に検討してまいりたいというのが私の考えであります。今、国会においても、さまざまな意見がある中、基本となるIR推進法案が継続審議となっておりますので、引き続き、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 次は、景観と観光についてお聞きします。

一つは、電線の地中化、それから無電柱化であります。ある日本人が、外国人に自慢げに写真を見せたそうであります。京都の先斗町の写真ですね。「いいだろう」と見せたら、その外人が「見ろ。これが非文明国だよ」と言って指したのは、電柱と電線だったというんですね。我々はなれっこになっておりますから、電線・電柱がそんなに汚いかなと思うんですけども、確かに美しくない景観かもしれないなと思います。先日、新幹線に乗ってありまして、町なかを見たときに、確かにクモの巣のように電線が走っておりました。やっぱりこれは美しくないかもしれないなと私は思ったわけでありませぬ。

今、インバウンドと言われ、外国人観光客もふえております。加えて、3・11の大地震の際、電柱が倒れて交通を遮断し、救済・復興の邪魔になったとも聞いております。既にアジアの国々では、ソウルでは46%、北京では34%と電線の地中化が進んでおります。これを機会に、無電柱化、電線地中化を考えてみてはいかかと思うのでありますが、県土整備部長のお考えをお聞かせください。

○県土整備部長(図師雄一君) 道路の無電柱化につきましては、安全で快適な通行空間の確保や都市景観の向上、さらには防災上の観点からも、大変重要な取り組みであります。このため、道路管理者である国、県、市におきまして

は、電線管理者や警察とで構成する無電柱化協議会を設置し、そこでの合意に基づき整備を進めているところであります。これまでに県内の34路線で約26キロメートルの整備を完了し、現在、国道218号を初め、5路線で約3キロメートルの整備を行っているところであります。

しかしながら、整備に多額の費用を要することや、費用負担が伴う電線管理者との調整が必要となるなどの課題があります。このため、現在、国におきまして、無電柱化の一層の推進を目指した新たなガイドラインの策定が進められております。県といたしましては、国の動向を注視しながら、引き続き、無電柱化に取り組んでまいりたいと考えております。

**○井本英雄議員** それから、次に問題としたいのは、自然の中でよく見かける、コンクリートで固めた壁や大きな構造物であります。日本は自然が美しいことは世界中で知られるところがあります。それなのに、なぜか自然の中に、突然、無神経に全く不調和なコンクリートの壁や構造物がでんとあることがあります。もう少し自然に配慮した土木工事をやってもいいと思うのでありますが、県土整備部長のお考えをお聞かせください。

**○県土整備部長(図師雄一君)** 公共事業の実施に当たりましては、周辺の景観に配慮する必要がありますことから、県では、平成22年に「宮崎県公共事業景観形成指針」を策定いたしまして、施設整備を行っているところであります。例えば、道路事業におきましては、すぐれた自然景観をできる限り保全するために、切り土が少ないルートを選定するとともに、仮にのり面が発生する箇所におきましては、緑化をすることによりまして、周辺の自然になじむよう配慮しているところであります。

また、現在、延岡市で川水流橋のかけかえを進めているところでありますが、ここでは、景観の専門家からアドバイスをいただきながら、色彩やデザインなどについて検討を行い、周辺の山や川と調和した良好な景観の創出に努めているところであります。県といたしましては、今後とも、地域の自然景観に配慮した公共事業の実施に取り組み、美しい宮崎づくりを推進してまいりたいと考えております。

**○井本英雄議員** ありがとうございます。

次に、観光についてお聞きします。最新の調査では、宮崎県は「おもてなし」が全国で4位にランクされております。しかし、今後の来訪意向はというと、28位になっております。この「おもてなし」がリピートにつながっていないということでありまして、せっかく「おもてなし」が上位にあるのに、これをリピートに結びつけられないことは、もったいないことであります。何が足りないのか、何が問題なのかを研究する必要があると思うのでありますが、県はこれをどのような捉え、そして何か対応をとるつもりはあるのか、商工観光労働部長にお聞きします。

**○商工観光労働部長(永山英也君)** お話のありました大手旅行会社が実施した満足度調査におきまして、本県への今後の来訪意向は28位にとどまっております。大変残念な結果でございました。これをこの調査の中で分析してみますと、「おもてなし」、つまりホスピタリティーが全国で4位と上位にございますけれども、一方で、「魅力的な宿泊施設」の項目、「大人が楽しめるスポット・体験」、あるいは「現地へのアクセス」の項目が全国と比べて低い状況にございまして、これらの点が来訪意向が伸び悩んだ要因ではないかと考えております。

こうした状況を踏まえまして、市町村や関係事業者等とも連携し、本県が有する自然や神話、歴史・文化、食などを活用した、本県ならではの魅力的な観光地づくりを進めていく必要があると考えております。また、交通アクセスにつきましましては、現在、東九州自動車道宮崎一大分間の開通など、進展はしておりますけれども、一方で、2次交通の充実などに取り組んでいく必要があると考えております。さらに、本県の認知度を高めますために、ターゲットを明確にした戦略的なPRも行っていきたいと考えております。

○井本英雄議員 よろしく申し上げます。

次に、グーグルのマインドフルネス革命についてお聞きします。

これは何だろうかという人が多いんですが、マインドフルネスというのは瞑想法の一つであります。お釈迦さんが悟りを開いたときの瞑想法を、宗教色を取り除いて現代風にアレンジした瞑想法であります。メンタルケアに大変効果があると言われております。鬱病や統合失調症にも効果があると言われております。

実は、グーグルだけでなく、アップルやマイクロソフト社など、今やアメリカでは多くの企業がこれを取り入れております。独自のアプリなんかもつくって、社員でそれを利用しているという話でありました。また、アメリカの小学校でも取り入れているという情報もあります。県の職員のメンタルケアのために、このマインドフルネスというものを、県庁あるいは教育庁で一度研究してみてもどうでしょうかという提案であります。総務部長、教育長にお聞きいたします。

○総務部長(成合 修君) 私も「グーグルのマインドフルネス革命」という本を一読させて

いただきました。近年、多様化かつ高度化する行政ニーズに職員が的確に対応していくためには、職員の能力向上とあわせて、心と体の健康が大変重要であると考えております。このため、知事部局では、職員の福利厚生といたしまして、職場レクリエーションなどの職員の元氣回復推進のための取り組みのほか、健康教室や健康相談などの取り組みを行っているところであります。また、来年度からは、労働安全衛生法の改正に伴うストレスチェックを全職員を対象に実施する予定にしております。

御質問のマインドフルネスは、今という瞬間に意識を集中させる一種の気づきの瞑想法で、先ほど議員の御質問にありましたように、グーグルなど欧米の企業を中心に取り入れられており、その効果として、ストレスの軽減や仕事の生産性を高めることなどが挙げられております。職員一人一人が生き生きと働くために、心身の健康づくりは欠かせないことから、このマインドフルネスも含めまして、さまざまな手法について研究してまいりたいと考えております。

○教育長(飛田 洋君) 教職員が心の安定を保ちながら働ける職場づくりが大切だと考えておりますが、実際には心の悩みを抱えている職員もいることから、管理職対象の実践的なメンタルヘルス研修だとか、臨床心理士を活用した相談体制の整備に取り組んでいるところであります。

私もマインドフルネスの著書を読ませていただきました。大変興味深く思ったんですが、多分目指すところは、エックハルト・トールの思考だとか禅の世界にもつながるものかなと思ったところであります。マインドフルネスには、心の健康や幸福感が向上するとか、感情のコン

トロール能力が向上するとか、さらにはストレスにうまく対応し軽減できるなどの効果があることに関心を持ったところでもあります。日本での導入状況にも注目しながら、学校職員の心身の健康づくりへの効果などについて研究してみたいと思ったところでもあります。

○井本英雄議員 一応研究しておいてください。

最後に、土木行政についてお聞きいたします。

まず最初に、五ヶ瀬川の延岡市北方町の桑水流地区では、平成17年台風14号による洪水で、家が丸ごとつかるといふ被害を受けました。ところが、先日の説明会で、県の職員から「もう浸水対策はやらない。水が出たときはすぐ逃げてくれ」と言われたと。15軒ほどある集落なんですけど、「どうして我々だけ差別するのですか」と地元の人が出てきました。それが本当ならひどい話ではありますが、県はどのように対応しようとしているのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長(凶師雄一君) 現在、県では、五ヶ瀬川におきまして、平成5年に台風7号により浸水被害が発生いたしました延岡市桑水流地区を含む14の地区で、平成12年度より水防事業に着手しまして、輪中堤の整備や宅地のかさ上げなどを実施しております。しかしながら、平成17年の台風14号により、平成5年を上回る規模の洪水が発生しまして、桑水流地区も含め、浸水被害が拡大したところでもあります。

この浸水被害に対応した対策を行うためには、現在実施中の事業を完成させた上で、河川法に基づきまして、平成5年の洪水に対応した現行の河川整備計画を、平成17年の洪水に対応

したものに變更し、新たな事業として着手する必要があります。県といたしましては、現在実施中の事業を早期に完成させますとともに、下流域を管理している国と調整を図りながら、事業着手のために必要な検討を進めてまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 ひとつよろしくお願ひします。

また県土整備部長にお伺いしますが、国道218号貝の畑地区における歩道がない区間についてであります。ここは5年以上前から言われております。私も県のほうに言ったんですが、先日、行ってみましたら、全く何もなされていないということでありました。子供たちの通学路になっております。地元からも要請が来ております。事故も起きております。県はどのように取り組むつもりなのか、県土整備部長、お願ひいたします。

○県土整備部長(凶師雄一君) 歩道の整備につきましては、小中学生などの歩行者の安全確保を図る上で大変重要でありますので、県ではまず、法定通学路の整備を重点的に進めることとしておりまして、現在、未整備区間の約177キロメートルについて、自動車・歩行者の交通量などを勘案して、順次整備を行っているところであります。

議員お尋ねの国道218号貝の畑地区の歩道未設置区間につきましては、法定通学路ではないことから、早急に整備を予定する区間には入っておりませんが、児童が通行しているという現状を踏まえまして、安全な通行を確保するために、どのような対策ができるのか、学校関係者や地元の御意見も伺いながら検討してまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 ひとつよろしくお願ひいたし

ます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○星原 透議長 以上で一般質問は終わりました。

---

◎ 議案第19号採決

○星原 透議長 次に、今回提案されました議案第1号から第19号までの各号議案を、一括議題といたします。

質疑の通告はありません。

まず、収用委員会委員の任命の同意についての議案第19号についてお諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第19号についてお諮りいたします。

本案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定いたしました。

---

◎ 議案第1号から第18号まで及び

請願委員会付託

○星原 透議長 ここで、議案第1号から第18号までの各号議案及び新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす3日から8日までは、常任委員会、特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、9日午前10時開会、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時2分散会

12月9日（水）



# 平成 27 年 12 月 9 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (39 名)

1 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
5 番	岩 切 達 哉	( 同 )
6 番	右 松 隆 央	(宮崎県議会自由民主党)
7 番	二 見 康 之	( 同 )
8 番	清 山 知 憲	( 同 )
9 番	島 田 俊 光	( 同 )
10 番	日 高 博 之	( 同 )
11 番	野 崎 幸 士	( 同 )
12 番	日 高 陽 一	( 同 )
13 番	星 原 透	( 同 )
14 番	西 村 賢	(無所属の会)
15 番	凶 師 博 規	(愛みやざき)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	田 口 雄 二	(県民連合宮崎)
19 番	高 橋 透	( 同 )
20 番	中 野 一 則	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	横 田 照 夫	( 同 )
22 番	押 川 修 一 郎	( 同 )
23 番	宮 原 義 久	( 同 )
24 番	黒 木 正 一	( 同 )
25 番	松 村 悟 郎	( 同 )
26 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	満 行 潤 一	( 同 )
31 番	井 上 紀 代 子	( 同 )
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	山 下 博 三	( 同 )
34 番	丸 山 裕 次 郎	( 同 )
35 番	外 山 衛	( 同 )
36 番	坂 口 博 美	( 同 )
37 番	蓬 原 正 三	( 同 )
38 番	井 本 英 雄	( 同 )
39 番	中 野 廣 明	( 同 )

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	茂 雄 二
総 務 部 長	成 合 修
危 機 管 理 統 括 監	金 丸 政 保
福 祉 保 健 部 長	桑 山 秀 彦
環 境 森 林 部 長	大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長	永 山 英 也
農 政 水 産 部 長	郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長	凶 師 雄 一
会 計 管 理 者	舟 田 美 揮 子
企 業 局 長	四 本 孝 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	阪 本 典 弘
教 育 委 員 長	島 原 俊 英
教 育 長	飛 田 洋
公 安 委 員 長	山 崎 殖 章
警 察 本 部 長	野 口 泰
代 表 監 査 委 員	高 橋 博
人 事 委 員 長	村 社 秀 継

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	日 隈 俊 郎
事 務 局 次 長	奥 野 信 利
議 事 課 長	亀 澤 保 彦
議 事 課 長 補 佐	伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	森 本 英 征 明

## ◎ 常任委員長審査結果報告

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第1号から第18号までの各号議案及び請願第3号から第5-2号までの各号請願を一括議題といたします。

ここで、常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、清山知憲委員長。

○清山知憲議員〔登壇〕(拍手) 総務政策常任委員会審査結果を御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外10件及び新規請願1件の計12件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第6号、第7号、第10号及び請願第3号は賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成27年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)についてであります。

今回の補正は、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するものであり、16億500万円余の増額となっております。この補正予算に要する歳入財源の主なものは、繰入金9億8,500万円余、国庫支出金4億8,700万円余であります。この結果、補正後の一般会計の予算規模は7,064億4,700万円余となります。

このうち、総合政策部の補正予算は、一般会

計で6,700万円の増額であり、特別会計を合わせた補正後の予算額は131億9,900万円余となっております。

このうち、産学官金連携による地域経済循環創造事業についてであります。

これは、総務省の地域経済循環創造事業交付金を活用し、産学官金の連携のもと、地域の資源と地域金融機関の資金を活用した先進的な取り組みを行う事業者に対して支援を行うもので、地域での経済循環をつくり出そうとするものであり、今回、全国で5件の県事業が採択され、そのうち2件が本県事業となっております。この事業採択に当たっては、厳しい事業要件があり、また、各自治体の申請件数が増加傾向にあることから、今後、事業申請に際しては、これまで以上の行政のより積極的なかわりが必要と考えます。

当委員会といたしましては、潜在する事業のさらなる掘り起こしや、その磨き上げ、また、フォローアップについて引き続き関係部局と十分に連携し、フードビジネスの振興に向けた一層の取り組みを要望いたします。

次に、公の施設の指定管理者の指定のうち、県立芸術劇場についてであります。

当劇場の指定管理候補者については、今回の選定を含め、2期連続で1団体のみの応募状況となっております。

このことについて委員より、「業務内容の特殊性から、今後も複数の団体が応募することは考えにくい。今後もほかの施設と同様の方法により選定していくのか」との質疑があり、当局より、「当劇場のように応募者が競合しない中で、いかに業務の質を維持し、適正な価格により契約するかという課題については認識しており、その選定方法については、指定管理者制度

の所管部局と協議してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、業務の質の維持はもとより適正価格で契約ができるよう、競争性を確保した契約のあり方について検討していただくよう要望いたします。

次に、宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、森林環境の保全に関する施策の財源とするため、平成18年度から森林環境税として県民税均等割の超過課税を実施していますが、適用期限が平成27年度分までとなっているため、その期限を延長するものであります。

このことについて委員より、「期限延長に当たって、県民の意見はどのように把握したのか」との質疑があり、当局より、「事業所管部において実施した県民・企業アンケート調査では、継続に賛同する意見が7割を超え、また、地域意見交換会においても、継続に賛同する意見が多数であったと聞いている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、この貴重な税を有効に活用し、引き続き、森林を守り育てる意識の醸成や、公益的機能を発揮する森林づくりなどに取り組んでいただきますよう要望いたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましても、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、厚生常任委員会、後藤

哲朗委員長。

○後藤哲朗議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件及び新規請願2件の計5件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、請願第4号については賛成少数により、その他の議案及び請願第5-1号については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で10億7,900万円余の増額であり、特別会計を合わせた補正後の予算額は1,055億3,400万円余となります。

このうち、在宅医療・介護連携推進体制整備事業についてであります。

これは、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据え、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するために、消費税増税分を財源とする国の交付金を活用した基金により在宅医療の充実及び在宅医療と介護の連携を図るため、県医師会等が実施する医療・介護に係る多職種を交えた研修開催等の経費を支援するものであります。

このことについて委員より、「今後、国は積極的に在宅医療を推進していく状況にあるが、その提供体制は十分に整っておらず、医師や看護師、介護福祉士などの人材の確保と育成が目下の急務である」との意見がありました。

また、別の委員より、「在宅における病状急変時の対応に対する不安の解消など、患者家族

等が理解を深めることも重要と考えることから、医師会や市町村などの関係機関と協力しながら、在宅医療の啓発に力を入れていただきたい」との要望がありました。

次に、宮崎県子どもの貧困対策推進計画についてであります。

これは、昨年1月に施行されました「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の規定に基づき、国の「子どもの貧困対策に関する大綱」を勘案し、本県の子供の貧困対策を総合的に推進するため、平成28年度からの計画を新たに策定するものであります。

このことについて委員より、「生活保護世帯の子供の高等学校等進学率は、一般世帯と比較して14.7ポイントも低い数値となっているが、当該数値の引き上げにどのように取り組んでいくのか」との質疑があり、当局より、「福祉保健部のみで対応できる問題とは考えていない。改善に当たっては、貧困のみならず、子供が抱えるさまざまな問題解決に取り組むスクールソーシャルワーカーの果たす役割が大きいことから、教育委員会との連携を十分に図りながら取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

次に、県立病院事業の平成27年度上半期の業務状況等についてであります。

この説明の中で当局より、「平成27年度上半期における延べ入院患者数は、前年度同期と比較すると2,900人余の減となった。その主な要因は、延岡病院における一部診療科の医師の減によるものである」との報告がありました。

これを受けて委員より、「県立病院全体の医師数は増加傾向にあるものの、延岡病院及び日南病院については、依然として一部の診療科が休診を余儀なくされるなど、厳しい状況にある。県民が安心して必要な医療サービスを受け

られるよう、大学医局への派遣要請など、医師確保に向けたより一層の取り組みをお願いしたい」との要望がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、商工建設常任委員会、二見康之委員長。

○二見康之議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件及び新規請願1件の計6件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で500万円余の増額であります。この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は642億5,000万円余となります。

次に、公の施設の指定管理者の指定のうち、県営国民宿舍高千穂荘についてであります。

このことについて複数の委員より、「指定管理者がかわることになるので、現従業者の雇用の引き継ぎが円滑に行われるよう、県においても、しっかりと指導助言を行うとともに、新たな指定管理者への移行後も適宜、継続雇用となった者の状況を確認するなど、フォローアッ

プにも努めていただきたい」との要望があり、当局より、「議案議決後、速やかに新旧指定管理者と引き継ぎの調整を行い、雇用の継続を含め、適切に対応していきたい」との答弁がありました。

次に、「介護福祉士等修学資金貸付制度の強化並びに介護福祉士養成に係る離職者訓練（委託訓練）制度の定員数の拡大を求める意見書の提出に関する請願」についてであります。

離職者訓練は、公共職業訓練のうち雇用保険受給者等の離職者を対象として実施される訓練で、県が国に提出した計画に基づいて、国から県が委託を受け、さらに県が専門学校等の民間に委託して実施しており、費用は全額国費となっております。平成27年度の本県の離職者訓練の定員枠は1,060人で、このうち介護福祉士養成コースについては、2学年で80人となっております。

このことについて委員より、「介護福祉士養成コースの定員の決め方はどのようになっているのか。また、定員増は可能なのか」との質疑があり、当局より、「国からは「雇用情勢が改善する中、求職者も減少しており、定員枠をふやすことは難しいが、県の全体枠の中で、コースごとの定員を調整することは可能」と言われている。今後、国と来年度計画の協議・調整を行う予定であり、介護福祉士養成コースの定員については、その過程の中で検討していきたい」との答弁がありました。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で1億1,800万円余の増額であります。この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は709億2,000万円余となります。

次に、細島港、宮崎港における津波避難施設の整備についてであります。

これは、港湾利用者等の安全を確保するため、重要港湾のうち、最大クラスの津波、いわゆるL2津波からの避難施設が近くにない細島港の白浜地区に避難階段を、宮崎港の東地区と一ツ葉地区に避難高台を整備するものであります。

このことについて委員より、「避難施設について、平常時から、災害時の避難場所であることを意識づけるためにどう取り組んでいくのか」との質疑があり、当局より、「避難階段や高台の入り口部分等に避難場所であることを示す看板を設置するとともに、日ごろから地元の方に利用してもらったり、避難訓練を実施することで、意識づけを図っていきたい」との答弁がありました。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の御報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○星原 透議長 次は、環境農林水産常任委員会、渡辺創委員長。

○渡辺 創議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で2億8,500万円余の増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は234億3,700万円余となります。

次に、CLTの活用についてであります。

このことについて当局より、「CLTの加工施設は全国的にもまだ少ないが、現在、県内企業が整備中である。また、県の木材利用技術センターでは、CLT建築構法の研究開発に取り組み、民間企業等から建築方法等の相談を受け付けている状況である。新たな建設資材として期待されるCLTの普及は県産材の需要拡大のために重要であることから、活用促進に向けて取り組んでいきたい」との説明があり、これに対し委員より、「林業先進県としての気概を持って、CLTを活用した建築物の整備促進に官民一体となって、より積極的に取り組み、県内木材産業の成長産業化を図っていただきたい」との要望がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で4,700万円余の増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は423億5,000万円余となります。

このうち、口蹄疫埋却地再生活用対策事業についてであります。

これは、口蹄疫埋却地を農地等として再生活用するために、石の除去や整地等の整備を行うものです。

このことについて委員より、事業の進捗状況についての質疑があり、当局より、「この事業は平成25年度から3カ年で実施し、今年度が最終年度となる。整備希望があった埋却地は224カ所であるが、これまで順調に整備を進めてき

た。今回の補正で排水対策等の追加整備を行い、これにより現段階で実施すべき全ての整備が完了する」との答弁がありました。

これに対して委員より、「口蹄疫終息から5年が経過したが、今後とも、地域農業の発展に向けて埋却地の再生活用に取り組み、口蹄疫からの再生・復興に努めていただきたい」との要望がありました。

次に、「将来展望に立った農業政策を求める意見書」についてであります。

当局より、TPP協定交渉の大筋合意に伴う本県への影響や、国が発表したTPP関連政策大綱について説明がありました。

これに対して委員より、「本県の農業は、従事者が5年間で1万2,000人以上減少し、極めて厳しい状況にあるが、今回の大筋合意でさらに大きな構造的転換を迫られることになる」との意見や、「国から大筋合意の十分な説明がなく、国民は不安を感じ、理解も進んでいない。国会での十分な審議が行われるべきである」、また、「影響を丁寧に精査し、発効具体化の際は、幅広い分野の声を十分に踏まえた対策や、必要な予算の適切な措置が必要である」などの意見がありました。

さらに、「農業を初め第1次産業は、人間の命を支える源であり、国の基である。TPPによる影響の緩和策にとどまらず、意欲のある生産者が未来像を描けるよう中長期的視野に立った抜本的な対策を国に求める必要がある。日本の食料供給基地の一翼を担ってきた本県の議会として、委員会での議論を集約した意見書を提出すべきではないか」との意見があり、全会一致で決定をいたしましたので、議長においてよろしくお取り計らいくださるよう、お願いいたします。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、文教警察企業常任委員会、重松幸次郎委員長。

○重松幸次郎議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第5号であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、警察官の不祥事についてであります。

このことについて当局より、「犯人隠避等の事案で、本県警察官に対し、11月4日付で懲戒免職処分を行った」との報告がありました。

警察官の不祥事は、警察全体に対する信頼を大きく損ない、ひいては治安の悪化につながりかねない重大な問題であることから、当委員会といたしましては、職員一人一人に改めて職責の自覚を促し、組織を挙げて県民の信頼回復に努めるよう強く要望いたします。

次に、高齢者の交通事故抑止対策についてであります。

去る10月28日に宮崎市中心部で車両が暴走し6人が死傷した事故が発生し、その後も高齢者による交通死亡事故が多発している状況であります。

当委員会といたしましては、今後、高齢者が

増加する中で、その交通事故抑止対策がますます重要となることから、福祉保健部や医師会などの関係団体と連携し、長期的な視点に立った対策を講じるよう要望します。

次に、元気チャージ！若者世代ゴルフ交流推進事業についてであります。

これは、出会いの機会が少ない若者世代に、ゴルフを通じた気軽な交流の場を提供し、ゴルフ人口の増加や一ツ瀬川県民ゴルフ場の利用促進等につなげることを目的としたものであります。

このことについて複数の委員より、「効果的な事業であるため、今後も、費用対効果を考慮しつつ、事業を実施してほしい」との要望がありました。

次に、教職員の不祥事についてであります。

このことについて当局より、「県立高校の非常勤講師が県青少年健全育成条例違反で罰金刑を受ける事案が発生した」との報告がありました。

当委員会といたしましては、非常勤講師といえども、教育に携わる者として高い倫理観が求められることから、正規教員だけでなく非常勤講師等についても、学校へ配置する前に職業倫理についての指導を行うなど、規範意識の向上に向けた取り組みを徹底するよう要望します。

次に、議案第5号「宮崎県美術品等取得基金条例の一部を改正する条例」についてであります。

このことについて委員より、「県立美術館が県民への芸術・文化の振興という役割を果たせるよう、効果的に基金を活用し、来館者がふえるような魅力的な美術品等を購入してほしい」との要望がありました。

次に、妻高等学校と西都商業高等学校の統合

についてであります。

このことについて委員より、「地域のニーズに合った学科の設置など、地域の意向を十分踏まえ、統合を進めるべきである」との要望がありました。

次に、県立高校生の就職内定状況についてであります。

このことについて複数の委員より、「今年3月の高校卒業者の県内就職率は54%で、多数の人材が県外へ流出している。今後、全国で人材の獲得競争が激しくなる中、ますます人材の流出が懸念されることから、その危機意識を教育現場と共有し、県内就職希望者の支援をきめ細やかに行うなど、あらゆる対策を講じるとともに、商工観光労働部や労働局、企業団体等とも連携を密にして取り組んでいくべきである」との要望がありました。

次に、全国学力・学習状況調査における学校の状況についてであります。

このことについて当局より、全国学力・学習状況調査の分析方法等について説明があり、委員より、「今回新たな方法で分析を行ったということであるが、今後は、この分析結果をもとに各学校が改善策を検討し、確実に実施することが重要になる。生徒に基礎学力をしっかりと定着させるため、市町村教育委員会と協力して、各学校での取り組みを徹底するべきである」との要望がありました。

次に、宮崎海洋高校の航海実習中の暴行事件についてであります。

このことについて当局より、「今後、しっかり検証して、あらゆる改善策を講じ、再発防止に万全を尽くしていく」との説明がありました。

いじめは、子供の将来を犠牲にし、命にもか

かわる非常に深刻な問題であります。今回の事件の経緯等について、当局より詳細な説明はありませんでしたが、当委員会といたしましては、逮捕者が出るに至った事態を重く受けとめ、全ての学校においてこのような事件が二度と繰り返されないよう、事件の経緯や学校の対応の問題点などを十分に検証し、再発防止に万全を尽くすよう強く要望します。

次に、教育委員との意見交換についてであります。

当委員会では、教育委員会が学力向上やいじめ問題等の諸課題について、どのような考えのもとに活動しているのか調査を行うため、教育委員と意見交換を行いました。委員からは、会社役員や保護者など、それぞれの立場から意見があり、活発な意見交換となりました。

この中で委員より、「教育委員には、案件を審議するだけでなく、みずから問題を提起し、解決に向けた議論を行い、その結果を教育現場に反映させるなど、リーダーシップを発揮するべきである」との意見がありました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

---

## ◎ 討 論

○星原 透議長 これより討論に入りますが、



討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕（拍手）おはようございます。前屋敷恵美でございます。

日本共産党を代表して、今議会に提案されました議案及び請願に対する討論を行います。

まず、議案第6号「宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例」、議案第7号「宮崎県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例」、議案第9号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」、議案第10号「宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例」、及び議案第17号「公の施設の指定管理者の指定について」に反対の立場から討論をいたします。

議案第6号、第7号、第9号の一部及び第10号については、いずれもマイナンバー制度導入に伴う県条例の改正です。マイナンバー制度は、全ての国民に個人番号をつけて、税金や保険料納付、医療、介護、年金、保育サービス利用などの情報をデータベース化して、国が国民の個人情報を一元的に管理、活用しようとするものです。しかし、マイナンバーを通して大量の個人情報が公務・民間を問わず利用されることで、個人情報がいや応なく引き出され、情報漏えいや成り済まし、不正利用など、プライバシー侵害の危険性が高まることは明らかです。

個人番号を官・民が使うという仕組み自体が漏えいの危険を高めるものです。政府は年金情報流出に反省もないまま、プライバシー性の極

めて高い個人の預貯金や特定健診情報なども利用対象にしようとしています。しかし、こうした個人番号を使った情報管理、情報連携の仕組みを広げていくことは、より深刻なプライバシー侵害や犯罪を招くおそれを増大させるものであり、我が党は、マイナンバー制度の中止を求める立場から、本議案について反対するものです。

次に、議案第17号「公の施設の指定管理者の指定について」です。

本議案は、県営住宅について、日向土木事務所、延岡土木事務所及び西臼杵支庁管内の県営住宅27団地の管理を延岡日向宅建協同組合に委ねるというものです。この指定管理者制度は、行政コスト削減などを目的に、官から民への構造改革の路線の一環として導入され、あらゆる部署で進められています。今回は、議案第13号から第17号の議案で、新たな管理者の選定議案が出されています。

私は、特に公営住宅については、これまでも、指定管理者制度はなじまないとして反対をしてきました。公営住宅制度は、国や公共団体が健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で提供し、暮らしと福祉の増進に寄与することを目的にしています。それだけに公営住宅は、ほかの公共施設の維持管理と違って、効率性だけを追求できない側面があります。行政は、この住宅の確保とともに、個人のプライバシーの保護という重要な役割を担っています。特に、民間委託による家賃の徴収・督促業務等に関して、個人情報守秘の扱いがしっかり担保されるのかも含めて考えなければならぬ課題を抱えています。公営住宅に関して、指定管理者制度を適用することはふさわしくな

いと考えます。したがって、今回提案された、県営住宅における指定管理者の指定について反対をするものです。

次に、請願についてです。新規請願第4号「年金削減の中止を求める意見書」の採択を求める請願について、不採択に反対し、採択を求めるものです。

ことし4月に消費税が増税されて以降、物価は上がり続け、国民の生活はますます苦しくなっています。年金受給者の多数派は低年金者です。とりわけ、ひとり暮らしの高齢者の生活は厳しさを増しています。年金制度には、物価が上がればそれに応じて年金を引き上げ、その価値を維持する物価スライドの制度があります。しかし、その制度をなし崩しにして年金を下げ続けるマクロ経済スライド制が、今年度から本格的に始まりました。また、年金2.5%削減法も強行され、年金の引き下げが行われています。

平成26年度財政検証によると、政府は、このマクロ経済スライド制を使って、今後30年間、年金を引き下げ続ける方向を打ち出し、この仕組みは、もっと厳しいものに改める動きさえ進められようとしています。全国で3,950万人の年金受給者のうち、4割は月額10万円以下が現状です。国民年金受給者は、満額でも6万4,000円、5万円以下の方は実に500万人もいます。ここから減額されれば、暮らしが立ち行かなくなるのは明らかです。

年金の引き下げは、安倍首相の言う経済の好循環にも逆行し、地域経済と地方財政にも大きな打撃を与えるものです。30年間にもわたる年金削減は、高齢者だけの問題ではありません。将来の高齢者である現役世代にとっても同様です。年金引き下げの中止は、国民の切実な願い

です。年金削減を取りやめ、そのためのマクロ経済スライド制の廃止を求めている本請願は、全ての県民の思いそのものとして県議会は受けとめ、採択をすべきではないでしょうか。議員各位の賢明な御判断を切に求めて、以上で討論を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

---

◎ 議案第6号、第7号、第9号、  
第10号及び第17号採決

○星原 透議長 これより採決に入ります。

まず、議案第6号、第7号、第9号、第10号及び第17号について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○星原 透議長 起立多数。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 議案第1号から第5号まで、  
第8号、第11号から第16号まで  
及び第18号採決

○星原 透議長 次に、議案第1号から第5号まで、第8号、第11号から第16号まで及び第18号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決され

ました。

---

◎ 請願第4号採決

○星原 透議長 次に、請願第4号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○星原 透議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

---

◎ 請願第5-2号採決

○星原 透議長 次に、請願第5-2号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

---

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○星原 透議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔卷末参照〕

まず、請願第3号についてお諮りいたします。

本請願を委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○星原 透議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第5-1号についてお諮りいたします。

本請願を委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○星原 透議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、お諮りしました請願を除く閉会中の継続調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

◎ 議員発議案送付の通知

○星原 透議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

[事務局長朗読]

---

平成27年12月9日

宮崎県議会議長 星原 透 殿

提出者 環境農林水産常任委員長 渡辺 創  
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

将来展望に立った農業政策を求める意見書

---

◎ 議員発議案第1号追加上程

○星原 透議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑の通告はありません。

---

◎ 討 論

○星原 透議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕 私は日本共産党を代表して、ただいま議題となっております議員発議案第1号「将来展望に立った農業政策を求める意見書」について、反対の立場から討論をいたします。

安倍政権は、TPPの大筋合意の詳細を国会にも十分に説明しないまま、また、この合意がどのような影響を及ぼすかを明らかにしないまま、TPP関連対策大綱を発表いたしました。国の形を一変させかねない大筋合意を国会に報告もせず、国民的議論も行わないまま、大筋合意を既成事実として押しつけようとしています。本意見書は、結論的には、この政府の

動きと軌を一にするものであります。

そもそもTPPは、太平洋地域に新たな経済圏を構築するというものではありません。現に経済圏は存在をいたしております。TPPの最大の目的と動機は、特にアメリカと日本の多国籍企業が、貿易にかかわる関税やもろもろの規制を撤廃して、さらに巨大な利潤を上げることにあります。

大筋合意の内容については触れませんが、この合意が実施されるなら、農業と農村の危機的状況に追い打ちをかけるとともに、農村や国土の荒廃を広げ、世界最低水準の食料自給率をさらに低下させ、国民の生存基盤を根本から脅かすこととなります。

意見書は、「本県の農業従事者はわずか5年間で1万2,000人以上も減少し、30年前の4割を切った」と述べておりますが、この主要な原因は、食料主権と食料安全保障をみずから放棄し、アメリカに追随し、輸入自由化を推進してきたことによるものであります。大豆や菜種がそうであるように、関税を撤廃して生き残ったものはありません。自由化の打撃を国内対策で防げないことは、大豆や菜種はもちろん、牛肉や米、オレンジなどの事例でも明らかであります。このありさまを別の角度から端的に示しているのが農業従事者の激減であります。

意見書は本文第2項で、「TPPが農業に及ぼす影響を丁寧に精査し、発効が具体化する際には、影響を受ける幅広い分野の声を十分に踏まえた影響緩和策を検討し、必要な予算は、従来の農業関連予算の枠にとらわれず適切に措置すること」と述べておりますが、選挙目当てに部分的に一時的に措置することはあっても、受ける影響を本格的に緩和する対策をとらないことは、私がさきに述べたように、これまでの実

例で余りにも明らかであります。

しかも、今回のTPPは、これまでのウルグアイ・ラウンドなどとは本質的に違います。これまでに後退に後退を、譲歩に譲歩を重ね、それでも、例えば牛肉については38.5%の関税を残していたものを、今回は9%に削減する、事実上撤廃であります。また、過去に関税を撤廃したことの無い農林水産物834品目のほぼ半数を今回撤廃するものであり、まさに日本の国のありようを変えようというものであります。

世界においては今日、飢餓人口も年を追って増加いたしております。金に物を言わせて世界の食料を買いあさることは、飢餓状態にある人々をさらに広げ、深刻化させることになり、その不名誉な役割を厚顔にもさらに進めようというものです。また、食料危機に陥ったときに食料増産を方針化しても、今日のような農村と農地の荒廃と農業従事者の減少のもとでは、その方針の達成など望めるものではありません。日本民族の遠くない将来の重大な課題が今、私たちの前に生起しているのであります。

意見書は、「今必要なのは、TPPによる影響を最小限にとどめるという緊急対策のみならず、意欲にあふれた生産者がみずからの農業経営の未来像を明確に描くことができる環境を整備することであり、担い手が将来的不安というトンネルをしっかりとくぐり抜けることができる継続的な対策を実施することである」と述べ、本文第3項においても、このことを強調いたしております。「そもそもTPPの大筋合意に国民は不審を抱いている」とも述べております。このことは、生産者が意欲にあふれるどころか、意欲を切り落とされていることを物語っているのではないのでしょうか。

農業の国際的競争力を高める抜本的な対策に

取り組むことを求めています。競争力を高めることによって日本の農業に勝ち目があるのでしょうか。無原則的に日本農業を国際競争に放り込んだことによって、今日のような深刻な事態になっているのであります。国際競争という点でつけ加えるなら、アメリカは米を60キロ当たり4,000円程度の低価格で輸出いたしておりますが、生産コストに見合う価格との差額を、多い年には穀物3品目で1兆円の輸出補助金を出しております。もちろん日本はゼロです。

農産物にかかる関税は、日本は平均で11.7%であります。これはEUの半分であります。また、農業所得に占める補助金の割合も、日本は平均で15.6%であります。EUでは農業所得の実に95%が補助金であります。欧米では、国民の命や環境などを守っているのが農業であり、これを国民が支えるのは当たり前となっております。日本との決定的な違いは、予算があるなしではなく、自国民の食料は自国で賄うという立場を強く太く貫いていることにあります。この立場を捨てて国際競争させることは、まさに亡国農政と言わなければなりません。

意見書は、国会決議が遵守されているか国会で審議を行えと要求をいたしておりますが、JA森永会長も指摘しているとおおり、遵守されていないことは明白です。当の国会議員の皆さんが、遵守されているとは思っていないのではないのでしょうか。

意見書が述べているように、農業を初め第1次産業は、人間の命を支える源であり、国の基であります。この国民的課題に真剣に応える道はただ一つ、TPPから撤退以外にありません。大筋合意でTPPが決着したわけではありません。発効までには、正文の完成から署名、各国の批准が必要であります。発効には、少な

くともGDPで85%以上を占める6カ国以上の批准を必要とし、アメリカ、日本のいずれかが批准しなければ発効しません。アメリカは来年、大統領選挙であり、批准は不透明であります。日本国民の将来にとって重大な否定的結果をもたらすTPPは、断じて容認することはできません。批准阻止に向けてさらに奮闘することを申し上げて、討論を終わります。(拍手)

[降壇]

○星原 透議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

---

#### ◎ 議員発議案第1号採決

○星原 透議長 これより採決に入ります。

議員発議案第1号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○星原 透議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎ 議員派遣の件

○星原 透議長 次に、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

---

#### ◎ 閉 会

○星原 透議長 以上で、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

本年も、あと22日を残すのみとなりました。執行部及び議員各位におかれましては、一層御自愛の上、新たな年を御健勝で迎えられるよう、心から祈念申し上げます。

これをもちまして、平成27年11月定例県議会を閉会いたします。

午前10時54分閉会

資

料

# 平成27年11月定例県議会日程

20日間

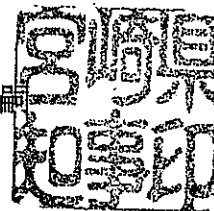
月 日	曜	区 分	議 事	備 考		
11. 20	金	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30		
21	土	休 会	( 閉 庁 日 )			
22	日					
23	月				( 閉 庁 日 ) 勤労感謝の日	
24	火				( 議 案 調 査 )	一般質問通告締切 12:00
25	水					
26	木	本会議	一 般 質 問	議会運営委員会 9:30		
27	金					
28	土	休 会	( 閉 庁 日 )			
29	日					
30	月	本会議	一 般 質 問	請願締切 16:00		
12. 1	火			議員発議案締切 17:00 (会派提出)		
2	水			議会運営委員会 9:30		
3	木	休 会	常 任 委 員 会			
4	金				議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)	
5	土			( 閉 庁 日 )		
6	日					
7	月			特 別 委 員 会	議会運営委員会	
8	火			( 議 事 整 理 )		
9	水			本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会	議会運営委員会 9:30



2 1 5 - 1 2 5 2  
平成27年11月20日

宮崎県議会議長 星原 透 殿

宮崎県知事 河野 俊



### 議案の送付について

平成27年11月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

#### 記

- 議案第 1 号 平成27年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）
- 議案第 2 号 宮崎県税条例の一部を改正する条例
- 議案第 3 号 宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 5 号 宮崎県美術品等取得基金条例の一部を改正する条例
- 議案第 6 号 宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
- 議案第 7 号 宮崎県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例
- 議案第 8 号 行政不服審査法施行条例
- 議案第 9 号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 10 号 宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
- 議案第 11 号 宮崎県女性保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 12 号 勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 議案第 13 号 工事請負契約の変更について
- 議案第 14 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第 15 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第 16 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第 17 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第 18 号 当せん金付証票の発売について
- 議案第 19 号 収用委員会委員の任命の同意について

(文書取扱 財政課)

## 一般質問時間割

### 11月26日(木)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自由民主党	日高 博之	10:00~11:00	
2	県民連合宮崎	高橋 透	11:00~12:00	休憩
3	県民連合宮崎	満行 潤一	13:00~14:00	
4	県民連合宮崎	田口 雄二	14:00~15:00	

### 11月27日(金)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
5	日本共産党	来住 一人	10:00~11:00	
6	自由民主党	松村 悟郎	11:00~12:00	休憩
7	自由民主党	黒木 正一	13:00~14:00	
8	自由民主党	押川修一郎	14:00~15:00	

### 11月30日(月)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
9	自由民主党	清山 知憲	10:00~11:00	
10	県民連合宮崎	岩切 達哉	11:00~12:00	休憩
11	愛みやざき	有岡 浩一	13:00~14:00	
12	県民連合宮崎	井上紀代子	14:00~15:00	

12月1日(火)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
13	無所属の会	西村 賢	10:00~11:00	
14	公明党	重松幸次郎	11:00~12:00	休憩
15	自由民主党	二見 康之	13:00~14:00	

12月2日(水)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
16	公明党	河野 哲也	10:00~11:00	
17	自由民主党	島田 俊光	11:00~12:00	休憩
18	自由民主党	井本 英雄	13:00~14:00	

\* 1人当たりの質問時間 30分以内(質問取扱要領)

## 議案・請願 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	平成27年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)	可決	可決	可決	可決	
第2号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	可決				
第3号	宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例	可決				
第4号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第5号	宮崎県美術品等取得基金条例の一部を改正する条例					可決
第6号	宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	可決				
第7号	宮崎県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例	可決				
第8号	行政不服審査法施行条例	可決				
第9号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	可決	可決		可決	
第10号	宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	可決				
第11号	宮崎県女性保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第12号	勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例			可決		
第13号	工事請負契約の変更について				可決	
第14号	公の施設の指定管理者の指定について	可決				
第15号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		
第16号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		
第17号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		
第18号	当せん金付証票の発売について	可決				

[請 願]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第3号	所得税法第56条の廃止を求める意見書を国に提出することを求める請願	継続				
第4号	「年金削減の中止を求める意見書」の採択を求める請願		不採択			
第5-1号	介護福祉士等修学資金貸付制度の強化並びに介護福祉士養成に係る離職者訓練(委託訓練)制度の定員数の拡大を求める意見書の提出に関する請願		継続			
第5-2号	介護福祉士等修学資金貸付制度の強化並びに介護福祉士養成に係る離職者訓練(委託訓練)制度の定員数の拡大を求める意見書の提出に関する請願			採択		

# 閉会中の継続審査・調査申出一覧

平成27年11月定例県議会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	<p>請願第3号 所得税法第56条の廃止を求める意見書を国に提出することを求める請願</p> <p>総合政策及び行財政対策に関する調査</p>	慎重な審査・調査を要するため
厚生常任委員会	<p>請願第5-1号 介護福祉士等修学資金貸付制度の強化並びに介護福祉士養成に係る離職者訓練（委託訓練）制度の定員数の拡大を求める意見書の提出に関する請願</p> <p>福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査</p>	慎重な審査・調査を要するため
商工建設常任委員会	<p>商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査</p>	調査を要するため
環境農林水産常任委員会	<p>環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査</p>	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	<p>教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査</p>	調査を要するため
議会運営委員会	<p>次期県議会の会期日程及び議会運営に関する調査</p>	円滑な議会運営を図るため

# 議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	平成27年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）	12月9日・可 決
〃 第2号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	〃
〃 第3号	宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例	〃
〃 第4号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第5号	宮崎県美術品等取得基金条例の一部を改正する条例	〃
〃 第6号	宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	〃
〃 第7号	宮崎県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例	〃
〃 第8号	行政不服審査法施行条例	〃
〃 第9号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第10号	宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	〃
〃 第11号	宮崎県女性保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第12号	勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	〃
〃 第13号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第14号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第15号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第16号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第17号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第18号	当せん金付証票の発売について	〃
〃 第19号	収用委員会委員の任命の同意について	12月2日・同 意
議員発議案 第1号	将来展望に立った農業政策を求める意見書	12月9日・可 決



意見書、その他

## 将来展望に立った農業政策を求める意見書

国が11月27日に公表した「農林業センサス」(速報値)は、急速な担い手の減少という県内農業基盤の脆弱化を浮き彫りにした。同センサスによれば、本県の農業従事者はわずか5年間で1万2000人以上も減少し、30年前の4割を切った。

日本の食料供給基地としての一翼を担ってきた本県農業は、極めて厳しい状況にあり、加えて環太平洋戦略的経済連携(TPP)協定交渉の大筋合意によって前例のない大きな構造的転換を迫られている。

そのような中、政府は「総合的なTPP関連政策大綱」を決定した。その内容は多岐にわたるが、農業分野に関しては、米や牛・豚肉など農業重要5項目の経営支援など国内保護策と、国際競争に勝ち抜く「攻めの農業」に向けた体質強化策を大きな柱にしている。

そもそもTPPの大筋合意に国民は不審を抱いている。農業はもとより地方経済・社会に多大な影響を与えかねないとの不安が渦巻く中で国会も開かれておらず、衆参両院の農林水産委員会決議との整合性をはじめ交渉経緯や合意に至った判断根拠も明確にされていない。いまだ国民の理解は進んでいない状況である。

農業をはじめ第一次産業は人間の命を支える源であり、国の基である。本県の現状を鑑みた時、今必要なのは、TPPによる影響を最小限にとどめるという緊急対策のみならず、意欲にあふれた生産者が自らの農業経営の未来像を明確に描くことができる環境を整備することであり、担い手が将来的不安というトンネルをしっかりとくぐり抜けることができる継続的な対策を実施することである。

よって、国におかれては、農業の未来を確かなものとするために下記の事項について誠実に対応するよう強く要望する。

### 記

- 1 TPP大筋合意の内容が衆参両院の農林水産委員会決議の遵守など国益にかなったものになっているかについて、国会において十分な審議を行うこと。
- 2 TPPが農業に及ぼす影響を丁寧に精査し、発効が具体化する際には、影響を受ける幅広い分野の声を十分に踏まえた影響緩和策を検討し、必要な予算は、従来の農業関連予算の枠にとらわれず適切に措置すること。
- 3 国内対策にあたっては、意欲ある生産者が将来的展望を持って経営に取り組めるよう中長期的な視点で持続可能な対策を実施するとともに、農業の国際的競争力を高める抜本的対策に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月9日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	大山安麻	島崎倍生	理正晋太	森昭三	殿殿殿殿
参議院議長	山安麻	崎倍生	正晋太	昭三郎	殿殿殿殿
内閣総務大臣	山安麻	崎倍生	正晋太	昭三郎	殿殿殿殿
財務大臣	山安麻	崎倍生	正晋太	昭三郎	殿殿殿殿
外務大臣	山安麻	崎倍生	正晋太	昭三郎	殿殿殿殿
農林水産大臣	山安麻	崎倍生	正晋太	昭三郎	殿殿殿殿
経済産業大臣	山安麻	崎倍生	正晋太	昭三郎	殿殿殿殿
内閣官房長官	山安麻	崎倍生	正晋太	昭三郎	殿殿殿殿
経済再生担当大臣	山安麻	崎倍生	正晋太	昭三郎	殿殿殿殿

## 議員派遣について

平成27年12月9日

### 1 平成27年度九州各県議会議員交流セミナー

- (1) 目的 九州各県議会の議員が一堂に会し、共通する政策課題等について情報や意見の交換を行うことにより、政策提案力その他議会機能の充実を図るとともに、議員間の親睦を深め、共に九州の一体的な発展と地方主権の確立を目指す。
- (2) 派遣場所 熊本県熊本市
- (3) 期間 平成28年1月28日(木)から  
平成28年1月29日(金)まで
- (4) 派遣議員 15名以内の議員

請 願 一 覽 表



新規請願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第3号	受理年月日	平成27年11月30日
請願者住所・氏名	宮崎市大字小松936-3 宮商連婦人部協議会 会長 村上 美智子 (署名 1,794筆)		
請願の件名	<p>所得税法第56条の廃止を求める意見書を国に提出することを求める請願</p> <p><b>【請願の趣旨】</b></p> <p>私たち宮商連婦人部協議会は、県内の自営商工業の女性事業主や家族従業者で構成する団体です。業者婦人の社会的・経済的な地位向上を求め、「所得税法第56条を廃止し、1人の人間としての働き分（給料）を正当に認めて」と運動を続けています。</p> <p>所得税法第56条は、事業主と共に働く配偶者やその家族（主に妻や息子、娘）がどんなに長時間働いても、税法上その働き分を経費に算入することができず、事業主の所得から年間で最高86万円のみ（配偶者以外は50万円）控除される制度で、1人の人間として人格を認めない差別的な法規です。中小業者の多くが加入する国民健康保険には休業補償や出産手当もありません。</p> <p>世界の主要国では、「家族従業者の働き分は経費に算入する」ことが常識です。</p> <p>これまでの私たちの運動で、「働いた事実に対して対価を支払うのは当然」という世論が広がり、「56条を廃止し、家族従業者の働き分を認めよ」と、全国で416の自治体はその旨の意見書を国に対し提出しています（今年10/1時点）。</p> <p>第176国会では、当時の財務副大臣が「家族従業者の対価をどう保障するか考えたい」、経産相は「56条は見直す意義がある」と答弁しています。</p> <p>つきましては、別紙の意見書案にも深くご理解をいただき、宮崎県議会で意見書を採択していただきますようお願い申し上げます。</p>		
紹介議員	来住 一人 満行 潤一 前屋敷 恵美		

新規請願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第4号	受理年月日	平成27年11月30日
請願者 住所・氏名	宮崎市大和町134-2 全日本年金者組合宮崎県本部 執行委員長 津守 信弘		
請願の件名	<p>「年金削減の中止を求める意見書」の採択を求める請願</p> <p><b>【請願の趣旨】</b></p> <p>貴職におかれましては、住民の生活向上と福祉増進へご尽力されていることに敬意を表します。</p> <p>厚生労働省は、今年度の年金を0.9%増額改訂すると発表しました。しかしこれは本来2.3%引き上げられるべきところを「年金2.5%削減法」と「マクロ経済スライド制」によって1.4%削減された結果、0.9%に抑えられたことによるものです。貧困化が深刻に進むなか、年金の大幅な実質低下は年金受給者の生活に大きな打撃を与え、生存権を脅かしています。その上、政府・厚生労働省は、「マクロ経済スライド制」を使ってこの先30年間、年金を下げ続けることを見込んでいます。（「平成26年度財政検証」結果）。</p> <p>30年間にもわたる年金削減は、高齢者だけの問題ではありません。賃金低下と非正規労働者が増えるなか、年収200万円以下のワーキングプアが1100万人を超えました。これでは将来の高齢者の年金も心配されます。</p> <p>年金引き下げの取りやめは切実な願いです。将来の高齢者、つまり現役の方々にとっても同様です。</p> <p>よって、下記についての意見書を採択し、地方自治法第99条にもとづき関係各方面に送付くださるよう請願いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 年金削減を取りやめ、そのための「マクロ経済スライド」を廃止すること</p>		
紹介議員	前屋敷 恵美 来住 一人		

新規請願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第5-1号	受理年月日	平成27年11月30日
請願者住所・氏名	宮崎市田野町甲1556番地1 公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会会員 九州ブロック協議会 役員 宮崎県介護福祉士養成校連絡会 幹事校 学校法人東洋学園 宮崎医療管理専門学校 理事長 内田 安信		
請願の件名	介護福祉士等修学資金貸付制度の強化並びに介護福祉士養成に係る離職者訓練（委託訓練）制度の定員数の拡大を求める意見書の提出に関する請願  <b>【請願の要旨】</b> 急速な高齢化の進展等に伴い、国民の福祉・介護ニーズはますます拡大し介護関係業務に係る労働力の需要が増大する一方、生産年齢人口の減少や他分野への人材流出等の中で質の高い介護サービスを安定的に提供していくためには、介護人材の安定的確保・資質の向上が不可欠となっています。 現在、介護福祉士養成施設（以下、「養成施設」とする）への入学者の減少傾向は歯止めがかからず、養成施設の定員に対する充足率は50%（離職者訓練制度による受入者を除くと40.8%）と近年では最も低い数値となっており、課程の廃止や入学生の募集停止を余儀なくされている養成施設も少なくありません。介護福祉士養成施設協会としては大々的な啓発や学校訪問等の活動、介護の日のイベントなどにより、環境改善のための努力をしておりますが、このままでは、施策や社会の要請に答えていくことは困難になることが予想されます。 つきましては、養成施設において、今後とも国民の要請、政策課題に応え、専門性をより一層高め、質の高い介護福祉士を養成して、社会に安定的な供給を図り、これにより国民の安心・安全、介護に要する費用の節減等社会貢献を図っていくことが必要であることから、下記の通り、介護人材養成と確保のための大きな魅力となっている介護福祉士等修学資金貸付制度の強化、入校生の学習意欲も高く修了生の就職先での評価も得ている介護福祉士養成に係る離職者訓練（委託訓練）制度の定員数拡大の実現のため、意見書を国に提出されるよう願うものであります。		
記			



【請願事項及び理由】

- ・介護福祉士等修学資金貸付制度の全額国庫負担実施について

この貸付制度は、入学者の経済的負担の軽減を図ることで、介護福祉士養成施設への入学を志す者にとっての魅力となっています。またこれによって優秀な人材が確保され、介護サービスの質の向上の大きな要因ともなっております。一方、急速な高齢社会に伴う介護ニーズへの対応のため「地域包括ケアシステム」の構築が図られていますが、これには体系的な教育のもとで知識・技術を修得し他職種と連携できる介護福祉士が求められています。このようなことから、これら介護人材の養成は国家的事業として推進する必要があると考えられるため、全額国庫負担で実施することをお願いしたい。

紹介議員

重松 幸次郎      清山 知憲      日高 陽一      函師 博規  
前屋敷 恵美

新規請願

			商工建設常任委員会
請願番号	請願第5-2号	受理年月日	平成27年11月30日
請願者住所・氏名	宮崎市田野町甲1556番地1 公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会会員 九州ブロック協議会 役員 宮崎県介護福祉士養成校連絡会 幹事校 学校法人東洋学園 宮崎医療管理専門学校 理事長 内田 安信		
請願の件名	<p>介護福祉士等修学資金貸付制度の強化並びに介護福祉士養成に係る離職者訓練（委託訓練）制度の定員数の拡大を求める意見書の提出に関する請願</p> <p><b>【請願の要旨】</b></p> <p>急速な高齢化の進展等に伴い、国民の福祉・介護ニーズはますます拡大し介護関係業務に係る労働力の需要が増大する一方、生産年齢人口の減少や他分野への人材流出等の中で質の高い介護サービスを安定的に提供していくためには、介護人材の安定的確保・資質の向上が不可欠となっています。</p> <p>現在、介護福祉士養成施設（以下、「養成施設」とする）への入学者の減少傾向は歯止めがかからず、養成施設の定員に対する充足率は50%（離職者訓練制度による受入者を除くと40.8%）と近年では最も低い数値となっており、課程の廃止や入学生の募集停止を余儀なくされている養成施設も少なくありません。介護福祉士養成施設協会としては大々的な啓発や学校訪問等の活動、介護の日のイベントなどにより、環境改善のための努力をしておりますが、このままでは、施策や社会の要請に応えていくことは困難になることが予想されます。</p> <p>つきましては、養成施設において、今後とも国民の要請、政策課題に応え、専門性をより一層高め、質の高い介護福祉士を養成して、社会に安定的な供給を図り、これにより国民の安心・安全、介護に要する費用の節減等社会貢献を図っていくことが必要であることから、下記の通り、介護人材養成と確保のための大きな魅力となっている介護福祉士等修学資金貸付制度の強化、入校生の学習意欲も高く修了生の就職先での評価も得ている介護福祉士養成に係る離職者訓練（委託訓練）制度の定員数拡大の実現のため、意見書を国に提出されるよう願うものであります。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		

	<p>【請願事項及び理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護福祉士養成に係る離職者訓練制度（２年課程）の定員数の拡大について</li> </ul> <p>少子化、若者の介護離れ等により、高等学校等からの養成施設への入学者が減少傾向である中、離職者訓練制度による入学者数は、県内養成施設の全入学者の44.4%を占めております。質の高い介護福祉士を確実に養成し、継続的かつ適切な人員数を供給することは、今後の超高齢社会に対応した施策運営及び雇用施策の上でも欠かせないことから定員数の拡大をお願いしたい。</p>
紹介議員	<p>重松 幸次郎      清山 知憲      日高 陽一      函師 博規  前屋敷 恵美</p>

# 議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
11月20日	金	本 会 議	議長挨拶 開 会 会議録署名議員指名（島田俊光議員、満行潤一議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第19号上程 知事提案理由説明
11月21日	土	休 会	(閉庁日)
11月22日	日		
11月23日	月		(閉庁日) 勤労感謝の日
11月24日	火		(議案調査)
11月25日	水		
11月26日	木	本 会 議	一般質問（日高博之議員、高橋 透議員、満行潤一議員、 田口雄二議員）
11月27日	金	本 会 議	一般質問（来住一人議員、松村悟郎議員、黒木正一議員、 押川修一郎議員）
11月28日	土	休 会	(閉庁日)
11月29日	日		
11月30日	月	本 会 議	一般質問（清山知憲議員、岩切達哉議員、有岡浩一議員、 井上紀代子議員）
12月1日	火		一般質問（西村 賢議員、重松幸次郎議員、二見康之議員）
12月2日	水		一般質問（河野哲也議員、島田俊光議員、井本英雄議員） 議案第19号採決(同意) 議案・請願委員会付託
12月3日	木	休 会	常任委員会
12月4日	金		
12月5日	土		(閉庁日)
12月6日	日		
12月7日	月		特別委員会
12月8日	火		(議事整理)

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
12月9日	水	本 会 議	<p>常任委員長審査結果報告</p> <p>討論(議案第6号、第7号、第9号、第10号及び第17号に 反対、請願第4号の不採択に反対)(前屋敷恵美議員)</p> <p>採決(議案第6号、第7号、第9号、第10号及び第17号) (可決)</p> <p>採決(議案第1号～第5号、第8号、第11号～第16号及び 第18号)(可決)</p> <p>採決(請願第4号)(不採択)</p> <p>採決(請願第5-2号)(採択)</p> <p>採決(継続審査・調査案件)(委員長の申し出のとおり決定)</p> <p>議員発議案送付の通知</p> <p>議員発議案第1号追加上程</p> <p>討論(議員発議案第1号に反対)(来住一人議員)</p> <p>採決(議員発議案第1号)(可決)</p> <p>議員派遣の件</p> <p>閉 会</p>

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 星 原 透

宮 崎 県 議 会 副 議 長 中 野 廣 明

宮 崎 県 議 会 議 員 島 田 俊 光

宮 崎 県 議 会 議 員 満 行 潤 一